

平成25年第5回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月6日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	
9月7日	土		休 会	議 案 等 検 討	
9月8日	日		休 会	議 案 等 検 討	
9月9日	月	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月10日	火	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月11日	水	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月12日	木	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月13日	金		休 会	議 案 等 整 理	
9月14日	土		休 会	議 案 等 整 理	
9月15日	日		休 会	議 案 等 整 理	
9月16日	月		休 会	議 案 等 整 理	敬老の日
9月17日	火	午前10時	本会議	一 般 質 問	
9月18日	水	午前10時	本会議	一 般 質 問	
9月19日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				14日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町議会議場執行部席の変更（平成25年9月6日）
- 専決処分の報告について
- 健全化判断比率報告書
- 資金不足比率報告書
- 平成24年度大津町普通会計決算状況調
- 平成24年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書
- 平成24年度大津町工業用水道事業会計決算審査意見書
- 平成24年度財政健全化審査意見書
- 平成25年度財政援助団体に関する監査報告書
- 平成25年6月例月出納検査の結果について
- 平成25年7月例月出納検査の結果について
- 平成25年8月例月出納検査の結果について

平成25年第5回大津町議会定例会会議録

平成25年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成25年9月6日(金曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 企画部企画課長 杉水 辰則 副町長 徳永 保則 兼ねて会計課長 徳永 太 総務部長 岩尾 昭徳 総務課行政係長 白石 浩範 企画部長 木村 誠 企画課財政係長 羽熊 幸治 福祉部長 中尾 精一 兼ねて行革推進係長 土木部長 中山 誠也 併任工業用水道課長 教育長 那須 雪子 経済部長 大塚 義郎 教育部長 松永 高春 子育て支援課 松永 高春 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 総務部総務課長 田中 令児 総務部税務課長 堀川 晴幸

会 議 に 付 し た 事 件

議案第50号	大津町子ども・子育て会議条例の制定について
議案第51号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第52号	大津町税条例の一部を改正する条例について
議案第53号	大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第54号	大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
議案第55号	平成25年度大津町一般会計補正予算（第3号）について
議案第56号	平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第57号	平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
議案第58号	平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第59号	平成25年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
議案第60号	平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第61号	平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
認定第1号	平成24年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成24年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成24年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成24年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成24年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号	平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号	平成24年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成25年第5回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成25年 8月23日 陳 情 第 1 号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	大津町大津1984-12 消費税廃止熊本県各界連 大津地域各界連 代表者 元島 弘明	総 務 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 5 年 9 月 6 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 議案第 5 0 号 大津町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 1 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 2 号 大津町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 平成 2 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 8 認定第 1 号 平成 2 4 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 2 号 平成 2 4 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 3 号 平成 2 4 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務

受託特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 1 認定第 4 号 平成 2 4 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 5 号 平成 2 4 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 6 号 平成 2 4 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 7 号 平成 2 4 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 8 号 平成 2 4 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

一括上程、提案理由の説明

- 日程第 2 6 議案質疑
- | | |
|----------------------|------|
| 議案第 5 0 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 1 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 2 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 3 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 4 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 5 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 6 号及び議案第 5 7 号 | 一括質疑 |
| 議案第 5 8 号及び議案第 5 9 号 | 一括質疑 |
| 議案第 6 0 号及び議案第 6 1 号 | 一括質疑 |
| 認定第 1 号 | 質 疑 |
| 認定第 2 号 | 質 疑 |
| 認定第 3 号から認定第 8 号 | 一括質疑 |

- 日程第 2 7 委員会付託
- 議案第 5 0 号から議案第 6 1 号まで
- 認定第 1 号から認定第 8 号まで
- 陳情第 1 号

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成 2 5 年第 5 回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番吉永弘則君、10番源川貞夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） おはようございます。だいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、8月26日午前10時から委員会A室において、議会運営委員また大塚議長に出席を願ひ、平成25年第5回大津町定例会について審議しました。

まず、町長提出議案の20件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

認定第1号、平成24年度大津町一般会計歳入歳出決算の認可についてから、認定第8号、平成24年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての8件の決算関係については、本日の会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することにいたしました。

一般質問については11名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から6番まで、2日目が7番から11番までの順で行うことになりました。

委員会については、今定例会は決算認定がありますので4日間行うことになりました。したがって、会期日程については、議席に配付にとおりです。本日から9月19日までの14日間といたしました。

また、最終日に契約案件、備品購入案件及び人事案件が追加提案される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員長の報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月19日までの14日間にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの14日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、これを許します。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 平成25年度大津町議会運営委員会の所管事務調査報告を行います。

委員会は、去る7月4日、5日に委員と執行部、事務局で佐賀県みやき町と武雄市の2カ所で研修を行いました。

まず、みやき町では、議会運営全般と議会活性化の取り組みについて研修を行いました。みやき町は、平成17年3月に3町が合併し人口が約2万6千人で、議員定数は18名であります。常任委員会は3委員会に議会運営委員会、特別委員会は広報、議会改革、定住対策の3委員会で、審議においては本会議主義を採用されており、全協と常任委員会は月に1回から2回開催されているとのことです。議会改革については、平成23年12月に特別委員会を設置し、全議員を委員として、月1回は委員会が開催されております。早急に改革すべきものと、今後の検討課題とするものに項目が分けられております。今までに検討された項目及び今後検討される主な項目は次のとおりでありました。

一般質問の制限時間を90分から80分に変更済み、議員定数18名を16名に減らすことは検討中、法令等で定められている以外の町所管の審議等の委員は辞退する、住民と語る会を区長会を対象に今年度中に実施する予定、休日・夜間議会の開催、議会基本条例の制定、通年議会の導入などは、今後の検討課題とされておりました。なお、議会運営委員会と議会改革特別委員会との位置づけ及び区分については、議会特別委員会が全員で構成されているので設けていないとのことであります。みやき町議会の議会改革については、大津町議会と同じレベルの進行であるが、委員会での審議回数はみやき町議会ほうが非常に多い。今後、大津町議会において具体的な取り組み等を協議する中で、議員全員により十分な議論を行い実施していくことが必要であると思われました。

次に、武雄市については、フェイスブック、文字通訳同時ネット、議場モニターの活用について研修を行いました。武雄市は、平成18年3月に武雄市と山内町、北方町が合併し、人口約5万1千人の小規模都市であります。最近、メディアに数多く取り上げられている市で、全国から年間200組を超える視察を受けられており、視察の目的は、ほとんどが行政におけるフェイスブックの活用であります。昨年の8月にインターネットの公式ホームページからフェイスブックに完全移行したことによるもので、樋渡市長が以前からツイッターやフェイスブックといったSNSのヘビーユーザーであったことから、自ら利用する中で行政分野での活用の可能性、有用性を確信しての英断とのことです。フェイスブックの活用では、行政情報、観光情報、武雄市の風景等の発信、災害時の情報発信、F&B良品の販売が行われており、担当課には専属のSEを配属し、今後は国内はもとより海外へも

発信を準備しているとのことでした。また、旧のホームページのアクセス数が月間5万で件あったのが現在は330万件となり、月平均の投稿数は100件を超えている状況でした。市議会のIT化については、議会中継は30年の歴史があり、市民の関心は高く、問い合わせや傍聴者も多い。ケーブルテレビの放映、ユーストリームの配信も行われており、ケーブルテレビの加入数は92.8%となっていました。今年の6月定例会には文字通訳瞬時ネットが導入され、映像と同時に発言が文字に反訳され同時放送されている。瞬間反訳のため、誤字脱字はあらかじめ了解いただくように周知しているとのことでありました。また、議場におけるモニター、パソコン、iPad等の使用を平成21年1月に議会改革特別委員会で検討し、議運において決定され、3月議会から機器の使用を開始し、一般質問では16名中4名はモニターを活用し、執行部の回答にも利用され、傍聴者及び放映画像を視聴される方からはわかりやすいとの意見が寄せられているとのこと、議場へのIT機器の持ち込みとモニターの利用については検討すべきではないかと考えているところでありました。武雄市議会の研修終了後、全国的に話題となっておる武雄図書館を視察しました。レンタルソフト店TSUTAYAを展開するカルチャーコンビニエンスクラブが指定管理者となり運営を行っており、図書館のスペースとTSUTAYA書店のスペースには仕切りがなく、館内には有料レンタルのCDやDVDもあり、開館時間は午前9時から午後9時までで、年中無休で館内にはスターバックスコーヒー店のカウンターがあり、飲食が可能となっていました。また、調べもの、学習スペースも十分備えてあり、本来の図書館利用においても支障はないように見受けられました。今後の公共図書館の運営には大きな影響を及ぼすと考えられます。

以上で、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、議会運営委員長報告を終わります。

日程第5 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。議会広報編集特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。議会広報編集特別委員長手嶋靖隆君。

○議会広報編集特別委員長（手嶋靖隆君） おはようございます。平成25年度の議会広報編集特別委員会の所管事務として調査・研修を行いまして、全員参加で行いました。議会の事務局長も同行していただきまして、広報編集の全般についての研修内容について報告いたします。

日程、6月20日、福岡県の田川郡香春町、人口は1万1千685人、所帯数4千595、福岡県の東北部に位置し、東西6.45キロ平方メートル、南北10.6平方キロメートル、北部、北九州市小倉南区の南部の赤村、大任町、ここには1億円のトイレが道の駅に設置されているところがございます。その近くでございました。議員が15名です。研修にあたり、加治町長、筒井議長の同席のもとに研修を行いました。今回の研修を行うにあたり、本町広報委員との相違点を要約して申し上げたいと思います。

香春町広報委員会は、各常任委員会より2名選出して6名で構成されておりまして、発刊は年に4回、部数4千650部、印刷製本費192万5千100円の予算でございました。1回の単価が6.9円で、世帯数より多めに作成、各関係機関に配布されております。

編集にあたっての要点としましては、表紙はなるべく人物を使う、少人数の場合は本人の了承を得て、子どもの場合には親の許可を取る。イベントの場合は、始めに撮影した議会だよりに掲載することより話題性を持たせる、見る人を増やす、気を持たせるという利点があるようでございました。

一般質問者の写真については、本町においてはため撮りといいますか、写真の使い回しをしておりますけれども、当町は毎回質問時に写真を撮影、掲載しております。臨場感が見受けられると思惟ました。住民にとってわかりやすい広報誌にするためには、専門用語並びに難しい表現を極力省いて行っているということでした。なるべく写真を多く、文字が少ない構成にして、住民にとってとりつきやすい内容に心掛けている。議員の原稿の依頼にあたっては、一般質問を会期の順番と行うことによって、反訳業者に速やかに電子メールで音源を提供することができる。議会最終日には質問議員に反訳データの提供が可能となり、広報紙作成処理の迅速化及び事務局の負担軽減になることができているということでした。議会報告会を実施しているということでしたが、内容等は広報誌で紹介するなど連携の方法を模索しているということでした。広報誌には次期議会のおおよそのその会期を掲示することによって、傍聴参加を促している。発行責任者に議長を載せる。発行上、責務を明確化している。議員の出欠状況を掲示して議員の参加状況を住民にわかりやすく開示している。議会広報編集会を常任委員とすることで、継続調査に関する作業を簡略化している。委員の任期が2年となっているので、多くの議員が広報誌の編集に関わることができている。一般質問の追跡記事を定め、期ごとに掲載するので、広報誌に連続性を持たせるとともに、住民が求める情報のニーズに答えているということ。研修にあたりましては、全国町村議会議長主催の広報研修会に2年に1回参加している。それから、福岡県の議会議長会の広報研修会に毎年参加しているということ。他の町村議会への研修会も2年に1回は参加している、全員の参加で研鑽に努めているということでした。本町の委員からコメントとして出ておりましたのが、表紙に関しては住民の集合写真、イベント等ですけども、用いることで、手にとってみられる広報誌を目指すべきである。ただし、肖像権の問題、それから被写体選定については、注意を要する。一般質問の内容の結果、進捗状況を定期的に伝えることにより、広報誌に連続性を持たせるとともに、住民の興味をより引き立てるという構成を目指すべきであるということと、それから運営上、メリットが少ないが、議会広報紙委員の位置づけの性質を考えても常任委員会とすることが好ましいのではないかという考え方でした。当町広報委員より広報発刊にあたっては、取り組みの経過、手順を詳細に聞くことができ、本町との相違することについて質疑応答の研修を終了いたしました。最後まで町長・議長の同席を願ひ、丁寧に応答・アドバイスいただきましたこと、研修を受ける側の姿勢に委員一同感銘いたしました。

日程、6月21日、小竹町議会議員図書室において、広報編集委員4名、それから議会事務局2名の同席の下に歓迎挨拶が行われ、吉野副議長より議会広報編集全般についての概要を聞くことができました。福岡県の鞍岳郡小竹町、人口は8千507名です。所帯数は3千983名でした。議員数が

定数12名ということでした。議員広報の構成は議長を含めて5名ということ、これは議長が入っているということがちょっと特徴的でした。任期の始めに議長が委員を選任することになっておりまして、報酬はないと。ただし、費用弁償は1日に1千300円ということでした。創刊は昭和39年の現在200号ということですが、本町においては65号を8月に発刊したということでもございます。一色モノクロの印刷、これは平成17年度からページを6から8ページの間ということでしたが、掲載内容次第で決定するということです。発行部数は3千200部ですが、世帯数よりも少ないということだったので聞きましたら、組織に入っていない世帯については配布はしていないということでもございます。それから、予算関係ですけれども、製本費が32万円、6ページが7万1千400円、8ページが7万7千893円ということで、財政的な工夫をされているようでございました。議員選挙を行うときには、選挙後早い時期に議会だより、増刊号として新議員の紹介と各委員の構成等、町民の皆さんにいち早くお知らせしているということでした。写真は特定の人物を掲載しない、表紙の主なものを集合写真で行う。特定人物を載せるとどうしてもクレームが付きやすいということでもございました。一般質問は600字以内にして答弁が450字以内ということで、ほとんどが文書で1問が長いという感じがいたしました。意見書・陳情書、それから審議結果の可決・否決を表示するという。それから事務局の体制ですけれども、広報編集委員には、その都度、議会事務局担当者が出席、補助的な役割を行っているということでした。広報編集委員は作業をして発刊まで5日間程度、最終的には議長の決裁を経て発刊すると。1週間後に納品、その後、町内の各世帯に配布している。また、PDFデータを町のホームページにも掲載しているということでした。広報委員の研修状況については、先ほど申し上げましたように、全国の研修が任期中に1回、それから福岡県の議長会主催の研修が毎年、それから他町との研修が年に1回ということで研鑽に努められておりました。

研修にあたりまして、本町の委員等のコメントも出ておりましたが、発刊費用の安さは今後参考にする可能性は十分あるということと、それから表紙・人物・写真1枚だけではなく、複数掲載することによって、より住民の興味を引き立て構成することが考えられるということでした。

それから、小竹町の予算の関係で白黒の印刷となっておりますが、とても見にくいのでカラー印刷のほうが適当ではないかということでした。

今回2日間の研修にあたりまして2つの自治体の取り組みを見て聞くことができましたが、議会広報づくりも早く取り組まれたのは全国的にも優秀であり、実施をされている町らしさがありまして、また総括して表紙写真から始まり、早速開いてみたいというような雰囲気づくりもされておりました。段落ちの構成、文字の配置、掲載項目の配分などが工夫されておりました。この議会広報を通じて開かれた議会づくりを目指して日々努力されることに委員一同感銘いたしました。

今後、本町の議会だよりが町民にどれだけ愛読されているのか気にしているところでございますが、私たち委員も町民の目線に立って開かれた議会、信頼される議会を目指して、一致団結して研修事項の検討を加えながら相違点を抽出し、改善に向けて見やすい、わかりやすい広報づくりに努力・邁進していきたいと存じますので、議員各位のなお一層のご協力・ご支援を賜りたいと思っております。

以上、研修調査報告を終わります。9月6日、大津町議会広報編集委員会。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、議会広報編集特別委員長報告を終わります。

日程第6 議案第50号から日程第25 認定第8号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第6、議案第50号、大津町子ども・子育て会議条例の制定についてから、日程第25、認定第8号、平成24年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまで20件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、大津町子ども・子育て会議条例の制定についてですが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、大津町子ども・子育て会議の設置に関し、今回条例を定めようとするものです。

次に、議案第51号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、大津町子ども・子育て会議の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第52号、大津町税条例の一部を改正する条例について及び議案第53号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法の一部を改正する法律等が公布されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第50号から第53号につきましては、条例の制定及び条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第54号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてですが、基本協定の予定価格が5千万円以上となるため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第55号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3千171万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億8千886万1千円とするものです。

歳入では、地方交付税1億9千856万3千円、国庫支出金875万8千円、県支出金2千543万6千円、繰越金4億1千21万円、諸収入5千400万円、町債1千904万7千円をそれぞれ増額し、繰入金は8千430万4千円を減額するものです。

歳出では、総務費4億9千440万3千円、民生費3千62万円、衛生費118万7千円、農林水産費1千101万3千円、土木費5千131万6千円、教育費871万5千円、災害復旧費271万8千円、予備費3千292万2千円をそれぞれ増額し、議会費44万7千円、商工費73万7千円を減額するものです。

次に、議案第56号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千136万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5千229万7千円としたものです。

歳入では、繰越金5千292万3千円を増額し、療養給付費等の交付金3千91万3千円を減額するものです。

歳出では、諸支出金2千124万8千円、予備費142万9千円を増額し、後期高齢者支援金等145万8千円を減額するものです。

次に、議案第57号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1千142万7千円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金100万円、繰越金1千189万2千円をそれぞれ増額し、繰入金1千240万1千円を減額するものです。

歳出では、事業費49万1千円を増額するものです。

次に、議案第58号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千262万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7千765万9千円としたものです。

歳入では、国庫支出金397万円、繰越金7千925万7千円をそれぞれ増額し、繰入金60万2千円を減額するものです。

歳出では、諸支出金が1千565万3千円、予備費6千757万4千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第59号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千311万円としたものです。

歳入では、繰越金338万2千円を増額し、繰入金338万2千円を減額するものです。

議案第60号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6千182万3千円としたものです。

歳入では、繰越金65万7千円を増額し、歳出では予備費65万7千円を増額するものです。

次に、議案第61号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、職員の人件費に伴う補正でございますが、収入支出予算の総額を収入5千973万8千円、支出5千645万3千円としたものでございます。

議案第55号から議案第61号までの7議案につきましては、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、平成24年度一般会計・各特別会計及び事

業会計に係る歳入歳出決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容については、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。

一般会計では歳入総額121億6千688万9千円、歳出総額115億4千10万6千円、翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額1億1千657万2千円を差し引きまして実質支出額5億1千21万1千円となっております。

大津町国民健康保険特別会計ほか各特別会計におきましては、歳入総額69億8千611万4千円、歳出総額67億666万5千円でございます。また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額6千632万6千円、支出済額3千866万6千円となっております。決算の認定につきましては、認定第1号から認定第8号まで、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の平成24年度の決算状況について簡単にご説明を申し上げます。まずは、歳入でございますが、大津町の収入の約37.3%は町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。町税総額は45億4千738万円で、昨年より4.2%増、1億8千100万円の増額となっております。内訳は、個人町民税は10%増、1億1千800万円の増額となっております。法人町民税は4.7%増、1千900万円の増額、固定資産税は1.7%増の4千万円の増額となっております。また、自主財源は歳入全体の51%、62億5千800万円となっております。前年度比0.4%増の2千600万円の増額となっております。要因としては、繰入金がまちづくり交付金事業や学校建設事業の事業債により35.5%減、2億7千300万円大幅に減少したもので、地方税が4.2%、1億8千100万円の増と繰越金が23.4%、9千100万円の増となったことなどが影響しています。依存財源は17.2%減、12億3千200万円の減額で、内訳は地方交付税が5.8%の増となっているものの、国庫支出金が20.2%の減、町債が39.8%の減となっております。

次に、歳出でございますが、民生費は生涯福祉サービス事業、私立保育園負担金が増額したもので、まちづくり交付金事業と国保会計繰出金が大きく減少したことにより、全体では1.2%の減となっております。義務的経費は年々増加傾向にありますが、前年度比4.3%、2億2千100万円の増となっております。共済の残高につきましては、平成24年度末で122億600万円、前年度比3億3千300万円増額となっております。これは、地方の財源不足を補うための起債である臨時財政対策債の急激な膨らみが影響しています。基金につきましては、平成24年度末の総額は41億1千200万円で、前年度比1億3千500万円の増額となっております。財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても、国が示す早期健全化基準を超えるものではありませんが、今後ともさらなる健全財政の運営に努めなければならないと考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況のご説明とともに提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決・ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、各会計の決算の認定以外の議案につきましては、所管部長をして詳細説明させていただきま
すので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） おはようございます。議案第50号、大津町子ども・子育て会議の制
定について説明いたします。

議案集の1ページをお願いします。子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第77条第1項の規
定に基づき、大津町子ども・子育て会議の設置に関し条例を定めようとするものです。

説明資料の1ページをお願いします。はじめに、条例の趣旨として、子どもの教育・保育・子育て
支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が公布されま
した。その中で、子ども・子育て支援事業計画の策定等への意見を聞くための審議会、その他の合議
制の機関を置くように努めることとされており、大津町子ども・子育て会議を設置するものです。

次に、大津町子ども・子育て会議の概要ですが、第2条の所掌事務については、次に掲げる事項に
ついて調査審議する予定です。第1号で特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、第2号
で特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、第3号で子ども・子育て支援事業計画に関す
ること、第4号で子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及
び施策の実施状況に関する事、第5号で全各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項に関す
ること。第3条の組織の委員構成についてですが、委員は子どもの保護者、子ども・子育て支援に関
し学識経験のあるもの、子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの、子ども・子育て支援に関
する関係団体の推薦を受けたもの及びその他町長が必要と認めるもののうちから15人以内で組織す
る予定です。また、委員の任期は2年を予定しています。

議案集の3ページをお願いします。第8条で、規則への委任規定を定めています。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案第51号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について説明いたします。

議案集の4ページをお願いします。今回の改正は、議案第50号関連で、大津町子ども・子育て会
議の設置に伴い条例の一部を改正するものです。

説明資料の2ページをお願いします。新旧対照表の大津町学校運営協議会委員の下に今回の大津町
子ども・子育て会議会長と委員の報酬及び費用弁償を記載のとおりとするものです。

戻りまして、議案集の5ページをお願いします。附則で、この条例は公布の日から施行するとし
ています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議案第52号、大津町税条例の一部を改正する条例
についてご説明申し上げます。

議案集は6ページから10ページ、説明資料集は3ページから29ページになります。

改正の概要についてご説明させていただきますので、説明資料集の3ページから順にお開き願います。この案件は、県下の経済情勢を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、年金所得者の納税の便宜等の観点から、公的年金等に係る特別徴収制度の見直しなどを行うため、地方税法の一部を改正する法律等が公布施行されたことに伴い、大津町税条例の一部を改正するものでございます。

はじめに、今回の主な改正概要につきましてご説明いたします。

1番目に、年金からの特別徴収に係る地方税法等の改正に伴い、関係する内容等を改正するものが第47条の2、第47条の5になります。2番目が金融・証券税制に係る地方税法等の改正に伴い、関係する内容等を改正するものが附則第7条の4、附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2、附則第20条の2になります。3番目が、課税標準の計算の細目を規定している条例の規定については、地方税法附則で定めてあることにより削除するものが旧附則第19条の2から旧附則第19条の6及び旧附則第20条、旧附則第20条の3、旧附則第20条の5になります。そのほかは、規定の削除に伴う条の繰り上げや条項等の整理でございます。

第47条の2及び第47条の5の改正につきましては、説明資料集の6ページでご説明させていただきますのでお開き願います。

はじめに、個人町民税の公的年金等からの特別徴収の現行制度で、個人町民税の特別徴収については、個人町民税の免税額が6月に決定し、その後7月に年金保険者へ通知して実施することから、年6回の支給月のうち、4月、6月、8月を仮徴収、10月、12月、2月を本徴収としてそれぞれの税額を算定しています。このうち、仮徴収税額は前年度の本徴収額の3分の1とされており、通常2月における徴収額と同額が翌年度の4月、6月、8月に徴収されます。なお、本徴収額は年税額から仮徴収額を引いた額の3分の1となっています。また、納税義務者が賦課期日1月1日以後に町の区域外に転出した場合には、普通徴収に切り替えるとされています。

次に、今回の改正内容についてでございますが、1つ目の第47条の2の改正関係では、納税義務者が賦課期日以後に町の区域外に転出した場合においても、納税義務者の便宜等の観点から特別徴収を継続することに見直すものでございます。2つ目の第47条の5の改正関係では、仮徴収税額が前年度の本徴収額の3分の1とされているため、年税額が前年度よりも大きく変動すると本徴収税額と仮徴収税額に差が生じ、翌年度以降もこの不均衡を平準化することができず、本徴収税額と仮徴収税額の乖離が続くこととなります。具体的には、表でご説明いたします。改正前・改正後の欄に記載の金額は、各月の徴収額です。表の改正前の欄をご覧ください。N年度の本徴収額1万円が次年度N+1年度の仮徴収額1万円となりますので、N+1年度において年金収入は変わらないのに医療費控除の増加等により年税額が変動すると本徴収額が2千円となります。このように、年税額が前年度より大きく変動しますとN+1年度における本徴収額と仮徴収額とに大きな差が生じます。また、年税額が2年連続で同額となってもN+2年度、N+3年度の欄に記載しているとおり、一度生じた不均衡

は平準化しなくなります。表の改正後の欄をご覧ください。これを解消するために編みかけをしています仮徴収税額の算定方法、前年度の本徴収額の3分の1を前年度税額の2分の1の3分の1に見直すものです。このことにより、年税額がN+2年度、N+3年度の欄に記載しているとおり2年連続で同額の場合は年金から徴収される額が一定となり、平準化されることとなります。

戻りまして、3ページから4ページをお願いします。附則第7条の4、附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2、飛びまして附則第20条の2の関係する改正につきましては、説明資料集の7ページでご説明いたしますのでお聞きお願いいたします。改正後の表の下に記載しています改正概要をご覧ください。今回の金融・証券所得の課税制度の改正は2つの柱から成り立っており、税負担に左右されずに、金融商品を選択できるよう、また金融商品の課税の公平化を図るため、一つは、公社債等を課税制度上、特定公社債と一般公社債に区分し、特定公社債の実施及び譲渡所得については現行の上場株式等の配当及び譲渡所得と同じ税率及び課税方式とするものです。もう一つは、これらの中で損益通算等ができるものとするものです。

表の改正前をご覧ください。公社債等の課税制度は一つの制度でしたが、改正後は公社債等が課税制度上、上場株式グループの特定公社債等と上場株式等が同様の課税制度になり、非上場株式グループでは一般公社債等が非上場株式等と同様の課税制度になります。また、損益通算についても、上場株式グループ内では可能となります。なお、特定公社債とは、説明に記載しておりますとおり、今回の改正では課税制度上、国債、地方・公募公社債など証券会社や銀行などで不特定多数の投資家に対して販売されるものと定められており、一般公社債は特定公社債以外の公社債など限られた投資家に対して販売されるものになります。

以上のように、金融・証券所得の課税制度が改正されます。

申し訳ありませんが戻りまして説明資料集の3ページから4ページをお願いします。記載しております附則第7条の4、附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2、附則第20条、附則第20条の2の改正につきましては、ただいま7ページでご説明しました内容のとおり、地方税法等の改正を受けて関係する条項等を整備するものでございます。

なお、旧附則第19条の2から旧附則第19条の6及び旧附則第20条、旧附則第20条の3、旧附則第20条の5の改正につきましては、課税標準の計算の細目を規定している条例の規定について地方税法附則で定めてあることにより削除するものでございます。

附則の第1条、施行期日で、この条例は平成28年1月1日から施行するとしています。ただし、次の各号に掲げる改正規定等は、それぞれ各号に定める日から施行するとしています。

5ページをお願いします。第1号で、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定、本改正条例附則第2条第2項の規定は、地方税法の改正規定により平成28年10月1日から施行するとしています。第2号で、附則第7条の4第1項、附則第16条の3及び附則第19条から第20条の5までの改正規定、本改正条例附則第2条第3項の規定は、地方税法の改正規定により平成29年1月1日から施行するとしています。

附則第2条、経過措置の第1項で、平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条

の12第7項に規定する割引債に対する課税は、これまでと同様としております。第2項で、改正後の大津町税条例第47条の2及び第47条の5の改正規定は、平成28年10月1日以後の公的年金等について適用し、平成28年10月1日以前の公的年金等からの特別徴収については、これまでと同様としています。第3項で、改正後の新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中、個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度までの個人の町民税についてはこれまでと同様としています。なお、法律に関して改正する各条文の規定については、国からの通知に基づき改正しておりますので、新旧対照表の8ページから29ページまでの改正後等の説明については省略させていただきたいと存じます。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第53号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は11ページから13ページ、説明資料集は30ページから35ページになります。改正の概要についてご説明させていただきますので、説明資料集の30ページから順次お聞き願います。この案件は、先ほどの税条例の一部改正と同様に、現下の経済情勢を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例拡充等の金融証券税制の改正を行うため、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、大津町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

はじめに、今回の主な改正概要につきましてご説明いたします。1つ目が、金融証券税制に係る地方税法等の改正に伴い、関係する内容等を改正するものが附則第3項、附則第6項、附則第7項、附則第11項になります。2つ目が、課税標準の計算の細目を規定している条例の規定については、地方税法附則で定めることにより削除するものが、旧附則第7項、旧附則第8項、旧附則第9項、旧附則第11項、旧附則第15項になります。そのほかは、規定の削除に伴う項の繰り上げを行うものです。なお、金融証券所得の課税制度の改正概要は、先ほどの議案第52号、大津町税条例の一部を改正する条例で説明しました内容と重複いたしますので省略させていただきます。

附則第3項の改正につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税に特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う必要な規定の整理を行うものです。

附則第6項の改正につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組み替えたことに伴う必要な規定の整理を行うものです。

附則第7項の改正につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、条例の整備を行うものです。

旧附則第7項、旧附則第8項、旧附則第9項、旧附則第11項、旧附則第15項の削除につきましては、課税標準の計算の細目を規定している条例の規定については、地方税法附則で定めていることにより行うものです。

31ページをお願いいたします。附則第8項、附則第9項、附則第10項の改正につきましては、規定の削除に伴う項の繰り上げを行うものです。附則第11項の改正につきましては、規定の削除に

伴う項の繰り上げ及び条例適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う必要な規定の整理を行うものです。

附則の第1条、施行期日で、この条例は平成29年1月1日から施行するとしています。

附則第2条、適用区分で、改正後の新条例附則の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度までの国民健康保険税についてはこれまでと同様としています。

なお、法律に関して改正する各条文の規定については、国からの通知に基づき改正しておりますので、新旧対照表の32ページから35ページまでの改正後等の説明につきましては、省略させていただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

△

午前11時08分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） おはようございます。議案第54号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について説明いたします。

議案集の14ページをお願いいたします。公共下水道根幹的施設である大津町浄化センターの建設工事の委託について、基本協定を締結するにあたり協定の予定額が5千万円以上となるため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

15ページをお願いします。基本協定の目的は、大津町浄化センター建設工事です。工事場所は、大津町大字陣内、協定金額は3億6千100万円になります。協定期間は、平成25年から平成27年度までとしております。協定の相手方は、東京都新宿区四谷3丁目3番1号、日本下水道事業団代表者理事長谷戸善彦様、協定の方法は随意契約によるとしています。

次に、議案説明資料集の36ページから40ページまでをご覧いただきたいと思います。今回の建設工事委託の基本協定に関する説明になります。

37ページをお願いします。機械濃縮等の建設を行う理由ですが、平成7年度供用開始した現在の重力式濃縮設備は、流入汚泥量が少なかった時期は最初沈澱池と最終沈澱池の汚泥の混合による濃縮も可能でしたが、流入汚泥量の増加に伴い発生する余剰汚泥量が増加し、重力濃縮層で分離できない汚泥を含んだ返流水が増え、処理水の水質が低下していく傾向にあるため、今回機械濃縮設備を整備することにより、能力オーバーの問題を解決しようとするものです。

38ページをお願いいたします。終末処理場は、専門的かつ複雑な構造と特殊な電気・機械の設備を有する施設ですので、今回浄化センター建設工事につきましては業務を日本下水道事業団に委託したいと考えておりますが、委託する理由としまして、下水道事業団は下水道技術者の不足する地方公

共同体を援助するため、国及び都道府県の折半出資により設立され、下水道事業に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関としての唯一の地方共同法人であるということです。また、経験豊かな技術者の配置により、建設段階から投資効果が高く、維持管理コストが低い設備の選定ができるものと考えております。

39ページをお願いします。今回の事業執行に伴う平成25年度から平成27年度の建設工事計画書になります。協定の変更については、毎年度、前年度の生産調整を行い、平成27年度に最終の全体精算を行うこととなります。下の方に各年度の事業費及び債務負担行為3カ年の合計額を示しております。

40ページをお願いいたします。浄化センターの施設平面図になりますが、赤の部分で示した箇所が今回改築更新を行う部分になります。浄化センター施設等の将来にわたる安定的かつ効率的で円滑な維持管理を実現するため、是非とも基本協定締結の議決をお願いするものです。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第57号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は9ページになります。今回の補正は、前年度事業の確定に伴う繰越金と一般会計繰入金の補正及び事業の組み替え等の補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ12億1千142万7千円とするものです。

補正予算に関する説明書7ページの歳入から説明いたします。款1、項1、目1受益者負担金の増額は、一括納付者の増によるものです。款4、項1、目1一般会計繰入金は、前年度事業の確定により減額するものです。款5、項1、目1繰越金は、前年度事業の確定により増額するものです。

次に、8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費のうち節2給料、節3職員手当等は、給与減額支給措置等に伴う補正として減額するものです。節8報償費、節9旅費につきましては、受益者負担金審議会を開催する費用で、前年度の振興計画評価委員会からの意見と町政への提案によるものです。目2事業費の中で節13委託料は、本年度予算に計上していた浄化センター長寿命化工事委託を平成24年度繰越事業で施工することにより減額し、それに代わる事業として長寿命化工事に伴う耐震診断調査を発注するために組み替えるものです。補助率は55%から50%に変更になります。節14使用料及び賃借料は、新たなカラーコピー機を更新するための費用になります。款2、項1、目1元金は、金額の増減はありませんが一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い財源を組み替えるものです。

続きまして、議案第59号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は9ページになります。今回の補正は、前年度の実業確定に伴い、一般会計繰入金と繰越金の補正が主なものになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額をそれぞれ1億3千311万円とするものです。

補正予算に関する説明書7ページの歳入から説明いたします。款3、項1、目1一般会計繰入金は、前年度事業の確定により減額するものです。款4、項1、目1繰越金は、前年度事業の確定により増額するものです。

次に、8ページの歳出を説明いたします。款2、項1、目1元金は、金額の増減はありませんが一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い財源を組み替えるものです。

続きまして、議案第61号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は、10ページになります。今回の補正は、給与減額措置に伴う補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、収益的収入及び支出の予定額のうち支出について営業費用を11万円減額するものです。

2ページをお願いします。第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給与費を11万円減額するものです。

次に、補正予算に関する説明書の2ページをお願いします。支出の中で款1、項1、目3総係費につきましては、給与減額支給措置等に伴う補正として11万円を減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。議案第55号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要を参照願います。第1条で、既定の予算の総額に6億3千171万円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億8千886万1千円とするものです。第2条で、地方債の補正を記載のとおりとしています。

今回の補正予算の主なものは、歳入面では交付額の決定による普通交付税の増額と平成24年度の決算による繰越金の増額補正です。一方、歳出面では公務員給与の減額支給措置に伴う人件費の減額と繰り越しの確定に伴います財政調整基金への積み立てなどであります。

8ページをお願いいたします。第2表地方債変更の補正です。1、臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴う増額です。5、一般公共事業は、県営上井手・下井手かんがい排水事業の町負担分に係るものであります。6、自然災害防止事業は、平川河川災害復旧事業の設計業務委託に係るものです。

歳出からご説明をいたします。説明書の17ページをお開き願います。款2、項1、目2臨時諸費は給与の減額措置に伴う事務に係る時間外勤務手当です。目5財産管理費は、庁舎ほかの修繕です。

18ページをお願いいたします。目11地域づくり推進費は、まちおこし大学の見直しのための運営委員会の開催に係るものです。目13財政調整等基金費です。平成24年度繰越額及び普通交付税の確定などに伴うものです。この積み立てによりまして、25年度末の財政調整基金の総額は129

億9千万円になる見込みです。今後、老朽化した学校施設などをはじめ公共施設の整備改修費が必要となりますが、今回は財政調整基金へ積み立てています。現在、公共施設の整備のあり方につきまして検討を行っておりますので、ある程度整理ができた段階で議会にもご説明申し上げ、公共施設整備基金等への目的基金への積み立てへと振り分けていきたいと考えております。

21ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費、節28繰出金は、介護保険特別会計への決算に伴う減額です。目2障害者福祉費、節11印刷製本費は、広報を活用して障害者に対する理解を深めていただくものです。節20扶助費の障害児支援事業費は、事業所の増加などに伴います利用者の増です。

23ページをお願いします。項2、目1児童福祉総務費です。節1の報酬と節9の旅費は、子ども子育て支援事業計画策定のための委員会開催に係るものです。節3の時間外勤務手当、節7臨時職員賃金、節11需用費及び24ページの節19の補助金は、保育士の人材確保を推進するための処遇改善に係る事業です。目7の子育て健診センター費は、防犯カメラの設置工事です。

25ページをお願いいたします。款4、項1、目4健康増進費です。節11需用費は、町内の幼稚園・保育園児の年長児を対象にいたしましたフッ化物うがいによる虫歯予防対策に係るものです。

26ページをお願いいたします。項2、目1清掃総務費は、美咲野地区などの整備箇所が増加したことによるものであります。

27ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費です。節19の経営体制支援事業補助金は、8つの個人や法人の農業経営体によるトラクターなどの農業機械購入に対する助成です。節24のネットワーク大津出資金は、集落営農組織の法人一本化に伴う運営支援であります。目6農地費は、農業用水路等の補修に係るものです。

28ページをお願いいたします。節19は、吹田地区の下井手改修工事ほかの県工事に対する町の負担になります。目7圃場整備費です。節3の時間外勤務手当は、矢護川地区圃場整備事業の推進会議などに係るものです。節13迫井手地区換地業務委託の減額は、県から土地改良区への直接委託に変更されたことによるものであります。目9農業集落排水費は、特別会計への24年度決算に伴うものです。

29ページをお願いいたします。款7、項1、目2商業振興費です。5の全国展開支援事業助成金は、事業が採択されなかったことによる減額です。6の地域づくり夢チャレンジ推進補助金は、町内の散策コースを調査し観光客の誘致につなげるもので、商工会への助成になります。

30ページをお願いいたします。款8、項2、目3道路新設改良費です。節13委託料は、平川河川改修事業です。それ以外は、立野ダム工事用道路町道石坂線改良工事の用地購入に係るものです。

31ページをお願いいたします。項3、目3公共下水道費は、特別会計への繰り越しの確定などによるものです。

32ページをお願いいたします。款10、項2、目1学校管理費です。節13委託料で、護川小学校体育館改修工事に伴います管理業務委託を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。項3、目1中学校の管理費です。大津北中学校増築に伴います地

質調査の業務委託を計上いたしております。項4、目1幼稚園費です。陣内幼稚園改修工事に伴います管理業務を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。項5、目1社会教育総務費の節19の補助金は、鍛冶区公民館の下水道接続によるトイレの改修と岩坂公民館の改修に対する補助です。

36ページをお願いいたします。項6、目2体育施設費の節17公有財産購入費は、菊阿体育館の排水処理に伴うものであります。節18は、トランポリンのマットの購入です。目3学校給食費です。調理場のエアコン整備に係る費用を計上いたしております。

37ページをお願いいたします。節11の災害復旧費は、昨年7月の九州北部豪雨災害に係るものです。款13予備費で、財源調整をいたしております。

続きまして、歳入をご説明いたします。12ページをお開き願います。款10、項1、目1地方交付税の増額は、普通交付税の額の確定によるものです。款14、項1、目1民生費国庫負担金から14ページの款15、項3、目4農林水産業費委託金までは、歳出でご説明しましたそれぞれの事業に伴うものであります。款18、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、24年度給付費等の精算であります。

15ページをお願いいたします。款18、項2、目4財政調整基金の繰入金は、繰り越し等により財源が確保できたことによる減額であります。款19の繰越金は、24年度の繰越金です。款20、項4、目2雑入で、立野ダム工事用道路町道石坂線の用地購入に対する地目差補償金を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。款21町債です。先に地方債補正の変更でご説明したとおりであります。人件費等につきましては、38ページ以下給与費明細書のとおりであります。特別職、一般職とも地方公務員の給与減額支給措置に伴う補正が主であります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） こんにちは。別冊の国民健康保険特別会計補正予算書から説明をさせていただきます。議案第56号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成24年度の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金及び退職者分の療養給付費交付金の額の決定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千136万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5千229万7千円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。補正予算書9ページをお願いいたします。概要は7ページからです。款5、項1、目1療養給付費等交付金の節1現年度分は、社会保険支払基金の25年度交付金による減額補正でございまして。款6、項1、目1前期高齢者交付金の節1現年度分も25年度の交付決定により減額補正をするものでございまして。款10、項1、目2その他繰越金は、平成24年度国保

特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うもので、繰越金の増額を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。10ページをお願いいたします。款2、項1療養諸費の目1から目4までは、財源の組み替えでございます。

11ページをお願いいたします。款2、項2高額療養費の目1から目3までも財源の組み替えを行っております。款3、項1、目1後期高齢者支援金の減額は、平成25年度負担額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。目2の後期高齢者関係事務費拠出金の増額は、見込み不足により増額補正を行ったものでございます。款4、項1、目1前期高齢者納付金の増額につきましては、25年度納付額の確定による増額補正でございます。目2前期高齢者関係事務拠出金の増額は、見込み不足により増額補正を行ったものでございます。

13ページをお願いいたします。款5、項1、目1の老人保健医療費拠出金は、財源の組み替えでございます。款11、項1、目3償還金の増額補正は、平成24年度の退職者被保険者に係る医療費の額の確定に伴う社会保険支払基金への変換及び24年度特定健康診査精算分、国・県それぞれの返還金を計上しております。款12予備費で財源の調整を行っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、介護保険特別会計のほうの補正予算書をお願いいたします。議案第58号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成24年度介護保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う補正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は9ページになります。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千262万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7千765万9千円とするものでございます。

歳入について説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費負担金、節2の過年度分の増額は、平成24年度分の額の確定によるものです。款6、項1、目3その他一般会計繰入金の減額は、条例改正に伴う包括支援センター職員の給与費の減額分でございます。款8、項1、目1繰越金は、平成24年度介護特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い増額補正をするものでございます。

次に、歳出について説明いたします。9ページをお願いいたします。款3、項1、目2包括的支援事業費、節2の給料の減額は、条例改正に伴う職員給与の減額分でございます。款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金の増額は、過年度分の保険料払戻金の不足が見込まれるため増額補正をするものです。目2の償還金の増額補正ですが、平成24年度の介護給付費の額が確定したことによる国庫支出金等の過年度分の返還金でございます。

次のページをお願いいたします。款5、項2、目1一般会計繰出金は、平成24年度介護給付費等事務費の確定に伴う町負担分給付費と事務費精算分の合計を一般会計へ繰り出すものでございます。款6、項1、目1予備費で財源調整を行っております。今後、給付費等の動向に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正予算書をお願いします。議案第60号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。今回の補正は、平成24年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の決算額の確定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要は10ページになります。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6千182万3千円とするものでございます。

歳入について説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金は、平成24年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う前年度繰越金として計上しております。

次に、歳出について説明いたします。8ページをお願いします。款5、項1、目1予備費の増額は、繰越金を平成25年度の精算に備えるため予備費に計上するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 次に、決算認定について、監査委員から審査意見書が町長に提出されていきますので、その説明を求めます。

代表監査委員大久保純一君。

○代表監査委員（大久保純一君） こんにちは。監査委員を仰せつかっております大久保です。ただいまから、平成24年度決算審査の報告をさせていただきます。

お手元に審査意見書が配付されておりますので、大筋その意見書に沿って報告をいたしますが、時間等の関係上、やや足早になることはお許しいただき、その概要を説明させていただきたいと思っております。

今回は、一般会計、それから6つの特別会計並びに工業用水道事業会計の決算と地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく5つの健全化比率についての審査結果を報告いたします。

審査は、まず一般会計等の意見書の1ページに記載しております手続き等に沿って実施をいたしました。審査の結果は、各会計の決算書、それぞれ地方自治法諸規則に定められた様式に基づき作成されており、その係数は審査を行った範囲におきましては正確であると認めました。予算の執行についても、概ね良好に行われており、基金の運用管理についても、特に問題点はなかったと判断をしております。

次に、決算の内容について項目を区切って申し述べたいと思っております。

2ページからになります。そこに総括ということで載っておりますので、一般会計の歳入歳出は先ほど町長からも申し上げましたけれども、双方とも前年度比約1割減の歳入121億6千688万9千円、歳出115億4千10万6千円でした。収支の差額は6億2千873万3千円の黒字、翌年度への繰越額が1億1千657万2千円ありますので、実質収支は5億1千216万1千円の黒字です。また、単年度収支も5千267万8千円の黒字となっております。良好な決算ではないかと思っております。

3 ページからの歳入の状況では、町政運営の基本となります町税は、長引く経済不況の影響で法人町民税はわずかな伸びにとどまっていますけれども、個人町民税は約10%の伸びを見せており、町税全体の徴収率も下降傾向から徐々に上昇に転じています。税法の改正や納税義務者の増加もあると思いますけれども、担当者の普段の努力による徴収率の向上も、その一因ではないかと考えています。担当者には、心から敬意を表したと思います。

また、4 ページからの分担金及び負担金については、大きなウェイトを占めておりますのは児童福祉費負担金、いわゆる保育料であります。現年度分の徴収率は99%に迫っており、良好というべきですけれども、残念ながら前年度よりは多少低下をしております。このことは、過年度分の徴収に力を入れたためというものでした。歳入未済額もじわじわ増加をしておりますが、これは待機児童解消に向けた積極的な施策の推進により、調定額が年々増加していることも要因として考えられます。

続きまして6 ページ、使用料・手数料でも徴収率が大幅に伸びていますが、これは構成割合の高い住宅使用料の伸びによるものと考えられます。昨年度も大幅に伸ばしておりましたが、今年度はさらに伸ばしています。経費はそれなりに要するものですが、裁判所への申し立てや保証人通知等取り組みの成果であると考えます。これも担当者の努力に敬意を表するものであります。今後も税負担の公平性を維持するため収入未済額、特に現年度分の減少に取り組んでいただきたいと思います。また、いわゆる自主財源が歳入全体の約55%を占め、依存財源との比率が逆転するに至ったことも明るい材料だと考えます。

続きまして、歳出のほうに移ります。歳出については11 ページからになります。11 ページからの歳出の状況は、性質別に分類して述べさせていただきます。各費目の歳出に対する構成費が繰出金を除き上昇しているのは、これは歳出規模の縮小に起因するものです。歳出においては、13 ページに記載しております扶助費の伸びが止まりません。また、12 ページの物件費もじわじわ伸びています。扶助費は、国の施策の影響を顕著に受けるという性格を持っていると思います。したがって、自治体独自のサービスの導入にあたっては、事業の整理、いわゆるスクラップアンドビルドに徹底して取り組むことが重要となってきます。これをやらなければ、事業費は雪だるま式に増加することでしょう。物件費は、維持管理等に要する経費が主ですけれども、これは人が意識して努力すれば比較的容易に節減できる性質を有しており、ひいては地球環境の保護にも通じるものです。光熱水費や委託料の削減に強い関心を持ち、実践することが求められます。このほかでは、14 ページの補助費のうち一部事務組合負担金は交際費の減などで現在のところ全体では減少傾向にありますが、菊池広域連合消防本部負担金は、逆にじわじわ増加をしています。2年半前の東日本大震災以降、防災意識の高まりと、そのための諸装備の充実という面があることは十分わかりますけれども、構成自治体が経費節減に取り組んでいることであり、自治体においては監視機能を十分に発揮していただきたいと思います。

続きまして、大きく飛んで26 ページ、特別会計のほうに移らせていただきます。

工業用水道事業を除く特別会計に関する審査結果につきましては、様式は規則に準じ、係数に誤りはないと認めました。すべての会計で実質収支は黒字となっておりますので、予算の執行も良好と判

断いたしました。国民健康保険は医療の高度化による医療費の増大、公共下水道事業、農業集落排水事業には多額の事業費等の償還、介護保険では一般会計繰入金や保険給付の増加など、それぞれに課題を抱えています。また、会計が小規模であるため、急激な費用の増大には対応が困難になることも懸念されますので、特に慎重な運営を心掛けていただきたいと思います。

次は、別綴りの工業用水道のほうに移ります。工業用水道事業は、地方公営企業法の規定により企業会計を採用しております。審査結果は、決算書、財務諸表等は、法の施行規則に基づき作成されており、係数も正確であり、決算書は予算の執行状況を、財務諸表は登記中の経営成績と期末における財政状態を概ね適正に表示しているものと認めました。ただ、本会計も小規模であり、収益の基礎となる給水量も一つの企業が全体の約65%を占めるという特殊性を合わせて持っているため、企業の経営状況把握が特に重要です。企業誘致課と連携して、確実な情報収集にあたっていただきたいと思います。

続いて、財政健全化比率についての意見報告に移ります。別に用意がしてあると思います。財政健全化比率についての審査結果については、意見書の表に記載しておりますとおり、一般会計等については4項目ございます。①実質赤字比率、②連結実質赤字比率については、対象となっている全ての会計が黒字であるため数字の表示はありません。③実質公債費比率、④将来負担比率については、健全化基準を大幅に下回っており、全ての比率が良好な状態を示しています。しかし、実質公債費比率は前年度に比べて低下したものの、未だ基準の2分の1に達しています。将来負担比率も基準を大幅に下回っていますが、一般会計等の決算意見書22ページ、23ページに示している決算に関する他の指標等からは、決して低い数値とは言えないと考えています。企業事業に関する資金比率についても、対象となる3事業とも資金不足はありませんので、数値は記載されておられません。なお、本比率の対象となっている公共下水道事業、農業集落排水事業は、地方公営企業法第2条の対象事業には含まれていませんけれども、企業の事業であり、円滑な運営を行うためには、地方公営企業法の趣旨を十分理解し、事務事業にあたっていただきたいと思います。

これもちまして、決算の審査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） これで、提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時49分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、議案第50号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大津町子ども・子育て会議条例の制定について、質疑を行います。

いわゆる新システム関連の三法が国のほうで制定がなされてきた結果だとは思いますが、今回のこの我が町においての子ども・子育て会議を立ち上げるということでありますが、なぜこの条例を制定

する必要があるのかと。条例を制定することによって、どういう具体的な成果を目指しているのか。このことについてお尋ねをいたします。

あるいは、たしかこの条例は、いわゆる努力義務であったかと思えます、国のほうではですね。今の時期にこの子育て会議条例を立ち上げるということですが、単なる国の指示があったから今回こうした条例が提案をなされたのか、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えします。

今回、条例制定をお願いしております大津町子ども・子育て会議条例の制定については、荒木議員もおっしゃったように、法律の第77条に審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものと規定されております。条例制定にあたりまして、国からの指示、それから県からの研修会等も参考にしながらですね、様々な検討を行ってきたところでございます。地方版子ども・子育て会議は、市町村計画等へ地域の子育てニーズを反映していくことをはじめ、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど重要な役割を果たすことが期待されています。特に児童福祉、教育双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要があります。市町村計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つではありますが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査・審議するなど継続的に点検・評価・見直しを行っていくPDCAサイクルを回していく役割が期待されております。

ちなみに、大津町では既に大津町次世代育成支援行動計画の委員会などを活用することも検討したわけでございますけれども、構成員に子育て当事者の参画に配慮すると幅広く意見を聞く仕組みが求められています。また、条例により子ども・子育て支援法第77条の合議体に位置づける措置が、いずれにせよ必要となるため、今回条例をお願いしたところでございます。

なお、会議については公開を予定しております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回のこの子ども・子育て会議を設置することによって、とりわけ幼児の保護者、そういう方々の意見を取り上げるということでありましたが、ご承知のとおり、今度のこの子育て会議の最大の眼目は、全国的に問題になっておりますが保育所が足りない、待機児童が相変わらず増加していると、そういう背景があったかと思えますが、我が町においてですね、そうであれば、全国の市町村でこうした条例制定を調べてみますと、早いところでは既に3月議会で提案をし、設置がなされております。あるいは、6月議会で設置をしている。ところが我が町はこの9月定例議会と。ということは、我が町においてはこうした子ども・子育て会議の結果、そうした待機児童をなくすとかですね、保育の環境をよくするとか、そういう必要性が認められなかったから3月、6月では提案がなされなかったのか。もし本当に必要であるということであれば、既にもう3月議会で提案をし、スタートをしているべき問題ではなからうかと。なぜ条例が、本当に必要であれば、この9月議会にずれ込んだのか。我が町のこの子育て環境の認識が甘かったのではなからうかと思えます

がいかがですか。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるようになりますね、法律はもう既にできて、内容をしっかり勉強すれば、今、議員がおっしゃった6月とか、早めに会議をすることも認めざるを得ないわけでございますけれども、熊本県におきましては説明会が、詳細な説明があったのがまだ夏でございます、その中でですね、いろいろ検討する中で、6月ということも出たんですけれども、中身についてもう少し勉強したいということと、他の町村の状況も調査いたしましてですね、6月にする条例を出した町村もまだ少なかった、県のほうも9月ということで聞いておりましたので、中身を精査するために今回お願いしたと。当然早めにできなかったというわけではございません。当然必要ということは十分認識しておりました。6月出すことも検討したのは間違いございません。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、一般質問でまたお尋ねをする予定でありますのでこれ以上は聞きませんが、もう一つだけ確認しますが、既にこうした子ども・子育て会議を設置している、県内でいいですから市町村がわかりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 荒木議員の再々質問にお答えいたします。

手元に持っております県の説明会が7月26日に行われております。この資料によりますとですね、これは全国のデータしかございませんけれども、全体でございますね、1千789の団体、都道府県、市町村、政令市、中核市も含めてございますけれども、その中で7月の時点で設置済みの団体は619団体でございます。今後対応予定が911団体、合議体を置かないという団体もございまして、これが11団体、方針が決まっていない団体が248団体ということで、7月26日時点での県の説明会の資料はいただいております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

この50号の中で、趣旨としては子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとしてということが説明資料で述べられております。総合的という形で考えた場合にですね、この議案集の2ページ目の組織という点が少し引っかかりまして、この構成員をどんな方にするかという形で説明資料のほうには案として述べられております。こっちの議案集というのは、組織の第3条として、保護者とか、学識経験者、きちんと5項目上げられておりますが、心配する点を申し上げますれば、子育ての関係の方々はそれなりに情報というものは共有するものが皆さんあられると思うんですよ。逆に言うならば、もう総加的になりかねない。それを一つ私は思います。ですから、本当はいろんな子育てというのは、これはそれこそ国をつくるものでありますから、いろんな業界からのですね、

団体からのいろんな方々が入られたほうが私は適切な意見が述べられて、いろんな角度から述べられて充実すると思うんですが、その5行目に、その他町長が必要と認めるものというものもありますけれども、昨年度でしたか、教育委員会が実施しました学校教育とか、いろんなものに対して評価をいろんな方たちから、企業の方とかいろんな方から述べられたのが非常に僕はあれよ良かったと思うんです。偏ってないんですね、まっさらな状況で、今の社会情勢、世界情勢はこうなんだよとか、日本が置かれた立場、我が町が置かれた立場とかいうのが、いろんなことが出てきますので、私はこの点、この組織について偏りが無いかという点でちょっと疑義に思うんですが、この3条についてのこういった形で出されたその経緯、こういうふうになった理由、またそういった点もこの5条において、5行目において、5項においていろんな方々を入れられる余地もありますよと言われるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

永田議員おっしゃるようになりますね、そういったバランスの取れた委員構成というのは非常に重要だということだと思っています。国のほうの会議につきましては、そういった法律に基づいた部分でバランスの取れた方々を入れられていると。それと同じような仕組みで市町村もしなさいということじゃございません。そういう国の会議のメンバー、それから県の会議のメンバーを参考にさせていただきたいという指導はあっております。そこで、大津町の中ではいろいろ検討した結果ですね、一応今、子どもの保護者についてはですね、一応公募の予定を考えております。2人の方は公募したいということ考えております。

それから、学識経験におきましてはですね、大学の教授、専門のそういった子ども・子育ての研究をされている専門の先生をお願いするなということ今考えているところです。

それから、子ども・子育て支援に関する事業に従事するものということがございますので、これについてはバランスが取れたですね、公立・私立を含めまして、その中からお願いをしたいということで考えております。

それと、関係団体でございます。関係団体につきましては、民生児童員のほうから主任児童員の方を推薦いただくなということ考えております。

それから、学校教育関係では、小中学校の校長会の推薦をいただくなというふうに考えております。

それと、そういった子育てに今頑張っている、NPOも含めたところで、そういった方々の参入もお願いするなというふうに考えております。

それと、今、永田議員が一番期待をされているというか、それ以外の方々については、その他町長が必要と認める中でですね、例えば企業連絡協議会のほうから推薦をしていただく、それから、もちろん行政のほうからもどなたか一人入っていただく。ほかにもあと2名ほどできますので、その辺は今後検討しながらですね、なるだけ幅広い分野の中から意見をもらえるように考えていきたいというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第51号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号を議題とします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 大津町一般会計・特別会計補正予算の概要4ページ、ネットワーク大津の出資金について質疑いたします。

まずは、ネットワーク大津の設立、おめでとうございます。さて、このネットワーク大津に対する出資金が250万円ということになっております。そこで、この出資の根拠、それから2番目にどうして金額、その250万円かというこの金額の妥当性。それから3番目、この4ページの説明では、集落営農組織の法人一本化に伴う運営支援を目的とするとなっておりますが、ネットワーク大津は株式会社です。株式会社の目的は、利潤の追求であります。そう考えると、出資金は株式の取得になり、支援ではないのではないかと。その気持ちはわかるんですが、だからその法的には株主になるということは、この出資金として町の財産目録に載ると。結局お金が株式に変わったと、こういうことではないかということ。それから、4番目にこの問題は将来に問題が生じる可能性があると思います。もし将来的に経営が苦しくなったとき、株式を失うだけで、あとは責任はありませんと、それが株式会社の有限責任ですが、それだけで済むのかと。かつて道の駅大津文化の森は第三セクターとして大津町も経営に参加しております。出資しておりました。初めのころ、5千万円出資していましたが、途中、文化の森の資金繰りが苦しくなり増資を行いました。そのとき、町は追加として5千万円を出資しました。合計1億円出資したことになりましたが、その後、会社の借金が大きくなりすぎたとして減資をしました。つまり、出資金の食いつぶしです。1億円あった町の出資金は2千500万円となり、7千500万円の損出を出しました。これは町民のお金であります。こういうことにならないよう注意してもらいたいのですが、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 坂本議員のネットワーク大津に対する出資についてお答えします。

最初に出資の根拠ということでございますが、昨日発足式にありましたように、これまで大津町は昭和53年以来の圃場整備ないしカントリーエレベーターの1号機、2号機の設置以来、一貫して農業機械の過剰投資の抑制ということで共同利用機械、集落営農、また機械利用組合に対する補助をやってきております。その金額は大津町単独だけで1億2千万円を超すというような状況でございます。その延長上として、今回農業の法人化をされるということですので、また昨日もありましたように農業の公益性というところもありまして、今回12の集落営農組織が法人化されるということで一定程度の出資を、これまでの町の農業政策の延長として出資をお願いしているところでございます。

それと金額の妥当性ということでございますが、今年の3月ぐらいに迫井手圃場整備事業に伴う中島と岩坂の集落営農組織が大津白川という形で法人化されております。その際、国のほうから設立の補助金として40万円出ます。それで、1回の法人化について40万円ですので、1集落当たり20万円と。今回、12集落が法人化されますので20万円掛ける12集落ということで約250万円と。それと、もう一つは、農協が500万円出資されるので、その辺も寸借して250万円ぐらいが適当じゃないかということで今回その額の予算をお願いしております。

将来の問題につきましては、当然株式会社ですのでいろいろな問題があるかと思いますが、町の立場としては、この出資した額の範囲内で責任を持つということですので、先ほど文化の森なんかの例を挙げられましたけれども、この250万円の範囲内ですと、万一のときには責任を持つということをお願いできればというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

補正予算書の24ページ、民生費の中の項の2児童福祉費、節19で補助金といたしまして、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金という形で出ております。説明資料によりますれば、保育士の人材確保対策を推進する一環と書いてありますが、この処遇改善に取り組む保育所といったときにですね、どんな形でやられるのかというのが全然見えませんので、額としても結構な額出ているので、本当にその処遇が改善されるのはこういった方法ですよというのがちゃんと見えているのか。そして、また改善されなかった場合とかいろんなことを考えて、補助金は出しましたと。しかし、改善まで至らなかったというのでは話になりませんので、そういった補助金の特性というもののきちんとした生かされ方というものを検証まで含めて説明をしていただきたいと。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、安心子ども基金を活用した保育士等の処遇改善臨時特例事業ということで、今年度限りというふうにも聞いております、10分の10でございます。内容につきまして、目的でございますけれども、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の

交付を行うことにより、保育士の確保を進めるとというのが目的でございます。当然、市町村が事業の実施主体ということで、それぞれの保育園、私立の保育園のほうから計画を出していただいて予算措置しておりますけれども、当然条件がございます。条件をちょっと読み上げたいと思いますけれども、保育所運営費の民改費加算が提示されていないこと。これは専門用語で申し訳ないんですけども、これは民間給与改善何とか費というものでございます。それから、賃金改善の具体的内容について記載した処遇改善計画を作成し、当該保育所職員に対して計画書の内容について周知していること。それから、当該保育所の職員の賃金改善以外の費用については認めない。それから、実績報告を求め、実際に賃金改善に要した経費が交付額を下回る場合には、その差額の返還を命ずること。それから、虚偽または不正の手段により本事業の交付を受けた場合には、既に交付された一部もしくは全部の交付額の返還を命ずるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

内容はわかりました。この条件というのも、これをどういうふうに解釈するかというのがちょっと曖昧でありまして、その条件がちゃんと満たされているというのは誰が検査するのでしょうか。それと、返還を命ずるというところまで、厳しい措置までこの補助金にはあるようでして、ということは、毎年毎年の、言うならばそういった決算書なり何なりというのをきちんと出していただかんといかんだろうし、どういうふうにチェックして進めていくのか。例えば最初だけもらって改善にあたりましたと、2、3年経ったならば元に戻りましたとか、そういったところをきちんと実態の調査というものもやっていかなければならないということで、町にとっては仕事がまた増えるわけです。これは恒久的にやらなくてはならないようになるんじゃないでしょうか。この補助金というのは、ある意味改善になるかもしれませんが、町とするならば、そういった今後の査定とか、いろんな検証の場において負担が出てくるのではないのでしょうか。その点について、再度お尋ね申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

当然、市町村が実施主体となりますので、市町村がチェックを行うと。当然、子育て基金の県の基金をいただきますので、二重に県のほうのチェックも受けるということになりますけれども、実質的には市町村が責任を持ってチェックを行うということになります。その中で、まず先ほど説明いたしましたように、この計画をされる保育所においてはですね、具体的な賃金改善の内容について記載した処遇改善計画を作成しなければいけません。それを職員に周知するとともにですね、申請をしていただく。その内容が適正であれば交付を行う。例えばですね、いろいろなやり方があると思うんですけども、本俸を変える場合、それから一時金としてボーナスで払う場合、いろいろなやり方があると思います。ですから、そのやり方等についてはですね、今年度限りということでございますので、それぞれの保育所に任せる。内容が適切であればですね、実績に応じて支払うという内容でございます。

それから、市町村の事務負担でございます。市町村の事務負担につきましては、事務費の計上もし

ておりますけれども、これも10分の10です、1保育所、申請があった保育所あたり、15万円以内で事務費が支払われますので、そういった今回職員の時間外等も中に10分の10で組み合わせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

その最初の条件を満たすためにそのいろんな計画あたりもきちんと出していただくというのは、これは当たり前のことでしょう。もちろん公金ですから、そういったところをきちんと計画書を出してもらわないと査定自体がまずできないということですが、私が問題になると思うのは、6園に対してこれだけの金額となりますと、1園が240万円ぐらいになりますかね、240万円という金額を、この保育園という特性じゃなくて一つの企業から考えたときに240万円いただいて人件費、経費に充てるわけですよ。それをしたときに、2年間でペイするような計画とか、3年でペイするような計画、3年を掛けて240万円を支払う、言うならば分割するという意味ですよ。4年目からはもうやめると。だって、その後は企業努力が改善されないとそれを維持していくのは難しいんです。ですから、こういった出し方というのは、恐らく一時的には240万円もらうことができるでしょう。しかしながら、それを恒久的に10年、20年やっていけといったならば、企業負担というものは増えるんですね。それが保育所に当てはまるかどうかはわかりませんが、これというものは、本当ならばそういった改善になるような、保育所が利益を上げるといいますか、ちゃんと人件費の経費に充てられるような体制づくりに充てられるのだったら私はわかるんですよ、その後もずっと恒久性があるかなと。だけれども、240万円でそういった計画の内容のこの査定の仕方というのは非常に難しいと思います。途中のたち切れの可能性が僕は強いと思うんですよ。ですから、本当にそれが続くような施策なのかなと。この公金は皆さんの税金ですから、結局は。これは2年、3年したら、またこれを出してくれとか言われたときにきりがいいかなと思うんです。1年限りというのは、今だから言えることなんです。ですから、その後、やっぱり窮したからまた下げましたということになりかねないかなと。その継続的なものになり得るかどうかというものはどうでしょう、そういったものはきちんとした査定の段階で見られるんですか。それとも、そういったことは頭の中にないのかなと思いますので、この点について、再度お聞きしておきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 永田議員の再々質疑にお答えいたします。

もともとこの保育士の改善というのがですね、待機児童が出ているという市町村があると。しかも待機児童を解消するためには、当然そこに働く保育士さんが必要になってきます。その保育士さんの資格を持っていらっしゃる方がなかなか手がない。非常に今、保育士の給与が安いというところでスタートしたのではないかというふうに私は考えております。永田議員おっしゃるように、来年、再来年はどうなるんだと、非常に私たちもそれ心配しております。今回はですね、10分の10ということの事業が今年度限りということで私は考えております。当然、これを打ち出した以上はですね、来年、再来年についても継続的な取り組みをしなければですね、安定した保育士を雇うことはできな

いと思っております。それには税金が必要になってきます。それで、多分国が考えているのは消費税の、一応7千億円だったと思えますけれども、消費税の中から7千億円はそういう子育て支援関係に充てられるというようなことを聞いております。その消費税が通ったときにですね、何らかの形で運営費の中にそういった改善がなされるんじゃないかと。先ほど民間改善費の中にですね、その保育園ごとには勤務年数の違いはございますので、その勤務年数に応じたそういった運営費の中に入ってくると。当然、その中には2分の1が国、4分の1が県、市町村も4分の1は負担するということがありますけれども、そういった、恒久的にはそういった保育園の運営費の中にですね、今で言う運営費の中に含まれるべきものと私は考えております。今回、また子育て三法が変わりますので、そういった出し方についてはですね、どのような形でなるかというのは国の子育て会議等の状況を見ながら十分勉強していかなければいけないと思っておりますけど、今年度限りに終わらないことを期待したいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 2、3点お聞きしたいと思います。一般会計の補正予算の中で、15ページの財調の繰り入れ、また繰越金、そして町債等について、一つだけまずはお尋ねしたいと思います。

これにつきましては、財政調整基金は財源調整での減額、9千万円の減額だと思うんですけども、交付税も約1億9千800万円ほど普通交付税が伸びているというような状況でございます。また、決算では職員の皆さんも一生懸命努力をされて、歳出削減の努力をされていると思えますけれども、不用額等もかなり金額的に多くなって繰越金もかなり増額をしていると、4億1千万円以上を繰り越すということは、確かに黒字ではございます。しかし、予算の有効活用という点からいたしますと、この辺がまだほかに使えることができたのではないかというような問題点も生まれてくるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺、十分精査をしていただいで進めるという取り組みあたりを考えておられるのか。

また、起債につきましても、財源対策債につきましては、確かに交付税算定の範囲内に入ります。ただしこれは枠でございますので、ここまで借る必要があるのかというのは、122億円の起債、借金残高があるという中で自主財源をうまく使い精査をするということで、将来的な負担、その辺も含めて検討すべきではないかというふうに考えておりますので、その辺の財源活用、財政運営についてもどのように進めていかれるかを少しお尋ねしたいと思います。

また、先ほど部長のほうから財政調整基金の金額につきまして23年度約6億円、24年度決算で6億円、そして今回5億円ということで財調が約30億円近くになります。この辺も先ほどお話しがありましたように諸問題があるということで、特定目的基金への積み立てあたりも検討するというところでお答えになっております。私たちが庁舎の耐震問題や教育施設、またほかに老朽施設整備等、様々な課題が役場のほうにはありますので、その辺も含めて目的基金へ早急に整理をしたりする計画ですね、施設整備計画なりを立てていただくようなことを取り組んでいただくならということをお願いしたいと思います。

もう1点は歳出側ですが、学校給食センター、36ページですが、給食センターの空調関係の工事が上げられております。子どもたちの食の安全ということで大変大切なことで、そこで調理される方々の健康も含めて十分対応するべきだというふうに考えておりますけれども、ちょうど工事をされる施工時期がどの辺の時期にくるのか。食の安全で調理をしながら部分との工事施工ということもあり得るということであれば、十分注意をしていただかなければならないと。また、その方法も含めてどのような形で捉えていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 桐原議員のご質疑にお答えいたします。

予算書15ページの財政調整基金の繰り入れの減額、また繰り越しの増額についてのお尋ねかと思っております。ご存じのように交付税の増額、あるいはご指摘いただきました不用額が生じたことによりますところが大きな要因ではあります。交付税の増額につきましては、なかなか予算の確定が難しいところでございますけれども、結果的に増えているというところであります。不用額につきましては、当初予算計上時の精査がしっかりなされたかというところのお尋ねかと思っております。ご指摘のように、それぞれの所管において十分な精査が必要だと考えておりますし、そのように努めてまいりたいと。ただ、実際事業を実施していく過程の中でそれぞれの担当が最小限の費用で最大限の効果を追求したことにより、結果的に不用額が生じるということも当然ありますので、その点ご理解いただきたいと思っております。いずれにしても、効率的な予算の執行に心掛けて、不用額につきましては次年度以降の基金等の積み立てによりまして計画的な財政運営に心掛けてまいりたいと思っております。

続きまして、臨時財政対策債の取扱いでございまして、臨時財政対策債につきましては、ご存じのように本来であれば地方交付税として配分される財源が交付税の原資となる国税が大幅に不足しているために、地方自治体が個別に地方債として発行することができるものであります。実質的な地方交付税としての性格を持つ臨時財政対策債の返済は、ご存じのように元利償還金のすべてを将来の地方交付税によって手当てされることになっております。例えて申しますならば、国が交付税として現金を交付することができないので、代わりにお金を借りてくれと、どちらにしても後で面倒を見るからということになっているかと思っております。また、原則として自治体の任意というふうにはされてはおりますけれども、交付税の算定をされた結果でありますので、全額を発行しなければ当然必要な住民サービスの供給に支障を来すという部分もあるかと思っております。したがって、非常に残念ではありますけれども、当面は臨時財政対策債を有効に活用せざるを得ないというふうに考えております。当然、臨時財政対策債の発行額が膨らむことは決していいことではありませんので、このことも含めまして地方財政全体の問題として国と論議を進めていかなければならないというふうに考えております。

また、財政調整基金の積み立て、当初も説明を申し上げたところでありますけれども、議員ご指摘のように町内公共施設におきましては時間の経過とともに建物の老朽化が進み、計画的な改修・改築が必要となってきております。さらに昨今の厳しい経済状況の中では、今ある施設を少しでも長く活

用するために延命化を図りながらコストを削減し、財政負担の平準化を図りながら施設の長寿命化を図り実施することが求められております。先ほど申しましたように、現在公共施設の整備のあり方について協議を行っておりますので、ある程度考えがまとまりましたら議会にもご説明を申し上げ、公共整備基金等の目的基金への積み立てへ振り分けてまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 桐原議員の質疑にお答えします。

給食センター調理場空調機器整備の工法及び施工時期についての質疑だったと思います。今回、給食センター調理場の空調機器の整備に設計業務委託及び工事の事業費として1千350万円を要望しております。この事業は、給食センターの食品衛生環境及び調理職員の労働環境の改善を図るために空調機を整備するものです。特に今年の梅雨どきから夏に掛けて調理場内が高温多湿となりまして、数名が作業中に体調を崩す状況もございました。ぜひ来年の夏までにはそういったところを整備ができればと考えているところでございます。現在の給食センターの調理場内は天井が高く、調理場全体を温度調整することが非常に難しい状況でございます。調理場内の調理用の釜やフライヤーの近くなど、特に温度が高くなるところが5カ所ございます。そういったところに業務用のエアコンを設置することで、部分的に温度調整をしたいと考えております。

また、研修室、それから食品庫にはですね、一時的な休憩室も兼ねたところで家庭用のエアコン2台を設置する予定でございます。業務用エアコンの設置については、天井から空調機をつるす方法など今検討をしていますが、具体的な工法等については実施設計の中で決めていきたいというふうに考えております。また、工事の施工時期については、屋外の工事についてはですね、施工時期の制限はないように思っておりますけれども、議員心配されている調理場内についてはですね、非常に心配がございまして。春休みが一番長うございましてけれども、そういった春休み等を含めまして調理を行わない休み期間が連続したときなどを利用しながら集中して施工計画をしていきたいというふうに考えておりますけれども、そういったものにつきましても実施設計の中で具体的なものについてですね、併せて支障がないように検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第56号及び議案第57号の2件を一括してを議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第56号、国民健康保険特別会計補正予算について質疑いたします。

今回の補正予算で、繰越金が5千292万3千円出てきておりますが、この毎月の各会計の収支計算書というのが議席に配付されておまして、平成25年の5月分というのは、平成24年度と25年度が2つあります。出納閉鎖するのが5月末日という特性からか。この中でですね、25年度の5月分を見ますれば、なかなかこの欄は出てこないんですけども、仮繰越一時運用額という形で2千

万円。要するに収入と支出の累計では差し引き残額がマイナスになってしまうということでやられております。この点についてなんですけれども、先ほど部長の全体的な説明の中では、なかなか見込みが難しいということでやっておられるということなんですけれども、実際この時間差的なですね、いうならば、結局合計の繰り越しというものは1億5千万円ぐらいあるわけですから、その前にこういった各月の会計処理というものがもう少しスマートにできないのかなと思う部分がありまして、なかなかその国保連合会とかいろんな形で時間差的なものがいつてくるものもあると思いますけれども、この点についてですね、この収支計算書の2千万円というのは、これは苦肉の策じゃないかなとちょっと思ってしまうんですけれども、どういった経緯でこういった予算の組み方、組み替えのやり方というのはやられたのか、質疑いたしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 永田議員の質疑にお答えします。

今、議員ご指摘のとおり、ちょうど時期的なもので大変苦慮した部分があります。今回の部分につきましては、最終的に1億5千万円の繰り越しという形になっておりますが、それ以前、不足する時期というのはいろんな医療費の伸びということでかなり担当のほうと苦慮した部分があります。会計のほうともご相談しながら、独立採算という形の動きになりますので、そこについてはぎりぎりの線でさせていただいたということになります。ただ、現状、そういった部分でのやりくりということがずっと続くということになりますので、実際にはここにプラスの要因が出ておりますけれども、毎月現状で当初予算の400万円から500万円程度の医療費の不足が生じております。ですから、このままでいきますと現状での予備費の部分が900万円程度しかありませんので、12月の補正で何らかの対応をまた議会のほうにご相談しなければならぬというふうに考えているところです。ただ、現状で収入的なものは今回増えてきている部分なんです、最終的に支払い部分が増えているということで、どこからじゃそのお金を持ってくるかということになると、私たちのほうでは医療費の削減というのが一つの目標ですけれども、ただ中長期でないとなかなかそれができないということになっておりますので、高額の医療費の削減というのもなかなか難しい状況がありますので、現状では保健師のほうの訪問での指導、そういったものを含めましてやる部分と健康づくりでやっていくということで、実際にはやっているんですけれども、なかなか3年後、5年後にはそういう部分で期待どおりの部分が出てくるかというふうには思うんですけれども、現状ではかなり厳しい部分がありますので、先ほど言いましたように、毎月苦慮しているところでございます。ですから、大変申し訳ないんですが、12月でまたご相談をさせていただきなると思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 非常に苦慮されているのは、今まで私も長年議員をやっておりますのでわかります。しかしながら、こういった形で計算書を出してくるのならば、根本的な年間の計画の見直しというか、総額の予算の配分やその基金残高の適正な基金というのがいくらかというのがやっぱりきちんと出していかないと、不足する場合は基金を活用したりするのが普通でありまして、その活用も

できないということになるならですね、やっぱり職員がその職にあたる時にこういった苦慮するのは僕は間違いと思います。そういったものじゃなくて、やっぱりそのお金の流れというか、こういった仕事の流れというのはスムーズにするべきだと思うんですよ。ですから、もちろん下手に保険料を上げたりとか、そして皆さんに健康保険税を、そういったことはもちろん最小限に納めなくてはならないのはわかります。しかしながら、そういった基金とか、そういったものできちんと調整していただいでですね、マイナスは出さないようにやっていただきたいというのが思いなんです。ですから、基金とするならば、私、かなり前に適正な基金の額というのは一体いくらぐらいなんだろうかと、十数年前に当時の課長に聞いた覚がありまして、そのときに3カ月分ぐらいの金額が好ましいと一回聞いたことがあるんです。ですから、そういったものが不足するようであるならば、もうその基金が不足する状況でいろんな対策、いうならばもう底をついてしまってから国保税を上げさせてくださいとか、そういうものではなくて、基金でそうなる前に手を打つようなやり方のほうが好ましいのではないかと思います。今の状況、非常に苦しいということだったのではっきりした数字はわかりませんが、その運営の仕方の中で、この特別会計を明確に数字を明らかにして運営していくために、基金不足というものが今発生していると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 永田議員の再質疑にお答えします。

基金につきましては、現状で数百万円部分しかありませんので、今後基金の積立等も含めまして検討させていただきたい。現状では不足しております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第58号、議案第59号の2件を一括して議題とします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号、議案第61号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成24年度の一般会計の決算についてお尋ねをいたします。4点ほど通告をしておいたんですが、時間の関係もございまして2点に絞ってお尋ねをいたします。

主要な施策の成果の43ページです。健康福祉課でひとり親家庭などの医療費助成事業ですが、今後の方針の中で医療費の現物支給を検討するとなされておりますが、私は現物支給をしたほうが本来の目的にかなうものであるかと思いますが、来年度からこうしたことを実施する検討が具体化されているのかどうか、お尋ねします。

それからもう1点は、141ページ、小学校また中学校の要保護・準要保護生徒援助費です。この中で、一つはですね、この要保護・準要保護児童の人数ですね、ここ数年、4、5年でもいいですけど、歴年で増えているのか、減っているのか、経過をお尋ねをするということと、今後の方針の中で申請件数は年々増加していると。また、認定基準、所得の計算算出法についても一考が必要だと書かれております。国の要項改正で支援費項目が増えている。町の実施時期について検討する必要があるとなされております。この点についてですね、質疑を行いたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の質疑にお答えします。

決算書の110ページのひとり親家庭医療費の助成の現状ということですが、現状としましては母子家庭のほうが世帯数的には297、父子家庭が19ということで、その他の養育世帯については町のほうでは把握はしていないんですけれども、社協のほうでの調査では11世帯あるということで、その中での申請に基づいて行っております。現物支給につきましては、本来の目的にかなうのではないかという部分もあるんですけれども、現状で県内で現物支給を実施されている自治体が熊本市と水俣市が実施されております。現在和水町が検討中ということで県とのに協議を進められております。また、町のほうでは子ども医療費の助成ということで県内の外来費のみの現物支給をしております。議員ご指摘のとおり、助成制度の中での事務の合理化等も含めると、現物支給のほうが事務的なものは軽減されるという形は私たちも考えているところでございます。ただ、現物支給になった場合のいくつかの問題点もあるということで利便性の向上による多重受診が増えてくるだろうと。また、委託料が発生するというような部分でのデメリット。また、メリットとしては先ほど申しました事務軽減、それから臨時職員さん等の人件費の削減とか、そういった部分のメリットも発生してくるということで、現在県のほうと相談をしながら、また県域での2市2町の自治体の中でも協議をしているところですが、県のほうでの助成制度の対象という部分も含めて、現状ではっきりした部分が出ておりませんので、今後検討するというところで記載しておりますけれども、現状、その中でまだ前進しているような状況ではありません。ただ近隣の自治体との協議は進めながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

主要な施策の成果のページが136ページが小学校の準要保護児童援助費、それから141ページが中学校と分かれております。そういったところで、併せてお答えしたいと思います。

まず、過去5年間を調べてみました。平成20年度が136世帯の216人です。それから、平成21年度142世帯の236人です。平成22年度167世帯の263人、平成23年度165世帯の259人です。平成24年度171世帯、255人と、各年度での増減はありますが、5年スパンで見ますと小中学校を合わせた児童生徒数で216人から255人と39人増加しております。実世

帯数で41世帯の増加です。認定率として、全児童生徒数に対して平成20年度は7.42%、平成24年度は8.59%で、約1.2%の増加傾向にあると、長いスパンで見れば増加傾向にあると。ちなみに10年ぐらい前のやつも調べてみました。10年前と比較いたしますと倍になっております。それから、認定基準でございますけれども、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるものとして、生活保護法の認定基準の1.0倍以下と町独自の認定基準を定めています。今後、認定基準については、隣接の市町村とも調整をしなければいけませんけれども、検討する場合は、援助や給付等が必要な住民にとって、またそうでない住民にとっても公平性という観点からですね、十分納得され、理解されるものであることが必要ということですね、その特に認定基準の1.0倍についてはですね、ここ菊陽、合志、大津1.0で、ほかのところは調べておりませんが、その辺も含めてですね、今後検討していく必要があるのかなと思っております。

それから、補助対象項目なんですけれども、以前は要保護、それから準要保護に対する補助についてもですね、国の補助があったんですけれども、準要保護につきましては平成17年度から、私の記憶によりますと平成17年度から税源移譲されて国の補助はなくなっております。ですから、準要保護に対する助成はですね、町単独になっております。そういった厳しい状況に今は町は置かれているんですけれども、その中ですね、要保護の補助対象項目が新たにクラブ活動費、それから生徒会費、それからPTA会費が加わっております。準要保護援助費に加えることについてはですね、これも隣接の町村と十分調整・確認をしながら検討していきたいというふうに考えております。特に隣接の菊陽、合志、菊池あたりともですね、そういった実施時期あたりも含めて検討を行ってきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 決算の質疑ですので、来年度の予算にこの決算結果の反省、あるいは教訓を生かしていただきたいということで質問をいたしました。とりわけですね、福祉・母子世帯ですね、ますます賃金低下の中で生活は改善されればいいですけれども厳しくなる一方であるということは確かだと思います。また、要保護・準要保護ですね、こちらも歴年で増えていると。生活保護基準が国によって切り下げられ、これから実施されると。法基準が切り下げられれば、当然こちらのほうも切り下げになる。やはり少なくともそれをカバーするぐらいですね、この算出方法の改善がなければ、これまで受けられていた人も受けられなくなってしまうということがありますので、このことが次年度に向けて見直し、前のほうに改善されることを求めて質疑を終わりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。2時20分から再開いたします。

午後2時08分 休憩

△

午後2時18分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号から第8号までの6件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第27、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第50号から議案第61号まで、認定第1号から認定第8号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。また、会議規則第92条第1項の規定により、陳情第1号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時19分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成25年第5回大津町議会定例会会議録

平成25年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成25年9月17日(火曜日)

出席議員	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	企画部企画課長	杉 水 辰 則
	副 町 長 徳 永 保 則	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長	徳 永 太
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 課 行 政 係 長	白 石 浩 範
	企 画 部 長 木 村 誠	企 画 課 財 政 係 長 兼 ね て 行 革 推 進 係 長	羽 熊 幸 治
	福 祉 部 長 中 尾 精 一	教 育 長	那 須 雪 子
	土 木 部 長 中 山 誠 也 併任工業用水道課長	教 育 部 長	松 永 高 春
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 岡 秀 雄
	子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春		
	総 務 部 総 務 課 長 田 中 令 児		

一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 59～ p 70

1. ミストシャワーの設置について
(1)幼稚園、小・中学校及び公共施設への設置の取り組みは進んでいるのか。
2. 公衆無線LANスポットの設置について
(1)図書館、役場ロビー、その他町民が多く集う施設に、町民が無料で利用できる公衆無線LANスポットを設置できないか。
3. 防災士資格取得に助成を！
(1)多くの自治体に助成制度があるが、大津町でも助成をできないか。
4. 防災行政無線の内容をメール配信できないか
(1)放送が聞こえないとの声は多い。また自宅にいなくても情報が届くので、町民で希望をされる方にはメールで配信できないか。
5. 図書館で貸し出す雑誌に有料広告を募集してはどうか
(1)広告費で雑誌を購入するようにしてはどうか。
6. 臨時運行許可番号標（仮ナンバープレート）の取り扱いをできないか
(1)利用者より要望が多くあるが、大津町役場では取り扱えないのか。

5 番 桐 原 則 雄 君 p 71～ p 84

1. 町の応援団を増やし、財源確保と地域活性化との連携強化について
(1)税収の伸びも少なく、交付税の減少など財政運営は、大変厳しい状況である。
今後、町民ニーズの多様化、生活関連施設等の整備及び社会福祉関連費等も増加していく。収入確保と歳出削減も含めて今後どのように進めるのか。
(2)町を愛し故郷が発展することを望んでいる皆さんは多いと思う。
その思いを活かし、応援する制度として、ふるさと納税がある。
町民や県内外の皆さんを巻き込んだ大津大好き応援団を大いに増やし、財源確保策の一環として有効に活用するとともに、施策や地域活性化に貢献するまちづく

り戦略を更に充実して進める考えはないか。

- (3) T P P問題や各種資材等の物価上昇に伴い、農林業や商業関係の経営基盤は脅かされ大変厳しい状況にある。町内や県内外を含めた観光や地産地消等の取り組みに、ふるさと納税制度と連携し推進する考えはないか。

2. 子どもたちの食育と教育環境施設整備等の取り組みについて

- (1) 将来を担う子どもたちが健康で元気よく成長するためには、食は大切である。今後、町の子どもの食育推進をどのように進めるのか。

また、給食センターの老朽化に伴う今後の対策はどうなっているか。

- (2) 子どもたちを安全で安心して健やかに育て、教育を充実させるために、教育環境や施設等の整備を充実強化する必要がある。今後、財源確保も含めて、具体的にどのように実施していくのか。

13 番 永田和彦君

p 84～p 93

1. 運動公園の更新について

- (1) 運動公園は県下でもトップクラスのサッカー場を有しており、今後も有効活用が期待できるが、視点を変えれば他の市町村は大津町に追いつけ追い越せなのである。

今後もその地位を不動にするには時代のトレンドを見逃してはいけないし、有識者の意見も重要で、人工芝の要望が多く聞かれる。必要経費を計上し町の財産価値を増幅しなければならない。

2. 公共施設のトイレについて

- (1) 様々な施設にあるトイレが老朽化や基もとの設計が悪く、機能不全や悪臭が充満しているなど問題が多くよせられる。そこで町民や使用者からの意見を取り入れ清潔なトイレの町としたい。

小学生の頃、先生曰く「その家の便所を見れば中味がわかる」と言われたことを思い出す。

トイレは町の中身を映し出すのである。

12 番 手嶋靖隆君

p 94～p 99

1. 熊本文化の森、道の駅の活性化を図るためにも防災の拠点としての行政の関わりを

- (1) 文化の森、道の駅は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を併せてもち公共

道路施設としてスタートして20年を経過、今や、全国に1005駅に定着し、東日本大震災時には防災面で全国ネットとしての役割が再認識され、自然災害時の緊急避難場所と食料品の調達機能を果たしていると聴く。

よって、大津町道の駅構内に2棟の建物が未利用となっている現状を踏まえて、本町において防災上の備蓄庫として活用するなど自治体の関わる役割と防災の拠点づくり、地域振興に連携できないか所見を伺います。

2. 宿場町としての景観形成について

(1) 塘町通りを主に宿場町として偲ぶ散策通りとして整備を行ってきたが、昨年から上井手の右岸の整備が進められ、明るい景観になりましたが、全体的に殺風景で宿場町としての情緒に乏しい。

よって、井手沿いを緑化の一端として水の流れ、石橋など景観の一体化をもった景観形成が大事だと思われるので、関係機関、地主等の合意によって工事後の護岸沿いに紅葉の植栽はできないか所感を伺います。

15 番 荒 木 俊 彦 君

p 99～ p 109

1. 保育所待機児童の実態と町の保育に関する考え方の整理

(1) 待機児童人数は？・判定基準は妥当か

保育所条例の不合理 まちづくり基本条例に反する
条例の施行規則がない 例規の整合性がない
入所に関する手続き・透明化、保育料金、選考基準
まちづくり基本条例に反する 改善はどうするか

2. 待機児童解消の計画と対策

(1) 待機児童の解消は自治体の責任 児童福祉法

そもそも保育所が少なすぎる

3. 保育料が高すぎる

(1) 保育料階層別の世帯数はどうなっているか

近隣自治体と比べても高すぎる。特に低所得者世帯ほど高い。
改善する気はあるか。

3 番 佐 藤 真 二 君

p 109～ p 117

1. 町の将来人口推計について

- (1)町の政策決定において将来人口の推計は極めて重要。3月の一般質問でも部分的には触れたが、その後また国の機関から新たな推計が示された。しかしそれも大津町の特性を反映したものではなく、実態と大きく乖離している。
- 町として、より精度の高い推計を行う必要があると考えるがどうか。

2. 小学校図書室の司書配置について

- (1)小学校図書室の司書は、臨時職員として短時間の勤務となっている。これにより、図書室利用ができない時間帯がある。配置を検討し、図書室が十分に活用できるようにできないか。

3. 学校等への空調設備の設置計画について

- (1)今年のような酷暑が今後も続くと考えれば、教育環境整備というレベルではなく健康と安全の問題として早急に取り組む必要があると考える。
- 6月補正予算で中学校の空調設置工事の設計費が計上されたが、幼稚園、小学校等、今後の設計・設置をどのように進めていくか。

11 番 坂 本 典 光 君

p 123～ p 132

1. 公園のトイレについて

- (1)大津町には都市公園が11と町立公園が7つあり、公園管理費として毎年4千万から5千万円が使われている。設置されたトイレ維持管理が十分でなく、年々みすぼらしくなっていく。
- ①木製の外壁が痛みが激しい。認識しているか。いつ補修するのか。このままほおっておくのか。
- ②便器はほとんどが和式である。洋式の方が高齢者に優しい。大津町には外国人も多い。洋式に替えるつもりはないか。
- ③昭和園、杉水公園では男女トイレの区分が不十分である。間に目隠しが必要だと思うが、対策するつもりはあるか。
- ④以上のような問題は以前から苦情が寄せられていたと思うが、今まで対策が取られなかったのはなぜか。公園あるいはトイレが多すぎるのか。ほかの分野にお金を回すため、予算が足りないのか。国の予算制度にも問題があるのか。

2. 空家および危険な家屋の調査、対策について

- (1)大津町で古くなったりして崩れかかり、人に危険を及ぼしそうな家屋および小屋

- は何軒あるか把握しているか。危険と判断した時、持ち主に改善勧告しているか。
- (2)だれも管理してないような空家は火災の心配もあり、防災上好ましくない。そういう家屋が何軒あるか把握しているか。
- (3)調べてないなら1、2とも町で調査してみるべきではないか

3. 一人暮らしの高齢者の日常連絡は万全か

- (1)夜、家に明かりがつかないの心配してドアをこじ開けて部屋に入ったら亡くなられていた。という事件は大津町だけではなく、全国的にも数多く発生している。
- ①そういう家庭は何軒あるか把握しているか。
- ②本人あるいは世話する人(親族、知人など)といつでも連絡が取れる体制になっているか。

4 番 松 田 純 子 さん

p 132～ p 143

1. 消防団加入を促す環境整備への取り組みについて問う

- (1)秋の臨時国会で自民党は、「地域総合防災力整備促進法案」を提出する見込みというが、これは、消防団への加入が減少傾向を受けての提出となる由。大津町での消防団員の加入状況と必要人員確保されているか、他に問題はないか等について問う。
- (2)今年8月、女性消防団が操法大会(県内)で準優勝を果たしたが、広報活動に利用できないか。小学校の運動会で、消防団の操法を披露することもあるというが、今後、男子、女子を問わず披露する場を作ってはどうか。

2. 防災リーダー育成について問う

- (1)防災に強い町づくりのためには、防災リーダーを多く育てる必要があると考える。資機材を装備をしても扱う人の育成が必要と考えるがどうか。また、町内に現在、何名の防災士が存在しどのような活動をしているのか。町には、何名ほどの資格所有者が必要と考えるか。又、その対応の今後について問う。

3. 女性センター設立について

- (1)前回、議会において平成17年に大津町振興総合計画の策定のときに健康センターと男女共同参画センターの複合施設の建設を検討したが実現しなかったとの答弁があったが、実現しなかった原因と今後同施設建設についての検討をなされているのかを問う。

1. 公共施設（ハコモノ）の戦略的マネジメントについて

(1) 現在、多くの自治体において、人口の減少や厳しい財政状況の中、既存施設の廃止や複合化、綿密な補修・更新計画に基づく長寿命化等、様々な取り組みを進めている。

大津町は人口こそ増加しているものの、ここ数年で財政状況は大幅に悪化している。その厳しい状況下で、町民の利便性を考慮しつつ、最少の経費で最大の効果を発揮するために、施設にかかるコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ所管を超えた横断的な視点に立って、戦略的な公共施設マネジメントを行う必要がある。

その点を踏まえ、次の取り組みを進める考えはないかを問う。

- ①「ライフサイクルコスト（建設から運用、解体等に至るまでの総費用）」に基づいた公共施設マネジメント
- ②「施設カルテ（施設概要、立地バランス、運営経費、施設・サービス利用状況及び利用者・町民一人当たりのコスト等を一元的に纏めたデータ）」に基づいた公共施設マネジメント

2. 新設した公共施設（ハコモノ）の活用状況と中長期的計画について

(1) 公共施設の中で、特にここ数年で新設された①ビジターセンター、②まちづくり交流センター、③歴史文化伝承館については、頻繁に利用している町民からは喜びの声が聞こえる一方で、その活用方法、利用率、費用対効果等への疑問の声も多く、一部には廃止を求める声さえあるのが現状である。また、各施設の意義、位置づけについても、多くの住民には十分に伝わっていないようにも感じられる。これらの施設は多額のライフサイクルコストを要するものであり、広く町民の理解を得るためには、その声も取り入れながら、戦略的かつ迅速に改善・改革を進める必要がある。

それらの点を踏まえ、現状での施設の活用状況及び町としての課題認識、そして今後、中長期的にどのように活用していく計画であるかを問う。

3. 自主防災組織の新設・育成について

(1) 自主防災組織の新設・育成に関して、町からは活動や備品への補助金等による主にハード面での推進策は打ち出されているが、組織の新設・育成を担う地域レベルでの意識の醸成、そして取り組みを主導していく地域の防災リーダーをどのように創出するか等のソフト面での方針や具体的計画を十分に示せていないのでは

ないか。

このような状況では、取り組みの進捗が「人依存」となり、地域防災に対する知識や強い意欲がある区長等のリーダーとなり得るものがあれば別であるが、そうでない町内大多数の地域においては、有事に機能する強固な組織体制の構築が遅々として進まないと考える。実際に、既存の自主防災組織の中でも活発に活動している組織は極少数であり、備品を揃えるのみで形骸化している組織も多いとの情報を得ている。

それらの点も踏まえ、自主防災組織を創出・育成していくためのソフト面での方針・計画を問う。

また、有事により有効に機能する自主防災組織確立のために、次の取り組みを行う考えはないかを問う。

- ①具体的なモデルプラン、地域防災組織設立・運営マニュアルの提供
- ②資料配布や情報交換会等の実施による町内自主防災組織の好事例の共有化
- ③機能別消防団の仕組み等を生かした消防団との連携強化
- ④各自主防災組織の活動実態の正確な把握による行政との連携強化

9 番 吉 永 弘 則 君 p 157～ p 163

1. 活力あるまちづくりと地方の活性化

- (1) 中心市街地は人口増等で“元気なまち”と云われているが、地方部では高齢化で厳しい状態である。今後、中長期計画を立てて地方部の活性化に取り組む考えはないか。

観光ルートの整備、地方の人口対策、生活道路の整備等、複合的に組み合わせて成果を期待したい。

2. 元気な高齢者に雇用の場づくりを

- (1) 年金だけでは生活できない等の理由で再就職を求める高齢者は少なくないと思われるが、本町の現状と対策について伺いたい。

8 番 府 内 隆 博 君 p 163～ p 167

1. 中学生の自転車通学路の安全性について

- (1) 日本梱包運輸熊本営業所平川倉庫前の県道矢護川大津線から本田技研南通線の交差点に横断歩道が有るが、朝の通勤ラッシュ時に高校生や中学生の自転車で通学する生徒たちがなかなか横断できない危険を感じていると聞いている。それと、

ホンダソルテック営業所前の交差点も同様である。本田技研南通線の交差点に押しボタン式信号機でも設置計画はないか、保護者からの要望があるが、町の考えを聞きたい。

2. 新規就農者について

- (1) 新たに県外から新規就農をされた農家に対して今後どのような支援を考えているか。
- (2) 地域の担い手にもなり空いている農地を借りることにより耕作放棄地の解消にもなるので農地の借り貸しの中間的受け皿に対応してほしいと考えるが町の考えは。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 1 名ですので、本日が 1 番から 6 番まで、明日の 1 8 日が 7 番から 1 1 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、今日は朝早くからありがとうございます。菊池市議会の皆様も傍聴のほう、ありがとうございます。2 番議員、公明党の豊瀬和久です。今日は朝一番の質問ですので、元気に行っていきますのでよろしくお願いいたします。

ただいまより、通告に従い 6 点質問をさせていただきます。1 点目は、熱中症対策のためのミストシャワー設置について、2 点目は、公衆無線 LAN スポットの設置について、3 点目は、防災士の資格を取るための助成金について、4 点目は、防災行政無線で放送する内容をメールで配信できないか、5 点目は、図書館内で読まれる雑誌のカバーに有料広告を差し込む募集をしてはどうか、6 点目は、臨時運行許可番号標、仮ナンバープレートを役場の窓口で取扱いができないのかの 6 点です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず 1 点目は、ミストシャワーの設置についての質問をさせていただきます。この質問は、ちょうど 1 年前の 9 月議会で私の先輩議員が一般質問をいたしました。その後の対応が不明確でしたので、再度取り上げさせていただきます。ミストシャワーは、近年商業施設で見かけることが多くなった、水を霧状に拭きかけるドライミストが家庭で気軽に楽しめるようになったものがミストシャワーです。本体は安価で入手ができ、設置は水道の蛇口かホースに接続できる屋外であればどこでも手軽に使用できます。ミストには、直接的な冷却効果以外にも視覚的な涼感を感じさせる効果もあり、この点は打ち水と共通した部分です。打ち水もミストも、決して冷媒を使用したクーラーのような根本的な冷却機能はありませんが、屋外で冷房が設置できないような場所や屋根のない直射日光の当たる場所では効果のある方法です。電気は必要なく、電気代がかかりません。水道代も安価で抑えられます。エアコンの使用を少なくし電気代を節約する、環境にも優しいエコ商品の一つです。9 月に入っても日中は猛暑で、緊急搬送される方がおられます。このミストシャワーを町内の小中学校に設置すること

で、生徒の暑さ、熱中症対策につながり、何より生徒が喜んでくれるものと考えます。ぜひ来年に向けて導入すべきです。昨年の町長の答弁でも、近年公共の場での設置が増加しており、今後教育施設などでの検討を考えているとの前向きな答弁をされています。それなのになぜ導入が進んでいないのか、ご質問をいたします。

また同様に、屋外の公共施設、公園、駅などにもミストシャワーを設置したほうが良いと考えますが、併せてご見解をお尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。昨日から日本列島を走りました台風18号につきまして、大変な痛手を受けておられる、また亡くなっておられる方もおられるようでございますので、心よりの御見舞いを申し上げたいと思います。

豊瀬議員のミストシャワーの設置についてのご質問についてお答えいたします。

おっしゃるように、昨年の9月の議会でミストシャワーの設置で熱中症の予防をということで一般質問があり、その中で保護者等の意見を聞きながら検討したいと答弁しております。また、10月に初めて実施しました中学生議会でもエアコンの設置についての質問がありました。その後、PM2.5対策や今年の酷暑もあって、保護者や現場の先生たちから早くエアコンを設置してほしいと強い要望が上がってきております。

そこで、エアコン整備を本年度は中学校の設計を実施し、平成26年度に工事をを行い、そして幼稚園や小学校につきましては、その後引き続き設計整備を進めていきたいと考えております。今年は、猛暑・酷暑と言われる日々が続く、菊池市では国内最高気温38.8度を記録した日もございました。全国各地で熱中症で病院へ搬送されたり亡くなられた人もおられます。

このように暑い日が続く中で、少しでも涼感を感じることができるミストシャワー設置のご提案でございますので、先ほど述べましたとおり、学校施設等につきましては、まずはエアコンの整備を進め、ミストシャワーにつきましては中央公園の東屋にモデル的に簡易なミストシャワーを設置して状況を見ていきたいと思っております。直接的な冷却効果以外にも視覚的な涼感を感じさせる効果も期待できるのではないかと考えております。今日の新聞にも東海市におきまして、公明党議員さんの活躍によりまして、東海市において小学校の子どもたちにミストシャワーを付けてあるということで、1時間に大体バケツ一杯の水で済むというようなお話が載ってございました。今後についても、そういう形で試験的にまず公園関係等に設置できればというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 小中学校におきましてもですね、エアコンは整備をしていただくということですけれども、ミストシャワーの場合にはエアコンが効かない屋外に設置をするものでありますし、エコ教育ということからも、節電意識を高めるということからも、こういう教育的な観点からもそういうところにも付けられることであればですね、金額もそしてそんなに高いものではありませんから、モデル的に中央公園のほうで付けていただいて、それで好評ということであれば、また小中学校でも付けていただければいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。2点目は、公衆無線LANスポットの設置について提案をさせていただきます。まず、LANとは、家庭やお店、ホテル、会社など、狭い範囲のインターネットへの接続ネットワークをさします。それをケーブルの代わりに無線で行うのが無線LANです。また、このような無線LANのことをWi-Fiとも呼び、同意語であります。そして、現在、スマートフォンやタブレットパソコンのような携帯型端末の急速な普及によって、カフェやファミリーレストラン、コンビニ、空港、駅などの身近な場所で気軽に無線LANを利用してインターネットを利用できるようになっています。これを公衆無線LANと呼びます。その利用メリットは、自宅外で高速で安定したインターネット回線を利用して様々なホームページの閲覧などができることです。大津町においても、コンビニなどに次々に公衆無線LANスポットが設置されており、町民の利用が増えている中で、町民の皆様からもいつも利用する公共施設内でインターネットが使えたらもっと弁利になるとの要望があります。

そこで、町民が利用する図書館、役場のロビー、その他大勢の人が集まる施設に無料で利用できる公衆無線LANスポットを設置してはどうかと思います。また、この無線LANサービスは、特に外国人観光客の方にとっては割高な海外サービスを使わずにコストを気にせず安価に利用できるものですので、そのような外国人観光客の方にとってはものすごく喜ばれるものだと思います。そして気がかりなパソコンに不正侵入するなどの悪用に対しても、1回の利用を制限したり、氏名とメールアドレスの登録を義務づけるなどのセキュリティを設けます。先日のテレビの放送で、猪瀬東京都知事は、東京オリンピックまでには東京のどこからでも世界に情報を発信できるようにしたいと言われておりました。こうした公衆無線LANスポットの設置についての町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の公衆無線LANのスポット設置についてのご質問でございますけれども、近年の情報通信技術の進歩は、本当に私のような世代のものには理解しがたいものがありまして、このような状況の中で議員ご提案の公衆無線LANについては、県が今現在設置を進めております県の資料によりますと、その設置利用目的は観光・ビジネス客や県民の利便性向上や大規模イベント等における通信手段の確保、災害時の情報インフラとしての利用や外国人観光客から見た県の魅力向上となっています。設置場所については、空や陸や海の玄関口や県の公共施設、イベント対応施設となっており、この中で空の玄関口として大津町ビジターセンターにも設置が予定されております。このように県も設置を進めていますし、先進的な自治体も公共施設に設置を進めているようですので、設置に向けて検討していかなければならないと考えていますが、しかし、一方では行政が行うことですので、公共事業としての目的を明確にすることが必要ですし、個人情報などのセキュリティの確保、各公共施設での位置づけや運用面や情報発信におけるガイドラインの整備が必要であろうかと思えます。したがって、町としましては、いずれにしても大津町を外部に魅力ある町として戦略的に発信する絶好の機会ですので、情報発信、観光の振興、地域コミュニケーション、防災などを観点に、この新しい情報通信技術を今後いかに利活用するかを、そのリスク対策等も含めて検討しながら取り組んでいきたいと考えており、現時点ではビジターセンターには県が設置を行いますので、町として

はまちづくり交流センターに設置を行い、図書館、その他の施設については設置は今のところ考えていません。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 交流センターですかね、に設置を考えられているということですが、海外からの外国人観光客の方が大津町に来られる、一つの目的といたしますか、それがあることによって大津町に宿泊をしていただいたり、大津町に立ち寄っていただいたりと、大きな道義付けになることじゃないかと思えます。例えば、空港近くに、今度の23日にコスモス園が開園しますけれども、そこで写真を撮られて、それを母国にインターネットを通じてフェイスブックなどで通信したいというときに、海外の方はこちらで定額サービスに入っているわけではありませんので、割だかなサービスを使って配信をされるか、帰るまで待たれるかということだと思えますけれども、例えば大津町のいろんなところでパンフレットなどに大津町ではそういうサービスを町全体としてやっているということであれば、海外の方もそれを見られて、大津町はどこに行ってもインターネットで母国に配信ができるとか、世界中に配信できるということであれば、あそこに泊ってみよう、あそこに行ってみようということになるんじゃないかと思えますので、ぜひ、どうせ1カ所つけるのであれば、そんなにこれは高いものでもありませんし、コストが特別かかるものでもありませんし、大勢の人が使うから、その分コストがかかるというものでもありません。電波はただ出すだけですので、その設備というのは大した費用もかかりませんからですね、観光を、大きな町として観光客に大津町に来ていただきたいということであるならば、それをパンフレットに大きくうたえるような、ほかがないとしても大津町としてそういうLANスポットを全体的に設けて観光客を呼び込むような政策をしていただければ、一つはそういう大きな目玉になるんじゃないかと思えますので、その点に関しましても町長のご見解を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 再度のご質問でございますけれども、今後必要ということであれば設置していかねばならないと思えますが、行政の役割と目的、課題と対策については、交流センターにおいては観光協会、図書館においては運営協議会などの意見をいただきながら、それぞれの施設管理の担当課が検討し、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 町長はフェイスブックといろいろそういうもので交流をされていらっしゃるかわかりませんが、今、そういうものでいろんな情報発信をするのが当たり前の時代になってしまっていますね、そういうのがないところには観光客の方々も、ないところとあるところであればですね、あるところに行かれますし泊まられます。なので、これはほかのところでも全然実績がないとか、してないとかいうことならば別ですが、どんどんほかのところが進んで来て、ほかは先にやって、ほかのところは泊まられているという状況ですので、その辺をしっかりと理解をしていただいて、検討されるのは大丈夫だと思えますけれども、これはもうほかのところでも十分されていて、安全も確保されていることですので、ぜひほかのところでもですね、

大津町中の公共施設なんかで取り入れていただければ、このことに関してはですね、海外の外国人観光客の皆様に対する大きな、大津町をアピールする目玉のものになるんじゃないかと思いますので、ぜひ前向きに考えていただいて、町長もフェイスブック等を使ってやっていただければ、それを利用することによっていろんな情報が発信できるというのがわかられると思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

もう一回、町長のご意見を願いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 観光をはじめとする外国人客の皆さんがこれから大津町にどんどんやってこられるというふうに思います。もちろん、そのようなところで我々のほうで今年度観光協会を発足させて、そちらのほうでしっかりと大津町の観光をやっていただきたいというような思いをしております。そういう意味において、大津町のもてなし、あるいはおいしい食べ物や楽しい観光情報などの魅力ある大津町を発信するためにも、ぜひ前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2 番（豊瀬和久君） それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

今日の新聞には、昨日の台風18号におきまして京都とかいろんなところで死者とか不明者、いろんな特別警報が出たりとかいう災害が起きております。至るところで最近はいろんな災害が起きておりますけれども、3点目の質問におきましては、防災士の資格取得の助成金についてお伺いをいたします。

防災には、いざというときの訓練が必要になります。地域における自主防災も推進されておりますけれども、まだまだ十分ではありません。そんな中で防災士が注目を集めております。防災士資格認定制度は、2003年に始まりました。背景には、阪神淡路大震災の際に社会全体に広がった防災意識の高まりがあったからであります。防災士は、研修講座を受講し、資格試験に合格し、消防署などが実施する救急救命講座を受講して防災士となります。研修講座の内容は、防災士の役割、家族防災会議での確認事項、身近にできる防災、防火対策、耐震診断と補強、地震・津波の仕組みと被害、風水害、土砂災害対策、気象情報、各種警報の理解、安否確認などを学びます。この防災士資格制度の趣旨は、自分の命は自分で守るが第一であり、家庭、地域、職場での事前の備えを行い、被害を軽減し、自分が助かってこそ家族や地域の人々を助けることができるということです。そこが大きなポイントになります。また、消防長は市民の応急手当は救命率、社会復帰率の向上に重要だとしています。だからこそ、多くの自治体で防災士資格取得の助成を行っています。大津町でも人材を育成するという意味からも、資格取得に助成をして多くの防災士に誕生していただきたいと思いますが、町長のご見解を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の防災士資格関連等についてのご質問でございますけれども、昨年の7月の九州北部豪雨災害時の対応については、検証を行ってまいりましたが、地域の防災力をいか

に向上させるか、自分の身は自分で守る、自分たちの住む地域は自分たちで守る、そういう自助共助への取り組みがこれからの安心・安全のまちづくりの要であると痛感いたしました。地域の実情をよく知った身近な人が災害発生の初動対応において、迅速に対応することが災害の軽減につながることで。地域の持つ役割がいかに重要であるか、そして行政主導や既存の防災では限界があることを認識させられました。現在、自主防衛組織は51団体組織されておりますが、その活動内容は様々で、停滞している多く見受けられます。再度活性化していただくために、今年度防災資機材の購入補助や町におられる防災士の資格を持った人に防災指導員として指導助言をお願いしております。しかし、何と言いましても地域を自分たちで守るという意識を持った地域防災リーダーを育成することが人材育成の取り組みが重要であると考えております。

お話をいただいております防災士は、まさにそのような地域の防災活動のリーダーを育成するために、日本防災士機構が認定する資格でございます。全国では6万6千人以上の方が講習を受け、登録されているそうです。民間の資格になりますが、資格取得のためには受講料や受験、登録料などに6万1千円が必要となります。受講費用の助成につきましては、まず職員に受講させるのか、広く住民から希望を募るか、またはそれぞれの自主防災組織からリーダーとなる人を選出してもらうのか、その後、地域防災活動にいかにつないでいくかが重要でございますので、どのような方法が一番いいのか、また県が主催しています火の国防災塾を受講しますと受講料5万3千円が必要でなくなりますので、そちらを利用する方法など、いろいろと検討し、次年度からの取り組みを考えたいと思っております。現在、大津町にも5名の方がおられ、あるいは肥後大津防災クラブ、17名で立ち上げていただいております。今後について活動できるような支援をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） いろいろ防災機材とか、備蓄品、いろいろ整備をされてこられていると思えますけれども、いざというときに一番大事になるのは、そこにいる住民の方の意識の高さといいますか、人材を育成、どれだけ日ごろできていたのかということがいざというときにそのいろんな備蓄品とか機材が有効に活用されるのではないかと思いますし、先ほど、どのような人に受講をしていただくのかということで検討をされるということでしたけれども、できたら、もう私がやりたいという、そのやる気のある人、こっちからどうか受験されませんかとかいうようなことじゃなくて、手挙げ方式といいますか、私とその防災士になってリーダーになりたいという人がいらっしやると思っていますので、広く募集して、そういう人に受けていただいて、地域で活躍をしていただければというふうに思います。

それと、調べましたら、その防災士になるのはその試験といいますか、受講をするのが久留米のほうで1泊2日であっているんですけれども、人数が、例えば100人なら100人とか、50人とか、そういう一塊といいますか、その団体になれば、例えば大津町で講習をしていただいて試験をしていただくというようなことも相談ができるということで言われていましたので、その辺も工夫をしまして、町として取り組みということであれば交渉をすることも、金額のほうも交渉は可能ということで

したのでですね、その辺も検討をしていただいて、できるだけそんなに大変な思いをしなくて防災士の資格が取れて、皆さんが、人材育成ができるような形を考えていただければいいんじゃないかと思っておりますので、いろんな工夫をしていただければと思いますので、その辺を含めまして町長の答弁をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 受講関連等についての質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり、50名以上の方がおれば、講師として来ていただいて勉強ができるというようなことを伺っております。そういう意味におきまして、議員おっしゃるように役場職員をはじめ、関係機関の皆さん、そういう方々に募集をしながら、そういう人間が揃えば次年度についてはしっかりと講習会を開けるような方向でやっていきたいというふうに思っております。もちろん、防災に長けた日というか、今、先ほど申しました17の防災クラブございますので、その人たちの再活用というか、しっかりと連携を取っていく、そのために一人一人の住民の皆さんが己の命をしっかりと守るというような意識啓発に努めるためには、そういう地域のリーダー育成のためにはそういう講習会も必要であるというふうに思っておりますので、予算関連等につきまして、職員あるいは防災リーダー育成に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） それと、そういう防災士になっていただくということで、お金を助成金するということですので、その自分がやりたいとか、それを受けられた方につきましては、町のいろんな防災会議とか、そういうものにきちっと出席をしていただいて、それを地域に持ち替えて地域で、地域の住民の人と町との橋渡しと申しますか、そういういろんな形でそういうものをやっぱり義務づけないと、単に資格だけ取らせて、あとはもう何もないですよというのでは、後からつながっていきませんので、いろんな形で、町の会議、そういうものに出席をするとか、訓練のときには、もうその人たちがきちっとした形でリーダーシップを取っていただくとか、そういう登録制度じゃないですけども、きちっといろんなものに予算化をしていただくということを確約というか、そういうものを、決まりを付けた上で防災資格の助成をしたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、その辺のところも、再度、町長のほうによろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 人の命を一番に考えると、やっぱりそういう組織が必要であるというふうに思っております。秋の交通安全運動が今行われておりますけれども、そこにはやっぱり交通指導員の皆さんをはじめ、そういう関係者の皆さんのしっかりした努力によりまして事故防止に努めておられるように、それと同じように肥後大津防災クラブというものが地域の皆さんの中でのそういう交通指導員的な立場で活動ができるような支援組織を今後関係の方とご相談しながら立ち上げていければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） それでは、4点目の質問も防災に関することですが、防災行政無線で放

送る内容をメールであったり、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスなどを活用し、町民の方々に広く配信することができないかということをお尋ねいたします。今日、朝からテレビを見ていましたら、昨日の京都の嵐山であったり、福知山というところでいろんな、川が氾濫したりとかいう事故が起こっていましたけれども、1人の人が無線でいろいろ言っていましたかということでしたら、いや、全然言っていないし聞こえないと、メールで受信しましたというようなことをインタビューで答えられていました。いざというときに、ああいうときにはやっぱり聞こえないんじゃないかなということ朝から思いましたけれども、これも町民の皆様からは、よく防災行政無線が聞こえないという苦情を聞きます。このような苦情は、役場のほうでも認識をされていると思います。地形的な問題であったり、気象条件によっては聞き取りにくかったり、聞き逃す場合もあります。また、難聴の方もおられます。そのようなことから、放送内容をメールで配信するサービスを多くの自治体が行っております。そして、近年ではツイッターやフェイスブックの利用者が急激に増加しております。特にフェイスブックにつきましては、全世界で10億人を超えていると言われています。日本国内でも1千800人を超えています。大津町でも多くの方が利用をされていると思います。そして、最近ではこのツイッターやフェイスブックを行政の情報発信ツールとして活用されている自治体も多く、増えております。ツイッターはスマートフォンやタブレットパソコン等で短い文章のやりとりができる情報サービスの一つであります。東日本大震災では、携帯電話の通話がつながりにくくてできない中、そういう地域におきましてもこのツイッターを通して情報が得られたという事例が多くありました。災害時における情報交換の手段としても、その効果が期待されているということでございます。またフェイスブックにつきましては文字数の制限がなく、長文を掲載することができ、写真なども簡単に添付をして情報発信することができます。大津町でも、メールやツイッター、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを活用して、今の時代、ただ情報無線で呼びかけているだけで済むという時代ではなくて、情報発信はいろんな今、先ほど町長言われたように技術が進歩していますので、そういうものを活用して防災行政無線の内容を配信するようにしてはどうかと思いますので、町長のご見解を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 災害時における情報提供については、大きな課題の一つだと認識しておりますが、議員おっしゃるように防災行政無線屋外子局拡声器による放送は、暴風雨のときや窓を閉め切った状態では、あるいはあのようなすごい豪雨にはとても聞こえないというのは現状でございます。個別受信を全戸に配布するのは費用の面で厳しい状況でありますので、今年度は200台を行政嘱託員や民生児童員、そして職員の皆さん方に配置し、情報の提供とその後の災害対応への取り組みに生かしてもらいたいと考えております。

また、災害時の緊急情報伝達の手段としては、携帯電話、エリアメールを活用することや、一部の地区で導入されております地域コミュニティ無線の拡大を図っていきたいと思います。

しかし、どちらにしても地域住民の皆さんへの災害や、特に行政情報の提供の手段としては不十分でございますので、議員ご提案の携帯電話のメールを活用した送信システムを検討したいと思っております。

学校、PTA関係で利用されています連絡メールなどの無料一斉メールシステムもありますが、セキュリティや個人情報保護の関係で好ましいとは言えませんし、町が現在行っています消防団や水防職員へのメールを送信するシステムは、不特定多数へのメールを送信することには対応しておりません。そこで、実際に導入している他の市町村の状況や費用などを調査しましたので、詳細は部長から説明をさせますが、どのような形で自衛できるか、具体的に検討をしたいと思います。

なお、ホームページをフェイスブックに切り替えることや、それを利用しての行政情報の提供などにつきましては、現時点では考えておりませんが、今後の取り組むべき課題の一つであるとは認識しております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 豊瀬議員のご質問につきましての導入しております町村の状況について申し上げます。

県内で携帯メールにより住民情報サービスを行っております山都町、多良木町、あさぎり町に状況をお聞きしております。山都町では、メール配信ソフトはホームページ運営会社に作成を依頼しまして、開発費は町ソフトに含まれているためわかりませんが、年間の維持管理料は約70万円ということでございます。多良木町では現在681人が登録しておられるということですが、配信されるサービスにつきましては税金関係から学校関係、そして防犯・防災関係など、自分で選択して登録できるシステムになっております。メール配信ソフト自体の維持管理料は全体の電算システム使用料に含まれているということでございます。あさぎり町では、維持管理費は町のホームページと一緒に運用しているということ、その中に含まれているということございました。今後、メール配信ソフト作成・運営する事業者から詳細な情報を入手いたしまして、導入に向けて検討をしていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） メールで情報を配信する金額ですけれども、70万円とか、それもホームページの運営費用なんかも合わせてじゃないかと思えます。PTAのまちcomiメールというのは、無料でそういう情報配信なんかはできるサービスですので、そんなに極端に何十万円もかかるようなシステムでは、業者に頼んだとしてもしないと思えますのでですね、その辺は今のホームページを作成されていると思えますけれども、その辺の業者さんとも相談をしていただいて金額のほうを確認していただければと思います。何しろそういうメールで配信するだけのことで、そんな多額なお金がかかるとか、難しい何かそういう機材を入れないといけないとかという話じゃないですので、ほかのところでも、もうこれは当たり前のように導入していることですので、大体導入してないこと自体がまだ遅いぐらいのことだと思いますのでですね、ぜひこれは災害が起こる前にしておかないと、起こってからでは遅いですので、ぜひこの辺は早く、導入を考えるということであればいただければと思いますので、そのあたりも、もう一回町長のご答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のおっしゃるように前向きでしっかりと検討をさせていただきたいと思

います。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ぜひよろしくお願ひいたします。

5点目の質問に移ります。5点目は図書館で読まれています雑誌のカバーに有料広告を差し込む企業を募集してはどうかという質問です。雑誌の最新号は、図書館利用者に図書館内で読まれるものですけれども、広告媒体として非常に有効ではないかと思ひます。現在は図書館で購入をしている雑誌を、その最新号を広告を掲載する広告主を募集して、広告を掲載しようとする雑誌の代金をその広告主に書店に支払ってもらふという形で、広告は最新号の雑誌の透明カバー内の表紙と裏面に表示するような形になります。つまり、雑誌のスポンサーは広告事業と雑誌の基礎を組み合わせた企業スポンサーとなる制度となります。このような取り組みについて、町長のご見解を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の図書館で貸し出す雑誌に有料広告を募集してはどうかのご質問でございますけれども、現在、図書館では180万円の予算で178種類の雑誌を購入しております。財政が厳しい中で図書館資料の購入費用を確保していくためには、アイデアなり工夫が必要となります。今回議員から提案されている雑誌スポンサー制度とは、雑誌そのものを寄与いただくのではなく、雑誌の購入代金を負担いただく代わりに、その雑誌の最新号カバーに広報を掲載することができるものです。スポンサーとなった事業主の方の宣伝活動の促進を図るとともに、図書館経費を効率的に運用し、図書館サービスの向上を図ります。県内ではまだ実施している図書館はないようですが、全国的には事例があります。既に大津町では大津町有料広告掲載要綱により、ホームページにバナー広告を掲載しています。これを参考に、図書館の諮問機関である大津町立図書館協議会に諮りながら、実施に向けて検討していきたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） これも、先ほど町長言われましたように、ホームページで調べましたらば、ほかのところでも、もう既に実施をされて普通に運営をされているということですので、特別何か難しい問題があるとかということではないですので、ぜひ経費の削減とか、そういうことにもなりますし、大津町のPRにもなると思ひますので、こういうのも検討をしていただくということですので、できれば早めに取り組んでいったほうがいいんじゃないかと思ひますし、するということになりますならば、大津町にもいろんな企業さんが出入りもされていますし、毎日来られる中で、いろんなPRとか、営業活動とまでは言いませんけれども、といろんな多くの人からそういうスポンサーになっていただけるような体制も考えた上です。せつかくしたけどなかなかスポンサーになる人がいないとかいうことじゃなくて、皆さんが仕事をする中で一声掛けるとか、やっぱり経費削減のために何か役場の職員の人たちもできるような環境をつくっていただひいて、多くの企業さんにスポンサーになっていただくようなことでぜひ行っていただければと思ひますので、この点につきましても町長のご答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員言われましたように、関連の企業関係等にも十分理解をしていただきながら、ご協力を得るように努めてまいりたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2 番（豊瀬和久君） ぜひよろしく願いいたします。

最後の質問ですけれども、6点目は臨時運行許可番号標、仮ナンバープレートと申しますけれども、この取扱いを役場の窓口でできないのかという質問であります。これもよく町民の、特にお仕事でされている方からの要望がありますけれども、車やバイクというのは、車検に合格をしないと公道を走ることにはできないということですので、ただこの許可を受けることで臨時に公道を走ることができます。その臨時運行許可のときに許可証と一緒に渡されるのが臨時運行許可番号標というもので、仮ナンバープレートと申しますけれども、ナンバープレートに赤でこう線が斜めにあるプレート、たまに見えますけれども、この臨時運行許可番号標、仮ナンバープレートが使用できるのは、検査や登録なんかをするために陸運支局とか検査協会へ車を持っていくときなど、あと車の販売や引き渡しをするときなど、そういうときにこのナンバープレートが必要となります。申請は市町村の窓口ですることになっては申しますが、大津町では取扱いをしておらず、熊本市とか菊池市、合志市、益城などでしか取扱いを行っていません。ですから、大津町の業者さんとか大津町でそれを申請しようという人は、そこに行って、そこでしか申請をすることができないという今の状況になっています。町民の方からも、何で大津町では取扱いをしていないのかという声を聞きました。町民サービスの向上の意味からも取り扱っていただきたいと思っておりますけれども、町長のご見解を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の仮ナンバー、臨時運行許可番号標の取扱いについてのご質問でございますけれども、昔は大津町でも取り扱っておったようでございますけれども、議員がおっしゃるように道路運送法車両法等で当該自動車の試運転を行う場合、新規登録や新規検査、あるいは当該自動車の車検証が有効でない自動車の継続審査等を申請するための回送を行うために必要な手続きとなっております。また、臨時運行の許可を行うのは道路運送車両法等で定められており、地方運輸局長、市及び特別区の区長、そして国土交通大臣が指定した町村長が行うとされております。現在、大津町ではその許可事務は行っておりませんので、大津町の業者さんは臨時運行の許可が必要な場合、他の近隣市町村で許可を受けておられるものではないかと思っております。なお、許可事務の指定を受けるためには指定基準があり、大津町において該当しているかどうか等の調査を行いたいと考えております。その結果を踏まえ、必要性について費用対効果と及び住民サービスの観点から判断したいと思いますし、該当しておれば、即許可をお願いしていきたいというふうに思いますが、状況について担当部長のほうから説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 状況について申し上げます。

臨時運行の許可の事務につきましては、議員お話のように地方自治法及び道路運送車両法に基づきまして、法定受託事務で町で行う場合は道路運送車両法第34条第2項及び同法施行令第4条に基づ

きまして、国土交通大臣に臨時運行行政庁許可指定を申請しておく必要がございます。指定基準につきましては、施行令第4条で定められておりまして、1点目は自動車の使用の本拠の分布の状態、2点目は臨時運行許可の権限を有するもよりの行政庁の事務所の位置及びその行政庁が行った指定申請市町村の臨時運行許可の実績等を考慮するとなっております。また、国における指定審査時期につきましては、何月に行うということは決まっておらず、年1回となっておりますが、平成25年度につきましては受け付けが終了しておる状況でございます。仮に来年度以降、指定申請を行う場合につきましては、手数料条例の改正等も必要になりますので、スケジュール等を立てる必要があると考えております。

県内における臨時運行許可事務の指定の実施状況を申し上げます。14市については、全部実施しているというような状況でございます。町村につきましては、31町村のうち13町村が実施しております。近隣では益城町が実施しており、菊陽町、西原村及び南阿蘇村は現在実施していないという状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 先ほど町長のほうから費用対効果を考えてということなんですけれども、これは実施するにあたって、その費用というのは最初に何十枚か買って揃えて置いとくぐらいのものですね、あとは窓口業務が若干発生すると思いますけれども、そんなにひっきりなしにこれを借りに来られるというのはありませんので、特に費用というのはそんなに多くはかからないと思いますし、逆に手数料も、これはかかるものですので、費用対効果ということは、費用はほとんどかからず効果はあるということだと思いますのですね、ぜひ町民サービスの上からでも、大きい自動車工場も大津町にはありますし、その関連企業もありますし、整備工場なんか大津町にはいっぱいありますし、それを必要としている方もいっぱいおられますのですね、ほかの町村でも全くやってないということであるならともかく、ほかの市町村でもやられているところが多くて、やってないところのほうが少ないという状況の中ですね、費用がよっぽど係るならば、そら大変だな、検討されたりということがあるとは思いますけれども、申請とかいろいろ、国土交通省とかにする事務とかそういうものが発生するのかもしれないけれども、これを行うにあつての、何か費用が大きくなるのかとか、設備投資があるのかということとは全くありませんのですね、ぜひ住民サービスの上からも実施をしていただければと思いますので、再度町長の答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 現在まで、関係業者の方からはちょっとそういう要望があっておりませんでしたので、今回の議員の提案でございますので、関係の業者の皆さんとご相談しながら、議員おっしゃるように大した費用もないし、あるいは各それぞれの町村でも行っているところがありますので、前向きにさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時05分から再開いたします。

午前10時52分 休憩

△

午前11時01分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆様、おはようございます。5番議員桐原則雄が、一般質問をさせていただきます。

猛暑の夏も終わり、田園地帯に稲穂がなびく、秋の香りが漂い、実りの秋を迎えました。日本では、2020年に東京でオリンピックが決定し、大いに盛り上がりを見せています。大変喜ばしいことだと思います。

さて、町の動きでも、本田技研硬式野球部が都市対抗に出場し、役場のサッカーチームが自治体サッカーのベスト8、大津町消防団の女性消防隊が熊本県の消防操法大会準優勝、そして大津中学校バレーや大津高校サッカー部など、多くの子どもたちが全国大会などに出場するなど、輝かしい成績を収めるなど、この夏の明るい話題となりました。これも選手たちの努力はもちろんですが、その活動に携わられた多くの町民の皆様が関係者と一丸となって取り組まれた結果であり、このことは町がまだまだ発展し、元気で活力ある町である証拠を大いに全国にPRできたのではないかと思います。

そこで、さらなる町の元気と発展を願ひまして、町の応援団を増やし、財源確保と地域活性化の連携強化について。2点目に、子どもたちの食育と教育環境施設整備の取り組みについて、ご質問をさせていただきます。

国内では、参議院選挙が終わり、自民党が圧勝し、安倍政権が本格的に決める政治をスタートさせました。経済活性化対策、TPPへの参加問題、消費税の導入、社会保障制度改革など、様々な難問題に突入し、解決するために、今後新しい成長戦略の政策を打ち出され、投資と消費が拡大し、日本を元気にしようとしています。しかし、国の借金もついに1千兆円を超え、国民一人当たりの借金は800万円まで増加をいたしました。

このような中で、景気対策と財政再建の両立に向けて厳しい現実に苦慮しながら政権運営をされております。町もその国の対策に合わせた景気対策への対応、また6月に本格的な予算を決定し、各種事業に取り組まれております。しかし、町の予算や決算状況を見てみますと、収入面では税収をはじめとする収入は過去3年間あまり変化はなく、足りない収入分は貯金である基金や借金である地方債を借り入れて対応をされています。支出面では、特に子育て、高齢者対策、医療費、介護など、社会保障費がますます増加をし、国の経済対策への対応と昨年の災害対策また各施設の維持管理、道路整備、生活に密着した事業など増加をし、町の借金残高も21年には9億8千万円から24年度末には122億円と、ここ数年で23億円増加し、有利な起債と言えども大変厳しい財政状況を迎えております。今後も町民の皆様のニーズの多様化、生活関連施設等の整備及び社会保障費が増加してくると思います。

このような中、国の動向も含めて、町の事業展開に大きな影響が出てくると考えられます。最近の

予算編成状況では、毎年の予算関係、3カ年の実施計画、そして5カ年の基本計画と、財政計画との整合性や議論が整理十分になされているのか、不安を感じるころがございます。また、現在までの事業の見直しや今後の様々な課題がある事業を優先順位を付けて、将来の収入と支出の財政計画との整合性、そして計画性を町民にわかりやすく説明し、事業を実施すべきだと考えます。

そこで、1点目の質問は、町の振興総合計画の見直し時期も近づいており、今後収入確保と支出削減を含めて具体的な財政計画と連動した大津町のまちづくり振興についてどのように進めていかれるのか、お尋ねを申し上げます。

次に2点目の質問ですが、現在地方の格差や税収の減少などに悩む県や市町村に対し、格差是正を推進し、ふるさとを離れてはいるが何らかの貢献をしたいと思う皆さんや市や町などが様々なまちづくり活動や活性化に励み取り組む市町村が好きだから応援をしたいという皆さんの思いで、寄附をして応援するふるさと納税制度がスタートし5年目を迎えております。寄附をされた方につきましては、寄附額に応じて所得税や個人住民税の一定額が控除される制度となっています。大津町でも8月の町の広報でPRをされておりました。

ここで、町の過去の実績を見ますと、平成20年から23年の4年間で寄附件数は25件、約218万円、24年度単年度で3件の12万5千円で、総額230万5千円程度が実績と思います。また、寄附を1万円以上された皆様には、町の特産品である唐芋、銅銭糖、野菜のセット、人生いもいも焼酎セットなど、4種類の中から選んでもらい、お礼として送ってもおられます。納税寄附された寄附金の使途は、町が指定した5つの施策で活用するようになっていますが、その多くは他の目的の達成のために町長が特に認める施策ということに活用をされています。熊本県の状況はくまモンの効果があり、24年度とは855件、3千455万円になっております。近隣では、菊池市さんが5カ年で528万6千円を寄附としていただいているということです。全国の状況についてでございますが、平成24年度の全国寄附額1位は鳥取県の米子市です。1年間で約8千900万円ほどの寄附をいただいております。また、兵庫県淡路市も5千800万円程度の金額になっております。そして、また北海道の東川町につきましては、人口7千900人しかおりませんが、財政的に非常に厳しい状況の中で5年間で約6千500万円ほどの寄附金を集められております。電話で担当者のほうに聞きますと、伸びた要因は基金条例を整備し、使途目的を明確にしたプロジェクト事業、投資をする株主制度と申しますか、そういった形の制度を開始し、明確な事業を提供したことで、寄附をされる方がこの事業ならいいという形で応募された方が多いというふう聞いております。また、インターネットを活用し、クレジットカードで支払いができるという利便性、そういったものの手続きの簡素化も大きく影響したと担当者は分析をされていました。先ほど米子市の例でございますが、イベント応援用のマイクロバス購入とか、図書館のリニューアルに伴う文庫整備、またふるさと納税とタイアップした地元特産品の全国PR事業など、様々な事業展開、そして記念品など特産品などのユニークさもあるように感じます。町も具体的な事業を明確にし、寄附をされる皆様の思いが実現するようにPRや周知方法、条例整備などを行い、そして多くの町民の皆さんや町内の企業及び県内外の皆様を巻き込んだ大津大好き応援団を大いに増やし、財源確保の一環として有効に活用するとともに、施

策や地域活性化に貢献するまちづくり戦略をさらに充実して進める考えはないか、お尋ねを申し上げます。

3点目ですが、このふるさと納税制度でもう一つ活躍するのが町の観光や特産品などのPR並び消費拡大に大いにつながる点です。現在、農家の皆さんはTPP問題や肥料、家畜の飼料の増大、生産コストの高騰、電気代など、さまざまな物価上昇の影響で非常に厳しい状況におられます。市場価格の低下、農林業をはじめ商業関係者の皆様も経営基盤を脅かされ大変厳しい状況であるという意見を聞いております。

そこで、市場流通だけの販売だけではなく、直販販売やインターネットを活用した販売強化、そのような戦略の見直しも必要ではないかというふうに思います。そこで個人情報の観点もございしますが、ふるさと納税制度を生かして、連携し、応援して下さった方やその関係者並びに友だちなど、多くの皆様を活用するとともに、町の観光や地産地消の推進を進めるためにも、ふるさと納税制度と一体となりPR販売促進を地域づくりに、町民の皆様、それぞれ職員の皆様、議会の皆様を含め応援していただくような応援団を進めていくような形はないのか、お尋ねをしたいと思います。

1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員のご質問にお答えしたいと思います。

今後の町の財政運営についてご心配をされているご質問と思いますが、ご指摘のとおり、リーマンショック後の大津町の財政状況は、法人町民税の大幅な落ち込みにより、大変厳しい状況であるのは事実です。一方で、財政状況を示す指標の一つとして財政力指数というものがありますが、県内の状況を見ますと、平成23年度決算では大津町は菊陽に次いで県内2番目であり、厳しい状況とは言いながら、まだまだ他の自治体からすると財政力は豊かなほうではないかと思っているところです。しかしながら、議員ご指摘のように、今後町民ニーズの多様化や生活関連施設等の整備及び社会福祉関連費等も増加していくことは確かでございますので、収入の確保に努めるとともに、今後とも行財政改革に取り組みながら行政の効率化に努めていきたいと考えております。

また、収入確保策の一つとして、ふるさと納税制度を活用して町の応援団を増やし、財政確保と地域活性化に取り組んだらどうかというご質問でございますが、議員がおっしゃいますように、大津大好き応援団を増やすためには、大津町民はもちろん、町外の方々にも大津町に関心を持っていただき、大津町のまちづくりに参加したいと思っただけの大津大好きな方々を増やすことが、さらなる大津町の活性化につながるものと思っております。議員のご指摘のとおり、現在の農業は大変厳しい状況であります。そのような中、ふるさと納税を積極的に活用し、お礼として贈る本町の農産物と観光を連携させ、農業所得の向上と観光PRを一体的に推進することは、大変有意義であると思います。今まではふるさと納税のお礼の品として、本町の特産品である唐芋を贈っておりましたが、本年から唐芋に加え焼酎、銅銭糖、旬の野菜の選択制としているところです。今後、あらゆる機会を活用し、この制度のPRに努めることがふるさと納税の増加につながり、ふるさとと大津の農産物を合わせていただける、味わっていただける機会につながります。また、農家の中にはインターネットによる直

販に取り組みられている方もおられます。現状では十分把握できておりませんが、お礼の品として対応できる品物はないか、今後調査を行いたいと思います。

併せて、昨年作成したガイドブックの町情勢も同包し、農産物と観光の一体的な情報発信を行いたいと考えております。

今後ともふるさと寄附金制度のPRに努めるとともに、大津大好き人間を増やし、活力ある大津町づくりにとりくんでまいりたいと考えております。

関係部長により答弁をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

議員ご存じのように、ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したい、あるいは気になる関心のある自治体への応援をしたいと思っていただいている皆さんが自治体へ寄附をしていただくふるさと寄附金制度として平成20年度からスタートしたものであります。先ほど議員がおっしゃいましたように、大津町におきましても過去5年間で延べ28名、230万5千500円のご寄附をいただいております。大変ありがたく思っております。寄附金の件数は平成22年度をピークに減少傾向にあることから、今後さらにふるさと寄附金のPRに努めていかなければならないと思っております。そのためには、大津町のホームページに掲載しておりますふるさと寄附金について、今回、よりわかりやすく内容をリニューアルいたしました。また、町の広報紙においても、お盆の帰省にあわせてふるさと寄附金で大津町のまちづくりの応援をお願いをして掲載をし、ふるさと寄附金のPRに努めてきたところであります。

寄附金をいただく際には、その用途につきまして振興計画の施策の大綱に定めております、地域、社会とともに住める安心とやすらぎのまちづくりに関する事業、力強く自立した農工商併進のまちづくりに関する事業、未来を開くふるさとづくりに関する事業、魅力的で快適な社会環境づくりに関する事業とその他の5つの項目の中からご選択いただくようにしております。それにより、それぞれ寄附をされた方々のご意向に沿うように用途を明確にして使わせていただいております。議員ご提案の、もう少しきめ細かな目的を掲げて、それに対して寄附をいただくのも一つのアイデアだと思っております。実際に寄附をいただいた方のご意見をお聞きするなど、より多くの方に関心を持っていただき、ぜひ大津町を応援したいと思っていただけるよう、また寄附をされている皆様方が負担にならないようふるさと給付金の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 現在の大津町の農業は、円安による石油製品以来の生産資材や燃料、輸入家畜飼養の高騰に加えまして、2年連続の唐芋価格の低迷など、農業経営が大変厳しい状況に直面しております。加えて、TPP交渉による農産物の輸入障壁の撤廃など、不安要素が今後農業経営に横たわっているところです。ふるさと納税のお礼の品は、町長が申されましたように本年から4品とし、選択肢を広げているところです。そのほかに、お茶とか食味日本一となった主食用米くまさんのちからや白川の中流域で栽培された地下水涵養の物語性を付加した米を中心とした水の恵みブランドの農

産物などもありますので、品目を加えることを検討していきたいと考えております。

なお、白川中流域で栽培された地下水涵養米の水の恵みブランドにつきましては、新たな販売戦略を関係機関と協議しております。また、農家の中にはインターネット販売で直接農産物を消費者に届けるといった取り組みをされている方も見られるようになりました。本町における取り引きの実態を調査し、ふるさと納税のお礼の品として対応できる商品はないかと把握を行いたいと考えております。

また、観光ガイドブック大津をリニューアルしております。歴史と文化などの以前からの宝、イベントや施設などの新しい宝を掘り起こし、都市と農村が調和し、伸びゆく大津町を表現したガイドブックとなっております。ふるさと納税のお礼の品に同包することによりまして、ふるさとの情報が手元に届くことで、そこから口コミ、ホームページの検索等につながり、新たな展開を期待しております。

また、以前農家を対象にパソコン講座を開催していた時期もありましたが、今や情報化時代であり、社会ネットワークのソーシャルネットワーキングサービスの活用講座を新たに開くなど、農業経営に活用すること等も含めまして、厳しい中ではありますが少しでも農家所得の向上につなげるよう努めてまいります。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 取り組みにつきましては、様々なお話がありました。2、3点はちょっとお尋ねを申し上げたいと思います。先ほど言いました財政状況につきましては、菊陽町や大津町を含めて他の自治体よりもいいというような町長のお話でございますが、確かに状況的なベースはそうかもしれませんが、山積みになっている課題の事業がかなり多いというふうに認識をしております。様々な事業関係が山積みされている中で、今後どのように進めるかというのは非常に大切なことだと思います。この庁舎につきましても耐震度がないという大きな課題を持っております。いつ倒れてもおかしくないような庁舎もございまして、様々な問題等ございます。よければですね、その辺を含めて、実施計画あたりをしっかりと、もう一回議会も、町も、町民の方も含めて、しっかりと認識をした中で整理をし、この財源をうまく使う、有効に使うというふうな取り組みを進めていくことは考えておられないのかも含めて、もう一つお尋ねをいたします。

もう1点は、先ほどのふるさと納税ですが、個人情報保護法の関連もございまして、なかなか難しいというのはあると思います。しかし、町には昔、関東や関西で町の出身者を集めたふるさと大津会あたりを開催したりしながらPRをし、その辺の手続きもするという事でかなり前までされていたと思います。ただ、それはそれっきりで終わっているというふうな状況もございまして、その辺の人材をうまく生かして交流をし、そして応援団を増やす取り組み、また大津町では各種イベントがいろいろされておりまして、からいもフェスティバルを含め、つつじ祭り、いろんな部分がございます。そういった外から来られるお客様が非常におおいというのが、宿場町である大津を、また観光もPRするという点からしましても、そういう入り込み客のお客様が非常に多いということであれば、その辺もうまく活用するPR方法、その辺をもう一回再度考えるべきではないかというふうに思います。

それと、先ほどありましたホームページによりまして内容につきましても、町の紹介に入ったときに、

すぐにその辺もわかる、観光的なもの、こういうこともできると、そういう形の部分のベースをしつかりもう一回検討し直していただいて、皆さんが入りやすい、特に先進事例を見ますと、非常にわかりやすい内容で入り込むというような状況がありますので、その辺もありますし、ネット販売の関係も、この前新聞に載っていましたが、佐賀県の武雄市をはじめ15市町村で自治体がネット販売をするという形で、これはフェイスブック関係の流れでしょうけれども、そこで動かすと。それについては農家の所得向上になるので、町としては手数料も何も取らないというような取り組みをされているというのちょっと新聞に載っておりましたので、その辺も含めてですね、十分検討をしていただきたいと思います。その2、3点、ちょっと聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

当然、山積しております町の課題、数多くあります。実施計画、基本計画、そして総合計画につなげていくと、当然でありますので、十分整理してやっていきたいと考えております。

また、ふるさと大津会の活用、あるいは各種イベントの活用、あらゆる機会を利用しまして皆様にふるさと給付金に結びつくような取り組みをやってまいりたいというふうに考えております。

ホームページのトップページの掲載、現在トップページへの掲載はやっているところでありますけれども、よりトップページに掲載して、そこに目が行くような掲載のあり方、再度進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） いろいろ様々な問題が山積しておりますが、町が発展するためにいろんな努力をしなければならないというふうに思いますので、一丸となってやるべきだと思います。先ほど言いましたように、観光や地産地消の推進も、関連で先ほど町長のほうからお話がありましたように、町でも観光協会ができ、またさらには農業の関係で大きな過渡期になりますが、そういった問題を含めてネットワーク大津ができ、様々な問題を解決するように大きな取り組みがスタートしております。その辺をうまく使う組織、また人材交流あたりを図りながら大津町の応援団を増やす取り組みというものを町長自ら、今、トップセールやられておりますが、これ以上トップセールスをし、また町民を巻き込んで、オリンピックではございませんけれども、おもてなしの活動、誘致活動等も含めた活動が非常に効果があったということですので、オール大津というふうな形でですね、職員の皆さんも、議会も一緒ですけれども、皆さんと一緒に取り組んでいく、そういった形で地域の連携なり発展、そして地域の活性化を進めていかれるように、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

以上で1問目は終わります。

次、2問目に移ります。2問目の質問は、今、私たちの日常生活において食べ物が豊富であることが当たり前の時代になります。そして、食を大切にする意識が薄れてまいりました。また、生活スタイルの変化に伴い、朝食を抜いたり、三度の食事が不規則だったり、インスタント食品の増加や栄養の偏りといった食生活の乱れに伴う肥満や生活習慣病が増加し、子どもから高齢者まで健康への影響の深刻化、そして医療費等の増加など、市町村財政に与える影響も大きくなってきております。特に

家庭での食事や栄養面の乱れもあり、町の将来を担う子どもたちの成長に合わせた健康な心と体づくりに学校給食が担う役割は非常に大きなものがあるというふうに考えております。食品も欧米化し、長期保存のための防腐剤、成長に影響するような添加剤が入っている時代でございます。先月、菊池市で開催されました給食で変わる子どもの未来と題した講演会に参加をさせていただきました。最近の食生活の変化で高校生の40%が生活習慣病の予備軍であると、これはとても大きな問題であるというふうに思います。これは子どものときからの食事が、その問題が要因であるという点は否めないものがあると思います。また、小学校や中学校で授業への集中力のなさ、すぐに切れる体質、不登校、犯罪などの影響にも食事の面が出ているというふうな事例が紹介をされていました。それを改善するために、食の問題は非常に大切であるということをお尋ねをさせていただきました。

このように、食の持つ力の大切さと役割がもう一度学校地域、保護者も含めて考える取り組みが大切ではないかというふうに感じます。熊本県も平成17年の食育基本法の制定後、18年に熊本県食育推進計画を策定し、23年に見直しを行い、くまもと食で育む絆、夢プランを策定されました。そして、地域の特性を生かした取り組みを各市町村と連携して取り組んでいきたいというふうにされております。町でも子どもから高齢者までの食育推進計画を策定し、推進され、5年目を迎えていると思います。今年度は見直しの時期ではないかと考えます。その中で、特に子どもたちや保護者などへの食育の推進は非常に大きなものと考え、学校等での取り組み、給食センターとの関連また栄養教員制度との連携、そのようなものをどのように進めておられるのかお尋ねを申し上げます。

また、最近外国では日本食が健康食のブームというふうな形で人気を博しているというふうにも聞いております。米や野菜、大豆、魚、そういったものをはじめ、作物を育てる人の愛情と大自然の恵みを受けて生産された地元の安心・安全な農畜産物を、その食材として子どもに提供することは非常に大切ではないかというふうに考えます。健康づくりと地産地消の面を含めて、農業や商業の活性化にもつながると思います。町で生産された安心・安全な農畜産物の活用状況はどうなっているのか。また、今後の活用をどう進めていかれるのか、お尋ねを申し上げます。

次に、子どもたちの健康で健やかな成長には、先ほど述べましたように食は重要な位置づけであり、それを担う給食センターの役割は大変重要であると考えます。現在、1日3千800食近くの給食をつくられていると思います。給食センターの職員の皆様の熱い情熱と子どもたちに対する思いやりの中で、献立の工夫や調理場の暑さや寒さの中で一生懸命に取り組んでおられる点に感謝を申し上げます。しかし、平成2年給食センターを建築後、改修や機械設備の更新などを進めながら業務を行っておられます。衛生管理面なども含めて、非常に厳しい状況があるというふうに聞いております。今後、児童生徒の増加や地元の安心・安全な農畜産物を給食の食材として大いに活用した地産地消も進めていく必要があると思います。

そこで、学校給食センターの老朽化への対応など、全体的な見直しが必要だと思っております。早急に今後の整備計画もあると思います。具体的にどのような方針で、どのような整備計画を考えておられるか、お尋ねを申し上げます。

次に、子どもたちの安全・安心で健やかに育て、教育を充実するため、教育環境や施設の整備を充

実強化する必要があると思います。町は教育施設の整備の現状を把握し、今後の整備計画を作成されたと聞いております。中身については、まだ私たちは見ておりませんが、そこで、教育関係施設である幼稚園や小中学校の大規模改修なり、様々なことをされてきております。老朽化が進んでいるところもございます。私たち地元南小学校等につきましては、非常に厳しい状況が見えるのではないかとこのようにも感じます。そのような関連も含めて財源が必要になります。財源も含めて、全体的な整備計画を町としてどのように進めていかれるのか、お尋ねを申し上げます。

2点目に、教育環境の中で今年は特に全国で最高気温を更新し、熱中症、竜巻や集中豪雨など、今まで異常気象と言っていましたが、この現象が当たり前となってきました。また、PM2.5大気汚染の問題も大きく報じられ、気象関係が幼稚園や学校生活に及ぼす影響は計り知れないものがあると思います。7月から8月は35度以上の猛暑日が続く、熱中症対策が問題となっていました。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、学校内の教室内の室温は、夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいとされています。9月になりまして午前11時ごろ、陣内幼稚園や南小学校、大津幼稚園を見てまいりました。日差しはカーテンで対応し、扇風機は回っておりましたが、室内温度は既に11時前後で34度に達しておりました。子どもたちも一生懸命汗を拭きながら、先生たちも一生懸命苦勞しながら勉強に集中をしておりましたが、教育環境の中では非常に厳しいものがあるのではないかとこのように感じたところでございます。また、今年は、先ほど言いました大気汚染PM2.5が発生しております。注意喚起が3月に1回、5月に4回、まだまだ今から先も続く可能性もございます。そういった場合、室内で窓を閉めた状態が多く発生するなど、様々な諸問題も発生します。確かに暑さや寒さに耐える体力や我慢する気力、集中力を付ける教育も必要と考えますが、早急に、先ほど町長のほうからはミストシャワーのときにお話がありましたが、エアコンの整備、そういうのが必要ではないかとこのように思います。近隣市町村のエアコンの整備状況ですが、菊陽町は建て替えの学校を除き全て終了、菊池市は中学校の整備が済み、本年度小学校が全て完了、合志市は小中学校とも本年度完了というようなスケジュールで動いているようでございます。大津町では、中学校のエアコン設備の委託料が本年度計上されておりますが、幼稚園や小学校を含めたエアコン整備の全体計画は具体的にどのようにされるのか、お尋ねを併せてお願いします。

もう1点、教育環境整備の中で、子どもたちの学童保育施設の整備の関係でござりますが、大津小学校、室小、護川小学校は、既に施設が整備されております。そして、美咲野小学校が本年度から小学校敷地内でスタートしております。夏休みに各施設を回りましたが、楽しくにこやかに勉強や遊びをしておりました。また、護川小学校に行きますと、今までになく小学校敷地内に整備をされてから、学校との連携で非常に安心して子どもを預け働ける保護者が増加しているということも聞いております。そのほかの学校も、一宇保育園、緑ヶ丘保育園、白川保育園、そして白川幼稚園において、園が一生懸命に取り組んでおられます。しかし、南小学校の保護者の皆さんからは、現在の学童保育施設までが、我が家に帰る以上に遠く、その移動関係も含めて不安があるというようなことで、安心・安全な取り組みを進めてほしいというような要望があつていると聞いております。早急に学校敷地内や教室、空き教室等も含めて対応を進めていく考えはないか。

以上、お願いをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

まず、町の子どもたちの食育推進についてお答えいたします。そもそも食育が取り上げられるようになりましては、議員も触れられましたけれども、国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯に渡って健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが重要な課題となりましたので、平成17年に食育基本法が制定されてからであります。その第5条に、子どもの食育における保護者、教育関係者等が果たさなければならない役割が明確に規定されました。これを受けまして、平成20年に改定されました学習指導要領の総則には、食育の推進は学校の教育活動全体を通じて行うものとする。体育科、家庭科、特別活動などにおいても適切に行うことと明記されました。この総則を踏まえまして、各学校の教育課程に食育が位置づけられたのであります。食に関する大津町の子どもたちの実態を見ましても、課題が多く見られます。肥満傾向が平均1割程度いますし、食アレルギーの子どもも増加傾向にあります。給食において、アレルギー除去食を別途つくらなければならない子どもが20名を超えています。偏食傾向の強い子どもも増加していますし、食物の取り方のバランスが取れていない実態もあります。また、朝食が取れていない子どもが平均すると1割を超えます。給食の残滓も結構出ております。これらの課題を改善するためには、食育を通じて食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけること、食料の生産から消費に至るまでの食に関する体験活動等により、自然の恩恵、勤労などへの感謝や食文化の伝承などを大切にする学習や活動などが必要であります。

そこで、大津町教育委員会では、教育基本構想の中の重点努力事項の柱のひとつに食育の推進を据え、その努力内容として、各学校の年間指導計画に基づく取り組みの工夫、弁当の日の取り組み、食の体験学習の充実を上げて学校現場での実践を推進しているところであります。

さらに、日常的には給食を通じた指導や給食センターの栄養教諭や学校栄養職員を活用した食育指導を重視して実践につないでいます。現在、町内の小中学校では計画的に食育指導がなされております。その取り組みの特色ある内容をいくつか紹介したいと思います。

野菜栽培や稲、唐芋の植え付けから収穫、そして調理して食するまでの体験学習、特に大津北小学校では毎年5年生がアイガモ農法で米をつくり、収穫米と稲の生長に貢献して大きくなったアイガモで炊き込みご飯をつくる活動をしています。米づくりに貢献したアイガモ、自分たちが数箇月にわたって関わってきたアイガモを最後にどうするのか、子どもたちは真剣にアイガモ論議をし、食することに、かわいそう、役立ってきたしかわいがってきたのに食べるのは忍びないと子どもたちは悩みますが、話し合いを深める中で、アイガモは人の命を育てるために自分の命を提供するのだから許してくれるだろう、食せずによそにやったりするほうがアイガモに失礼ではないかという結論に達し、食することになったのです。この体験を通した一連の学習によって、自分たちは生き物の命をいただいて生きていること、食するまでに長期にわたる多くの人などの栽培活動が必要なこと、また栽培活動には地域の人たちの協力があることなどに気付き、食するにあたって命について考え、いただきま

すの意味をしっかりと認識したり、感謝の気持ちを深めたりしています。そのほか、地域の協力を得ながらもち米を栽培し、収穫後は餅つきをし、地域の人と一緒に会食したり、一人暮らし家庭に配ったりして交流している学校もあります。中学校では、給食のない日に年3回ほどですけれども弁当の日を設定しており、生徒が自分で弁当をつくり、その弁当づくりの工夫や苦勞を発表しあう取り組みをしております。これにより、栄養素やカロリーへの気配り、盛りつけの工夫、そして何より毎日家族の食事をつくってくれる人への感謝の気持ちが高まっているようです。また、給食センターでは効果的な食育指導ができるように、食育推進委員会を開催し、各学校の食育担当者と話し合いをし、情報交換や栄養教諭等を活用した食育に関する事業計画を立てて実践しております。小学校1年生から4年生を対象とした給食時間を活用した訪問指導にも取り組んでいます。さらに、毎月給食献立表とともに、食育だよりを保護者へ発行し、家庭における食育啓発を行っております。全国食育推進運動の一環として定められている食育の日の毎月19日には、地産地消を目指し、大津産の野菜を使用し、その野菜の生産者やその野菜の栄養素、調理法などの紹介もしています。この取り組みは、食や食材に関心を持ち、感謝の気持ちや地域への愛着心を養うことにつながっていると思います。今後は、知育・徳育・体育の基盤としての食育の重要性を認識し、食育推進の強化を図っていきたいと思います。

具体的には、これまでの取り組みを充実させるとともに、地域の実態を生かし、地域の力を活用しながら食農体験学習を広げること、地域の食生活改善グループの方などの支援を得ながら、郷土料理などの調理体験をすること、早寝早起き朝ご飯運動をPTA活動として推進してもらうことなどを考えております。

また、議員がおっしゃいました地産地消の促進につきましても、今も極力努めておりますけれども、今後もさらに充実を図りたいと思っております。

また、食材、町内の業者さんで調達できる分につきましては、できるだけ町内の業者さんのほうに発注しているところでございます。この点も継続してまいりたいと思っております。

次に、学校給食センターの老朽化に伴う今後の対策についてお答えいたします。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしております。現在、学校給食については町内の町立幼稚園2園、小学校7校、中学校2校、県立支援学校を含め3千850食を学校給食センターで調理を行い配送しております。現在の学校給食センターは、平成2年に建設された施設で、築23年が経過しております。センターの建物は、鉄骨一部2階建ての調理場、事務所などを備えた839平方メートルの施設で、調理場の床を水洗いすることを前提にしようするウエットシステムで設計され、建設されたものであります。施設運営に関する課題としましては、老朽化のほかに施設の衛生管理面や児童生徒数の増加に伴う調理食数の増加などがあります。学校給食の衛生管理につきましては、国では平成8年度に学校給食による集団食中毒が発生したことから、平成9年度に当時の文部省が学校給食衛生管理の基準を制定し、全国的に学校給食における衛生管理の徹底が図られています。町におきましては、平成21年に改定された学校給食衛生管理基準に対応するために、給食センター調理場の床を乾いた状態に保つドライ運用をするように努め、施設や設備については改善や更新をしながらセンターの運営を行って

おります。しかし、どうしても建物の構造上、大規模な改修や増築を行わないと衛生基準に適合できない部分が出てまいりました。また、調理給食数の増加につきましては、現在3千850食をつくっていますが、今後6年間で450人程度の児童生徒の増加が見込まれており、6年後には給食数が4千300食以上になるものと推定をしているところでございます。また、アレルギー除去食対応の給食数が年々増加しております状況も踏まえ、現在の最大4千食対応の施設では調理や配送の対応が困難になるものと考えております。

以上のような課題解決に向けて、給食センターの整備方針を検討する必要があると認識しております。現在、教育委員会のほうで天津中学校の校舎及び体育館やプール、天津幼稚園の駐車場などを含め、天津中学校周辺施設の再生整備計画基本構想策定業務委託を行っておりますので、その中で学校給食センターについても施設の移転建て替えや改修整備計画を練っていきたいと考えております。

最後に、幼稚園、小中学校のエアコン等の整備計画についてのご質問にお答えいたします。現在、町内の小中学校のエアコンの設置状況ですけれども、特別教室には設置しておりますが、普通教室につきましてはエアコンの設置をしておりません。町内の小中学校においては、これまで扇風機や環境教育と関連させながら、緑のカーテンの活用等で暑さをしのいでもらっていましたが、ここ2、3年における夏場の暑さは猛暑日が続き、耐え難いものでございます。そこで、まず家業時間が長く高校受験等を控えている中学校から設置したいと考え、6月議会で設計業務委託の予算計上し、議会でもご承認いただいたものでございますので、これを受けまして26年度に設置工事を計画しているところでございます。その後、幼稚園、小学校もできるだけ早く整備できるよう予算確保に努めてまいりたいと考えております。ただ、陣内幼稚園につきましては、園児増に伴い、本年度園舎を改修する工事を計画いたしておりますので、その中で、その予算の範囲内でエアコンも設置していきたいなど考えているところでございます。小学校につきましては、校舎本体の改修が必要なところもありますので、一斉に設置はなかなか厳しいのではないかというふうに考えておりますので、計画的に取り組むことになるというふうに思っております。天津幼稚園につきましても、できるだけ早い時期に、陣内幼稚園にエアコン付けて天津幼稚園はエアコンなしということではアンバランスになりますので、できるだけ小学校以前に天津幼稚園のほうにも設置ができるように努力をしてまいりたいと考えております。

次に、学校施設整備の取り組みについてでございますけれども、現在特に天津中学校と天津南小学校の老朽化が著しく、早急な対策が必要であります。天津中学校は、校舎のほうが築31年、体育館が築38年になっております。6月補正におきまして、先ほど申しましたように、再生整備計画基本構想策定業務委託料の予算のご承認をいただきましたので、隣接する給食センター、それから武道館等を含めて、今後全体的な整備計画を作成して実施しに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

天津南小学校につきましても老朽化が著しいため、今後につきましては安全上、急を要する箇所につきましては速やかに対応していきますが、全体的な改修につきましては、基本設計の策定業務を予算化し、有利な補助金等を活用しながら、できるだけ早いうちに大規模改修、もしくは改築の方向で

計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、その他の学校施設整備につきましては、学校教育課としての中長期の整備計画は持っていますが、町全体の公共施設維持改修基本方針や財政面の整合性及び補助金の活用を図りながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、大津南小学校の空き教室を利用して学童保育を行っていくことにつきましては、保護者への学童保育利用アンケート調査の結果、40名程度の利用希望が現在あります。今後につきましては、学校側の空き教室活用方針、現在は空いている教室を少人数教室、そのほか目的を持って活用しておりますので、学校との相談も必要かというふうに思います。学校と相談しながら、できるだけ空き教室が使えるように話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

また、学童保育の場として使うことになれば、エアコン設置等も必要になるかというふうに思いますので、そういうところも踏まえながら、学校、それから利用者である保護者、そして関係担当課の子育て支援課等々と相談をしながら、さらには現在南小の学童保育施設として利用しております白川保育園のほうの運営者の方とも協議を図りながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員のご質問に、まずは町の子どもたちの食育の推進でございますが、最近、食生活環境の変化や運動不足、ストレスの増加など、健康維持や食育推進の環境が大きく変化しております。現在、町では糖尿病や高血圧、高脂肪血漿等の生活習慣病の予防推進を子育て健康センターや総合体育館等の公共施設やそれぞれの地域で展開し、町民の健康づくりを推進するために、大津町健康づくり推進計画を策定し、事業を進めています。その中で、町民の健康増進、健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少を目的として、元気で生活ができるまちづくりを目指すため、家庭、学校、職場、地域、行政が一体となり、町民一人一人の健康づくりを社会全体で支援する体制づくりに努めています。また、推進計画の中に食育の大切さを考え、健康に関する食育の推進の項目を設け、事業を実施しております。乳幼児からの食育の取り組みが正しい食習慣となり、健やかで心豊かな生活を送り、高齢者になっても健康で充実した暮らしのため、食育の大切さを認識していただくよう計画的に事業を実施しているところです。

次に、学校給食センターの老朽化に伴う今後の対応についてのご質問にお答えいたします。現在の学校給食センターは、平成2年に建設され、23年経過の施設でございますが、先ほど教育長から答弁がありましたように、現在の施設や設備が衛生管理基準に適合できていない部分があることや、今後の児童生徒数の増加に伴う調理食数の増加への対応などがあり、学校給食センターの大規模改修や建て替え計画について、今、検討をさせているところであります。当然、センターの建て替えも含めた検討になりますが、建て替えには現在の給食センターを使用しながら新たな施設を建設する必要がありますので、現在の場所とは別に新たな建設用地が必要になります。その場合、配送先の学校までの距離や交通アクセスの状況などから建設候補地を選定しなければなりません。また、位置のほかに将来的な児童生徒数を見込んだ設備等の調理能力や施設の規模の決定、導入する調理システムの選

定など、位置や施設に関する検討から設計、造成、建築工事など、施設の完成までには4年から5年程度の期間を要すると思われま。学校給食センターは町の将来を担う子どもたちの健康のために大きな役割を担っている重要な施設ですので、施設や設備の状況、将来の見通しなどを踏まえながら、施設の整備計画については早急に検討を進めていきたいと思。い。

次に、学校教育環境や施設等の整備についてのご質問にお答えしますが、幼稚園、小中学校のエアコン設置につきましてですが、近年の地球温暖化現象などの進行により、夏季における教育環境が大きく変化しております。町内の小中学校においても、緑のカーテンの活用等、環境教育と関連させながら、室内温度の上昇抑制に先生方や児童生徒に努めていただいておりますが、学校施設も建築後、確実に経年劣化が進行しているため、長期にわたる基本的な機能、性能、あるいは安全性を維持していくためには、計画的な改修・修繕等を実施し、適切に維持保全していく必要があります。昨年担当課で町内小中学校及び幼稚園の学校、体育館等の老朽化度合い等を調査・分析し、整備の優先度を定め、適切な時期に適切な保全ができるよう、学校施設中長期保全計画を作成したところですが、現在、作成中の町全体の公共施設維持改修基本方針と財政面も含め、整合性を図っているところです。今後は、町内の全小中学校施設の現状と課題を十分把握し、安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性の観点の元、学校施設は災害時の地域住民の避難場所としても重要な施設であり、安心・安全な学校づくりを目指し、有利な補助金制度を模索しながら計画的な学校環境整備に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 先ほど食育関係につきましては、教育長のほうから非常に懇切丁寧にお話がありました。ただ、今言いますように、家庭も、地域も一体となって進めなければ、大きく今から成長する子どもたち、そしてまた将来の大津町を担う子どもたちです。ぜひその辺は十分に進めていくようお願いをしたいと思います。

また、食育関係につきましても、JAさんのほうにもちょっと聞きましたけれども、なかなか体制が、地産地消を送り込む体制もまだ未整備な状況があるというような実態もございます。その辺も含めて、新しい形ができるということも含めて、また関係機関も協力していただいてそういう体制ができるように、また給食センターにつきましても老朽化が進んでいると、そういうことでありますので、その辺にも活用できるということを十分取り入れていただくようお願いをしたいと思います。ただ、今お話がありましたように、それぞれの施設を整備するためにはかなりの予算、かなりの時間も必要となります。住民の方、また保護者の方、それぞれが思われるのは、いつごろできるのだろうか、どういった形になるのだろうかという不安があると思。い。その辺を払拭するように、先ほど町長のほうからもお話がありました、財政的には菊陽町を含めてそれぞれ数字的にはいいですよとおっしゃいますけれども、今言いましたようにまだまだ諸課題、費用がかかるものがいっぱい出てきております。その辺を早く優先順位を決めながら、住民の方にもわかりやすく整理をして、こういう形でいきますよという方針を見せてあげなければ不安はまだ募るばかりだと思。い。その辺も含めて様々なお話をさせていただきましたが、この辺、その辺のスピード感あたりについて、町長の

ほうから再度お願いしたいと思います。スピード感ある対応ができるのかどうか、その辺をよろしくお願いします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 教育委員会のほうから学校教育環境整備関連等については、もう十分昨年度からお話は聞いております。しかし、公共施設のほかの施設関連等も大分劣化してきておるような状況でございますので、もう議員おっしゃるように、あれもこれも大変やらずにちゃんない仕事がたくさんございますけれども、議員おっしゃるように、十分必要である順番を提案をしながら、議会あるいは住民の皆さんとご相談しながら事業が早急にできるように努めていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5 番（桐原則雄君） 将来を担う子どもたちですので、ぜひ財政面も非常に厳しいでしょうが、町長、教育長の英断をお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時02分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告に従いまして一般質問を行います。

発言の前に、一言苦言を申しておきたいと思っております。最近では、クールビズというものがよく言われまして、省エネに努めましょうとよく言われます。しかしながら、私はよく思います。例えば、この議場、やはりこの演壇、質問席、立たれるのであるならば、そういった方々はきちんと正装で発言、そしてお答え願いたい。町長に苦言です。やはり、我々議員は、町民の代表として、この最高議決機関である議場において、そして町長に対して代弁者として発言をするわけでありますから、クールビズというのは、あくまでも省エネで、拡大解釈をしないようお願いしておきたいと思っております。先日のネットワーク大津発足式のときに蒲島知事が来られました。そして、知事だけが演壇で、上の段でネクタイをきちんと締められておりました。非常にしまって見えたとは私は感じております。そういった意味合いをもちまして、せめて町長にはいつも町民から見られて町の代表として誇りをもっていたいただきたいと思う次第であります。

質問に移ります。

運動公園の更新についてを質問したいと思います。我が町の運動公園は、県下でもトップクラスのサッカー場を有しておまして、今後も有効活用が期待できますが、視点を変えれば、ほかの市町村は大津町に追いつけ、そして追い越せなのであります。今後もその地位を不動にするのは、時代のトレンド、すなわち傾向、これを見逃してはいけないし、有識者の意見も重要でありまして、人工芝の

要望が多く聞かれると思います。必要経費は必ず将来のためになるものとして、必要経費を計上して財産価値を増幅しなければならないと私は考えております。質問の要旨としてこれまでのことを書きましたが、この質問の指摘を町長にぜひ実現につなげてもらいたいと思うところから、何かに例えてわかりやすく町長と議論したいと思ひまして、最近の話題では、私は年金制度、これについて重ねて私は考えてみました。何か違うような感じがしますが、制度というものも一つのつくられたものでありますから、きちんとしたソフトかハードの違いであります。来月から年金の受給額が引き下げられます。引き下げは3回に分けて実施され、2015年4月には特例として高い水準に据え置かれた年金が本来の水準に戻る予定であります。そもそも年金制度には給付額を調整する仕組みとして、一つのこれが更新と私は思うんですが、物価や賃金の上下に合わせて給付額を上げ下げする、物価賃金スライドという仕組みがあります。また、マクロ経済スライド、これとは別に少子高齢化の進展に併せまして年金受給付額を減らす仕組みであります。寿命が延び、年金を負担する人が減れば給付額も減るといふもので、時代にマッチした制度の確立を狙ったものでありまして、官僚の能力が発揮された制度と私は感じておりました。しかしながら、制度の優位性はわかっている、判断できない政治家が多々ありまして、先延ばしになってきた。だから、ここにきて一遍に給付額を下げなければならないような事態に至ったと、私は思います。要するに、ハードもソフトもそういった制度も、できることをわかっているにもかかわらずきちんとしてこなかった。だからこそ、年金受給減、財源確保のための消費税アップと、我々国民は瑕疵分所得は減る一方でありまして、大変な時代を迎えてしまいました。年金運営はまさに人為的な過失であると私は考えております。暗いニュースだけではありませんで、2020年、東京オリンピックが開催されます。国民にとって大きな楽しみでありまして、夢や希望でもあります。そんな楽しみが実現されようとするとき、我が町はその夢や希望に何も寄与できるものはないのでしょうか。そのような視線に立ったときに、今すべきこととは何か、できることとは時代の要請や流れとは何かを考えたときに、町民が誇れるオリンピック選手が生まれるような施設整備にきちんと取り組んでいくことと捉えてもよいと私は思うのであります。午前中の二人の議員の質問に対して、議員も、そしてまた町長も答弁に子どもたちは将来の希望であり、宝であると、そういうふうなことを言われました。だからこそ、時代にマッチした施設の更新は必要だと私は考えております。年金維持制度の物価賃金スライドやマクロ経済スライドみたいな定義は不要であります。現状認識とまちづくり、青少年を軸とした町民の健全育成を素直に願えば、答えは出ると私は思います。町民にとっての財産であります運動公園について、今後の展開を施設を陳腐化させぬよう財産価値を高めるための施設整備と町民の皆様方にきちんと説明責任を果たしていきまして、迷惑施設になりかねないような時代の流れとトレンドを読み解き、更新にあたってもらいたいと思います。最近の言葉でもうすれば、「いつやるの」ということです。その後の答えは、町長から言っていただきたいと思ひます。

最初の質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の運動公園の人工芝関連等についてのご質問でございます。議員ご承知のように、大津町運動公園は平成10年に供用を開始し、15年が経過しております。建設当初

の球技場、あるいは競技場、多目的広場に加え、平成14年に弓道場、そして平成16年には総合体育館が完成し、総合的なスポーツ施設として町民の利用はもとより、全国各地から大会などで多くの方々が来町され、スポーツ観光大津の顔となっています。町ホームページアクセスランキングを見ますと、運動公園のアクセス件数が常に上位にあることで、その注目度は高いと評価しています。平成24年度施設占有利用者数は延べ351団体、約6万人ですが、応援者や大会関係者などの数は含まれておりませんので、実際に来庁された数はもっと多いと思われます。しかし、運動公園をこれまで以上PRし、有効に活用していくには、経年劣化してきている天然芝の張り替えや球技場スタンドの雨漏り、総合体育館アリーナ空調設備など、計画的な改修が必要と思われます。時代の流れから運動公園に人工芝コートがほしいとの要望が聞かれているのではないかとというご質問でございますけれども、数年前にログパイプという人工芝がヨーロッパで開発され、世界的に注目を浴びているところです。日本では、これまでに2千カ所以上の人工芝が施工されています。県内で県民運動公園スポーツ広場や益城陸上競技をはじめ、大学や高校、そして民間施設まで広がっております。人工芝は天然芝と比べて工事費は高いけど維持管理費が安く、しかも芝養生や利用時間の制限などがいないため、急速に施工例が増えてきております。仮に運動公園に人工芝を施工するとなれば、経年作業により芝のところが高くなり、改修時期が来ている競技場が有力と考えます。さらに、競技場は夜間照明があり、終日利用が可能であり、より多くの方が利用できるものと考えられます。概算ではございますが、人工芝一面を施工するに約1億円がかかると言われておりますので、最も有利な補助金を検討し、併せて建設後の費用対効果やこれまで以上の利用効果などの可能性を精査しながら検討していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

検討していきたいということは、最近問題になりましたけれども、いいほうの検討にしていきたいというふうには私は捉えたいと思います。検討していきたいにもいろいろありますので、町長に期待したいし、そう答えられるとなかなか第二の矢が出しづらいというところもあります。しかし、ちょっと答えにくいことになるかもしれませんが、実はご承知のとおり、人工芝だけではないのであります。実際、あそこの運動公園にテニス場がほしいとか、プールがほしいとか、いろいろ言われる、これはもう町長もちゃんと感じておられると思います。そして、例えば今、人工芝に約1億円かかってしまふんだと、これは大きな財政負担になるし、もちろんこの国の仕組みから有利な補助金をいろいろ探してみたいというお言葉もありました。まさしくそうでしょう。やはり、そこはこの町の、それこそ幹部の方々がいろんな形で検討をしていただき、町民にできるだけ負担を求めないように、そして逆に、いや、それをやってよかったと、やはり町長の判断は間違えていなかったと。やはり政治家というものは、結局僕は判断力と思うんですよ。そこをきちんと判断できるか、できないかということなんです。そして、それを決断されたならば、その目標に向かって信じて突き進んでいく。その結果というものは、私は付いてくると思います。ここで曖昧に答えるのか、それともまちづくりの一環、そしてこれからの大津町を担う子どもたちに夢と希望を持ってもらうのかという問題があります。それプラ

ス、あの町の運動公園が最初できるときに駅の話もありました。しかし、JRはなかなか動かさること山のごとしでした。しかし、これを動かす術というのは、逆に我々がそういった有効な施策をすることによって、運動公園が町内だけではなく、町外の方々、そんな方々からたくさん来てもらうような施設になったならば、それはやはり、もう国鉄ではありませんので、JRだったならば動く可能性さえあるということです。相乗効果というものは、駅だけではありません。駅ができるということは、その周りの地価も上がります。そして、住宅地としても優良な宅地にもなってくるでしょう。ですから、夢というものを本当にこれからのまちづくりにきちんと合致あわせるためには、先ほどの物価スライドとか、マクロ経済スライドとかではないんですね。今、我々がこの時代の流れをきちんと感じて、これから町の方向性というものはこうだというために選挙があって、4年に一度町長も議員も替わるんです。ですから、町長がここでリーダーシップを出して、それをやって、この大津町に大津高校がありますね。これはですね、いろんなところに行って言われるんですよ。大津高校があるところですかと言われます。そして、野球で言うならば、本田都市対抗、出てきます。やはりスポーツの力というものはですね、それだけ偉大なんです。やはり、全国にサッカー好き、野球好き、たくさんおられるんですね。だから、大津高校の胸を借りたい、大津に素晴らしい運動公園があると聞いた、だからそこに行きたい。公共機関があるなら一番ですね、やはり。そういったことを考えますれば、これから先に充実させていく価値が十分あると思います。そして、またこれが大義名分になると思うんです。町民に対する説明責任というものは、そういった、なるほどと思うようなことがなければ、我々の住民は、税金は使ってくれるなどと言われると思います。だから、本当に将来のことを考えて、午前中言われたような、これから町を担う子どもたちという言葉をきちんとそこに基軸をおいて考えるならば、これは必ずしも、やはり手を付けて、そして早急に実現していかなければならないと思います。いろんな形で町は貯金である基金とか持っております。今、基金に1億円入れても、金利というものは0.00いくつとか、0.013とか、5とか、そんなレベルです。そんなことを考えれば、そんな金利なんかよりも十分そういった喜んでいただける、希望が持てる施設にしようじゃありませんか。そして、これからも大津高校を執刀として、子どもたちがあいつた選手になりたい、そしてオリンピックを目指したい、そういったですね、やはり夢を持つ町であってほしいと私は思いますので、この経済的効果というものも必ずあると思います。こういったことに対して、町長はその中をきちんとまとめられて町民に対して説明をしなければならぬと私は思いますので、この点について、私とまだ若干違う、私はそうは思わないと思われるのであれば反論も聞きたいし、それに同調されるならば輪を付けてもっといいことも言われても構いませんので、再度質問をしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の大津町を思う、将来どう発展するかと。今現在、体育協会のほうからサッカーコートをつくってくれとか、あるいは水泳協会からプール、あるいは大津町にある不知火光右衛門の相撲道場、それぞれこれまでに一応検討し、それぞれの予算関連も検討させていただきましたけれども、なかなか金が高く付いて、社会保障とほかのほうを考えるとちょっと手が出ないような設計金額になっておりました。しかし大津高校のサッカー、これはやっぱり町外からもたくさん

子どもたち来ておりますけれども、当初、大津町が全国に名を馳せたのは、やっぱり大津高校のサッカーのお陰であるというふうに思っております。ホンダが来ても、二輪の町大津ですよといってもなかなか全国には響いてこないというような、反応が遅いというような状況でございますけれども、今は都市対抗野球、町からは本田技研大津町というような形で全国にそれぞれ知れ渡ってきております。やっぱり強くないとだめでありまして、参加することではなく、やはり勝利の女神がほほえんでくれるこの大津町をつくるのは、やはり子どもの夢でもあるし、それを育むのが我々大人の責任であるというふうに思っております。もちろん、サッカーだけでなく、バレーボールについても、将来大津町からオリンピック選手が出るんじゃないかなというような子どもが一人おります。その前の先輩も大津でバレーボールされたんですけれども、全国でも、あるいは日本代表として今15、6でございまして活躍されて、その先輩に向かって頑張っていこうという大津町住民の皆さんの子どもの一人がおるわけでございますけれども、そのようにすごい選手、子どもたちがおるのは確かでございますので、大津高校のサッカーについて申し上げますと、大津高校の東側のグラウンドに前の校長先生からのお話です、人工芝をと。子どもたちの目がいかれるし、体によくないからという話もあり、県の教育予算関係でもある程度の線までいきましたので、町のほうからもしっかり応援していただければ、それで若干の支援をお願いできないかというようなご相談もありましたけれども、県のほうに行ってお相談しましたけれども、大津高校のサッカーだけでなく、荒尾や西高校の問題もありますのでこらえていただけないでしょうかという話もあっております。しかし、議員も平岡先生とお話されたかもしれませんが、私もお話したわけでございますけれども、もう学校でなくとも運動公園の中に人工芝をつくっていただく、そうすることで大津町のサッカーの子どもたちの夢につながっていくんじゃないですかというような話。もちろん、芝の問題とか、あるいは経費の問題もお話しいただいて検討するというような形になれば、やっぱり先ほど申しましたようにナイター設備もあるし、そうするとあの競技場の芝が大体15年経っておりますので、平均的には10年で替えるというようなことでございますけれども、職員の頑張りですべて持っておりますけれども、職員に聞いてみますと、どう思ってもあと4、5年もてるかなというような話をしております。もちろん、スプリングラ関係の使用もできなくなるんじゃないかなと。張り替えなくちゃならない。そういうような条件も出てきておるのでございますので、我々としては、あの運動公園が素晴らしいものになるには、やっぱりそういう利用者、それとそこにはやっぱり議員がおっしゃるように、昔計画しましたスポーツの森の駅というか、JRとも話しましたけれども、今の状況ではなかなか美咲野ができて厳しいというような状況でございますので、そういうスポーツ関係の施設ができれば、あるいはこの前県のほうかにも、今、荒尾や和水のほうでソフトバンクの1、2郡の球場をというような話が出ております。大津町のほうにもご相談がっております。というのは、やっぱり大津町にはJRという公共の交通機関がございまして、そういう素晴らしい町でありますので、それを利用することも一つの手ではないかなというような思いでありますけれども、もう議員ご承知のとおり、もう四苦八苦の時代を今やっておりますので、やはりまずはやるべきことをやらなくちゃならない。しかし、議員おっしゃるように、1、2年でやらなくちゃならないならば、もう今のうちにやるべきであるというよう

な英断も必要ではないかなというように思っておりますので、学校施設関連等の問題、給食センターの問題、あるいは美咲野のほかには新しいまちづくり、若者の定住するような、そんなまちづくりをやっぱり検討進めていかなくてはならない今後の課題がございます。おっしゃるようにあの地域はすごい地域でございます、手前のほうはもう森居島でいっぱいでございますけれども、まだまだ余裕があります。そしてJRの瀬田駅もあります。瀬田駅周辺の開発も必要ではないかなというように思っておりますけれども、その辺に関係して、瀬田駅からの運動公園の道路も整備させていただいている状況でございます。もちろん、いろんな形で今後の町の発展、あるいは上の台地の開発関連等についても、工業団地だけでないいろんな用途地域の変更関係も考えていかなくちゃならない。そのためには、それなりのインフラ整備も必要であります。そういう意味におきまして、今後については十分そういう考えの中でまちづくりの基本となるものもやっぱり菊陽、合志、益城が今線引き区域を外そうと一生懸命、今、県とか国に要望しております。そういう要望が叶えられればまずいことに大津町はまた10年遅れてくる開発になってきはしないかなというように心配しておりますので、ぜひそういう意味におきまして、やはり本当の大津町をこれからよくするために、観光振興、スポーツ振興、あるいは観光を生かしたものととも若者の定住するような整備関係はやっぱり、議員おっしゃるように、体育、健康増進合わせたものを両方整備しなくちゃ大津町の強いまちづくりにはつながってこないんじゃないかなと。そういう意味で私の思いだけではなかなかまちづくり基本条例つくっておりますので、それを踏まえながら住民の意見をしっかりと取り入れながら方向性を見定めていければなというふうに思います。そういう意味におきまして、運動公園に人工芝の関連等についても十分検討する余地があるというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長の答弁を聞きまして、やはりここは慎重に方向性を見極めていきたい、これは当たり前のことですね。しかしながら、重々この議論を通じて町長の腹の内と申しますか、やはりサッカーだけではなくてもほかの自治体が大津町に追いつけ、追い越せというのもきちんと認識されていたということです。私はこういったことを考えるときに、そもそも商売人でありますから、成功の法則というものの一つ大原則の中で、私は天地人というものを非常に信じておまして、天のとき、今でしょうというやつですね、それと地の利、この地の利をですね、今中途半端なんです。地の利があれば本当にあそこの施設はもって活用できてという成功例が生まれるでしょう。そして、最後は人の輪です。ですから、まずは天のときです、今ですよ。だからそういったことをどこを見るかというならば、キーワードはトレンドです。いうならば、今時代の傾向というものをやはりきちんと見極めなければ、今後の町の投資の仕方、投資的経費の使い方というものが間違ってしまうのではないかなと。この大津町の優位性、ほかの自治体からうらやましいと思われるような優位性を持っているのが多々あるということです。そういったところをですね、きちんと認識されて取り組んでいただきたいと思います。あとは、時代が答え出すと思いますが、おそらくいい方にくだろうというふうに、それじゃないと大津町は売りがなくなってしまうもんね、本当。大津町はサッカーが、施設はあっても弱くて、ほかのところに、大津からほかの施設に行つてサッカーをしますなんか言われた

ら、それこそ町長として失格でしょう。そういったところをきちんと考えて今後にあたっていただきたいと思います。

2問目に移ります。この質問をするときに、非常に議員として私は反省したわけであります。内容を述べたいと思いますが、最近、おもしろい新聞記事を目にいたしまして、車いすなどで利用できる多機能トイレの情報があると、その外出時間が長くなるということで、飲食や外出の消費が約600円ほど増える効果があるというものをNPO法人のチェックというところがアンケートを行い、公共政策の効果分析が専門の明治大学の塚本氏がこの推計をしておられます。その推計の中を見て、ああなるほどなと思ったのは、買い物などで出掛けた場合、外出先での滞在時間は平均約4時間で、支出額で約1万円ですが、その中の2割の世帯は多機能トイレの場所が事前にわかれば滞在時間を30分から2時間延ばしてもいいと回答したということであります。これを軸に消費の伸びを推計いたすと約606円になったとこの教授は言われております。NPO法人の今のチェックというところの代表理事は、高齢者が外出時に最も心配なのはトイレであります。場所が事前にわかっているならば、安心して外出が楽しめて、地域経済の活性化にもつながると指摘されております。そして、またこのNPO法人は、全国で約10万あると推定されております多機能トイレのうちの約半分の位置を特定してホームページで紹介をされております。私もスマートフォンの中にこのチェックのトイレの場所を知るソフトを実は先ほど入れました。そして、多機能トイレが大津町でどこが出てくるのかなと思って見てみますれば、出てきたのはたった2カ所だったです、この近くではですね。その大津のジャスコ店ですね、それとその道向かいのドコモショップ、ここは多機能トイレを準備しておりますのでご自由にお使いくださいという現れです。やはり企業として責任を果たしておられるというふうに感じました。また、この記事を読んだときにですね、車いすを利用している方々のみならず、いろんな方々の立場を理解しなかった私は、本当に議員として未熟だなというふうなことを感じました。我々だって、具合が悪いときがあります。そんなときにトイレを探すときだってあります。そんなときに、きちんと位置情報でわかれば、本当にこんなに助かることはないと思います。そして、また私は今現在54歳ですけれども、うまく生きてあと20年生きたとします。そしてそのときの私の歩く速度や体調、いろんなことを考えたときにどうだろうかなと。本当にトイレというのは大切だなというふうに想像するわけであります。ですから、そういったことを考えますれば、トイレによる外出が高齢者の方々も多くなって、地域経済も潤うし、そしてまた外出が億劫な方々が出ることによって、健康維持にもつながる。もちろん、知ってのとおり国民健康保険、介護保険、非常に厳しい状況にあります。やはり健康に皆さん努めていただきたいというのが、それこそ町長も私も一緒だと思いますので、そういったことを考えれば、このトイレの問題というのは非常に大きな問題だと思います。現場認識として様々なトイレを町は管理しておりますが、老朽化やもとの設計が悪くて機能がよく働いていないとか、悪臭が充満しているなどの問題も多く寄せられております。ひどいところになると、近くを通っただけでも臭いがするようなところもあります。ということで、このまちづくりに大きな可能性を持つトイレ、これを町民やいろんな方々からの意見を採り入れて、機能性が高くていろんな状況にある方々が使いやすく清潔なトイレの町というふうにはできないかと私は考えます。この質問の要旨

に書きましたけれども、今でも強く残っております。小学校の4、5、6年が同じ先生だったのですが、その先生が言われました。その家のトイレを見れば、その家の中身がわかると。だからきちんと掃除もしなければならぬし、人から見られないというようなおろそかな気持ちではためだよというようなことを先生が言われたのが強く私は残っております。これと町を重ねてみたいと思います。やはり、いろんなところに私も出掛けます。そして、トイレがきれいだったならば、本当に気持ちいいです。ここの自治体は本当にきれいにしている、ここの店は、本当にこの中の方々の気持ちがかかると思うのがその先生の言葉で、どうも私には染みついております。ですから、例えば飲食店なんかは特にです。きれいなトイレであるならば、恐らく厨房もきれいであろうと。そして、またそういった精神の方々は、恐らく料理に対するものも違うであろうというふうに僕は考えるんです。ですから、トイレというものは、実は知る人ぞ知る、本当にコアな部分かもしれませんね。中心となる、やはり見られてないから、また暗いとか、臭いとかいうイメージが皆さん若干持つておられるかなど。そういったところを改善して、本当に住みよいまちづくり、外出ができてですね、もう本当この町を通ればおじいちゃん、おばあちゃんが笑顔でおられるし、子どもたちも一緒にその中で遊んだりするような、そんなまちづくりが実現できればと思います。そして、またトイレというものはそういった可能性さえ秘めていると私は感じますので、この質問をする次第であります。トイレについての所見を町長に対してお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の町におけるトイレの活用方法等についての質問でございますけれども、もう議員おっしゃるようにきれいなトイレというのは本当に気持ちいいもので、これがやっぱり大津町のもてなしの心につながり、そのために観光客は喜んで大津へ足を運ぶというような形になるんじゃないかなど。私は、昔、東北地方の越前海岸を通ったときに優良トイレがございまして、本当にきれいで、音楽が流れて、本当にそこにトイレに行くと気持ちもよくなるし、悪いことも、いたずらもするような気持ちになれないと、そういうような思いがありまして、私たちの大津町のトイレを見てみますと、現在、相当数全体であります。63カ所の場所にトイレ設置してありますけれども、これは前の時代につくったトイレでございまして、現在つくっておるビジターセンターのトイレは見られるようでございますけれども、ほかのトイレについては、やっぱり主体的にトイレをつくるんじゃなくて、準的にしか、付属品というような形でつくられておりますので、どうしても便器関連等についても小さくて、あるいは建物自体も課題が多いというような状況でございます。今回、議員とほかの議員さんからも宿題、一般答弁がありますので、やっぱり近くのトイレを朝早く見て回りますと、委託はしておるけれども詰まっておるとか、あるいは便所の壁が蹴られて壊れておると、そんな思いではやっぱりトイレに行きたくないというような、あるいは危険であるとか、そんな思いが先に走るんじゃないかなど。こういう公園があっても、隣の家の便所を借りたいなというような思いをされるんじゃないかなどというような思いをしております。今回、大津町における駅前楽善線の上井手のところに上井手の観光ルートの一つとしてのトイレをあそこにつくろうということで今指示をしております。今おっしゃるように、やっぱりああいうところにも優良トイレみたいな形でぴしっとつくれ

ば、その前には手長所の門もつくりますので、やっぱりそういう話題性のあるトイレをつくることも一つの観光客等の皆さんにも喜んでいただけるんじゃないかなというような思いをしておりますので、これからの大津町のトイレ関連等についても、それなりのものをしっかりとつくっていかなくちゃならないということになると、やっぱり今ある和式でなく洋式関係等のきれいなものに仕上げていくというのが一番じゃないかなというふうに思います。もちろん、トイレ活用は1日の中で一番出発点でございますので、気持ちよい出発、それが大津町に来てもそのような気持ちが大津町を好きになっていただく大切な便所であると認識をしております。そういう意味におきまして、ひとつぐらいそういうきれいな便所を、駅から降りて上井手沿いに一つつくってもいいんじゃないかなというような思いをしておりますので、その辺については、また予算関連等も伴いますので、モデル的に検討するのもおもしろいんじゃないかなというような思いをしております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

先ほど紹介いたしましたNPO法人のチェックというところがそういった多機能トイレの場所を地図でわかるようにされているということで、ホームページのほうもいろいろ私も調べてみました。まさしくNPO、非営利組織でこれだけのことをやっておられるなということで、ほかにどんなことをされているのかなとかいろんなことを考えますれば、この中でですね、おもしろいのがトイレシェアリングというのがありました。カーシェアリングという言葉は聞きますけれども、やっぱりトイレは、例えば祭りが先日ありましたけれども、一局集中してしまうと、そのときに大きなイベントをしたりとかするとですね、臨時のトイレを持ってきたりとかしますけれども、そんなときにですね、いろんな、周りの自治体にも呼び掛けておくと。そういったお客さんが来る可能性がありますよ、また商店の方々にも協力をお願いしておくというようなやり方とか、やっぱりいろんなやり方があるということです。例えばですね、本当に皆さんの技術革新か、それとも知恵か工夫かわかりませんが、臭いが一切出ない、落書きもできないような壁だ、尿石も付かない、そんなトイレがあったならば、うちの敷地はその余っているところは何坪ぐらい、2坪、3坪でできるならば貸してもいいですよというところも僕は出てきはしないかなと思うんですよ。だから、そういったですね、いつも清潔で、本当皆さんがトイレの心配をしないで、それとも事前に調べることができるような体制をつくること、これがやっぱりその先ほど町長言われました町のおもてなし、いろんな方々が来られて、右も左も東西南北わからない、太陽を見てもわからないというようなときに、やはり有効になってくるのではないかなと。ですから、ぜひ町長もこの地図情報というものも一度目を通していただきたいと思います。

再度質問したいのは、そういったですね、私はこの質問の中に書いておりますけれども、私の知恵と工夫ぐらいでは全然だめです。ですから、多くの才能多き大津町民の方々から、こういったトイレがいいんじゃないか、こういった形のトイレをつくれば、もっともっとみんなが恥ずかしくなくちゃんと入ることもできるし、いいんじゃないかとかいう意見をですね、ぜひ私は取りまとめていただきたいんですよ。そして、これはやっぱりそのまちづくりのもう本当に何というか、土台といいますか、縁の下の力持ちになると思いますので、町長をはじめとする執行部の方々や議員だけでは、とて

も及ばないと思います。ですから、先進事例も引くくめてですね、いろんな情報収集プラス町民の方々に投げかけていただきたいと思うんですよ。そういった形でいい意見をこの町独自として発信できたら、ほかの自治体からマネさせてくれと言ってきますよ。そういった町民の優位性を活用したいなと思いますので、きっといい意見が出てくるのではないかなと。どうかすると小学生、中学生ぐらいからいい意見が出てくる可能性さえあるということです。そう思いますので、ぜひこの点についてですね、町長の、ただ1カ所試験的にというのであるならば、もう範囲というものは絶対的に限られてしまうということです。あそこを通行する半径、どうでしょう、500メートル以内ぐらいの方しか町民の方はなかなか利用することはまずないでしょう。それか、通られる方ですね、というふうに考えますので、今後の取り組みとしてですね、その駅前楽善線の途中の年禰神社の手前に公園をつくられますので、あそこの1カ所で納めるのか、それとも大きく公募して、いろんな意見を集められてするのか。独りよがりになる政策というのが非常に私は心配になりますので、私はそういった形のほうが一番いい形ができるのではないかなと思いますので、この点についてどんな形で、どんな方法でそういったトイレをつくるのか、そういった形を、町長が今考えているだけでよろしいですので、答弁を伺いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） トイレの場所関連等につきましては、もう議員おっしゃるように案内できるようなトイレが今のところございませんので、やはり案内に載せる、マップに載せる、そういう形になれば、やっぱりそれなりのトイレをつくっておかなくては、大津町の顔となるところでございますので、そういうことを考えれば、観光や買い物関連等でよく使われるところを我々のほうで把握しながら、そのときにはどういようなトイレがいいのかといういようなものを関係団体や住民、地域の皆さんにご相談をしながらつくっていければいいなというふうに思っておりますので、これについてはしっかりと関係団体、あるいは地域住民の皆さんの意見を聞きながら、そしてそのトイレをみんなで守っていく、みんなで保護していくといういような気持ちをしっかりとつくっていくといういような方向で検討をさせていただければなというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 地域住民の方々ということではありますが、先ほど申したように、私は未成年あたりからのほうが何かおもしろい意見が出てきはしないかなと本当に思いますので、いろんな方々から意見を伺って、そしてよりよいまちづくりということで、今回は要望だけになってしまいましたけれども、そういった形でまちづくりに寄与できたらなと。そして、ぜひ3期目の町長に、あれはやはり家入町長の英断で今の栄えた大津町があるよと、後世の方に言われるよなまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時から再開いたします。

午後1時49分 休憩

△

午後1時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） こんにちは。12番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。第1項目に熊本文化の森道の駅の活性化を図るために、防災の拠点として行政の関わりをどうするかということと、それから2項目は宿場町としての景観形成についてを質問したいと思います。

その前に、一言だけ申し上げたいと思いますのが、先刻から日本中部におきましても局地的な大雨によりまして、多大な被害が出てまいっております。その先に、一昨年から台風18号から列島を縦断しまして、大雨特別警報も出されておりましたけれども、福井県、京都府、それから滋賀県におきましては数名の方が被災、亡くなられました。冥福をお祈りしたいと思います。また、それぞれの被災地に対しましても、一刻も早く復興されますことをお祈り申し上げたいと思います。

1項目の熊本文化の森、平成14年12月24日に設立されておりますが、熊本県伝統的文化と現在暮らしの融合したライフスタイルを提案するという目的でできまして、阿蘇の玄関口で、大津57号線沿いに道の駅として、休憩機能、それから情報発信機能、地域連携機能を合わせた公共道路の施設としてスタートし、20年を経過しようとしております。今や全国的に1千5の駅が定着し、東日本の大震災には防災面でも全国ネットとして役割が再認識され、自然災害時に緊急避難場所として、または食料品の調達機能を果たしているということを聞きます。さらに地域災害の歴史や地誌、風土を知る学びの場としたいという提案がなされておりますし、道路利用者や地域社会の多様な重要創意工夫が伺われます。共感の輪を広げようと、新たに試み、道の駅再生の動きが始まりまして、郷土に生きる絆の大切さが再認識されてまいりました。本町におきましても、第3セクターの自治体として関わりは大切にするためにも、構内に2棟の建物、元ビール工房ですけれども、それからふるさとのふれあい館という多目的ホールがあります。この2棟が未だに休館となっている現状を踏まえまして、本町の防災上の備蓄としての活用はできないものか、拠点として利用すればいいんじゃないかなということですが、自治体に代わる役割、または防災の拠点構築として地域振興の連携など、一考を要すると思います。町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の大津の文化の森の駅でございますけれども、大津町においても出資をしながら活性化に取り組んでいるところでもあります。以前は地産地消と言われた時代におきまして、農協と共に道の駅の農山関係の活性化に取り組んだこともありますが、農協自身が独自で販売店の計画がなされておきまして、それがあって途中で止められ、現在についてはその計画が前に進んでいないような状況でもあります。

そういう状況の中におきまして、議員指摘のガラス工房と地ビール会館跡地の活用についてでございますけれども、この件についてはいろいろと文化の森でも検討をさせていただいております。もちろん、前の議会におきましても質問をなされておりますけれども、いろんな活用を検討する中で、

なかなか奥にあります関係で活用の要望が出てきていないのは確かでございますので、現在においては倉庫というような形で活用させていただいております。もちろん地ビールとガラス工芸というのは、もうやっぱりちょっと今の時代では時代遅れというか、活用がなされていないような状況で、そのほかのものをつくろうとしてもなかなか厳しい状況であるのは確かでございます。熊本駅の再開発の関連等におきまして、あの近くにあった防災関係を国交省からこの道の駅を活用できればというような形でお話があって、検討されましたが、なかなかその場所的にも、建物の広さも、活用する役割が果たせないというようなことでお話は消えております。もちろん、今回につきましても北九州豪雨の関係で、あの大津の道の駅は阿蘇方面関係をはじめとする57号の拠点としての防災の役割は非常に重要であるというふうな認識を国交省は持っておるようでございまして、今回話もあっております。もちろん、あの施設の中に、敷地の中に、もちろん東側のほうの手前、あとは鶴屋と民間の土地を買っております、西側のほうは。しかし、そのような土地については、公共用の土地でないと、まず建設省が立てないと、立ててくれないというような話もあっておりますとともに、先ほども話がありますように、あのトイレの改修も必要であると我々役員のほうでは検討しておりますけれども、なかなかその辺の活用についても費用の問題もありまして、なかなかできていかないというのが状況でございます。しかし、今回につきまして、国交省はそういう重要な認識をしております関係で、できれば国交省で用地を買っていただければなというような思いをしております。そういうことで、隣接の民間の所有者に一度打診はしております。打診はしておりますけれども、まだ大津町が買うんじゃなくて国交省のほうもどうかはつきりわかりませんので、これがはつきりすれば、また国交省にお願いしながら用地交渉をして、防災拠点としてつくっていただければなというような思いをしておりますので、今後については国交省と十分な相談をしながら進めさせていただければなというふうに思います。

もちろん、活性化については地産地消の関係もございまして、大津町のホンダの二輪の場所として、ぜひモニュメントをつくるのか、いろいろ当初大津町議会でも予算をいただいて検討してつくる予定でございましたけれども、なかなか鶴屋の関係というようなこともございまして、当時鶴屋がちょっと景気が悪うございましたので費用が出せないということがあり、現在に至っておるとというのが文化の森の改修計画がなかなかなされない状況に来ているのは確かでございます。しかし、我々としては、やっぱりあの地域における、住民のみなさんの足が遠のいておりますので、その辺のところについてはしっかりとPRし、または生産者の皆さんがしっかりと出していただく、そういうような方向を推進していかなくちゃならないということで、今現在矢護川のグループの人が矢護川米、湧水米というものを今あそこに出しておられますので、そういう意味におきまして、地産関連の品物が耕作者関連で出していけるような品揃えが必要でないかなというふうに思っております。商売関連等については、景気運営については大体良好でございますけれども、議員おっしゃるように、ガラス工房や地ビール関係で投資をしている借金が嵩んでおりますので、そちらのほうの関係で経営は今の段階は厳しい状況であるというような状況でございます。今後にもしっかりと地産地消をはじめとする地元の製品もなるだけ出していただき、地元の人が足を運んでいただけるような、そういうような道の駅にしてい

きたいというふうに思っておりますので、今後ともしっかりPRをやっていききたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 再質問いたしたいと思えます。

このことにつきましては、私も平成23年度に一般質問をしております。道の駅を防災の拠点として活用を提案してまいりましたが、その折りは検討する必要があるということを言われておりました。今までその現状については対処にされておられませんので、そこら辺を含んで今回はまた再質問ということにしたわけでございます。本町も第3セクター運営の一端を担っているということでもございすし、関連性もあります。2、3年前と違ってですね、費用対効果というのも重んじて、創意工夫によって社員一同一丸となって鋭意努力されたと言われていたものですが、平成24年度の当期の純利益額が2千268万7千円計上されております。よって当期の未残高が3億4千392万7千円の減少に転じているというものの、固定費の減少、それから財務の正常化に向けてのなお一層の努力を強いられているということでもございす。今後自治体活動次第では改善に努め、存続することが町発展に貢献できるものと思えますし、全国各自治体とも災害に備えた管内の道の駅を災害協力の拠点として認識され、災害協力協定をされているところが増えているということを知りました。先ほど町長が申されましたように、国の指定ということが浮かび上がってきております。熊本県内では湯浦が国の指定を受けることになったと。それから、波野村ですかね、波野村が今回の候補に上がってきて、大津はそういうことで土地の所有権の関係でどうしてもというふうなことも一応お聞きしたわけでございます。そういうことを踏まえまして、この大津町独自の防災体制ということを組み替えるために、その拠点をやっぱり持つ必要があるんじゃないかなと思うんですが、持つときにそういう道の駅あたりを利用する。利用するためには、その災害協力の協定を結ばなければ対応できないということでございます。その点はどうか、町長、どうのお考えをお持ちかをお伺いしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 道の駅との防災協定というのは、もうこれは道の駅自体、我々役員しておりますけれども、町と結ぶのはもう当たり前のことございまして、関係団体、あるいはそれぞれの商売しておられるイオン、ジャスコの関連等についてもちゃんと協定をしながら支援をしていただいておりますところでもあります。もちろん、道の駅についても、そのように我々としては十分活用できる場所というふうに思っておりますけれども、先ほどからお話ししておりますように、国の防災拠点として十分国のほうも今検討させていただいておりますので、ぜひそういう拠点に、国の防災拠点というような形をお願いできればなというふうに思えます。町の防災拠点整備については、昨年度整備しました中央公園を防災拠点としておりますので、食料の備蓄をはじめとする防災の資機材等の整備はこちらを中心に進めていきたいというふうに考えております。もう、特に現在におきましても食料の備蓄については約5,000食程度でありますので、次に提案いただいている学校避難所整備することや各家庭での3日程度の食料を確保してもらう生活防災への取り組みも含めてどのような形で進めていくかを全体的に考える必要があると思っておりますけれども、拠点としては中央公園

を拠点に考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 今、大津町の現状については町長からお聞きしましたので了解です。まだ防災体制というのが、どこも同じですけれども短いということでもございます。今からは体制づくりが必要だろうということでもございますが、何しろ道の駅をですね、できれば国の指定という形に働きかけを考えていただくなりゃないかなと思います。そうしますと、避難施設として情報提供の施設、それから緊急時の備蓄倉庫の整備、それから非常トイレ等ですね、自家発電設備と貯水槽、それから飲料水の整備、いざというときにテントの倉庫にある食料、水、野菜あたりを救援物資として提供できる、また利用客や周辺の住民の災害情報を発信する役割を持った協力的な体制が構築されるんじゃないかなというふうにも感じます。一番、今、道の駅がいい地形といいますか、地理的な状況の中にあるわけでございますので、やはりこれを生かしていく必要もあろうかと思えます。なかなか、当地区は地震というのはまだ縁遠いような感じもいたしますけれども、日本列島そのものが地震帯でもありますし、活発な行動がされておりますし、今回の南海トラフの予測を見ましてもですね、大規模な地震はいつ発生するかわからない。今後の発生が予測されますので、行政は事前に予防体制の構築を図り、被害拡大を防止することが唯一の防災対策、危機管理として耐震対策の一環ではないかなというふうに感じます。そういう行動管理の中で体制づくりをしながら体制を組むことが急務であると思えます。身近な道の駅の活用、連携強化が行政が果たす、今使命とも思えますし、道の駅との協力協定に向けてですね、なお一層の前進と指導といいますか、一体的な協力体制を組んでですね、また道の駅の財政改革にもつながると思えますので、よろしく願い申し上げたいと思えます。

以上、質問を終わります。

それから、2項目ですけれども、宿場町としての景観形成についてですが、本町におきましては、清正公が入国までには東部地区一帯はまだ阿蘇の裾野、いわば外輪の裾野という形だったようでございますが、上井手の掘削が始まり、水田が造成された新しい美田により、年貢米や木材等の搬出路として役立っておったようでございます。それから、当時の参勤交代の主要道路としてもですね、熊本から大津間五里と定め、初日の宿場として当町を軸として宿場町が形成・発展してきたというふうに思われます。当時を偲ぶ思いがいたします。今は、時の流れが一変しまして、旧街なみを見ることはできません。今まで塘町通りの宿場町を偲ぶ散策通りとして整備されてまいりましたが、一昨年从上井手の右岸、いわば日向の傾斜の整備が進められまして明るい景観になりましたけれども、反面、全体的には殺風景な宿場町の通りだなということで、情緒に乏しい光景でもあります。よって、井手沿いの緑化の一環として、水の流れ、それから石橋、護岸の一体化をもって景観形成が大事だと思います。これにつきましても、関係機関、それから土地の所有者の合意協力がなければできませんけれども、完了後、右岸沿いのもみじの植栽を行い、もみじロードをつくっていただくなりゃないかなというふうに思えます。宿場町としての立体感を持って価値観の助長を図る、まちづくりを考えていただきたいというふうに思えます。町長の今後の所見を賜りたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の上井手関連等の植栽関係についてのご質問でございますけれども、植栽関連等につく水路の役割というのは、もう本当に議員おっしゃるとおり重要な役割を担っております。現在も平成20年度から平成26年度まで県営かんがい排水事業により1期工事を行っているところです。お尋ねの上井手沿いを緑化して景観形成というご質問でございますが、県営かんがい排水事業では農地用水路としての用水の確保及び防災、減災を目的とした整備となっております。平成21年11月に大津町まちづくり推進協議会より、上井手沿いを歴史や自然が体感できる散策エリアと提言をいただいているところです。私は、町長就任時に小松屋付近の一部が現状のような整備がなされておりましたが中断をしております。塘町筋は歴史散策通りとして石橋などの景観と一体的な景観形成が大事であると考えておりますが、当面防災を最優先に整備を進めてきたところであり、植栽等のスペースがほとんどない状況であります。もちろん、一度ある有志の方によりまして寄附金をもらいましてみじを植栽すればということで地域の人のご相談をいたしましたところ、高木を植栽しますと台風等で護岸の崩壊につながる心配があるということでお断りをいただいて、日吉神社の入口や五里木坂のところにもみじを一部植えさせていただいているというような状況でございます。今回、駅前楽善線の整備に伴う上井手公園の整備が予定されておりますので、また塘町筋の空き地スペース等にポケットパークを整備するなど、散策コースとしての景観整備に努めていきたいと考えております。

詳しくは、担当部長のほうに説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） ただいま町長から答弁がありましたように、上井手は県営かんがい排水整備事業で農業用水路として工事を行っておりまして、工事が完了した区間については、大変見通しがよくなり、明るい景観になっております。上井手水路につきましては、約400年前に加藤清正が築造した歴史ある土地改良施設であり、重要な農業用施設であります。景観等を考慮する必要がありますが、防災上、上井手沿いに植樹すると、その樹木が大きくなるに連れて台風などの暴風雨により木が揺れ、護岸のブロック積みや土羽の強度が落ちる可能性があります。また、上井手沿いの樹木は大雨時の立木となり危険であるため、伐採の要望もあっている状況であります。現状では市街地区域への上井手沿いの植樹はスペースも少なく難しいかと思われます。しかし、散策コースとして石橋などの観光資源を有しておりますので、上井手沿いの景観整備事業として社会資本整備事業整備総合交付金を活用し、平成28年度までに光尊寺下流側の一部残っているガードパイプ約60メートルを上下流と同じ景観に改修して景観の統一を図る予定でございます。また、塘町付近に散策時の休憩場所としましてポケットパークの整備も予定しているところです。

なお、町長が申しあげましたように、駅前楽善線では上井手公園が予定されており、少しずつではありますが景観が整備されてきておりますので、今後も大津町まちづくり推進協議会の提言を考慮しながら取り組みたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 今詳細についてお聞きしまして、若干姿が見えてきたように思います。再質

問ということでもありませんけれども、歴史は過去があつて未来があると言われておりますように、史跡文化の伝統を感じさせる美しい街なみを造成することによって、訪れる人々の共感を誘うとともに、そこに住む人々とまた我が町をふるさととして愛着が助長できる景観形成づくりということは、もう大事であるということはわかります。ただ、宿場としてですね、やはり大津町がうたっている以上は、それなりの形を創り上げていかなければならないということが一つございました。あの通りに歴史資料館ですかね、そういうやつをつくって沿線沿いにつくるということ。古い民家を活用してつくるならどうかなど。そういう宿場町のイメージづくりの必要があるんじゃないかなとも思われます。観光協会との協議もありますけれども、歴史的な観光として掘り出していく、そして造成維持管理していくということが古い価値観を造成するということにもなると思います。まちづくりは大切な要因と思われまので、今後とも楽善線の開通に伴いまして、年祢神社一帯を公園化されると、その緑化推進の一環として、もちろんもみじ等も植栽していただければいいんじゃないかなというふうに感じましたので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

台風18号が日本列島を縦断し、大変な被害をもたらし、被災された皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。また、福島原発汚染水問題等、未だに全く解決の目途が立たない中、特に小さい子どもたちが被爆に恐れながら暮らしていかなければならないということで、本当に憤りを感じているところです。オリンピック開催が決まりましたが、もちろんオリンピックは成功してもらいたいです。何よりも未来を担う子どもたちが健康で心身共に成長できる環境をつくるのが政治の役割だと思っております。

そういう意味で、今日は保育所問題について、1点について質問をしたいと思います。

まず、ご承知のとおり、今、日本全国で保育所が足りない、待機児童がどんどん増加をしているにもかかわらず、その整備が追いついていない、そういうこと、いわゆる保活、保育の活動ということで保活活動が本当に切実な問題となっているわけでありま。我が大津町もその例に漏れず、いわば小さい子どもさんの人数が増える、大変うれしいことでもあるわけでありま。そこで、まず第1点目が、保育所待機児童の実態と大津町の保育に関する考え方の整理についてお尋ねをしたいと思います。同僚議員の先の議会での質問の中で、相変わらず大津町においては待機児童が発生しているということが明らかになっておりますが、今年の4月1日時点で待機児童は12名、また9月1日現在で25名の待機児童数になっていると聞いております。問題は、この待機児童数のカウント、この判定基準が国の厚労省のほうで、いわゆる待機児童の人数が少なくカウントされてしまう、そういう基準が変えられてしまったと。我が町では、どうもこの国の基準で待機児童をカウントしていると聞いておりますので、本来は児童の保護者が保育所の入所の申し込みをした時点で保育所に入れなければ待機児童としてカウントをするべきではなかろうかと思っておりますが、この待機児童の判定基準、そして本

来の待機児童の人数は一体何人になるのかについてお尋ねをいたします。

また、入所の判定、優先順位というのがあるようであります。保育所に申し込んでも、より保育の必要性が高いと判定された人から優先的に、点数を付けて入所基準とするとなっているようです。ところが、町のこの入所判定基準は、主に保育をしている、裏を返せば、はっきりいえば、主に母親を基準としてこの優先順位の判定がなされているようではありますが、そもそも保育所に預けるといのは、父親も母親も働いているということが前提となっているにも関わらず、母親だけの環境を基準とするのは、まさに時代遅れであるし、実態に合っていないと思うわけであります。ですから、父親、母親、また保護者の状況を客観的に判定できるような仕組みにする必要があると思います。また、これは町の条例、例規、これから述べますが、その関係からでもですね、こういった判定基準については町の例規としては定められていないと、優先入所の判定の内部規定はあるようではありますが、公に公表される例規として、あるいは要綱などとしてきちんと決められていないというのが問題ではなからうかと思えます。

次に、保育所条例、例規、この問題についてお尋ねをしますが、まず保育所条例の問題であります。町の保育所条例第2条では、いわゆる入園の制限という項目が定められております。本来、この入園の制限というのは、その対象となる子どもさんが病気であったりとか、その入所を予定される子どもさんのことを思っただけの制限項目であるにもかかわらず、我が町のこの保育所条例では、第1番目にですね、定員に達した場合は、もう保育所には入れませんと、そういうことをわざわざこの条例の中でうたっているわけでありまして。そもそも児童福祉法では、第24条で、地方自治体は保育に欠ける子どもたちを保育する責任がうたわれているわけでありまして。そういう意味でですね、この保育所条例の第2条、入園の制限、第1項は非常に問題があると。つまり、大津町の保育に対する考え方がここできちんと整理されていないと思うわけでありまして。また併せて第7条であります。この条例に定められた具体的なことは町長が定めとなっておりますが、いわゆる規則がありませんから、規則への委任規定がございません。これまでですね、条例の中で町長が定めると、盛んにこういう条例の中でこの文言が使われてまいりましたが、もはやそれでは済まされないと思うわけでありまして。併せまして、児童福祉法に基づく保育料徴収条例が定められております。いわゆる保育料を徴収するための条例であります。第3条で保育料負担金は、厚生労働省が定める階層別徴収基準表に基づき、町長が別に定めるものとする。この条例に関しては、規則が定められて、規則の中で保育料が明示をされているわけですが、条例の中では、これまた町長が別に定めるとなっておりまして、規則への委任規定がこの条例には明記がなされておられません。さらに、保育の実施に関する条例、いわゆる申し込み手続きなどを定めた条例であります。第3条で、この条例に定めるもののほか、申し込み手続き、その他保育の実施に関し必要な事項は町長が別にこれを定める。ところが、これまた規則への委任規定がないばかりか、先ほどもう上げました申し込みの手続き、入所の判定基準、こういった施行規則や町民に公表される要綱がきちんと定められていないということでありまして。いずれの条例も町長が別に定めるとされておりましたが、規則への委任規定がなかったり、規則そのものがなかったりとなっております。いわゆる行政の内部基準としてこれま

で運営されてきたようではありますが、このことは先ほど町長もおっしゃいましたまちづくり基本条例に反するものではありませんか。まちづくり基本条例では、第10条で行政サービスに関する情報をわかりやすく町民に公表するとともに、町民のニーズを的確に把握して、公平公正かつ効率的で行政サービスを提供しなければならないとなっております。そういう意味で、大津町のこの保育に対する考え方をやはりきちんと整理をしていく必要があるかと思えます。

以上、大きく言って2点についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の保育所待機児童の実態と町の保育園に関する考え方のご質問でございますけれども、待機児童対策については最重要課題として、ここ数年にわたり保育所の増改築整備、あるいは保育所新設などの環境整備を行い、多くの待機児童の解消に努めてまいってきております。環境整備費用としても、平成19年度から昨年度までに1億6千879万4千円を投じているところでもあります。予測しなかった喜びのその児童生徒関係の増加で経過が今のところ追いついていないような状況でございますので、現在については25名の待機児童になっているような状況でございますけれども、なるべく待機児童をなくすように、各園とも相談をやっていきたいというふうに思っております。

内容の状況等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、待機児童の判定というか、入所基準というか、これにつきましては、全国一律で児童福祉法の第24条ですかね、読まれたと思うんですけども、保育の実施の中でですね、市町村は保護者の労働または疾病その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により、その看護すべき乳児、幼児または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童数の減少等、やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うこと、その他の適切な保護をしなければならないとなっております。先ほど町長のほうからもありましたように、待機児童は大津町の最重要課題ということでこれまで努力をしてきましたけれども、なかなか待機児童がゼロにならないという現実には認識しているところでございます。その中で保育に欠けるというところが問題視されているのではないかとということでございます。国の言う保育に欠けるという捉え方につきましては、国のほうから指導がっております。その保育に欠ける児童が平成24年の10月1日が基準日になっておりますので、全国一斉にその国の考える保育に欠ける児童というのが大津町の場合が12名ということでございます。10月1日が基準日になっておりますので、全国一律10月1日にでカウントしますけれども、9月13日の金曜日の熊日新聞の中でですね、待機児童なお2万2千741人という記事が載っておりました。これにつきましては、県内は582人ということで、これは4月1日現在でちょっとまた再調査というか、一番近い数字でまたカウントしたようでございます。この中には、大津町の中身については入っておりませんでしたけれども、大

津町の近郊の熊本市、それから菊陽町、合志市、益城町がですね、3桁代の待機児童が出ていると、熊本県に中でもこの大津町を含めたところの熊本市近郊、特に東部付近がですね、非常に待機児童が多い。ほかは、ほとんど子どもというのは減ってきておりますので、待機児童はないという状況でございます。

そういう中でですね、9月現在の一番最新の中では、先ほど荒木議員さんがおっしゃったように25人が待機児童ということでカウントしております。そのうちの8人は、4月からの待機児童でございます。12人のうち4名は入ることかできました。8名が継続して、最終的にまた新たな申し込みがございまして、今現在25名ということでございます。その後、その保育所の入所に欠ける優先順位と申しますか、それについてはですね、町独自の入所基準の点数制度を設けております。審査後、保育所受け入れ状況により決定をしているところでございます。4月からの待機児童であろうと、最近申し込みをされた児童であろうとも、毎月点数制による順番で審査し、保護者の希望する保育所との調整協議を行ってきているところでございます。数年前から採り入れてきました。保育園・幼稚園一覧紹介冊子にて掲載をしております。これが一応その冊子でございます。今年度作成した冊子を8月より新たに町のホームページに保育園紹介と併せて搭載をしております。この青い冊子の5ページにですね、保育所入所のための運用基準というのを示しております。これ、窓口でも配付しておりますし、ホームページでも8月から載せましたので、一応これで公表をしていくということで考えております。ほとんどいろんな窓口のお話しをする中でですね、子育て中の方々、若い方々は非常にホームページとかインターネットで大津町の情報を見られているようでございます。その中でどうしてもわからない分については窓口においでになったり、電話等での問い合わせをしたりされているようでございます。窓口に来られた方については、こういったパンフレット、それからもう一つ、おえんず情報誌というのをつくっております。この情報誌の中にもいろんなサービスが掲載されております。これについても、ホームページに、この情報については、ほとんどの情報がホームページで立ち上げておりますので、そういった情報を非常に見ていらっしゃるようでございます。これまでの保育所入所につきましては、政令の定める基準の基本的な考え方によって公正な入所審査を行ってきましたので、引き続き、大津町の場合はこのような形でやっていきたいというふうに考えております。ただし議員さんがおっしゃるように、非常に条例、それから委任規定、いろいろわかりにくいようなところもあるようでございますので、その辺についてはですね、改正できるものについては改正をしていきたいということで今担当のほうでは検討しているところでございます。

それともう一つ、大津町の保育所条例でございます。これは昭和33年条例第12号の大津町立保育所条例の全部を改正した条例でございます。第2条に、大津町立大津保育園を設置するとして、本来設置条例の部分にあたるものだというふうに理解をしております。で、この入園について制限をしたものではございません。あくまでも定員でございまして、今は弾力的な運用ができるというような通達が来ておりますので、そういったことでほかの園と合わせてですね、弾力的な運営をしているということで考えております。

それと、そういう意味で、ほかの町村の分も今回調べてみました。確かに条例、それから規定、規

則等でですね、各市町村相違があるようでございます。児童福祉がいろいろ変遷する中でですね、各町村それぞれ中身がちょっと若干変わってきていると。大津町の場合がこの保育園の大津町保育所条例、これは設置条例に関するものだと思うんですけども、これとですね、保育の実施に関する条例、これは菊陽町でいうと保育に関する条例ということで題名が違いますけれども、若干その辺がですね、ちょっとこんがらがってくるような内容になっておりますので、この辺の整理も必要かと思っております。荒木議員がおっしゃるように、申し込みの手続き、それから入所の判定基準、施行規則等の定めは大津町はございません。これにつきましては先ほど申しましたように、内部基準と運用基準を作成してホームページ、冊子等で公表しているということでございます。

それから、保育料に関しましてはですね、条例、それから委任規則というか、規則をつくっておりますので、そちらのほうで公表しているということで考えております。

いずれにしても、現在の保育所条例と規則による整合性につきましてはですね、他の町村を調べますと若干整備、荒木議員が指摘されているような問題もあるようでございますので、今後子ども子育て支援制度によって改正や廃止、または見直しが出てくると予想されます。そういったことでですね、適正にそのあたりを含めましてわかりやすい条例規則につくりなおしていきたいということで考えております。

また、まちづくり基本条例による指摘につきましては、住民にわかりやすい情報の提供及び情報公開等については積極的に公表していきたいというふうに考えております。

申し込み人数については、あくまでも現在の申し込みの中でしかカウントしておりませんので、潜在的なものについては把握しておりません。今後、今、今度の新しい制度でニーズ調査を行っていきますので、潜在的なものも出てくると思います。保育に欠ける人数が25名。手元に保育に欠ける人数しか持ってきておりませんので、正確な数はちょっとわかりませんので、申し訳ございません。今、9月現在ということで下に資料があると思いますので。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、その待機児童が国の基準でカウントした場合、いわゆる申し込みをしたにもかかわらず待機児童としてカウントされない、そういう人たちが出てくるということを聞いておりましたんですが、後で申し込み人数が何人であるか、お答えいただきたいと思います。なぜかといいますと、あの横浜市で何千人という待機児童があつという間にゼロになったと、ニュースで盛んに流されましたが、ところがこの横浜市は、育児休業を取っている人は入れない、それから自宅で職を探している人もカウントしない、申し込みがあってもそういう人は待機児童して数えないと、そういう数字のマジックが出てきたわけです。一方で、杉並区あたりでは、そういう方々も含めて待機児童としてカウントしますという、国の基準ではなくて、実際独自で、本当に子どもたちの立場に立って待機児童をきちんとカウントすると。ですから、実際独自で、国基準ではない、住民の立場に立った基準を持っているかどうか。このことを私は聞きたかったわけでありまして。いずれにせよ、25名でも30名でも待機児童の方がこれだけおられるということが一番の問題であります。これを一刻も早く改善をしなければならぬと、また改善をする責任が町はあるということでありまして。

そこで、もう1点だけ、申し込みをされた方で優先順位を付ける点数制、毎月やっておられる、これは確認して、その基準表も確認をしているところではありますが、これはきちんと町の要綱あたりで例規集の中に公表をすることと、それから先ほど言いましたように、この判定基準がどうも母親が何時間働いているとか、その母親を基準として点数が付けられている。まさに男女共同参画社会ですね、その中で、それはないだろうと思うわけです。ですから、両親がおれば両親ともそういった判定の基準、父親と母親の判定基準を合算して判定をするのが当然ではなかろうかということで、改善を求めたところでもあります。

時間もありませんので、次にいきます。次に、第2問目に移ります。先ほど少なくとも25人の方が待機児童としてカウントがなされているということではありますが、じゃどうしてこの待機児童の解消をしていくのかと、このことについてお尋ねをいたします。先ほどから何度も言いますが、こうした待機児童を解消するのは児童福祉法第24条で自治体にその責任が負わされているわけでありまして。そこですね、この25人の方々の待機状態を解消するのはもちろんであります。一刻も早く大津町は保育所の整備をしなくてはならないということでもあります。まず第1点目、私が調査をした限りでは、大津町の保育所の数そのものが非常に少ないということでもあります。大津町は現在、認定保育園が7園ございますが、大津町とほぼ人口が同じ益城町では8園ございます。また、隣の菊陽町では13カ所、それから合志市は、全部私立の保育所ではありますが18園ございます。しかもですね、1園当たりの定数が問題であります。大津町は、いわゆるマンモス保育所ばかりになってしまっているということです。私は、1園当たりの保育所の定員を計算してみました。大津町は1園当たり123人です、定員が。100人を上回っているのは、我が大津町だけです。ほかは全部90人台です、1園当たり。しかもですね、保育所が平均で123人ということで、さらに今現在120%まで定員を増やしているわけです。まさに、もうすし詰め状態と言わざるを得ない。子どもたちの適正な、良好な保育環境とは私は言いがたいと思います。せめて定員の中に納めないといけないと。また、定員に納めるのが自治体の責任ではなかろうかと思うわけでもあります。

それから、先ほど言いました菊陽、益城、合志市の現在の未就学児童数、学校に行っていない子どもさんの人数を調べてみましたが、一番多いのが合志市で4千139人、菊陽町が3千30人、益城町が2千71人、大津町はそれを上回って2千380人の未就学児がおられるということでもあります。人口に対する比率も、トップは菊陽町が人口に対して7.8%の未就学、一番幼児の数が多いと。それに次いで大津町は7.3%にあたります。それだけ人口に対して、これから大津町を背負って立つ、未来を背負って立つ小さい子どもたちが多いと、本当に将来頼もしい、うれしい限りではありますが、ところがこの幼児の数に対して保育所の定員はじゃ一体どうなっているんだということですが、大津町はこの定員割る幼児の数ですね、定員入所率を私は名を付けましたが36%です。2千380人の36%の方が今現在保育所の定員になっている。ところが、この近隣4自治体で大津町は最低です。子どもの数では大津より少ない益城町で38%の定員がございます。菊陽町では39%、合志市では43%の方が受け入れられる定員数となっております。この合志市並みで43%、これで計算をしますと、大津町の保育所の定員は163人不足をします。それほど大津町の保育所がそもそも少なすぎ

ることがはっきりしているわけでありまして。つまり、これからもですね、この大津町において保育の要望は増えることはあっても絶対に減ることはない、このことは私は確信を持って言えるかと思っております。そういう意味でですね、今度子ども子育て会議が設置される予定であります、私はもう直ちにですね、あと1園、少なくとも100人程度の保育所直ちに取組まないと、もう本当に大変な状況になると思うわけでありまして。また、そのことによってですね、定員を割増した、いわゆる詰め込み状態の解消にもなるわけですけれども、会議を待って、これから会議をやって、来年、再来年の整備では、本当に手遅れになると思うわけですけれども、この大津町の現状と直ちにこの保育の待機の解消、そういう意味でですね、一体どうするのかと、何らかの方針を持っているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、待機児童関連等につきましては今後大津町の今の保育園の数では多分課題事項が出てくるのは確かでございます。今、我々は今後の認定こども園関連等、平成27年度で国のほうがされるというようなことで、地元の園についてもそちらのほうに移行したいというようなお話もあっております。もちろん、うちの職員も県のほうに行って説明会を聞いております。もちろん、議員おっしゃるように、どのような状況になるかわかりませんが、不足するのは確かでございます。だから今の補助事業、12分の1というようなものを民間活用でできるかどうかというようなことも検討しなくちゃならない。しかし、そのためには現在保育園の先生たちとこれまでいろいろと課題事項についてご相談をさせていただいておりますので、そのために各園については新築、あるいは改築関連等を行ってきておられます。そういう経営状況等も十分考慮しながら、園の意見を聞きながらしっかりと運営ができるというような形で、現在におきましては大津町保育園関連等については大変狭くて厳しい状況であるし、経営関連等についても大変問題・課題もありますので、今後について大津保育園を縮小しながら新しい園をつくるかというような提案関連等についても、やっぱり現在しっかりとご協力をいただいている各園の園長会議関係等で説明責任をしながら方向性を探っていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 先ほどは失礼しました。9月現在でですね、73名でございます。73名のうち25名が国が言う待機児童でございます。ですから、48名の方がですね、保育に欠ける以外の方と、国で言う待機児童に当たらない。その内訳としてですね、多いものが休職中、それから転園を希望されている方、それから第一希望のみの方。普通は園を選ぶということは保育にかけてないということですので、第一希望のみの方もいらっしゃいます。そういった方々を合わせて48名ということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいまその実際の待機が73名ということでありまして。そのうち25名しかカウントしないと。それでいいんですかということ。それが本当に子育て日本一のまちづくりに合致をしているのかということ。実際、全国の自治体では、この国の基準ではだめだということ

とで、自治体独自できちんと実態に合った基準をつくりなおしているんですよ。ですから、町長にお尋ねをしますが、この基準はですね、やっぱり、例えば希望する保育園に入れたい、これはしかし切実な問題ですよ。例えば南に住んでいる人が北しか空いてないから北に行きなさいとか、北に住んでいる人が南が空いているからあっちに行けとか。私も実際、3人の子どもを0歳児から預けてまいりました。一時は託児所を2カ所掛け持ちで、大変なんですよ、移動が。兄弟で違う保育所に入ったりなんかしたら、本当に、そら5時できちんと毎日必ず仕事が終わる環境であればいいですけども、実際はそうではない人がもうたくさんですよ。そういう人たちを待機児童と見なさない、私はこんな理不尽なことはないと思うんですけど、この待機児童の基準、実態に合ったものに見直す気があるのかどうかを町長にお尋ねをします。

それから、私も、じゃ保育所が足りない、じゃどの辺が足りないのか、場所の問題は本当に大きな問題なんですよ。それで、小学校の1年生の人数を出してもらったんですが、1年生の人数が100人を超えているのは大津小学校と美咲野小学校です。つまり大津小学校と美咲野小学校の間に保育園がほしいんですよ、親にとっては。それほど切実な問題です。ですから、例えば文化ホールの敷地なんかあるわけですから、私は緊急避難的にですね、そういう施設を利用して、なるべく早く保育所を、せめて1カ所整備するべきだと思うんですけど、このことについて2点目、町長にお尋ねをいたします。

将来子どもが減るんじゃないかという指摘がよくなされますが、国立社会保障人口問題研究所が2010年を基にして30年後まで人口推計を出しておりますが、15歳から64歳まで、いわゆる労働できる人口が30年度も減らないで増える自治体、全国に10あるそうなんですけど、大津町がその一つに入っているそうです。大変ありがたいことであります。これは文藝春秋に指摘がなされておりましたので、私はその研究所のサイトから数字を出したわけです。一方、じゃ未就学児の子どもさんの人数はどうかというと、2年後で2千154人と推計されておりますが、既に大津町では2千380人、約230人ほどもう既にオーバーしているんです。つまり、大津町はここ10年や20年で、この待機児童が減るどころか、もう急速に足りなくなってくる。そして、実際の保育園はこんなに少ない。しかも、どんどんぎゅうぎゅう詰め込んでいると。これを直ちにやっぱり当面解決をするには、直ちにもう1園認可保育所が必要だと思うんですけど、町長のお答えを求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 保育園の関係等につきましては、今、先ほど申しましたように、各園とのご相談、あるいは大津町町立保育園の縮小関連等も考えながら、各園の園長先生と相談をしていかなくちやならないという思いをしております。今までのご協力に対して、我々もそれに対する経営の圧迫をしないようにしなくちやならない。もちろん、今の段階でどんどんと人口が進んでいくということは、美咲野団地におきましての今の段階でもう8割から9割でございますので、ここ1、2年でどんどんと人口が増加してきて、若い人が住んで、子どもたちがどんどんとそこに誕生しておりますので、我々としては予測以外の待機児童というふうに思っております。しかし、議員おっしゃるように、その待機児童をしっかりと見てくれというようなことでございますけれども、それぞれの条件、先ほど

言われましたように地域と場所関連等につきましては、美咲野には緑ヶ丘保育園があります。もちろん、大津小学校等につきましては、なかなかその地域には見当たらないところもありますけれども、大津町内におきましてはそれぞれの園がございますので、そちらのほうを活用できればなと。そういう配慮、子どもと兄弟、そういう配慮については、担当のほうでしっかりと別れないようにお願いをしておるような状況でございますし、ある園についてのその遠いとかいろんな問題ございますけれども、そういうことでなくして、本当に欠けるものであればお願いをするところに保育をさせていただければなという思いをしております。もちろん、2年でその園ができたとしても、今後の認定こども園関連との絡みもございますので、十分その辺は検討していかなくちゃならない状況下にあると思います。もちろん、今までの各園との話し合いにつきましては、不足するようなときが来た場合は、大津町の町立保育園を縮小しながらご協力をお願いするというようなことを申してきておりますので、今後については各園11園の園長先生と担当課の中で検討を進めさせていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 現在の私立保育園に配慮をするのは当然であります、第一に配慮すべきは子どもさんを預けている保護者、そして子どもたちであります、じゃないですかね。それに配慮をすれば、直ちにもう足りないことは明らかです。もう120%まで入っているんですよ。以前は、いちご保育園が北だということで定員割れなんて言っていましたけど、既にこちらも120%です。それほどせば詰まった状況であるということでもあります。町長、その話し合いをするって、いつまで保育所を、例えば大津公立保育所の分園か何かをどこかにつくるとか、そうでもしないとこれはとても解決できないですよ。いつまでその結果を、結論を、方向を出すのか、ちょっとはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 時間的に、先ほど申しておりますように、認定こども園関連等もございますので、いつまでという、荒木議員は明日でもせいというような気持ちが伝わってきておりますけれども、そう簡単にはやっぱり大きな施設運営でございますので、民間の方も、その運営をやっていくためにはそれなりの覚悟があるし、費用と職員の雇用と、いろんな問題もございますので、先ほど申しましたように、まずはうちの町内にある園長先生たちのご了解をしっかりと得るように新しい園をつくることに、そういうような方向の検討をしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、まずは説明責任をしっかりとそこで果たしながら、必要であれば先ほど言いましたように大津保育園を縮小しながら、新しい民間活用を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただ一つの公立保育園を縮小する、それこそ問題ではないですかね。公立保育園をもう一つ、先ほど言いました文化ホールと大津小近くのつくって、そこで民間がどうしても、将来ですよ、もうここ10年、20年子どもたちが定員割れするようなことは考えられないことですから、それを整理するのが自治体の責任なんです。

時間もありませんので、これはまた次の議会でまた再度質問したいと思います。

第3問目に移ります。3問目は、既に何回も質問をしておりますが、大津町の保育料が高すぎるという問題であります。近隣自治体と比べても、合志市、菊池市、熊本市と比較をしてみました、とりわけ収入の少ない世帯ほど大津町の保育料が高く設定がなされている。これも既に何回か質問しましたが、町長は検討はしてみるということでしたが、私はもう検討する段階ではないと思います。とりわけ現在の若い人たちは3人に1人が非正規労働、給料が安い、また上がらない、そういう状況に置かれております。また、せっかく正職に就いても、既にこの10年間で平均年収で70万円ほど労働者の賃金が下がっている、それだけ生活が苦しくなっているわけであります。また、児童福祉法の第50条の6号では、保育費用は家計に与える影響を考慮しなければならないと法では規定がなされております。大津町は、この法の趣旨に反すると思います。引き下げる改善をする気があるのかどうか、町長にはっきりお答え願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の大津町の保育料が高すぎるというようなことで、再三ご質問をいただいているところであります。保育料につきましては、国の示す基準により、町で保育料入所児童の費用徴収規則の徴収基準額を定めておまして、徴収基準額から一人親所帯、保育所入所児童が複数の場合など、全額や一部軽減も行っております。保育所入所時の保護者等の扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の一部を徴収しています。平成19年度に保育料の見直しを行い、減額して以来5年が経過しました。熊本市と比べますと低所得者層では大津町が高い設定ですが、階層が上がることで、大津町が低い設定であることは議員ご承知のとおりと思います。隣の菊陽町と比較すれば3歳以上で第6、第7階層では大津町が1千円安く、第9、第10階層では2千円安い状況です。町内の在住児童の保育所入所児童数は、今年の8月1日現在で大津町から他の市町村に入所者55人、町内私立保育所900人です。町外保育所及び私立保育所の運営費額は、8月分だけでも5千852万1千円を支出しております。本年度予算も7億3千334万4千円の予算計上を行っているところです。この中には、大津保育所144人に対する費用が含まれていないことはもちろんのことですが、保育料については保育所保育料徴収基準に基づき、8月1日の全部の児童に対する保育料総額は1千996万1千円です。そのうちの町内私立6園に対する保育料総額は1千641万2千円になっております。8月分を単純に計算した1人当たりの保育料単価は、公立・私立平均1万8千200円程度とした場合、運営費総額から保育料徴収額を差し引きますと月3千856万円を国と県及び町で負担しており、町の負担率は4分の1としても月には964万円を負担しています。昨年の実績からも保育料1億9千600万円の徴収に対して2億300万円を町が負担している状況です。年々増加する保育所への負担額をはじめ、その他の扶養費を含め増加の傾向が予想されるため、慎重に取り組みなければならないと、町の監査報告にもあったところです。保育所運営費についてだけでも平成20年度の一般財源7千142万7千円です。平成24年度には1億1千402万7千円となり、4千255万5千円の増額であります。子育ての中の家庭の保護者等からすれば、保育料は安いほうが助かりますし、子育てしやすい町とも言えます。以前は正規職員による常時勤務が主流でしたが、最近是非

常勤職員や派遣職員も増加し、厳しい経営状況もあるかと思えます。しかし、保育料の引き下げについては、隣の菊陽町とはほとんど差がなく、現状維持を考えております。菊陽町については、昨年保育料を若干上げたような話も聞いているところでもあります。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 結論として、保育料ほど下げる気はないと。低所得者ほど高いこの矛盾した保育体系を改める気はないということらしいですが、この1階層から6階層まで、いわゆる所得の低い世帯がですね、5年前と比べて5%ほど増えているんですよ、階層別で比較をしてみました。それほど若い人たちの生活が大変になってきていると。しかも菊池や合志市、熊本市では、大津より安い保育料で運営しているわけです。いくら持ち出しがあろうが、ほかではやっているわけでありまして。また、平成24年度の実質収支の町の会計は黒字でありまして、約7億円ございます。実際の一般的に必要な額の倍以上の黒字を出しているわけでありまして。子育て支援に日本一を言うなら、真っ先に改善を求めて質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。3時40分から再開いたします。

午後3時27分 休憩

△

午後3時38分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 通告に従いまして、質問を行います。本日は3点、町の将来人口の推計について、小学校図書室の司書配置について、学校への空調設備の設置計画について、3点質問したいと思います。

まず1点目、町の将来人口の推計についてということです。町の将来人口の推計が町の政策において極めて重要な意味を持つということについては言うまでもありません。もしそこを見誤れば、町のサービスやインフラの需要と供給の量に大きな差異が生じ、住みにくい町、不便な町として住民は不満を持つこととなります。先ほどの荒木議員の質問の中にも出てきましたが、町の総合計画は国立社会保障人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システムを利用して推計したということ聞いております。また、その後の次世代育成支援後期行動計画においては、また異なる推計データが使用されているようです。次世代育成の計画が示されたのは2009年、後期の基本計画が示されたのは2010年、次世代育成計画のほうが1年早いですね。ということは、後期の基本計画のほうが新しい、つまり、より新しい実績を基にしたデータで制度が高いものだと考えられます。そうしたとき、この2つの推計には矛盾が出てきてまして、次世代育成計画では2016年の人口を3万4千110人、うち0歳から4歳の人口を増加傾向で5千651人と推計しているのに対して、後期の基本計画では、同じ年の人口を3万2千686人、0歳から14歳の人口を減少傾向の4千908人としております。先ほどの話ではまた増加というような話もありましたので、推計はいろいろと変わってきているようには思われますが、この2つの計画には総人口で4.4%、0から14歳の人口で15.1%の相違が

あることとなります。もう一つ、実際の0歳から14歳の人口の増加を2つの計画で比較した場合、比較する時期に多少のずれはありますが、次世代育成計画では約180人、後期基本計画では460人と、あまりにも現実との乖離が大きなものとなっています。これは、15歳から64歳、65歳以上の推計人口がほぼ実態を捉えていることと比べるとちょっとおかしな印象を受けるところもあります。3月の一般質問で待機児童対策の文脈の中で、この人口推計の問題にも触れましたが、その際の答弁では、美咲野や市中心部の集合住宅に若い世代の移入者が予想を上回って入居してきたという趣旨のことでお聞きしました。確かにこの年代の人口推計が予測しにくいということはやむを得ない面もありますが、しかしやむを得ないということで課題をそのままにしておくことは当然できないと考えます。現在、町は待機児童問題や学校施設の更新問題など、今日も議論がありましたが、将来の子ども人口が大きな意味を持つ課題をたくさん抱えております。この世代の人口推計に15%もの乖離を抱えたままであれば、これらの課題に対する正しい対策が当然立てられるはずもなく、今回、議案第50号で制定を求められている子ども子育て会議条例についても、真つ当な審議ができなくなってしまいます。また、今日も何回か話が出てきました公共施設のあり方の検討についても、この過ったデータに基づくものになってしまいます。これでは0歳から14歳の世代は、それ以上の世代に比べて、言葉は悪いんですけども割を食うという結果になってしまいます。これから子ども子育て会議が設置されようとしています。このタイミングでぜひ、特に0歳から14歳の世代に焦点を当てた精度の高い人口推計を実施するべきだと考えますがいかがでございましょうか。町長の答弁をお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員のご質問で、大津町の人口は本年の3月末で3万3千328人。一方、平成25年3月に国立社会保障人口問題研究所が示した大津町の将来推計人口は32年が3万3千322人となっており、もう既に推計人口を上回っており、議員がおっしゃるように実態と大きく乖離しているようでございます。ここ数年の大津町の人口は大きく伸びてきていますが、その要因としては、美咲野団地への転入が大きく影響していることや出生数の伸びなどが大きく影響しているようです。

このようなことから、振興総合計画後期基本計画における平成27年度の推計人口は3万2千700人についても、現在の人口が多いという状況です。町の推計も基本的には国が行っているコーホート法という方法を採用して推計しているところですが、市町村の推計人口は、転入・転出という社会移動で大きな影響を受けます。ちなみに平成17年から平成22年までの人口増加数は2千127人、増加率7.3%、平成20年から25年までの人口増加数は2千734人、増加率9.1%となっております。ここ数年急に増加してきており、また出生数も伸びてきていることから、後期基本計画策定時における数値に誤差が生じてきております。将来推計人口は子育て支援や学校施設整備など、将来の政策形成に大きな影響を与えるもので、大変重要なことと認識しております。これまでも内部では人口推計を行ってきたところです。熊本県のホームページでは熊本県衛生統計年報の中で、母親の年齢別出生数や年齢別死亡数など、将来推計人口にも必要なデータを毎年公開しており、町の最近の人

口増と併せてこれらの最近のデータを活用したところでの将来推計人口を予測した上で町のホームページ等を活用して皆様方にお示ししていきたいと考えております。推計人口は、あくまでも現状の人口推計で予測しているものであり、確定したものではないことから、計画あるいは予算への反映については過剰投資にならないように慎重に見極めながら対応していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 再質問いたします。

今のお話ですと、やはり町の中で独自の人口推計が行われ、ローリングもなされているということでの話だったと思うんですけども、現在町が持っている人口推計のデータというのは、どの程度実態と乖離しているのかというところがまず一つですね。それともう一つは、そうした、今、ホームページで公開していきますということでおっしゃったんですけども、そのデータが公開されない場合に、町民としては、私たちもそうなんですけれども、今進んでいる政策がどういう推計に基づいてなされているものなのかということが理解ができない状態になってしまうということがですね、一つ問題になります。ですので、現在町が進めている政策がどういう推計に基づくものなのかということ、やはり常に公表しとくべきだと考えるところです。お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

大津町で出しております推計人口につきましては、昨年、平成22年の国勢調査を基に人口を出しております。過去5年間の平成17年から平成22年の社会移動で今後移動をするものとした場合の高位推計、過去10年間、平成12年から22年までの社会移動率で今後とも推移するとした中位推計、また平成12年から平成17年の5年間の社会移動率で今後とも推移するとした3パターンの推移推計を出しております。それを基に現在どのような数字となっておりますかというところでございますけれども、その際に平成22年の国勢調査を基準に5年後、平成27年の高位推計でありますと現在27年では3万3千858人と、中位推計でまいりますと3万3千63名と、低位でまいりますと3万2千268名となっております。それを基に、また平成32年、その5年後という形で推計をいたす際に27年度までは高位推計で人口増加を続けますが、それ以後につきましては中位でいくのではないかと推計で人口を推計いたしまして、平成32年では、高位推計では3万6千833名ですが、その後の5年間は中位でまいりますと3万5千941名と、このような数字を情報共有するというので、各課共通に数字を流しているところであります。それをそれぞれの事業に充てて各種計画を立てていただくという形で考えているところであります。また、数字につきましては常時見直しを図っていかなければならないというふうに考えておるところであります。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 町のほうで人口推計の見直し、必要に応じてやっておられるというところは理解いたしました。その方法なんですけれども、先ほどコーホート法ということで話がありましたが、コーホート法にも様々ありまして、変化率、要因法、何とか何とか法とかですね、たくさんございまして、そのどれが果たして大津町にやり方として適しているのかということも一つあるかと思うんで

すが、やはり今、大津町が人口、社会増減が非常に多い中で、コーホート法だけではカバーしきれないものがやはりあると考えざるを得ないですね。コーホート法、様々な方法の中にそれぞれメリット、デメリットというのがまとめられた表がありますけれども、それを見ても、ああ、これは全部ひっかかるなというふうに感じるどころであります。つきまして、これ一つ、町の中での努力というものもある程度限度があるかなと思うところもありまして、例えばシンクタンクに相談してみるとか、あるいはこの研究所のほうに大津町独自の分をもう少し丁寧に出してくれないかとかですね、そうした外注的な方法もあるかと思いますので、もし可能であればそういった方法も検討していただければと考えます。

2問目に入りたいと思います。2問目、小学校図書室の司書配置についてです。子どもにとって本を読むこと、図鑑や時点で調べたりすることは、知識の習得や心の成長にとって大切なことであることは言うまでもありません。また、読書等により高められる言語能力は、学力を高める基礎となるものでもあり、子どもたちが本に触れる機会は、より広く保障されるべきものであると考えます。そして、自転車程度の交通手段しか持たない子どもにとっては、町の図書館や書店は自立で行ける場所ではなく、学校の図書館が最も身近で利用しやすい場所ということになります。しかし、その学校図書館が最大限に活用されているとは言えない状況があります。小学校の話です。町内全ての小学校を調べたわけではありませんが、小学校では放課後の時間帯に図書室が閉まっているようです。利用は、非常勤、臨時の職員である学校司書、司書補の勤務時間が5時間45分以内となっているためです。学校は週に1コマの授業を図書室を利用する時間として割り振り、その時間に図書の貸し返を行っているようでもあります。今年2月の町の総合振興計画評価委員会の資料では、小学校の学校図書室での貸し出し冊数は1カ月児童1人当たり6.8冊となっており、目標値の5冊を上回っているようになっています。しかし、全国学校図書館協議会の調査では、近年の小学生の読書冊数の平均は月10冊程度で推移しており、目標値の設計が低いということはおいといても、まだまだ貸し出し冊数には伸びしろがあると考えられます。子どもたちの本に触れる機会をより広げるため、学校図書館が利用できる時間帯を広げるように放課後も図書室が開いているという状況にするための努力が必要だと考えますがいかがでしょうか。教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 佐藤議員の小学校図書室の司書配置についてのご質問にお答えいたします。

学校図書館は、学校における読書活動センターであり、学習センターでもあります。学校にとって欠かすことのできない施設であります。この図書館が子どもたちに利活用され、読書活動や調べ学習等の充実を図るためには、図書館に司書がいることが必須条件であります。このことが認識されまして、大津町では平成15年度から町内全小中学校に選任の司書または司書補が配置されました。中学校2校は常勤職員の司書、小学校は非常勤の司書ないしは司書補を配置しております。非常勤職員の勤務時間は、大津町一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱によりまして、常勤職員の1週間あたりの勤務時間の4分の3を超えないこととされておりますので、1日の勤務時間は司書が5時間45分、司書補が5時間30分としているところであります。よって、非常勤の勤務は学校の日課では6

時間目の途中で終了となります。司書等不在となった時間帯に図書館を利用する場合は、担任が対応しております。また、放課後に図書の貸し出しをする場合は、児童生徒図書委員が対応しております。学校によっては、原則放課後の貸し出しは行っておりません。学校現場からも非常勤司書等の時間の延長をしてほしいという声はありますが、常勤職員とすることは人件費削減に向けて職員採用等に抑制が図られている中での要望に応えるのは非常に現時点では厳しい問題がございます。当面は子どもたちの図書館利用にできるだけ支障が出ない工夫をしなければならないと考えております。例えば、司書等の活用時間は配当された時間内であれば校長の裁量に任せておりますので、勤務開始を遅らせて6時間目以降に業務あたらせる等の工夫はできるかと思っております。各学校の実情を踏まえ、図書館活用の充実に向けた対策を校長等と相談して工夫していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今の教育長のお話で、できることであれば図書室の開室時間を広げていかれたらというお考えはわかりました。そこに人を充てれば当然お金がかかるというのは事実であります。しかしですね、例えば町の図書館には図書館友の会、本とお話の会なんか、本に関わるボランティアがたくさん存在しております。また、学校にはですね、私もお世話になっておりますけれども、学校支援のためのボランティアも多数出入りしているということでございます。学校司書としての仕事はですね、非常に多岐に渡るんですけども、その中でボランティアでも対応できる部分というものは必ずあると思われまので、ぜひそうしたボランティアの活用等も行っていくことによって、何とかその図書室がもっと利用しやすい環境になっていくように思うところです。ただその一言、ちょっと気になりますのが、そうした学校ボランティアの活用にあたって、本来活動をしているべき統括コーディネーターの姿がちょっと見えないところがありまして、小学校の学校ボランティアのコーディネーターさんに聞いたところだと、その統括ボランティアに会ったことがないし、名前も知らないというような話も聞くところでもあります。

そうした状況の中で、学校のボランティアをきちんと、もっと活用していくということがどの程度できるのかということも疑問に思うところがありまして、このボランティア活動というところで、もちろん図書館に限っての話から少し離れますけれども、少し確認をしたいと思います。図書室でそういったことが可能なかどうか、統括コーディネーターの活動によってそれができるのかという点に絞ってお尋ねしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 再質問にお答えいたします。

現在、ボランティアの方が、いろんな面で学校に協力していただいております。例えば図書館ボランティアに関係するボランティアであれば、朝の読み聞かせとか、学校の要請に応じて読書の時間の読み聞かせとか、そういった部分の関わりはしていただいております。これを学校側が希望すればですね、ボランティアの方と相談すれば放課後もボランティアの方に来ていただける余地はあるんじゃないかというふうに考えております。そのときのつなぎをしてくださる方が統括コーディネーターと

いうことで、大体それぞれの小学校には学校側で選任したボランティアの方がいらっしゃいますので、学校がそちらと相談をすればですね、日ごろから協力してくださっているボランティアの方、ないしは数が足らなければもっと地域から人材を捜してボランティアを投入していくことは可能だというふうに思っております。佐藤議員さんがおっしゃっている統括コーディネーターとおっしゃったのは、学校の統括コーディネーターでしょうか。それとも、大津町としての統括コーディネーターをおっしゃっていただいたのでしょうか。町でございましょうか。町のほうにも統括コーディネーター、今年2名配置しておりますので、そちらのほうに話をもっていけばですね、統括コーディネーターのほうから人材を探すことは可能でございますけれども、今のところ、まだそこまで話が届いてないものですから統括コーディネーターが動いてないものと思います。今後、統括コーディネーターを活用して、学校側がボランティアを求めればですね、入れていくことは可能だと思いますので、その点は考慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） それでは、図書室関係の質問はこれで終わります。

次に、第3の質問に移ります。学校等への空調設備の設置計画についてということで、本日、既にこの話題がちょっと出ましたので、なるべくだぶらないようにしたいと思います。霞ヶ関の桜は4月に咲くという言葉がありまして、日本には入学式イコール桜満開というイメージがあるんですけども、これはやっぱり九州とか東北とか、そういったところでは当てはまらないんですね。昔読んだ本にあった言葉なんですけれども、昔々、その文部科学省が全国の学校の入学式に祝辞を送っていたころがあって、その祝辞に、そこに「満開の桜の下」という文言があったことから、文部科学省の考え方、中央集権的な、東京中心の考え方というのがあるなということで、それをあげつらった言葉としてこの霞ヶ関の桜は4月に咲くという言葉があるわけですね。こうした中央管理的な、中央集権的な考え方というのは、学校の設計基準にも見られるんです。何年か前に美咲野小学校の新設にあたって、住民のワークショップがありました。その中で、教室はやっぱり南向きだよなという意見が出たところ、それに対して、いや、南向きは夏には暑すぎるので南側に廊下を持ってきてもいいんじゃないかという反論がやはり住民の中から出てきました。そのとき答えられたのが設計事務所の方だったか、町の職員の方だったかはちょっと忘れたんですけども、教室は南向きと決まっていますというふうに説明を受けたことがあります。この教室の窓は南向きというのは、明治28年にですね、ちょっと調べたんですが、学校建築図説明及び設計対応というやつがありまして、教室の形状は長方形とし、室の方法は南または西南、東南として、すべて採光を生徒の左側より取るを要すと記載され、採光の観点から教室は南向きということになっていたということで、それは学校施設整備指針にも引き継がれて、人工的な照明が普及した現在まで残っていたと。現在の学校施設整備指針では削除されておりますけれども、美咲野を含め市内の新設校等も含めて、最近設置された学校でも未だに過去の遺文が残っているというような状況になっております。こういう昔話を言い並べましたのは、じゃ現在はどうあるべきなのかということをお話ししたいと思ったからなんです、午前中、桐原議員からもあり

ましたが、現在の学校環境衛生基準によりますと、教室の温度は10度以上30度以下であることが望ましい。また、児童生徒に生理的・心理的に負担を掛けない最も学習に望ましい環境は、冬季で18度から20度、夏季で25度から28度程度とされています。こうした基準というのは、自然科学的な根拠に基づくものです。私は、夏休み明けの8月29日に美咲野小学校の6年の教室で気温データを測定させていただきました。これ、そのための装置でして、これを置いとくと何分かおきにきちんと気温を測定して、そのデータを保存してくれるというもので、自腹で1万円ぐらい出して買ったんですけども、これによりますとですね、午前10時半に教室の温度は30度を超えまして、午後2時半から3時ぐらいをピークとして32.36度ということになりまして、その後5時までずっと30度を下回ることにはなかった。子どもたちが教室にいる時間の大半は、この30度を上回っていたということですね。その日は夏休み前に比べますと少しは暑さも和らいだというような日で、最高気温では多分先週のほうが高かったかなというような状況の日でした。もし先週測定していたら、もっと高い数字が出たのではないかなと思われま。そうした背景で、先ほどの空調に関する質問への答弁をまとめますと、今年中学校のエアコン設置の設計が計上され、26年度には中学校の分の施工を予定しています。陣内幼稚園については、改築に合わせて可能な限り行う。そして、大津幼稚園もそれに合わせてできるものならやっていく。小学校については、できるだけ早くというような答弁の内容であったかと思えます。そのできるだけ早くの話なんですけど、昨年、学校の施設については老朽化、その他の状況を調べて、中長期の改善の計画を立てられたということで、ただしそれは町の公共施設全体の枠組みの中に落とし込む必要があるんで、単独の計画としては成立はしていないというような内容ですけども、それはもうこの問題に関しては切り離して考える必要があるのではないかなというふうに思うところです。先ほどできるだけ早くということでは言われましたけれども、そのできるだけ早くというのは、恐らくできるだけ早くやりたいということであって、できるだけ早くやりますということではなかったなというふうな答弁の印象を受けたところです。また、有利な補助金を使ってというようなこともありました。私、この補助金については以前にも調べたことがありまして、学校施設環境改善交付金ですか、エアコンに関しては3割補助のものがあるということで聞いておりましたけれども、ほかの町村はそれを使ってやっているところもたくさんあるんですね。もちろん補助裏もありますので、3分の2が町の負担丸々になるかというところでもないということもあります。もう一つはですね、地域の臨時交付金というものがありました。これも有利な交付金であったはずで、きちんと計画ができていれば、あの段階で使うことができたはずですよ。やっぱり計画が遅かったと言わざるを得ないのではないかなと考えるところです。エアコンの問題は、学習環境、学校の良好な環境という意味ではですね、学習環境の問題ではなくて、既にもう子どもや先生方の健康の問題、学校の安全に関わる問題にまでなっていると私は思っているところです。ぜひそうした認識に立っていただいて、何年か掛けてというようなですね、のんびりしたとは言いませんけれども、きちんとそのやっていくことは大事なんですけど、先ほどありました、いつやるの、今でしょうという話もありましたけれども、スピードアップをしていくことが必要ではないかと、先ほどの質問よりさらに踏み込んでスピードアップを求めるといって質問したいと思えます。この先の計画につ

いてどういったお考えか、お聞かせください。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 佐藤議員の学校等への空調設備の設置計画についてのご質問にお答えいたします。

本当に本年度は暑くてですね、大津町でも30度を超える猛暑日は何度もありました。そういう中で、子ども学校を訪問しますと、先生方も汗を流しながら、子どもたちも暑さに耐えながら、一生懸命に学んでいる姿を見たときに、早く何とか環境を改善してあげないといけないなと強くまた改めて認識した次第でございます。

議員がご指摘なさっている学校環境衛生基準には、教室の温度に関しましては摂氏10度以上、摂氏30度以下であることが望ましいというふうに明記されております。これを遵守するために早急な対策が必要であると考えております。これまでも普通教室に空調機設置の要望は、PTAとか中学生あたりからも出ておりましたけれども、何せ町内には築30年以上が経過した老朽化した校舎等もありましたものですから、今もありますけれども、長寿命化対策をするときに併せてこの空調機設置もしたほうが、財政的な面から考えたときにはいいんじゃないかということで、先延ばししてきた経緯がございます。そこが計画が遅れたんじゃないかご指摘されてもやむを得ないかなと今思っているところでございます。しかし、今年のような猛暑続きでは子どもたちにこの暑さを耐えて学習に励みなさいというのは、非常にこれは酷なことでありまして、健康安全上、学習上、確かに問題があると思います。そこで、老朽化対策は多くの課題がまだ残っておりますので、早急には解決できませんので、まず空調機設置をということで、まずは先ほど桐原議員のご質問のときにお答えいたしましたように、中学校2校から先に設置しようという計画で今進めているところでございます。できるなら陣内幼稚園も平成25年度中にエアコンまで設置したいと考えております。あと、小学校につきましては、できるだけ早いというのは希望であって、実施するというのではないんじゃないかというご指摘でございますが、本当に予算を計上して、それをご承認いただけるならば、中学校と併せて平成26年度中でもやりたいところですが、なかなかそれはまた厳しいかというふうに思いますので、中学校を平成26年度中に設置していただきまして、平成27年度にはぜひ町内の小学校に設置ができるようにですね、委員会としては予算計上させていただきますので、多分町長が査定していただけるんじゃないかという願いを込めながらですね、設置していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 空調の関係でございますけれども、もう先ほど桐原議員の一般質問にもお答えしたように、そしてまた教育長のほうから学校現場としての立場からと、そしてまた議員おっしゃるように、子どもたち、先生たちの健康を考え、本当に我々では思った以上の記録にない暑さが続いております。今後につきましても地球温暖化というような形で、まだまだ暑さが今後も続くんじゃないかなというふうに思いますので、議員ご指摘のとおり、学校環境施設整備関連等と別な方向で、切り離れたところで検討をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） ありがとうございます。平成27年度という具体的な数字も出てきましたし、長期の計画とは切り離してということでお答えもいただきましたので、質問のほうはこれで終わりたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後4時13分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

坂本典光君。

○ 1 1 番 (坂本典光君) 皆さん、おはようございます。ただいまから、坂本典光が一般質問いたします。

昨日は、永田議員の一般質問で多機能トイレを含む大所高所からのまちづくりとトイレの件、そしてそれに対する町長の答弁、大津町の顔となる優良トイレの話、ありがたく拝聴させていただきました。偶然にも私もトイレの件でございます。

第 1 問は、公園のトイレについてであります。大津町には、都市公園が 1 1 あります。大松山公園、昭和園、駅南西公園、駅南東公園、高尾野公園、清正公道公園、杉水公園、水源町緑地公園、矢護川公園、大津町運動公園、大津中央公園です。また、町立公園として、日吉神社つつじ公園、弥護山自然公園、町民の森、オックス広場、高尾野森林公園、ふれあい公園、下猿渡公園の 7 つがあります。公園緑地費として毎年 4 千万円から 5 千万円が使われております。もちろん、トイレ設備にはそのうちの何%かが使われているわけでございます。当たり前のことですが、建てられてから年数の経つものは維持管理が十分ではなく、年々みすばらしくなっています。都市公園の中からよく利用されている箇所を選んで調査してみました。

まず、清正公道公園です。当時の状況がわかるように、昭和 6 1 年 4 月の広報大津町からひろって見ますと、清正公道公園は大津町の観光基盤整備の一つとして進めていますが、たんなる観光を目的とするのではなく、地域の人々はもとより、公園を利用する人々の町の歴史のアピールを目的として整備する観光、レクリエーション、野外学習スペースです。この公園は、町の中心部より東北東へ約 2 キロのところであり、新小屋に至る 1. 4 キロのミルクロードに沿った細長い形をしています。また、歴史的背景としては、加藤清正が天正 1 6 年の夏、二重の峠を越えて肥後の国へ入国以来、参勤交代の道として利用された参勤道で、高尾野、新小屋を経て二重の峠を越え、内牧へと続く道であり、今もなお、その名称が清正公道として残されています。ここは、このような地形的要素に加え、周囲の環境は主に農地と丘陵地で、北側はミルクロードに隣接、さらに北側の農地は中核工業団地として計

画中ですと記述してあります。昭和61年の大津広報といえは27年前であります。私が38歳です。町長は44歳ほどではなかったかと思ひます。そのころきた清正公道公園ですから、傷みも激しいということになります。トイレは3か所あります。公園の西側に一つ、ここには清正公道公園の表札がかかった門と大きな観光案内板があり、駐車場の横に公衆電話ボックスがあります。駐車場の西からは、階段に沿って昔のままの清正公道に降りていけます。女性トイレには入れませんので男性トイレしか確認できませんでしたが、簡易水洗の男性便器が4つ、和式の大便秘器が2つです。昔のコンクリート製の手洗い1個がありました。そこから500メートルミルクロードを東に上りますと2番目のトイレがあります。ここにも清正公道公園の門があり、車10台が止められる駐車場の南側には焼き芋の看板がかかったお店があります。トイレは男性便器3つ、大便秘器1つ、手洗い1つ。陶器の便器の白さの比べて古びた白壁が目立ちました。防寒対策済の張り紙があり、真冬に水洗用の水が凍り付かないよう対策がしてありました。そこからさらに500メートル東に上ると3番目のトイレがあります。ここが清正公道公園の東端になります。その東は道を挟んで町民の森があります。ここには20台ほどの駐車場の横に清正公の烏帽子型の甲をもしたモニュメントがあり、トイレの前には水車の置物があります。トイレは、男性便器3つ、和式大便秘器1つ、手洗い2つ。表の壁には、この公園は受託者、有限会社新高が管理しています。快適な利用のために皆様のご協力をお願いします。委託者、大津町役場農政課と記されております。この3つのトイレは屋根が古くなり、くすんでいます。

次に、昭和園を調べました。昭和43年4月の広報おおづには、都市計画事業、都市公園の一環として昔の面影を残した近代的な公園を目指して整備を進めていた昭和園が総事業費3億3千万円を費やして今春完成しました。同公園は、行幸記念碑の北側のヒノキ林を中心に、東につつじ庭園、丸太の東屋、多目的広場、南に児童広場、西に野外ステージ、芝生広場と子どもからお年寄りまで楽しめるように多種多様な施設を配しています。また、メイン施設として、全天候型のテニスコート2面もこのほど完成しました。町民の憩いの場として年間を通して設計されておりますのでご利用くださいと記述されております。昭和園には4カ所のトイレがあります。昭和園の東側には橋を渡っていく広い駐車場があります。このトイレは男女共用になっております。男性便器3つ、大便秘器3つ、内2つが和式で1つが洋式です。手洗い1つ。ここは、男女共用が難点です。また、私たちが通常利用する北側駐車場には、東と正面にトイレがあります。正面のトイレは規模は小さいけれども一番利用者が多いと思ひます。男性便器が2つ、大便秘器が1つ、ここは洋式です。手洗い1つ、この難点は女子トイレとの境は薄い壁一つで、しかも天井が吹き抜けなのでやたらと隣の話し声が聞こえてくることでしょうか。それから、東側のトイレは建物は大きく、中も広いです。一応、男、女の区別もしてあります。男性便器6つ、大便秘器1つ、和式です。真ん中に車いす用の洋式トイレがあります。この車いす用トイレが車いす専用なのか、普通一人でも通常使えるのか、よくわかりませんが、このトイレの問題は大部屋の中に男女トイレがあり、仕切りがないということです。例えば、この議場がトイレとしますと、こちら側に女性便器が並んで、こちら側には、左側には男性便器がならんでいて、こういう造りです。このトイレには、男女のその仕切りがないので、女子のほうから男子が用をたしているのが見えるし、男子のほうから女子がトイレに出入りするの見えることです。南の正面階段の

横にトイレがあります。これは南のほうの階段を上ってくるところですね、の横にトイレがあるんですが、男性便器2つ、大便器1つ、手洗い1つです。西のテニスコートの近くにもトイレがあります。男性便器3つ、大便器2つ、うち1つは洋式です。男女共用のトイレです。

次に、杉水公園です。広報おおづ昭和62年2月号より、昭和55年度から工事を進めてまいりました杉水公園がこのたび完成し、落成式が同公園で行われました。この公園は、近隣住民の要望により、地域のコミュニティセンターとして利用するように設計され、児童、幼児の遊び場などレクリエーションの場として建設されました。この公園にはナイター設備もあり、多くの住民の方々が利用されています。また、春には桜やつつじの花が咲き、ピクニックに最適なところだと述べられております。当初は地域性が高かったのですが、325号線に沿っていることから、トイレの利用者も多いところです。ここのトイレは、昭和園の北側駐車場の東側トイレと造りは全く同じだと思います。大きな部屋に男女のトイレがあり、仕切りがないため男子が用をたしているところが女子のほうから丸見え、女子がトイレに出入りするの男子から丸見えであります。

次に、矢護川公園です。ここは比較的新しく、私が議員1期目のときにできました。10年ほど前だと記憶しております。水を中心とした公園で、夏場には子ども連れ、家族連れに人気があります。ここのトイレは、男性便器2つ、大便器はなし。多目的トイレを使うようになっております。多目的トイレには、車いす、子ども連れ、高齢者のステッカーが貼ってあり、男女マークと共にどなたでもご利用くださいと書いてあります。

次に、高尾野公園、ここには野球場があり、周囲に霧島系のつつじが植えてあります。駐車場の横にトイレがあります。外壁が木造でできており、塗料がはげております。男性便器4つ、和式大便器2つ、手洗い2つ。南のほうには小さなトイレがあります。男性便器1つ、大便器1つです。

以上、清正公道公園、昭和園、杉水公園、矢護川公園、高尾野公園と見てきました。

そこで、1、木製の外壁の傷みが激しい、これは主に高尾野公園です。せっかく利用者が多く、わりと新しい公園であります。この外壁の傷みと、それから利用者の数を考えたとき、この外壁の傷みですね、塗料がはげている、これを何とかせんといかんという認識はございますか。あるんだったら、いつ補修しますか。あるいは、朽ち果てるまでこのまま放っておくのですか。お尋ねします。

2、大便器はほとんどが和式です。大津町には外国人も多くいます。洋式に変えていくつもりはありますか。この前、現地視察でよろこび保育園に行きましたが、やはりすべて子どもたちの便器は洋式になっておりました。それから、今、学校関係で新しくできたところは洋式を多く採用されているようでございます。

3、先ほど述べましたように、昭和園、杉水公園では、男女トイレの区分が不十分です。間に目隠しが必要だと思います。例えばついたてをおくとか、カーテンをすれば、こういうことでございますが、対策をするつもりはありますか。

4、以上のような問題は、以前から苦情が寄せられていたと思いますが、今まで対策が取れなかった、あるいは遅れているのはなぜか。公園あるいはトイレが多すぎて手が回らないのか。ほかの分野にお金を回すためなのか。回して予算が足りないのか。新規の事業には補助金が付くが維持管理には

付かないという国の予算制度にも問題があるのか。お尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。今日の第1番目の坂本議員のトイレの質問につきましてお答えしたいと思います。

今、議員のほうから都市公園の活用状況とともに、便所の状態についてのお話がありまして、まさしくそのとおりでございます。私のほうも昭和園ほかトイレを覗いてきてみますと、やっぱりトイレの壁が蹴られたような形の中で傷んでいるのは確かでございますので、そのような多くのトイレについての予算関連等については、もう議員おっしゃるように補助金なしで維持管理については町単独でやらなくちゃならないということで、今までにつきましては補助対象事業関係を優先的にやらせていただいております。もちろん、昨日の永田議員の質問にもありましたように、トイレというこういう一番大切なものでありますので、そういう意味におきまして、今後のトイレの関係につきましては計画的に改修計画をつくりながら、順番を決めながらというか、新たなトイレを考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。順番が遅れているところの改修関係、扉関連等については、やっぱりできる範囲内の中で改修をしていかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、議員質問の中でのその公園関連の計画予算関係は計画的に今後やらせていただき、即やらなくてはならないものについては、やっぱり順番を決めてやっていくというようなことが必要であるというふうに思っております。もちろん、洋式の関係については、やはり子どもたちは小さいときからオマルで育てておりますし、また高齢者の皆さんについては、身体的な膝をはじめとする課題もございますので、洋式を取り入れていかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。そういうものについては、今後の計画の中に入れていきたいというような思いをしております。もちろん、トイレの関連につきましては、今言ったような形の中で改修関係をやっつけていかななくちゃならないんじゃないかなと。もう議員トイレ覗いていただくとわかりますように、昔のままの、やはりあのトイレというのが公園の付随物というような感じで作られてきた状況でございます。そういうような状況で、例えば清正公道公園につきましては、やはり大津町の入口というようなことで水車のトイレというような形で作らせていただいております。もちろん、あの公園についても、やはり近くには中核工業団地をはじめとする多くの皆さんがあそこで休息される大事な場所でございますので、そういう意味の目的がそれぞれあるんじゃないかと思っておりますので、そういう意味におきまして今後のトイレの改修計画と併せて、即やらなくちゃならないものについては即改修をしていかななくちゃならないというふうに思っておりますので、今後については担当のほうと十分相談しながらやらせていただきますけれども、現状関連等については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） おはようございます。坂本議員の公園のトイレについて答弁させていただきます。

経済部所管の公園の中でトイレの維持管理を行っているものが23カ所ございます。樹木や除草等

の公園管理委託に平成24年度で3千252万9千円、公園トイレの清掃委託に735万3千570円の予算を執行しているところです。そのほか、公園の遊具やトイレの修繕等に平成24年度で395万9千円を支出しておりまして、うち112万1千円がトイレの修繕に支出しております。その中で、通告書の①の木製の外壁の傷みについてでございますが、先ほどの町長の答弁にありましたように、修繕費予算をお願いしまして、随時行っているところでございます。全体の公園を見て回りましたが、雨風によりまして全体的に経年劣化しておりますので、今後も修繕等で対応してまいりたいと考えております。

続きまして、②の和式を洋式にということでございますが、先ほどありましたように、所管しております中で昭和園、かぶとむし公園、杉水公園、矢護川公園、弥護山自然公園、オークス広場、高尾野森林公園、ふれあい公園、高尾野公園には、洋式便器を備えた多目的トイレが設置されております。洋式のほうを好まれる方については、多目的トイレを利用できるようになっております。

③の昭和園と杉水公園の男女の仕切りについてですが、ご指摘の昭和園トイレは、昭和58年に供用開始して30年が経過しております。杉水公園は昭和62年に供用開始、26年が経過しており、ほぼ同じ構造となっております。昭和園トイレは入口に男女の表示がありますが、中には何の仕切りも目隠し也没有せん。手洗いは男女共用となっておりますが、今後なにがしかの一部的な目隠しが必要と思われまますので、防犯や、今年3月議会で成立しました都市公園条例の改正との兼ね合いも併せながら対応してまいります。

最後の項目ですが、これまで町民の方々から様々な要望があつておりますが、それにつきましては最初述べましたように随時修繕等で対応してきたところでございます。国の制度としましては、新規に公園をつくったりするものについては補助の制度がありますが、通常の維持管理については補助がないような状況です。公園トイレにつきましては全体的な老朽化もありますので、清掃や修繕等では対応が難しい状況もあります。公共施設整備計画等に公園トイレの改修を盛り込むなど、町長が申されたように整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 町長のトイレに対する認識、誠に素晴らしいと思ひました。実はですね、この一般質問の提出期限が8月16日ぐらいだったと思うんですけども、それにちょうどですね、それを出すときトイレの洋式トイレの和式から洋式へというふうなことを提出するついでに、私はこれは県にも言ってやろうと思ひましてですね、私、県立の運動公園を昔からよく利用しているもんですから、ずっとジョギングを若いときからやっておりますですね、あそこがずっとトイレが和式だったから、最近、なかなか走れなくて歩いて回ったけど、以前と変わってないから、これをついでにということですね、どう回答されるかわからんけれども、知事への直行便というのを一緒に私提出しました。それで、その回答が要りますかと担当のほうと言うから、はい、要りますと言って、その3カ月ぐらいしたら善処しますとか、今後生かしていきますという回答が来るだろうと思ひましたら、すぐさますね、9月4日着で、1カ月もしないうちにですね、知事のほうから回答が来ました。ちょっと読み上げてみます。このたびは、知事への直行便をいただきありがとうございます。

熊本県総合運動公園は、総合的なスポーツ、レクリエーション施設を有する都市公園として昭和53年にオープンしました。今回、ご意見をいただきましたとおり、開園当初から設置しているトイレは和式の便器しかありません。開園後30年以上が経過したことから老朽化が目立ち、一部には故障も見受けられるため、今年度から故障箇所の修繕と併せて便器の洋式化も含めトイレの再整備に取り組みます。開園当初から設置しているトイレだけでも18カ所あるため、利用が多い箇所から整備を進めていきます。県民の皆様が使いやすく、親しんでいただける公園となるよう、引き続き適切に維持管理に努めてまいりますので、今後とも県政へのご理解、ご協力、よろしく申し上げますという回答が来たから、うれしいのはうれしいけど、担当課にちょっと電話しました。その整備すると意見を採用していただいたのはうれしいけども予算はどうするんですかと、補正予算を組むんですかというふうにして、そこのお金のことを聞いたら、いや、今年度からというか、公園全体の改修費が付いておりますから、スタッフで検討しました結果、ごもつともということで、今年度の暮れから順次和式から洋式に変えていきますと、こういう答えでした。今、私はその県というのは昔からなかなか動かんもんだと思っておりましてけれども、こんな早く回答をいただき、また即断即決のようなやり方に感動しました。これがやはり地方自治の大統領制ではないかと思っただけでございますけれども、町としても、農政課としてもですね、熊本県に負けぬように町民のためにですね、頑張っていっていただきたいと思います。いかがでしょうか、町長。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員のトイレの関係の早期改修はどうかというようなことでございますけれども、先ほど答弁しましたように、計画をしながら予算の状況を検討して今後の対応は前向きというか、やっていく方向で考えておりますので、すぐやったほうが気持ちいいわけでございます、県のほうにも道路舗装というようなことを言った2日後にはもうできておったというような状況ですけれども、やはりそこを使う人は1日でも早い時期にできあがったほうがうれしいなというふうな経験もしておりますので、住民の皆さんの意見もどんどんお聞かせいただいておりますので、そちらのほうの順番関連等についても、しっかりと取り組みながら改修は急いでやるように検討を今後していきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 2番目に入ります。空き家及び危険な家屋の調査、対策について。1番、大津町で古くなったりして壊れかかり、人に危険を及ぼしそうな家屋及び小屋は何件あるのか、把握しているか。危険と判断したとき、持ち主に改善勧告をしているか。誰も管理していないような空き家は火災の心配もあり、火災上好ましくない。そういう家屋が何軒あるか把握していらっしゃるか。3番、調べていないなら、1、2とも調査してみるべきではないかということでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 空き家等の把握関連等についてのご質問でございます。町内で古くなったりして崩れたり、あるいは人に危険を及ぼそうと、そんな家屋及び小屋は何軒あるか把握しているかという質問でございますけれども、消防団の分団や班または地区では、自分の地区にある危険な家屋や

小屋についてある程度把握をしておられるものと思います。全町的には調査はまだ取りまとめておりません。空き地での草が伸び放題というような、近隣に迷惑を掛けている土地につきましては昨年度は16件の改善依頼をしたところでもあります。また、空き家についてはある部落に行きますと、やっぱり一人暮らし、あるいは高齢者世帯関連等で空いているとか、病院に行っておられるとか、いろいろな形で放置されているというような状況もあります。そのようなものをどう調べるかということにつきましては、やっぱり民生員さんとか、そういう関係の方が月1回一人暮らし関係の方とご相談をしておられるようでございますので、今後将来がどうこの家になるかとか、いろんな話をされておりますので、そういう意味におきまして今後の対策をつくっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。町としましても、まずは実態調査を行うことから始めていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 皆さんご存じだと思うんですが、あそこの大津郵便局のところの交差点、あそこに肉屋さんがあります。あの建物は、上の瓦が落ちかけております。看板を下に置いてあるんですね、これ通るとき注意してくださいという看板を立ててあるんだけど、あれは町が立てたのですか。質問します。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 町はちょっとタッチしておらないようでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） あそこを通りますと、風が強いときは上から落ちてくるんじゃないかなど。誰があそこに注意してくださいと看板立てたかわかりませんが、しかし注意しろと言われてもですね、歩くときは前を見らんといかんし、前も後ろも見ながら歩けと言われてもですね、なかなか難しい。上ばかり見ていて、前の車で跳ねられてもいかんわけだし、かといって瓦が落ちてきたとき、よほどの反射神経がないと逃げれるものでもないということで、あれはやはり町のほうから持ち主に勧告か何かせんていかなのじゃないでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 中川肉屋の大きな家でございますけれども、中川さん、お借りしておられますけれども、家主のほうに触ることできないというような状況であります。そういう意味におきまして、中川さんも美咲野交差点のほうに今、新しい家をつくりながら移転されるようなお話も聞いておりますので、熊本のほうの地主さんとお話をさせていただきましたけれども、まだ中川さんが商売をやっておられますので、近いうちに向こうになおられるんじゃないかなというようなことでございますので、現在のところ危険ですよというような家主のほうでそういう形で解体関連等を将来考えているというような話も聞いておりますので、現状大変危険でございますのはもう確かでございますけれども、そういうようなお話はあっておるといようなことはお聞きしておりますので、今後については何らかの形で地主さん、家主さんのほうに今後は、もし代わられた場合はそういう危険箇所であるというのを十分ご相談をさせていただいておりますので、対策をお願いできればなというふうに思っ

ております。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 3番目に入ります。

一人暮らし高齢者の日常連絡は万全かと。1、夜、家に灯りがつかないので心配してドアをこじ開けて部屋に行ったら亡くなられていたという事件は大津町だけではなく、全国的にも数多く発生しているわけでございます。1、一人暮らしの高齢者の家庭が何軒あるか把握していますか。2、本人あるいは世話する人、親族あるいは知人などいつでも連絡が取れる体制になっているか、お尋ねします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の一般質問の中で、一人暮らしの高齢者の日常連絡は万全になっておるかというご質問でございますけれども、現在、町の高齢者人口は本年度7月末で6千413人、高齢化率は19.3%です。その中で、民生委員の一人暮らしの調査においては、高齢者一人暮らしの方が710人で、災害時要援護者の方は522人おられます。日ごろから地域の皆さんと連携が取れるような体制づくりを区長さんや民生員さん、消防団と協議し、取り組んでいるところです。なお、高齢者一人暮らし等の安否確認や生活支援、緊急連絡体制の整備につきましては、地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携事業としまして、給食の配食サービスや生活管理サービス、ホットライン整備体制等の事業が約260名の方たちのサービスを行っています。また、民生員さんにより高齢者世帯や一人暮らし世帯、障がい者等の要援護者への見守りや声掛け訪問を実施し、安否確認をさせていただいております。

このような社会情勢の中、一人暮らし支援が必要な方の安否確認だけでなく、一人暮らしで元気な高齢者につきましても支援が必要な状態であれば親戚の方たちへの連絡を取りながら、民生員さんや区長さんと連携、支援体制の整備を早急に行いたいと思います。

今後の課題事項については、これまでの取り組み状況を検証し、平成27年度からの地域福祉計画等に盛り込んでいき、安心・安全なまちづくりに努めていきたいというふうに思っております。

詳細については、担当部長から説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。坂本議員の質問の中で、一人暮らしの高齢者の方への対応等につきまして説明をさせていただきます。

最初に、総務省の高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価、監視結果に基づく勧告について述べさせていただきます。単身世帯及び夫婦世帯が高齢者層の中で着実に増え続けている中、問題となるのが社会的孤立や災害時の保護であります。単身世帯、夫婦世帯であっても、地域と、つまり隣近所と何らかの関わりがあって、常に声や手を貸してもらえるなど見守られている状況であれば問題はありませんが、いくらサービスが充実してきている現状でも365日、24時間見守ることは不可能な状況にあります。隣近所の見守りに勝るものではありません。ただそれが求められるのかどうかであると公表されております。また、関係調査から高齢者の社会的孤立の状況や対策を中心に紹介

しますと、超高齢化社会の進展により、社会福祉サービスを利用する高齢者が増加し、平成25年3月31日現在、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合は24.4%、3千83万人となり、平成6年以降毎年増加しており、4人に1人が高齢者という状況に近づいています。

次に、前年度調査での世帯構成を見ますと、65歳以上の高齢者のいる世帯は1千942万世帯で、全体の41.6%、このうち高齢者単身世帯の数は470万世帯、高齢者夫婦世帯は460万世帯となっております。今後も高齢化率は上昇を続け、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯も増加が予想されます。超高齢社会の進展に伴い、社会福祉サービスの利用の方が増加される中、介護保険サービスの利用者は平成12年度の149万人から23年度は417万人と急速に伸びている状況です。現在の町の状況としましては、先ほど町長も申しましたように、高齢者全体6千413人のうち約11%710人の高齢者一人暮らしの方がおられます。これまで民生児童員やケアマネージャーの皆さんにより毎年調査をされ、声掛け、見守り、訪問等を定期的に行っているところです。町としても大変感謝しております。また、高齢者、介護認定者、障がい者等の災害時要援護者は、登録されている方が522人おられ、毎年それぞれの支援者の皆さんに連絡を取りながら状況を確認しているとともに、日ごろから地域の皆さんと連携が取れるよう体制づくりにも取り組んでおります。高齢者一人暮らしの方への町の取り組みとしましては、安否確認や生活支援、緊急連絡体制の整備等で地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護及び福祉施設やケアマネージャーさんとの連携を取りながら事業を実施しております。その中で、給食の配食サービスの現状としまして、昭和53年ごろから開始し、現在も高齢者世帯や一人暮らし世帯の登録者167名のうち143名の方が利用されています。1日平均では31名の方へ配食サービスを行い、そのときに安否確認や声掛け等を実施されており、利用者の方も大変喜ばれております。なお、ボランティアとしまして地域貢献に取り組まれている18名の皆さんと障がい者福祉施設のあゆみ園、スマイルの皆さんにご協力をいただいております。この事業を実施する中で、声掛け等で応答がなく、地域の皆さんや関係者との対応の中で一人の方が亡くなっておられ、一人の方が倒れておられるのを確認し、ドクターヘリとの連携で命を取り留められたという現状もあります。生活管理サービス事業では約30名の方の食事づくり、居宅の清掃等の生活支援や買い物支援を行っております。そのほかの事業としまして、ホットライン整備体制事業では、約90名の一人暮らしの高齢者の方に緊急通報装置を設置し、連絡体制を整備させていただいております。日ごろから連絡を取り、安否確認も行っております。また、民生児童員、ケアマネージャー、ヘルパーの皆さんの訪問時や新聞配達時にも亡くなっておられた方、倒れておられた方を確認し、警察や家族等への連絡や応急措置、救急車で搬送等の対応をいただいた状況もあります。このことで、事業の継続実施や訪問等の必要性を強く感じております。

次に、地域での取り組みでは、災害時の避難支援対策としまして、森区、楽善区、桜丘区とでは高齢者一人暮らし、障がい者、介護認定者世帯等の災害時要援護者の方を把握され、本人の了解を得ながら避難誘導マップ等を作成されております。それ以外の地区におかれましても、災害時に必要な物品等を全世帯へ配付されている地区や災害時の避難誘導、声掛け等の対策を検討され、実施されている地区もあります。それぞれに住民の皆さんの安全を考え、工夫されております。

今後の対応としまして、これまでの活動内容を十分に検証し、平成27年度からの地域福祉計画及び活動計画の策定時に高齢者一人暮らしの支援内容等も充実させ、地域の皆さんが健康で充実して安全に暮らしていけるよう地域、行政、社会福祉協議会関係団体等との連携を取りながら、地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

以上のおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） ただいまの答弁を吟味しまして、さらに情報を集めながら、さらなるレベルアップした質問を今後やっていきたいと思っております。今回はこれで終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時48分 休憩

△

午前10時56分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） おはようございます。通告番号8番、4番議員松田純子、一般質問いたします。

まず最初に、消防団加入を促す環境整備への取り組みについて問います。秋の臨時国会で、自民党は地域総合防災力整備促進法案というのを提出するという事です。これは、全国的には消防団加入が減少傾向にあることが背景にあるようです。企業や学校に対して、社員や学生が消防団に加入しやすい環境をつくるよう努力義務を課すことが柱のようです。東日本大震災でも救助活動や物資搬送に対して活躍した消防団の組織力を全国的に底上げし、東海トラフ大地震など将来の大震災に備える狙いがあります。この法案は努力義務により、企業は会社にローテーションで加入できるよう調整し、学生や専門学校は在校生に入団を呼び掛けることを想定しています。市町村に対しては装備の充実を図るために必要物品の備蓄、機材の装備を求めています。消防団は、普段は別の仕事を持つ地域住民でつくる消防機関です。災害時に地元の消防署と協力して消火、救助、避難誘導にあたります。大津町でも消防団員は地元企業、農業、自営業など、いざというときに出勤できる人材が多数おられ、消防団としての機能が充実しているように見受けられます。しかし、消防団への入団は年々少なくなっているのも事実です。どこに問題があるのでしょうか。大津町は人口が増加していますが、町外での就業者も多く、いざというときに出勤できないのでは入団の意味がないと考えられるのでしょうか。また、防災への関心が低いからでしょうか。人口の少ない地域では、家族から独立してほかの地域に住むようになってからも消防団の席は実家に残すということも多うにしてあるようです。若い人の入団希望というのはあまり聞きません。規律が厳しい、操法の練習が嫌だ、自由が利かないなどという不満もあるようです。防災の意識も薄いのが原因かもしれません。そのほかの問題点として、地域としての問題も聞きます。負担金というのがあります。地域には負担金というものがあるが、一般的には年に1回1千円程度ですが、その他の地域によっては3千円とも5千円とも聞いています。消防団

加入を促すためには経費がかかると言われています。その経費とは一体なんのでしょうか。大津町の消防団員の年額報酬は国の基準に比べて団長から副団長、分団長、副分団長、部長まで1.2倍から1.7倍と高いといえます。そして、班長、団員はそれに加えて少ないということです。その少ない分を地区の負担金より補われていると言われています。地域の人口が少なければ負担額は高くなるようです。消防団員の下部組織報酬への配慮が新人獲得ということになるのでしょうか。

このような状況を考えた上で、地区の必要人員の配分、報酬の適正化、負担金の均一化など問題点を整理し、分団構成についての再構築を図る必要はありませんか。分団の役割や統合には歴史的な面、風習、心情的な面など様々な構成分子があると思いますが、今後のことを考えると、分団の再構築も視野に入れる必要はないのでしょうか。消防団員の現状また現状の問題点をどのように捉えておられるか、よりよい消防団組織を維持するにはどうすればいいか、あればその方法をどのように考えておられるかなどについてお伺いしたいと思います。

そしてもう一つ、今年8月、女性消防団が県内の操法大会において準優勝を果たしました。出場は2回目ですが、大変感動しました。出場まで彼女らは約2カ月間、仕事を終えた夕方から2時間ほど、週に3回練習をしてきました。彼女たちはよく頑張りましたが、それを支えてくれた職場の方々にも感謝をしていることと思います。女性消防団の活動に広報活動があります。防災の呼び掛けはもちろん、独居老人に襲い来るオレオレ詐欺の未然防止など多岐に渡る活動があります。しかしながら、大津町は実際なかなか活動できておりません。大津町に女性消防団があり頑張っていることはあまり知られていないかもしれません。この準優勝を機に広報活動の一環として操法の披露の場をつくれませんか。女性消防団のこのような活動を通して、女性消防団の募集、育成に利用はできないでしょうか。また、学校行事の中で女性消防団ばかりではなく、男性の消防団の操法の披露などを含め、消防団を防災訓練の場に加えていくのはどうでしょうか。女性消防団の披露の場をつくり、消防団への理解を得ることについてどのように思われます。また、小学校の防災に消防団の披露など検討していただいておりますが、いかがでしょうか。

消防団の状況、今の消防団を抱える問題意識、問題があればその解決策、そして女性消防団の披露の場をつくることについて、また小学校に防災意識を植え付けるための消防団の披露、そういうことについて質問をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の消防団関連についてのご質問でございます。消防団結成以来120年を迎えております。また、自治体消防団は65年を迎えておる状況でございます。消防団員は非常勤の特別地方公務員で、日ごろは本業を持ちながら、それぞれの地域の消防団に所属し、日常の訓練を通して消防技術を修練し、大津町民の生命、身体、財産をはじめ、地域の安全のために日夜献身的なご尽力に対しまして、こころから敬意を表し、深く感謝を申し上げます。大津町は、99.09平方キロメートルの面積に広大な山林と河川が縦横に流れ、大津町の特徴的な自然環境及び地形の中で、農地をはじめ多くの住宅地や企業などが集積されており、このような地域として消防団の必要性が高く、最近特に心配されています震災や水害などの対応には行政職員や消防職員だけで地域住民の

安全を確保することは到底できないことは明らかであり、地域社会と密接な関係を持ち、訓練と経験を積んだ消防団は、地域住民の安全確保に重要な役割を持っている組織であることを深く認識しております。平成17年の2月に菊池消防組合と菊池広域行政事務組合本部が合併し、菊池広域連合消防本部が発足しております。菊池広域連合消防は、消防本部と菊池管内に4つの署が設置され、その任務にあたる消防職員は現在174名で、消防車両や消防資機材等が配備され、広域的な消防業務が行われております。

このような体制の下で、菊池広域連合消防本部と大津町消防団との連携を図り、消防組織法並びに地域防災計画等により消防業務に努めているところであり、必要人員については菊池広域連合消防本部との連携により、現在の消防団員数で総合防災力の中核として活動していただいております。現在の人員を維持し、消防力の強化・充実にさらに努めてまいりたいと考えております。課題としましては、消防団員の企業等への就業が増加している状況であり、企業等から団員が出動しやすい環境など配慮していただけるように、現在も継続して協力をお願いしているところであります。消防団員の確保のためにも、議員ご指摘の地域総合防災力整備促進法の検討も国で行われるようであり、その動向も注視しながら、今後さらに活動しやすい環境を整えていく必要があると思います。地域住民である消防団は、即時行動力、職員の動員力を持ち、地域安全確保のためには極めて幅広い活動を行うことができ、日常や災害発生時における重要な存在であり、地域の自主防災組織の拡充など、総合的な防災力の強化と安全なまちづくりに向けた防災の基盤整備など総合的な政策を推進していかねばならないと考えております。

また、大津町に初めて平成2年4月に4名の女性消防団員が誕生し、現在19名の隊員が活躍しています。女性操法大会は、これまでに軽可搬小型ポンプによる操法大会も行われて、熊本県では平成22年度から消防協会都市支部代表による熊本県大会が開催され、今年度8月には第3回大会が菊池市で実施され、15チームの参加の中、日ごろの練習の成果を発揮し、大津町チームは準優勝という輝かしい成績を収めております。女性消防団の組織については、大津町のように本部班に所属しているところと女性消防団独自で班編制しているところがあります。消防団は、自らの地域は自ら守るという郷土愛護の精神に基づき、住民により組織され、活動してきた消防機関であります。女性消防団員として住民の方への防火・防災の予防啓発活動等の向上のため、子どもたちをはじめとした住民への防災意識を身につける活動や地域並びに行事等での消防団のPR活動を、より拡充していくためには、女性団員ならではの優しさやきめ細かな配慮を生かした啓発活動の推進が大切であると思いますとともに、自ら団員として救急・応急手当等の指導員の資格を取りながら、地域における防災活動の啓発にも努めていただきたいというふうに思っております。地域総合防災力の強化の観点から、幅広い広報活動が担える女性消防団組織の育成について取り組んでいきたいというふうに考えております。

細部については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） おはようございます。松田議員の小学校の運動会で消防団の操法を披露する場をつくってはどうかなどのご質問にお答えいたします。

大津町でも女性消防隊が結成され、松田議員さんも加入されており、敬意を表します。消防団は、災害、事故等が発生した際に町民の生命や財産を守る尊い業務に就いておられる地域の守り人です。今年の熊本県女性消防団操法大会において、大津町は日ごろの訓練の成果が実を結び準優勝を果たしました。大会の様子をビデオで見ましたが、迅速・機敏で正確な動作に感嘆の声を上げてしまいました。このような見事な操法を町民の方々へ披露することは、消防への関心と入団を促すきっかけになると期待できます。現在、小学校の運動会で校区の消防団の協議がプログラムに入れてある学校は3校ございます。その内容は、ホースを担いでのリレー等です。プログラムの中に操法や通常点検演技を入れるのは、時間的に無理があると思われます。しかし、昼食時間帯であれば、披露の場を設定できると回答した学校が4校ございます。今年の運動会が9月に予定されている学校は美咲野小学校と大津東小学校です。美咲野小学校は、昼食の時間帯は校舎を開放するので運動場に残る人は少ないのではないかと。また、午後の協議の準備のために白線を引いたりしなければならぬので、操法披露の時間の確保が難しいという返答がございました。大津東小学校では、既に消防団の協議が入れてありますので、さらに操法となれば、消防団の理解と団員の都合をクリアしなければなりませんので、消防団との話し合いが必要になるかと思えます。来年度以降は、消防団のほうから操法披露の場がほしいという意向があれば、昼食時間帯の場の提供は可能であると回答した学校は、先ほど申しましたように4校ございます。具体的に申しますと、室小学校、大津南小学校、大津東小学校、大津北小学校でございます。地域消防団と学校との話し合いによって実現は可能でございますので期待をしているところでございます。

また、学校における防災訓練、防災教育について地域や消防団を巻き込んでできないかというお尋ねでございますが、昨年度護川小学校では保護者や地域の区長さんと連携した防災時の引き渡し訓練を実施いたしました。そして、今年は10月12日の土曜日から13日日曜日にかけて、一泊二日で学校で5、6年生の希望者を対象とした防災キャンプが計画されています。保護者や地域住民、地域消防団へも参加を呼び掛けて実施の予定です。その内容としましては、段ボールを使った部屋づくり、ベッドづくり、災害時炊き出し訓練、防災士による災害講話、停電時の避難訓練などが考えてあります。ほかの学校は消防署の指導を得ての避難訓練は実施しておりますが、地域の消防団や地域を巻き込んでの防災訓練は、まだしておりませんので、護川小学校での取り組みを検証して広げたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議員のご質問につきましての現状について申し上げます。

ご承知のように、東日本大震災や昨年7月の九州北部豪雨災害におきましては、多くの消防団員の方が人命救助や災害の防止、それから被害軽減をはじめ、地域の復旧等に活躍をされております。そのような中、最近の社会構造の変化によりまして、消防団員の職業も様々であり、以前と違いまして企業等に勤務する人が増加し、しかも居住地市町村の区域外で勤務する人も少なくありません。この

ように就業構造、時代の変化となりまして、そのことが団員の確保を困難にしている傾向が否めないところがございます。消防団の加入状況を申し上げますと、消防庁の平成24年消防年報によりますと、全国の常備消防職員数は15万9千730名で、前年比0.2%の増で376名の増加でございます。一方、非常備消防の消防団員数は87万4千193名で、前年比0.7%減の5千785名の減少でございます。県内の状況では、常備消防職員数が2千186名で、前年比0.5%増の12名の増加、非常備消防の消防団員数は3万4千556名で、前年比0.6%減の218名の減少でございます。大津町の消防団員数は昭和31年8月の1町5村の合併時点では人口が2万3千627人で、消防分団の組織が28分団の団員数が1千90名で発足いたしております。その後、昭和41年4月に現行の8分団45班体制の団員定数630名に改正されております。現在の実団員数は同じく630名でございます。その就業の状況で申しますと、会社員等の被用者が524名、自営業者が23名、家族従事者62名、そのほか21名となっております。大津町消防団の近年の出動団員数の状況等を申し上げますし、延べ人数で平成23年の火災で95名、災害等133名、行方不明者捜索313名、訓練等で517名でございます。平成24年度の火災が19名、災害等411名、行方不明者捜索361名、訓練等で1千955名となっております。このように、火災以外の災害活動や行方不明者捜索活動等が最近増加傾向にあり、消防団の出動も多岐に渡り活動していただいている状況でございます。

次に、女性消防団員の状況でございますが、先ほど町長申されましたように、女性消防団員が誕生しまして、平成24年度に初めて消防団員を対象として、熊本県消防学校での隊員訓練が行われ、当町からも3名の団員が参加しておられます。大津町女性消防団員は、議員ご承知のように本部班に所属しており、男性団員と一緒に活動を行っており、活動内容といたしましては、災害時の後方支援、各種訓練への参加、式典のアナウンスなどを行っております。平成24年における全国女性消防団員数は2万512人で増加傾向にあります。県内の女性消防団員数は35団体の634人です。県内全消防団員の約1.8%にあたります。その主な活動といたしましては、防火等に関する啓発活動、地域の火災予防の見回り、初期消火、救急救命訓練への参加など、地域に密着した取り組みを行っているところが多く、また災害発生時には野外、屋内の炊き出しや避難者のケアなどの活動が行われている状況でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） ありがとうございます。消防団の状況、私も消防団員の一人として頑張っていきたいと考えております。ですが、現在の消防団の状況におきまして、このままでよろしいのでしょうか。人員は足りてはおりますけれども、このままの状況でいいのかどうか、私はちょっとそのところに不安を持ちます。新しい方が入ってこないとか、それとかいろいろこう地域によっての問題、そういった問題というのをこのまま野放しにしておいていいのでしょうか。そういうところがちょっと心配なんです。私自身は、消防団員に入るということはボランティア活動と同じ意識でおりましたので、報酬の問題とかそういったことというのは大して自分の中ではありませんが、やはり報酬のことに関してたくさんの方がいろいろこう情報を持ってきてもらう中で、やはり高いとか、安いとか、

そういった問題も含めて、それと負担金の問題があるとか、そういったことをよく聞きます。そういった地域の実情からくるいろんな消防に対する意見とか要望とか、そういったものというのはいかななものなんでしょうか。

それと、地域によっては若い方が少ないので消防団員が少ない。若い方がいるけれども、消防団員になかなかしてもらえない。そういった問題ということに対してどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

まず、新規加入が現状ではなかなか少ないということでございますけれども、やはり先ほど申しましたように、企業等に勤めていらっしゃる団員さんが非常に多いということで、現状ではやはり企業等にそういった出動の場合にはお願いして活動していただける環境づくりを現在もお願いをしているところでございますので、それにつきましては今後も引き続き協力していただくことをお願いしてまいりたいと思います。

先ほど議員おっしゃいましたように、地域総合防災力のその整備指針もですね、今後見直しがされていくというところで、その辺も踏まえて併せたところで今後対応していく必要があるかなというふうに思います。

それから、先ほどの報酬関係でございますけれども、現在、町の規定させていただいて、団員の報酬につきましては、団員それから団長という形でそれぞれに報酬枠を決めさせていただいております。また、災害をはじめいろんな活動に対しましては、それぞれの出動手当という形で規定させていただいた中で報酬等の支払いを、手当等の支払いをさせていただいているところでございますので、そういった公務的な形に伴いましては、そういった規定に基づいての報酬等のお支払いをさせていただいているところでございます。

それから、先ほどの地元での負担金ということでございますけれども、やはり負担金につきましては、これはそれぞれ議員おっしゃいましたように、その額につきましてはそれぞれまちまちだろうと思います。特に大津町のほうでも詳しく把握はしませんけれども、そういったそれぞれの負担金、協力金みたいな形で徴収されているというようなことは存じておりますけれども、ただその趣旨につきましては、やはりこう地域の消防団の方々がそれぞれの地域のいろんな行事、また地域活動に貢献していただくというようなところで、やはりそういった地元でのご理解をいただいている上でのそういった徴収という形になっているんじゃないかなというようなところで考えております。

それから、いろんな要望につきましては、毎月幹部会議が開催されておりますので、各分団のそういった要望やいろんな課題につきましては、その幹部会議のほうでそれぞれ団長の方々をはじめ把握されていらっしゃると思いますので、そういった中で要望、または問題点につきましてはご提案をいただいて、それらに対して町のほうでも対応していきたいというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 報酬のこととか、地域の負担金とか、そういったことは私が区長時代のとき

にいろいろな方から何とかしてもらいたいというような内容だとか、そういったことを聞いておりましたので、それに加えてある一定の情報をいただいた方からのそういったものを問題にしてもらいたいというような内容がございました。ですから、そういった金銭的なことというのは、とてもボランティアをしている私たちにとっては大したことではないと思っておりますが、支払う側、もともとは寄附金ですので、負担金と申しましてももともとは寄附金ですので、寄附金ということは納得して差し上げているということだと思っておりますが、いろいろな方の受け取り方だとか、そういったものがありますので、そういった説明もある程度必要ではないかとは思いますが、ありがとうございました。

次に、防災リーダーの育成について質問させていただきます。16日に台風18号が通過いたしました。紀伊半島、東日本など甚大な被害が出ました。幸いにも熊本は被害が聞かれませんが、被害に遭われた方々は恐怖と今後の復興に心を痛めておられることと思います。心よりお見舞いしたいと思います。台風被害ではなく、このごろは突風、竜巻被害が日本各地で発生しております。近年、よくニュースで流れております。益城町にも時々竜巻警報が出ています。鹿児島県では、桜島がまれに見る噴火の様相を呈して、南海トラフ活断層の被害想定など、いつ大震災が起こりうるか、不安に感じる日本列島に私たちは住んでおります。だからといって、怖い怖いと言っているだけではいけません。災害に見舞われたらどうするのか、それを考えていかななくてはなりません。今、消防団の件も防災の重要事項ですが、防災機材の配備、備蓄、一つずつ着実に固めていかななくてはならないと思います。その中で、地域防災の一環として防災士の育成も重要と考えます。昨日、豊瀬議員の質問に町長の答弁で、既にご理解されていると思いますが、重要なことと考えますので続けさせていただきます。防災士とは、もう皆さんご存じかと思いますが、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつそのために十分な知識・意識・技術を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認定した人です。防災士には、災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、災害発生後の災害者支援、平常時の防災意識の啓発、自助共助の訓練と期待される役割は大きいものです。防災士にはレポートや受講や筆記試験やいろいろありまして、認証登録を申請すると約6万円、これも昨日の話に出ておりました。7月時点で全国では6万6千476人の方が取っておられます。その中で、東京都は最大で6千616人の方がおられます。2位は大分県です。大分県は4千440人の方が防災士の資格を持っておられます。大分県の自主防災組織率は全国の80%を超える90%だそうです。しかし、避難訓練の実施率は全国の半分ほどであり、活動の低調を課題としているということで、防災士登録費用は全額負担として、積極的の取り組んだということです。白杵市では女性消防士が64人おられます。そこで、全国初の女性消防士の連絡協議会を発足し、小さな子どもがいる母親、妊婦らへの細かな気配りなど、女性ならではの視点を生かそうと取り組みを始めたそうです。

このように、防災士は今後地域防災に重要な資格となると思います。昨日の豊瀬議員の質問の答弁で、役場職員に資格をという話をされましたが、まずは地域住民の方々を優先にしたほうがいいのではないのでしょうか。そして、公費で資格を取得する場合は、活動や会議への積極的な参加を依頼し、義務とまではいきませんが、それぐらいの覚悟をもって資格を取っていただきたいと思います。現在、大津町には何名の防災士がおられますか。そして、どのような活動をされているのでしょうか。今後、

町として必要な人員は何人ぐらいいるのでしょうか。その防災士さんの活動に対する町のサポートなどはありますでしょうか。お伺いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） ご質問の防災リーダー育成についてのご質問でございますけれども、もう昨年7月の九州北部豪雨災害時に防災体制等の見直しで検討を行い、特に地域における自主防災組織や地域防災リーダーの地域との連携による自助共助の観点から果たす役割は非常に重要であることを改めて認識されたものであります。熊本県内の自主防災組織は、平成25年3月末時点で61.7%、前年比で4%の増加となっており、防災意識の向上により、組織数も増加傾向にあると考えております。このように、地域の防災活動の要となります防災リーダーの育成が必要不可欠と感じております。今後の取り組みとしましては、自主防災組織の設立や拡充を含め、自主防災活動支援事業等による資機材等の整備や管理のあり方など、防災指導員による講習会実施や防災組織の普及及び防災リーダーの育成の推進を図るとともに、地域コミュニティの強化を進め、地域内の連携強化につながることで防災活動の活性化に努めたいと考えております。

以上のようなことから、各行政区や自主防災組織の地域に防災リーダーとして活動していただくために、防災士の養成範囲を含め、どのような方法がよいのかを考えるとともに、地域総合防災力の向上並びに強化を図るために取り組んでまいりたいと考えております。先の質問にありましたように、消防団が主体となるのが一番重要でありますけれども、集落における消防団、問題ないと思っておりますけれども今後については新興団地における消防団員加入というのはなかなか厳しい状況でございますので、新興団地における防災リーダーの育成とともに、地域の新興団地における啓発、そういうものをしっかりと今後やっていきたいと思っております。防災士の活動関連等につきましては、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 防災士の現状等について申し上げます。

まず、防災士資格取得につきましては、ご質問にございましたように、熊本県主催の火の国防災塾を無料で受講することができますが、募集定員がありますので、受講者には講習の免除等があります。別途試験を受ける必要があります。また、ほかに日本防災士機構の実施による有料での講習があり、防災士資格取得試験により資格を得ることができます。このような防災士の資格取得をされた方の状況といたしましては、平成25年7月末現在で日本防災士機構における全国の登録者数が6万6千476名、熊本県では757名となっております。

次に、防災士の資格を取得された方につきましては、日本防災士会及び各都道府県支部に登録することによりまして、防災士の活動を行うことができるようになっております。平成25年7月末現在の登録会員数が全国で5千841名、熊本県支部では61名となっております。なお、大津町が把握しております防災士数は5名となっております。防災士の活動状況といたしましては、まず日本防災士会では会の活動、支部活動、会員個人による活動があり、会員個人の活動は、自宅や食育の防災対策の推進のほか、防災に関する講演活動などの防災啓発など幅広い活動が行われております。また、

自治体での地域の防災リーダー育成のための自治体が認定します指導者に防災士が関わっておられる状況もあります。支部活動としては、災害訓練に伴う指導や啓発活動、被災地支援活動など、総合防災力を高める取り組みが進められております。大津町では、ご承知のように肥後大津防災クラブの設立が平成24年8月にありまして、現在防災士会員を含めて17名で組織されております。その中で5名の防災士の方が今年6月に防災フェア、災害等に関する写真や防災用品の展示並びに防災相談を実施されるとともに、日ごろから地域での防災啓発活動を行っておられます。災害発生時の行動におきましては、初動体制などをはじめ、地域における身近な防災リーダーの役割を果たす人が存在することは地域住民の生命と安全を確保するために極めて重要であると考えております。

以上、お答えします。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 今後とも防災士の活動、活躍を期待したいと思います。

次に、女性センター設立についての質問をいたします。今、そしてこれからずっと女性は大変厳しい世界を迎えます。何のことかと思われるかもしれませんが、人口の減少により就労人口が減ってきているので、女性も社会に出て働いてください、人口が増えませんかから子どもを産んでください、3年間の育児休暇を取ってもいいです、そして、できれば管理職にも就いてください。これらをクリアするのは容易なことではないということは理解していただけるでしょうか。子どもを3人産み、毎年、毎回3年の育児休暇を取るとすると、計9年実働から離れることとなります。ほとんどの仕事は経験が物を言います。能力があればいいと言いますが、能力を伸ばすのは経験です。その経験が不足していれば、管理者にはなかなかなれません。その矛盾を今、今後どう克服していくのでしょうか。その答えを考える前に、働く女性の状況をいくつか紹介したいと思います。これはもう大分昔の話になりますが、12年ほど前に県外の大学に通っている女子学生が卒業を前にして熊本に帰ってきて働きたいということで就活を始めました。まず最初に熊本県内の大手銀行2社に就職説明会に行きました。そしたらそのときに、女性に望むことは協調性と従順、採用は最高8年までの契約ということでした。そのときは、嘘でしょうと思ったそうです。それ以外の会社にもいろいろと就活をしたけれども、熊本ではそのとき、どこも同じような状況で、女性の就労する場所は甚だ少なかったと言っております。潮谷知事の時代ですね、潮谷知事も熊本には女性の働く場はない、何とか確保したいというような内容のコメントを出されました。あれから12年経ちます。状況は変わったでしょうか。ここのところはまだ調査をしておりませんのでわかりません。

次に、ある工務店で働く女性がいます。大手の会社で工務店という男性社会の中でやる気のある女性を採用している会社です。そこの中でやる気を出して採用された女性がいます。会社の中では、だから女はだめなんだと言われないように、毎日気を張って仕事をしているといます。結婚はどうするのと聞くと、定時には帰れない、家事がある、緊急の場合もすぐに対応しないと、女はこぎゃんときには役に立たんなんて言われるのがしゃくだからと言って、34歳、未だに独身です。

3つ目の例として、既婚女性の話をします。大津町は人口が増加していますが、県外からの家族の転入はかなりの数になると思います。転勤によって大津町に来た、よく聞く話です。いい町だと思

ます。私も転入組です。大津町に来て33年ほどになります。転勤すると、家族は当然引っ越してきます。そこで共稼ぎ世帯は、妻か夫か、どちらかの仕事を手放すことになります。ほとんどの妻が退職してきます。私も国立病院の仕事を捨ててきました。あのまま仕事をしていたら、今ごろは婦長として肩で風を切って仕事をしていたんじゃないかと思ったりもします。共稼ぎの世帯は、また妻は新しくこちらに来て仕事を見つけて一から始めることになります。共稼ぎの世帯の妻、大変さはわかりますか、皆さん。ここには、女性が3人ですね、先ほどまで女性の傍聴者の方がおられたんですけども、女の大変さというのはなかなかわかっていただけなくて、あと14分しかないので、その間にどれほどその女性の大変さをしゃべろうかと思いましたが、ちょっときがきです。50代、50代の男性はいかですか。50代過ぎた方って、大体早くに寝ませんか。家に帰って仕事をするという方は別にしまして、晩酌しませんか、焼酎飲みませんか。焼酎飲んだらどうしますか、お風呂に入って寝ますよね。女性はどうすると思いますか。奥さんは共稼ぎの奥さんというのは、大体12時には、ああもうこんな時間になったという、そういう感覚ですよ。朝も一番に起きます。男の方も50過ぎたら朝早く目が覚めるですよ。でも、女の人朝早く目が覚めるというのは、またそれは違うんですよ。女性が早く覚めるのは、子どもに弁当をつくったり、朝ご飯つくったり、洗濯や掃除や片づけをして仕事に行く準備です。やっこさ、ばたばたしながら、それでもやっぱり50歳過ぎると化粧しないと恥ずかしいので化粧をして仕事に行きます。1日しっかり仕事をして夕方帰ってきます。夕方帰ってきますと、洗濯物を入れたり、夕ご飯の食事づくりをしたり、子どもさんがいたら、小学生であり、中学生であり、50歳だというと高校生ぐらいだと思いますが、いろいろとやっぱり学校のこととかあります。そういうのを繰り返してご飯を食べさせ、ぐたっとなった旦那の足を引きずりながら、早く寝ろといいながらお風呂に入れて明日の準備をして寝るのがまた12時、大体共稼ぎの奥さんの生活というのはそういったものです。共稼ぎの奥さんというのは、そういったことをずっと繰り返しながら生活をしているんですよ。やっぱりこういう毎日の繰り返しだと、両立が難しい、きつい、そういうふうにして退職してパートをしよう、それでパートの時間で何かしよう、そういう人というのは大変多いです。私は、何年前かに田島陽子さんの講演、町民センターでありました。それを聞きに行ったことがあります。そのとき、田島陽子さんの話の中で一番今もずっと印象に残っているのが、男性は100%の仕事をしている。そうですよね。一生懸命働いて、1日100%の仕事です。じゃ、働く女性はどうかというと、働く女性は仕事もやっぱり手抜きはしません、仕事も100%します。それと、妻の仕事も100%しなくちゃいけない。母親の仕事も100%しなくちゃいけない。だから、働いている女性は300%の仕事をしているんだと言われました。私もそのとき本当にそう思いました。そのときも私もばりばりの共稼ぎ妻でしたから。みんなそういったときには、女性の方もやっぱりうんうんと頷いておられましたね。女性が我慢強いと思います。この女性の我慢強い、そういう上に男性社会があるんじゃないでしょうか。山内一豊の妻大和撫子、女は縁の下の力持ち、夫を支える妻、いろいろな言葉があります。だけど、これもどの言葉も男性の都合のように聞こえて仕方ないですね。これは50代の話。30代、40代の女性はというと、どうでしょうか。今何を考え、どんな生活を送っているかな。正社員であれば、仕事と家庭の両立に不安を持っています。

常に忙しく、毎日送っています。同じです。子どもの塾や習い事の送り迎えに奔走しています。日曜日には学校行事、習い事の発表会の付き添い、試合の送り迎え、男女共同参画と何、そういう生活、情報を共有したり、先の未来を自分で切り開くことはできないだろうか。そのために情報発信基地が必要だと思います。前回の質問のときに健康センターと男女共同参画センターの複合施設建設を考えたが頓挫したという答弁がありました。頓挫したのは何が原因だったのでしょうか。どこがいけなかったのでしょうか。頓挫したらもうおしまいでしょうか。男女共同参画都市、男女共同参画条例の立案はありますが、大津町が本当に男女共同参画の世界を構築するという本気を見せるためには、センターをつくってください。町は忙しく過ごす女性に本当に力になろうとしているという姿を見せてください。パソコンを習うスペース、子ども連れで来れるスペースをつくって、そういった女性の交流施設をつくってください。大きなセンターをつくってくれとは言いませんが。今、各地で始まっている小ワーキングスペースというのがあります。将来的には、そういった小ワーキングスペースをつくれるような、そういう基になるセンターを置いていただきたいと思もいます。

大津振興計画の策定時に健康センターと男女共同参画センターの複合施設というのがありましたが、実現しなかったという答弁があります。答弁にあった実現しなかった原因と今後どう施設について検討されますか、しませんか。

そして、もう一つの質問は、来年度小さくてもいいですから、事務所程度の大きさでもいいです。最低条件を満たした女性センターの確保ができませんか。お聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の女性参画社会の中で女性センターの建設等についての要望でございます。実現しなかったというような健康センターと男女共同参画センターの複合施設の建設についての問題でございますけれども、平成16年度に健康保健センター整備補助事業を活用しまして、旧体育館跡、現在の生涯学習センター駐車場に健康センターの建設を計画いたしました。この施設には、その当時懸案事項でありました子育て支援センターや女性センターなど住民ニーズに対応できる多機能を備えた複合施設として整備を行う予定でしたが、社会情勢の変動など、補助金の対象枠が絞られ、この補助事業には採択されませんでした。当時、一般財源のみでの建設は負担が大きすぎるということで白紙に戻したという経緯がございます。子育て支援センターや健診センターにつきましては、その後、中央公園の建物を再活用して事業を行っております。女性センターのつきましては、女性団体などと話し合いを行い、町民交流施設の研修室やシルバー人材センターの会議室などを利用いたしておりましたが、現在は中央公園の倉庫の一室を会議室として利用いただいております。6月の議会でも答弁いたしました。大津町男女共同参画推進懇話会から第8次の提言として、男女共同参画社会の実現のための拠点づくりとして男女共同参画センター設置の提案がっております。女性が気軽に集まり、交流し、情報の収集や発信の拠点となる場、そして各種技術を取得できる、そのような場所は必要であると認識はしておりますが、具体的にセンターの持つ機能はどのようなものか、またどのようなセンターが求められているのか、大津町女性の会をはじめ関係団体の皆さんの意見を十分お聞きしたいと思います。新しく建てることはもちろん、既存施設を改修するのも一つの方法であると

と思いますが、その場合、生涯学習センターの旧図書室を活用することも有効ではないかと思っております。いずれにしましても、具体的なことについては今後十分ご相談をしていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 今後十分具体的なことを考えていくと言われてはいますが、前回も同じようなご返事をいただきました。ですが、今のところ、今の倉庫の一室は倉庫であって、倉庫なんです。なぜかという、耐震強度が足りませんので、子どもさんを連れてきていろいろな話をするというような状況ではないので、何が何でも子どもを連れて集まれるような、そういった場所をつくっていただいて、そのために何とかしていただきたいというお話なんです。そういった方向性を具体的にやっていただけるのか、もう一度確認をしたいと思っております。お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 先ほどお話ししましたように、どのようなセンターが求められているか。今おっしゃるように子どもを連れてというような形であれば、既存の交流センターもあるし、子育て支援センターもありますので、そちらのほうの活用はいかがかなと。また、先ほど提案しております図書館跡地の改修をしながらそこではどうかというような検討をできないかなというようなことを考えておりますので、まずは女性の皆さんの活用の、その辺の内容、結局先ほど一生懸命言われましたように、女性は共稼ぎをはじめとし、我慢、我慢の人生。しかし男も、すまん、すまんという心で一緒になって今やってきているような状況でございますので、男女共同という中で、それなりのお互いの立場で一生懸命我々も男女共同、差別を無くそうと一生懸命やっておりますし、女性の推進につきましても、大津町としてはやっぱり今は困っている子育て支援関連等にしっかりと支援することによって、職場の再開発ができるんじゃないかなというような思いで取り組みをさせていただいておりますので、我慢、我慢、すまん、すまんのところで検討をしていただければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） ありがとうございます。いろいろ言いましたけれども、そういった女性の気持ちというの少しわかっていただく。でも、本当は男性もそういうことはよくわかっているということでお話があったと思います。そうやって、男と女と、家庭というのを大事に育てていくということは大事なことだと思いますので、今後ともよろしく願いしときます。

質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時54分 休憩

△

午後0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） こんにちは。お許しをいただきましたので、通告に従いまして、議席番号1番

金田英樹が一般質問をさせていただきます。

まず、今回の質問を始めるにあたりまして、1点、この一般質問の答弁のあり方について具現を呈させていただきますと思います。私の6月議会の一般質問の中に、有料広告に関するものがあつたことは町長も記憶に新しいことだと思います。その際の答弁の要旨としては、広報紙への広告の導入は、冷え込んだ経済状況を踏まえると現時点での導入は難しい。その他への導入も同様の理由にて難しいという内容でございました。そして、こちらがつい2週間前にいただいた議会答弁事項の対応状況調書であります。前回の一般質問での継続検討の内容をご報告いただいたものです。これは、3月議会に提案し、6月議会より導入いただいたものであり、私も迅速に導入を決断し、対応いただいた町長のご英断は高く評価しているところであります。内容を確認しますと、住民の方々に記載の説明内容で納得していただけるかどうかはここでは触れませんが、要旨としましては先の答弁と同じように再検討の結果、現時点での導入は考えていない、後期改革プランにおいて継続検討する、今後の景気動向等を見据えて継続的な課題とするとあります。それを踏まえまして、今回の9月議会での両議員への答弁の内容を見ますと、媒体こそ異なりますが、雑誌への広告掲載に関して、つい2週間前に実施を考えていない理由として返答のあつた、経済情勢には一切触れず、図書館協議会にも諮り、実施に向けて検討するという内容でございました。このたび、広告事業への取り組みにおいて、さらに前向きな答弁をいただけたことは、一住民としても非常に喜ばしいことです。しかしながら、もしかしたら細かいスキームに決定的な違いがありまして、綿密な検討の上で町として取り組みやすい内容と判断したのかもしれませんが、このような、つい2週間前に提示された検討結果と、昨日の答弁内容が矛盾しているようでは、住民からも場当たりの答弁を行っている、もっと言わせていただくと場当たりの町政運営を行っていると取られても何ら不思議ではないことであると考えております。また、このような状況では、せっかくご投入いただいた調書についても、形骸化した無駄なものになってしまうのではないのでしょうか。また、一方では昨日のことになりますが、事前通告制であるにもかかわらず、同僚議員への一般質問に対していろいろと齟齬があつたのかもしれませんが、答弁の際、質問の中でも非常に重要な数字が準備できていないという事態も発生しており、そういったことから、議会議員の一人としては、はっきり申しまして議会の軽視にも写つたところがございます。そういった点も踏まえまして、今後ぜひ町長には、より町政全体を踏まえた慎重かつ過不足のない答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は、公共施設に関する質問が2つ、自主防災組織に関する質問が1つの合計3つの質問をいたします。

まず1点目は、ここでは道路とは含まずに、いわゆる箱物と捉えていただければと思いますが、公共施設の戦略的整備運営について質問をいたします。現在、多くの自治体において人口の減少や厳しい財政状況の中で、既存施設の廃止や複合化、綿密な補修、更新計画に基づく長寿命化等様々な取り組みが進められております。そんな中で大津町の状況を見れば、人口こそ増加しているものの、ここ数年で財政状況は悪化しております。私は、その厳しい状況下で町民の利便性を考慮しつつ、最小の経費で最大の効果を発揮するために、施設に係るコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将

来を見据えた中長期的かつ所管横断的な視点に立って公共施設マネジメントを行っていく必要があると考えております。

そうした点を踏まえて、以下2つの観点から提案を兼ねて質問をさせていただきます。

まず1点目が、ライフサイクルコストに基づいた公共施設マネジメントの導入です。ライフサイクルコストとは建物に係る障がいコストのことであり、建物の企画設計費、建設費などの初期投資、つまりイニシャルコスト、それと保全費、修繕費、改善費、運用費などの運営管理費、つまりランニングコスト、そして解体処分までを合わせた総費用を意味しますが、大津町では建物を新築する際、建設費の規模や補助金の割合等については様々な検証がなされる一方で、建設後に毎年要するランニングコストに関する議論が少ないのが現状であると感じております。例えば、議会の説明においても、単年での予算はもちろん説明に上がりますが、建設から廃棄までの想定機関及びそれに伴うライフサイクルコストに対する言及は基本的にありませんし、以前伺わせていただいたところですが、担当課においても、そのようなライフサイクルコストに基づく中長期的な分析資料は作成していないということでした。しかし、一般的に公共施設においては設計建設費であるイニシャルコストよりも、所有している期間に要する費用であるランニングコストのほうに多くの経費を要し、建設時のコストはライフサイクルコスト全体の中の一部に過ぎないのが現状でございます。そういった意味で、昨日の議会答弁においては、町長はしきりに費用対効果とおっしゃっていましたが、費用対効果を出すにあたって捉えるべきは、イニシャルコスト単体ではなく、ライフサイクルコスト全体で言えるかと考えております。また、管理運営費や維持修繕費には他の同僚議員からも指摘ございましたが、国や県支出金の大規模な充当がなく、そういった観点からも自治体の負担が大きいことにも留意する必要がございます。この点をわかりやすく説明させていただきますと、例えば設計建設費用が5千万円、2分の1補助のケースにおいて建設時の町の支出は2千500万円ですが、人件費を含めた運営コストが毎年1千万円かかるのであれば、10年間で1億円と建設に自治体が投じた金額の4倍もの支出となります。また、前議会でも指摘に上がったところですが、オークスプラザの屋根と一部の施設では、毎年のように類似の補修を行っており、そういった管理補修に係る費用もランニングコストとして考えなければならず、施設自体の総費用、つまりライフサイクルコストに占める割合は、さらに大きなものとなります。しかし、先ほど大津町の事例でも述べたとおり、伝統的に多くの自治体においてランニングコストは軽視され、特に国や県からの補助率の高い事業に関しては、短期的な見通しで建設がなされている現状がございます。また、過去に建設した公共施設のランニングコストが財政を圧迫しているケースは、昔から財政的に厳しかった自治体よりも夕張市をはじめ大津町のように財政状況が豊かであった地域で多く見られるという特徴がございます。そういった事情を踏まえ、今後新築を検討する際はもちろん、既存の施設の今後のあり方を再検討する際にもこうしたライフサイクルコストの中の管理運営にあたるランニングコストについてしっかりと分析を行い、中長期的な支出見込みを明らかにし、それに基づいて計画を立てていくことが重要だと考えております。そして、ライフサイクルコストを明らかにすると同時に、人件費等の管理運営費の見直し、綿密な補修更新計画に基づく長寿命化を含むメンテナンス費用の縮減に向けた取り組みを行うことで、建設後のランニング

コストを少しでも下げるための戦略的な公共施設マネジメントを行う必要があると考えております。

次に2点目でございますが、施設カルテに基づいた公共施設マネジメントの導入でございます。ここでいう施設カルテとは、施設概要、立地バランス、運営経費、施設屋サービスの利用状況及び利用者単位や市民1人当たりのコストなどを一元的にまとめた資料のことを指します。先ほどお話ししたライフサイクルコストの概念をこの施設カルテに盛り込んでいる自治体もありますが、内容に関しては自治体によって様々でございます。ただ基本的な考え方として、ほぼ共通しているのは、保有財産の最適化、保有財産の利活用、維持管理コストの最適化を目的として整備されている点です。この考え方、手法に関しては、盛岡市が導入のために実施した分析資料に詳しいので、ぜひインターネット等を見てほしいのですが、この概念を簡潔に言いますと、一つは予算維持、削減という方向だけではなく、費用対効果を高めることができるのであれば積極的な投資を行うこと。もう一つは、所管ごとの縦割り管理をやめるとともに、公共施設の設置目的の枠にとらわれず、一元管理による効率的な活用を行うことの2点によって、公有資産を、より有効に生かしていこうという考え方になるかと思えます。さらにわかりやすく具体的に言いますと、例えば毎年1千万円を掛けて1千名しか利用のない施設よりも、倍の2千万円を掛けて1万名の利用が見込めるのであれば積極的に投資をするべきである。文化振興施設と地域交流施設などにおいて、それぞれの利用率が低いのであれば、責任所管や設置目的を超えて統合することで、相乗効果や費用効率化を図るべきであると言えわかりやすいかと思えます。この浜松市の取り組みの特徴としては、それぞれの施設について所管横断的に駆体性能と利用率を数値化していくことによって、施設評価を実施している点にあります。この際、利用率については利用人数のほか、未利用スペースの有無、ある場合はそのスペースの面積も、貸部屋の数、広さ、部屋ごとの利用率などを細かく把握しております。そして、駆体性能と利用率から施設の状況を類型化した上で、さらに課題について詳細に情報収集を行いながら、定性的な内容を踏まえて今後の建物の利用方法やあり方を検討しているところでございます。確かに公共施設には基本的にそれぞれの根拠法がありまして、その意図する目的を達成するために存在しています。しかしながら、住民ニーズの多様化や社会情勢の変化によって、地域公共施設はその設置目的の枠だけでは対応しきれなくなっているのが現状です。よって、施設カルテを導入することで、費用対効果を踏まえた既存施設の徹底した状況把握、見直し、そしてさらなる有効活用を図るとともに、施設の機能を重視することで、縦割りになっている他の公共施設との垣根をなくしながら、よりよいあり方を探り、改善していくことで資産効率を高めていく必要があると考えております。

以上、ライフサイクルコストを用いた公共施設マネジメント及び施設カルテを用いた公共施設マネジメントの2点の観点からお話しさせていただきました。その中で、例えば前回の議会の答弁にして、町長は今後健康増進多目的施設等の建設も考えていく必要があるとおっしゃっていましたが、それを検討していく上でもライフサイクルコストに基づく中長期視点での費用対効果の算出が必要であると考えています。また、町の総合体育館や健診センターをはじめとする町の保有する他の施設との位置づけの整理、既存の施設の有効活用方法の再考という観点からは、施設カルテの活用が有効かと思えます。先ほどの一般質問においては女性センターを図書館に移すとか、そういう話もございました

が、それを検討する上でもこういった手法は有効かと思っているところでございます。さらに、利用率の低い施設や町民からの不満の多い施設に関しても、その活用方法を再考する必要があると私は考えておりますが、それを実施するための基礎データとしても、これらは絶対に必要であると考えております。もちろん、先ほど挙げた浜松市や盛岡市と比較すると大津町の保有する公共施設は少なく、また実務を行う職員の数も圧倒的に少ないのが現状のため、必ずしも同じレベルを目指す必要はないと思います。そういった面も踏まえて、大津町の現状に即した、できることからというレベルでよろしいので、これらの考えを取り入れて、取り組みとして進めていく考えがないか、町長の考えを伺います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。午後の一般質問、金田議員のおっしゃる公共施設のマネジメントの必要性について、十分認識をしているところで、議員ご承知のとおり、町では概ね10年ごとに振興総合計画を策定し、将来のまちづくりの理念と目標や今後の取り組むべき施設を示しております。その計画の策定どきにおきましては、町内の調整会議などにより既存の事業についての検証や新たな事業についての必要性など、横断的な事業の調整を行っております。また、振興総合計画の前期基本計画と後期基本計画の5カ年間の作成時にも実施してきた事業の見直しや計画の見直しについて、策定審議会などにおいて検証を行っております。さらに、毎年500程度の事務事業評価を行い、現状の把握と今後の見通しについても、それぞれの所管課において事業について改めて見直す機会を設けています。最小の経費で最大の効果を発揮するためには、様々な施設において住民の満足度を向上させることが不可欠であると考えております。平成23年度に策定しました振興総合計画、後期基本計画におきましては、町民と共有のまちづくりの目標として、成果指標を設定し、住民の満足度を把握するための指標としております。また、町の取り組んでいる施策について、住民の皆さんの意見を伺うために、大津町振興総合計画評価委員会を設置し、外部評価を取り入れ、客観的な視点でのご意見をいただいております。議員ご指摘のライフサイクルコストを含めた施設カルテにつきましては、総合計画策定期間に合わせて策定を行いたいと考えております。また、施設に係るコスト削減や機能改善等につきましては、施設カルテに基づき事務事業評価で点検しながら、外部評価において住民の皆さんや議会からのご意見を伺いながら改善すべきところは改善していきたいと考えております。今後も中長期的視点にたった事業の評価を行いながら、町の事業の推進を行ってまいります。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 再度質問いたします。

幅広い観点から答弁いただきましたが、一つ詳しくお伺いしたいのがライフサイクルコストの導入に関してでございます。こちらに関しては、次回の総合計画の際に検討していくというお話でしたが、私、先ほどお話ししたとおり、何も本当に難しい資料をつくってくださいと言っているわけではございませんでして、本当に初期費用、修理に掛かった費用、毎年のランニングコスト、補助金があるので、いつまでにそれが消えて、次はどうするのかと、そういったことを検討できるような、本当に簡単な資料をまずは、例えば議会に提出するだとか、住民の方、いろんな今、施設が大津町にはありま

すが、ビジターセンターだとか、交流センターですね。そういったものに関して費用対効果を疑う声であるとか、あるいはどのくらい費用がかかっているかわからないという声が町民のほうからよく聞かれます。そういった中でそういった資料を作成し、公開していくことが、一つは町の運営の効率化につながりますし、協働のほうにもつながっていくかと思っておりますので、その点から改めて答弁いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員が言われるのはもっともでございます。我々もそのようにしっかりと、今までも取り組んできたつもりであります。街中におきましてのいろんな施設にいても、建物を壊さず再利用するというようなことを考え、その辺の費用関連等については議会のほうにも全協の関係の中でこういう建物をつくり、こういう形の事業をしながら、こういう経費が要りますというようなことはこれまでも議会のほうには全協の中でご意見を求めてきております。もちろん、議員おっしゃるように、この土地が現在いくらであって、これを利用する、あるいは民間の土地を買っていくらするとか、あるいは建物がいくらだと、その後活用するには人件費とその辺のランニングコストがいくらかかると、そして将来的には何年ぐらいは活用できるんだなというような状況もしっかりと検討しながら、そしてそのランニングをしながら、そこにそれぞれの内部の、あるいは外部での評価関連等をいただきながら施設の有効利用というか、住民の皆さんの活用に役立てていきたいということはもう今までと同じようにしっかりと説明責任をしながら、議会あるいは住民の皆さんにしっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問をいたします。

では、先ほどの町長の答弁を整理いたしますと、特段今のやり方をすぐには変えるつもりはないということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 説明責任をしっかりとやるということでございますので、今までやってきたことに対して、議会や住民の意見を採り入れながら、改修すべきもの、あるいは直さなくてはならないもの、そういう意見はしっかりと採り入れながら、新たな事業に取り組んでいく。あるいは、今の事業運営についても意見を聞きながら、手直しをしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 続いて、2点目の新設した公共施設ハコモノの活用状況と中長期的計画について質問をさせていただきます。公共施設の中で、特にここ数年で新設されたビジターセンター、まちづくり交流センター、歴史文化伝承館については、頻繁に利用している町民からは喜びの声が聞こえる一方で、その活用方法、利用率、費用対効果等への町民からの疑問の声も多く、一部には廃止を求める声さえあるのが現状です。また、各施設の意義、位置付けについても多くの住民には十分に伝わっていないように感じられます。例えば、町の年間事業評価調書によると、平成25年度の年間の運営コストだけを見ても、ビジターセンターは1千201万8千円、まちづくり交流センターは783万

9千円、歴史文化伝承館は一部所蔵施設である文化財学習センターの経費もまぎっているようですが557万5千円の予算が計上されております。1点、特に構成比率として大きい人件費について、一部には国の緊急雇用の100%補助で賄われている部分もありますが、それも永続的な支給を約束されたものではなく、2年後、3年後に急に打ち切られても何ら不思議ではないものでございます。

ここで、私がいただいている町民の方々からのこれらの施設に対する具体的なご意見・ご要望をいくつかご紹介させていただくと次のとおりです。ビジターセンターについては、毎年多大な予算をかけて運営しているが、ただの待合所になっているように思える。掲示物等を見ると、町のパンフレットは一応施設の隅に置かれているが、大津町の名所や名産品をPRするようなポスターではなく、県の施設を紹介するようなポスターのほうが目に付く。大津町の名所や観光案内というよりも、ただ単に目的地への行き方を尋ねるような、駅員に聞けば事足りるような質問案内が多いのではないかと。人を配置するのであれば、少しでも大津の名産品等の物販を行うべきではないかなどがあります。私自身もこの一般質問に先立ち、3週間ほど前に平日、休日としばらくビジターセンターのイスに座りまして観察していましたが、その限りにおいては同様の印象を受けたところです。

次に、まちづくり交流センターについては、オークスプラザや文化ホール等の既存の施設との位置づけの違いがわからない、駐車場が狭く使い勝手が悪いという声が最も多く聞かれました。

次に、歴史文化伝承館については、町民向けなのか、町外向けなのか、どっちつかずであり、位置づけがわからないという声。さらには、来館者数が少ないことに対する苦言として、来館者を増やすための工夫を求める声、あるいは廃止や図書館をはじめとした他の既存施設との統合等を求める声まで聞かれます。

最初の質問で申し述べたとおり、これらの施設は設計、建設から運営まで多額のライフサイクルコストを要するものであり、広く町民の理解を得るためには、その声も取り入れながら、そして施設カルテの概念を用いながら戦略的かつ迅速に改善改革を進める必要があると思います。また、私としてはまだ走り出したばかり施設であるため、廃止とまでは言いませんが、町民からの不満、苦言が多い現状を受け取め、しっかりと中長期的な計画、行程表をつくり改善策を実施しながら運営していく必要があると考えております。

そうした点を踏まえて、現状での施設の活用状況及び町としての課題認識、そして今後中長期的にどのように活用していく計画であるか、この機会に町長から住民に対して具体的なご説明をいただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の一般質問につきましてお答えします。

大津町は、江戸時代から宿場町として始まり、大正、昭和には熊本東部の経済の中心地として発展し、旧57号線沿いは中心市街地として商業が集積し、町の発展の貢献してまいりました。しかし、国道57号バイパスの開通に伴い、国道沿いに、あるいはJRの南側に町外の大手資本などにより商業の集積が移動し、小売店舗から大型店舗やロードサイドビジネスに移り、金融機関も南側の区画整理地区内に移っております。

このような中で中心市街地の活性化を図るためにいくつかの施設を建設いたしました。その中でもまちづくり交流センターは町の活性化につながるように町民や各種団体の方々に交流してもらいたいという思いから建設をいたしました。現在は各種団体の皆さんに無料で使ってもらって、多くの町民の方々に交流センターに足を運んでもらっております。4月のつつじ祭りや8月23、24日に行われます大津地蔵まつりでは、歩行者天国のイベントの拠点として多くの方々にご利用いただきました。昨年度は利用団体としては100団体、子どもたちから高齢者の方々、各種の団体に利用していただきました。また、自主事業として写真展や防災展など開催して、多くの方々にご来場いただいております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、ご利用いただいている町民の方々には喜んでいただいておりますが、まだまだ町民の方々へのPRが不足していると感じております。今後はご利用いただいている方々の意見を聞き取り、交流センターならではの事業を行いながら、広く町民の方々に施設を理解してもらい、多くの方に活用してもらうような運営を行っていきたいと思っております。

また、大津町のビジターセンターについてですが、1日の利用者はJR利用者のうち約半数にあたる約1千800名の方に南口をご利用いただいております、JR九州の管内で行われている改札業務及び案内業務関連等については、169駅の中でもサービスの評価が10位以内となっており、ビジターセンターのご利用の皆さんに満足をいただいていると思っております。また、待合い交流スペースにおいて、バスやタクシーのご利用の方、観光案内などに多くのお客様にご利用をいただいております。

また、歴史文化伝承館ですが、こちらの施設は大津町の歴史・文化活動団体の拠点と町民に歴史に興味を持ってもらい、生涯学習の手助けとなるような目的をもってつくった施設でございます。まだまだ本来の目的には達していないという認識は持っております。現在、利用の主なものとしては、民芸造花保存会や文化財保護委員活動、歴史教室や古文書講座、拓本教室の開催などを行われております。館内展示につきましては、展示物の入れ替えや唐芋資料をはじめ、町民から提案起用された歴史物をコーナー設置するほか、今まで町中に展示場がなかった町の偉人の事績を記載した墓石の拓本や古い大津町の祭りの資料や昭和の大津の銃後の記録など、これまで私たちが目にすることができなかったのを見ることができるようになりました。文化財、人材の発掘、育成には一朝一夕ではできない学習と実践活動が必要です。そのためには、町の資料を収集して、しかも必要な資料が手元で見ることのできるような設備を持った施設が適切であり、まだ不十分であります。伝承館はその方向に改善の可能性がある施設です。今後も広報紙等を使って施設の利活用方法をわかりやすく広報し、来館者の声を取り入れながら展示物についても定期的に配置換えや入れ替えを実施して、より住民のほうに興味を持っていただけるように努めてまいりたい所存でございます。

現在の活用状況については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） まちづくり交流センターの活用状況についてご説明いたします。

まず、施設としては、交流スペース、調理室、準備室、展示情報スペース、屋外イベントスペースがあります。平成24年度の施設全体の利用者は9千368名で、そのうち交流スペースなどの利用

者は利用件数391件、延べ235団体で6千76名です。平成25年4月末の施設全体の利用者は2千478名です。そのうち交流スペースなどの利用者は利用件数138件、延べ91団体で1千579名です。また、つつじ祭りと地蔵まつりについては、多くの方にご来場いただいておりますが、利用者についてはカウントしていません。昨年度は年間を通じての利用として、高齢者のいきいき複合教室などが行われており、そのほか老人クラブ、教育サークル、まちづくりの会議やPTA等に利用いただいております。平成25年度も昨年度と同様に利用いただいております。実施事業としましては、1年を通じて写真展、6月の防災展、8月に子ども料理教室、9月に灯り展を行っており、今後は月ごとのイベント実施を考えています。しかし、多くの団体の方々にご利用いただいておりますが、現在は個々の団体の利用に留まっている状況があります。今後、交流センターの目的である団体間や住民の交流を行うために、現在利用いただいている団体等にお集まりいただき、それぞれの思いやお考えをお伺いし、今後の事業や運営につなげていきたいと思っております。

次に、大津町ビジターセンターの利用状況ですが、JR九州大津駅の南口への乗降客数は平成24年1月25日の日曜日から12月1日土曜日に調査をしたところ1万2千833名で、1日平均1千833名の方にご利用いただいております。待合い交流スペースでは観光案内などの問い合わせが一番多く、平成24年4月から25年3月までの1年間では3千782名の方に対応しており、待合室では平成24年12月から25年3月まででは1万5千765名の方にご利用いただいております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質問の中の歴史文化伝承館の利用状況等について答弁いたします。

歴史文化伝承館の入館者数ですが、平成24年度は町内が1千75人、町外が218人、県外が99人、歴史講座関係では梅の造花教室693人、歴史教室452人、拓本その他講座187人となっており、総計で2千724人の来館となっております。昨年は塘町筋の史跡についてのオリエンテーリングを子どもたちと楽しむ企画が大津小学校と町内団体との協力で行われ、伝承館がその資料を提供しました。そして、3月以降にはなりましたが、各小学校から子どもたちの見学が行われ、学校教育の中で地域を学ぶ学習の大切な拠点となっております。また、夏休みに土器復元の教室を実施したところ、5人の小学生、1人の中学生が集まり、完全とは言えませんがきれいに復元してもらいました。それから、梅の造花保存会も活動の様子がガラス越しに見えるようになって、人の目にとまるようになり、興味を持って造花を見る人も多くなってきました。この夏休みには梅の造花の研究に来て、実際に造花を教えてもらっている熊本大学の学生の姿もあり、高年齢となる保存会員の技を伝承する方々もこの中から出てくると期待を抱かせる風景もありました。

このように、町内で文化財に興味を持っている方々が少しずつ伝承館に集まっており、今後の文化財活動を担っていただける方々の輪が少しずつ、少しずつ広がっているところでございます。今後については、大津町の歴史に興味のある方や学生の来館もあり、静かにほかを気にせず自分で資料を調査できるように工夫・改善していきたいと思っております。さらに、埋もれている大津の昔話、神話、歴史

の話を探集するグループを結成して、団体の拠点を伝承館につくり、ここで資料を傍らに宝探しの情報交換をしようという企画もあり、教育委員会としては文化財活用を図る生涯学習の活動として積極的に今後支援・推進していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 今ほどの答弁を踏まえまして、3点ほど再質問させていただきます。

まず一つ目なのですが、交流センターをはじめ、今後住民の意見や議会の意見を聞きながら検討を進めていくというお話だったんですけども、やはり検討するにあたっては基礎資料というものが必要になると思います。ただ言われたことをやっていくのであれば、それは行政運営として、私としてはよろしくないと思っております。そういった中で、先ほどお話ししたライフサイクルコストと施設カルテの件、触れさせていただいたんですけども、そういった観点からこの住民の声をより生かしていくという意味で導入を考えないか、その点を伺いたいと思います。

2つ目の観点なのですが、ビジターセンター、こちら乗降客数が非常に多いというお話でございましたが、これは北と南に乗り口、降り口があれば、それは増えていくのは当然のことだと思います。しかし、このビジターセンターの目的というのは、一つには大津町のPR、観光客の取り込みということだと思います。そういった意味で、例えば最初質問でも触れさせていただきましたが、例えば物販をするだとか、あるいは掲示物をもう少し工夫して大津をしっかりとPRしていくだとか、そういったことは検討するつもりはないか。

3つ目なのですが、こちらは全ての施設に関わることでございますが、こちら先ほど同じように住民の声を聞いてやっていく、しっかりとやっていくというお話だったんですけども、そう進めていくのではなく、きちんとスケジュール立ててある程度の行程表を持ってやっていかなければ、そういった物事は遅々として進まないと考えております。そういった意味で、もう少し具体的なスケジュール等を考える必要はないか。考えるということであれば、ぱくっとした形でも構いませんのでご説明いただければと思います。町長にお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の交流センターをはじめビジターセンター関連等につきましての再度の質問でございますけれども、住民の意見はもちろんでございますけれども、あの両センターにつきましては観光協会を設立させていただいております。その観光協会における運用関係をしっかりとやっていただきたいというふうに考えております。ここしばらくは町がタッチしながら支援をしておりますけれども、将来的には肥後おおづ観光協会によって2つの建物の管理関連等については行っただけならばなど。その中で、大津町の食文化をはじめとする交流、あるいは観光推進に頑張りたい。もう一つ、ビジターセンターの肥後大津駅でございますけれども、JRさんのほうとも話はしておりますけれども、熊本空港駅というような名前でもいかがでしょうかというような話も来ておりますし、あるいは知事のほうからもそのような話を聞かせていただいております。観光振興のための一つの名称変更も考えられるんじゃないかなというようなご意見を、提案をいただいておりますけれども、この件につきましては、やっぱり十分住民の皆さんをはじめとする説明責任をしつ

かりとりながらやらせていただきたいというふうに思っております。

また、文化伝承館につきましては、生涯学習関連等についてまだまだ住民の皆さんにしっかりとPRをしながら、町の梅の文化保存会の継続関連等についてもしっかりと町は取り組んでいかなくちゃならないような状況でございます。もちろん、この中央地域におけますところの活性化というような形で、先ほど上井手関係の観光ルートというようなものも検討をさせていただいておりますので、その辺のところから散策関連が上井手、あるいは石文化、あるいは神社仏閣、そして街中での交流なり文化伝承館においての町の歴史文化をしっかりと知っていただく、そういうような会館にしていければなというふうな思いで、今後しっかりとPRなり、そういう活動支援をやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。

先ほどの答弁に対して2点なんですけれども、先ほどのライフサイクルコストと施設カルテ、そして行程表に関しては、各施設じゃなくて施設全体について尋ねたつもりでございました。例えば交流センターに関して先ほど観光協会との連携ということがありましたが、やはり町としても丸投げにするわけにはいかず、しっかりと管理していく必要があります。そういった意味でも、そういった資料をきちんと整備した上で見ていく必要があると思っております。

もう1点、先ほど行程表、スケジュールについてのご答弁なかったという印象なんですけれども、その点について改めて伺いたいと思います。簡潔にお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） それぞれの施設管理運営については、十分なる調査資料をつくりながら、議会及び住民の皆さんにしっかりと説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） それでは、次の質問に移ります。

3点目、自主防災組織の新設・育成についてです。これまで自主防災組織の育成に関しては、町では費用面での補助としてはいろいろと行ってまいりました。しかし、自主防災組織は地域の自助努力だけに任せて自然発生的に醸成されるものではなく、補助金等の物的支援だけではなく、特に軌道に乗るまではある程度の部分で行政が方向性を示し、導いていく必要があると考えております。そうでなければ、取り組みの状況が人依存となってしまう、地域防災に対する知識や意欲がある住民等のリーダーとなるものがない地域においては、組織の醸成が遅々として進まないのが当然かと思えます。さらに、大津町の自主防災組織の組織率は約60%のカバーと聞いておりますが、形骸化し、近年の活動実績もほとんどない団体も多いのが実情です。このたびの補助金にて金銭的な支援で組織の数だけは多少増やせるかもしれませんが、その位置付けと意義を考えれば、組織率だけではなく、個人的には平時にどれだけの活動実態があり、有事にどれだけ機能する見込みがあるかという実働力も指標として捉え、考えていく必要があると考えております。自主防災組織というのは、とりあえず組織があればいいというのではなく、有事に機能しなければ意味がないものです。組織あって住民知らず、

あるいは組織あって活動なしでは、本来の目的を果たすことは極めて難しいということは言うまでもありません。

そこで、この自主防災組織をどのようにして実行力のあるものにしていくかに関してですが、私にはこの点の取り組みは地域において誰が旗を振り、主導をしていくかがポイントになると考えております。事実、私が把握している限りで地域防災力の高い区は、区長等のキーマンとなる人物がリーダーシップを取りながら主導しています。しかし現実問題としては、自主防災組織は県内各地でも増えてはいますが、中心となって活動する住民がなかなかみつからないのが実情であり、それは大津町でも同様かと思えます。よって、現実的に自主防災組織が育たない地域においては、リーダーの発掘、育成を進めるとともに、地域の住民に任せるだけではなく、行政がてこ入れ支援していくということが重要になってくると思えます。そういった観点から、地域ごとの体制のばらつき、属人化を防ぐため、また地域の活動を支援、底上げするために、次の4つの取り組みについて提案を兼ねて質問をさせていただきます。

一つ目が具体的なモデルプランや地域防災組織設立運営マニュアルの提供です。先ほど申し述べたとおり、この手の組織構築は手放しではそこに暮らす住民のやる気や防災意識等に依存しやすいもので、実際に私自身も自主防災を進める方々から具体的にどのような取り組み活動をすればいいかわからないという声をよく聞きます。よって、手の込んだものである必要はありませんので、シンプルでわかりやすい形でのガイドラインを提供することで町内の自主防災組織の支援・底上げにつながるのではないかと思います。なお、この点に関しては、他の自治体の作成資料をベースにし、一部を大津町の状況に合うように修正しながら作成すれば、比較的容易の作成可能かと思えます。

二つ目が資料配付や情報交換会の実施による地域の特性も踏まえた町内自主防災組織の好事例の共有化です。先ほどお話ししたガイドラインは、より一般的になるかと思えますが、こちらの町内での情報交換をやることによって、地理的事情、あるいは大津町の行政制度に、より根ざした支援ができるかと思えます。

三つ目が機能別消防団の仕組み等を生かした消防団との連携強化です。機能別消防団、例えばOB分団だとか、火災予防分団等いろいろとありますが、私が今回提案させていただきたいのが女性分団と災害時のみに活動する分団でございます。先ほど同僚議員の話からもありましたが、消防団、様々な活動がありまして、負担を伴うものでございます。しかし、そういった中でも地域には様々な方がそういった負担を伴うであれば地域防災に協力したいという考えであります。そういった方々の受け皿として、地域防災組織を発展させる助力として、こういった分団を考えていってはどうか。

四つ目が実態の把握による行政との連携強化でございます。以前、調査させていただいた際には大津町は組織のカバー率は把握しているものの、活動実態についての詳細は把握していないと伺っております。しかし、有事にしっかりと地域をサポートする、あるいは有事にどう対応するか検討する際においても、しっかりと地域の防災組織の活動実態、こういった活動ができるか、そういったことを把握してこそうまい連携ができますし、もしそこで活動実態がないことがわかるのであれば、しっかりと行政の責任を持って支援していく必要があると考えております。

自主防災組織は、その組織が結成され育っていくまでに多大な時間と労力が必要となります。また、自主的な防災組織とはいいますが、今現在、これほど自主防災組織が注目されることになった背景としては、一つには火災、地震、豪雨、台風、竜巻等、頻発する多種多様な災害に対して行政だけでは対応できる限界を超え、地域住民の力を頼らざるを得ない状況であるということが言えると思います。そういった背景を踏まえれば、自主防災組織の結成を促進し、それを育成していくことは行政の重大な責任であると思います。

以上の点を踏まえまして、本件に関しての町長の考えを伺います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 自主防災組織関連についてのご質問でございます。他の議員からも自主防災組織、あるいは地域防災、あるいは地域リーダー育成、いろんな形でご答弁をさせていただいております。そういう方向の中で、大津町の防災組織育成の活性化をどうするかというようなことでございますけれども、もう議員おっしゃるように、大津町も新たな新興地域がどんどんできてきております。部落の集落関連等については、歴史的な伝統というか、そういう文化が重んじられて、地域における自主防災というのは強く地域の行事とともに消防団のリーダーシップの下で行われているのは確かでございます。しかし、心配するように、この街中関連等、あるいは新興団地における防災のリーダーというものをなかなか育成するのに課題もあるかと思っております。そういういろんな課題事項を把握しながら、今後については町がしっかりとそのリーダー育成のために、いつも申しておりますような防災資格を取って講習会を開くとかいろいろ事業をやっけていかなくちやならない、そういう支援をすることによって、地域を思う気持ち、防災をしっかりと捉えていただくような地域のリーダーを育成していくのが肝心ではないかなというふうに思います。

そういう意味において、いろいろと支援事業もあるかと思っておりますけれども、そのような中については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問につきましてお答えをさせていただきます。

地域の防災力の強化のためには、ハード、ソフト、両面からの取り組みが必要であると考えております。ハード面につきましては、今年度予算計上させていただきまして、河川監視カメラ5台を整備し、個別受信機を200台、地域のリーダーであります行政区囑託員さん、区長の皆さんや民生員、児童員の皆さんに配付する計画でございます。また、自主防災組織の活動支援のために防災資機材の整備などに活用してもらうために10万円の補助事業を行っております。ソフト面につきましては、防災士の資格を持った防災指導員に自主防災組織の活動支援をお願いしているところでございますが、住民の方一人一人が自分の身は自分で守ろうという日常生活の中に防災を取り入れる生活防災への取り組みなども必要だと感じております。4月に校区別災害対策会議を開催いたしまして、区長さんや民生員、児童員さんを中心に、自分の地区の意見箇所や避難場所を確認していただきましたが、その中でも地域全体で災害に対応していくことの重要性、自主防災組織の必要性が話し合われております。地区担当職員を活用し、地区の危険箇所調査やマップづくりに取り組んでいただくことをお願いいた

しておりますが、さらに社協と連携しながら地域福祉活動でも取り組んでいる地区内の危険な箇所の確認作業などを盛り上げていきたいと思っております。

8月の行政区嘱託員研修では、自主防災組織率100%の大分県別府市を研修され、その活動内容を確認するなど防災意識も高まっていると感じております。ご提案をいただきました4つの項目の一番目の具体的なモデルプラン、地域防災組織設立運営マニュアルの提供につきましては、県が作成しております自主防災活動の手引きが自主防災組織の必要性から基本的な事項等が記載されておりますので、これらを活用していきたいと考えております。

2番目の資料配付や情報交換等の実施による町内自主防災組織の好事例の共有化につきましては、中央区や下陣内地区など、積極的に自主防災活動に取り組んでおられる地区の状況を冊子にまとめ、ホームページに掲載いたしまして共有化を図り、連絡会的な組織をつくりたいと考えております。

3番目の機能別消防団の仕組み等を生かした消防団との連携強化につきましては、現在大津町にはご存じのように機能別の消防団はありませんが、勤めている消防団員が多いため、昼間の火災をはじめ災害に対応するためにも今後の課題の一つだと認識しております。消防団には受け持ち地区での自主防災組織等との連携をお願いしているところでございます。

4番目でございますが、各自主防災組織の活動実態の正確な把握による行政との連絡強化につきましては、自主防災組織との連携が今まで総合防災訓練時の協力依頼や地区の区長さんを通じての依頼であり、活動状況の把握はできていない状況でございます。自主防災組織の活性に向けまして、地域防災のキーマンとなる防災リーダーの育成や防災指導員による活動支援に取り組んでまいりますが、活動の継続や防災組織の総合連携のために、まち全体での自主防災組織連絡会的なものの整備も必要じゃないかと思っております。

なお、全ての地区に自主防災組織を整備していかなくてはなりません、その期間につきましては3年程度を考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度1点だけ質問させていただきます。

先ほどの4つ目の各自主防災組織の活動実態の正確な把握による行政との連携強化のところなんですけれども、その連絡協議会をつくる中で町としてもしっかりとその実際どういう活動をしているのか、構成員はどのぐらいいるのかだとか、そういった状況についても把握して、データとしてもっていくという意味合いの理解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ご質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織につきましては、現状把握できておりませんので、ご指摘のように今後リーダー育成、そういった面で一緒になって把握を進めながらデータ化いたしまして、整理をいたしまして、連絡会的な共有化を図っていきながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 非常に前向きな答弁いただきまして、あえて言う必要もないかもしれませんが、

この情報把握した後がやはり重要でございます、その後どう対応していくか、しっかりと私も注視していかせていただきますので、協力してやっていければと思います。

以上になります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時10分から再開いたします。

午後1時56分 休憩

△

午後2時07分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 通告順に従いまして、9番議員吉永のほうから一般質問をさせていただきます。

今回は2点でございます。

最初に活力あるまちづくりと地方の活性化ということでお尋ねしたいと思っております。本町の人口は最近年々増加し、現在では3万3千人以上となり、元気な町ということで他の町村から見られております。確かに町の中心部はまちづくり交付金事業等でインフラ整備等が進み、午前中から言われておりますビジターセンター、交流センター、子育て支援センター、都市計画道路では駅前楽善線など数多く建設整備され、人口も増加し、美咲野小学校の新設もされております。その一方で、地方部に目を向けてみますと高齢化が多く見られております。過疎集落が急速に進行してまいります。中心部は元気かもしれませんが、地方部は寂しい状態ではないかと思っております。本年3月議会の施政方針で、町長は地域の再生を重点施策として挙げられ、地域の元気を取り戻すことが喫緊の課題であると言われました。

そこで、今後中長期計画を立てて地方部の活性化に取り組んでほしいと思います。その計画にあたってはですね、若者から中高年の層までの人を住民公募等によって地域づくり会議なりをつくって、意見交換し、町に提言を行っていただき、それから計画策定するような仕組みをつくってもらえるかどうかと思っております。地方部にも観光資源等は数多くあります。南部地区では、江藤屋敷をはじめ岡本屋敷、横綱不知火光右衛門墓碑、その他諸々たくさんありますし、東部地区でも瀬田駅から降りて大林の宝満寺から瀬田神社への上井手・下井手散策道路、また2千年の森から岩戸神社、白川発電所、北向山等への観光ルートの整備と、北部地区にもですね、弥護山自然公園キャンプ場、平川の六地藏など、多くのそういった観光ルートがあります。そういったことで、地方部の活性化に対しても何らかの対策を検討してほしいと思っております。また、人口対策としてもですね、地価の安い地方部に宅地造成を促し、定住促進対策などを講じて地域に活力を与えてほしいと思っております。

また、町道とインフラ整備も必要です。救急車や消防車が通れない町道も数多く見られます。再点検をして、優先順位を付けて整備してほしいものです。要するに、地方部では地域の資源を生かした人づくり、施設づくり、活性化対策などの問題点を複合的な組み合わせで成果を期待したいと思いますが、町長の考え方を伺いたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 吉永議員の中心地だけでなく、地方部のバランス良い開発をお願いしたいというようなご質問でございますけれども、私たちも地方の過疎化と高齢化が進み、非常に厳しい状況であるということは承知しておりますので、地方の再生というようなことを挙げております。その地方の再生についても、私も頭を痛めているところでもあります。やはり地域のことは地域の方が一番知っているわけでございますから、地域の方が自ら地域づくりに取り組んでいただけることが一番大事ではないかと考えて、地域づくり支援事業を推進しているところであり、頑張っている地域については元気が出てきているようですが、地方部の活性化としましては、補助整備など国や県の補助事業を活用したところでの道路の整備など様々な事業を活用しながら取り組みをさせていただいているところです。住民組織での地域づくりへの提言につきましては、振興総合計画の改正時期に近づいているところもあり、その中で地域計画づくりを住民の方を巻き込んでつくっていくことなども含めて、今後の課題とさせていただきたいと思っております。もちろん、道路関連等につきましては、主な幹線、部落間については県道関係が走っておりますけれども、まだまだその県道の改修も十分でありませぬので、県・国のほうにしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。もちろん、部落内の町道関連等については、この際しっかりと整備推進を図っていきたいというようなことで、3月の議会でも6月に掛けてご答弁をしているところでございますので、担当課のほうでしっかりとその整備計画をしながら推進を、ここ1年でなるべく早くやってもらいたいというような指示をしておりますし、今後についても地域の区長さんをはじめとする関係の皆さんとともに十分相談しながらやらせていただきたいというふうに思っております。もちろん、民間業者による宅地開発等に関しましては、町としてもなかなか議員おっしゃるように土地利用関連については農振法や都市計画法関係等で宅地誘導を行っておりますが、なかなか田舎のほうの地域についての利便性というような形を考えると、やっぱり都市型のほうに住民、若い者が住み込んできている状況になっておりますので、高齢者のための、あるいはそのためにどう活性化するか、やっぱり農業の活性が一番ではないかなというふうに思っておりますので、農業振興関連等にしっかりと努めていきたい。議員おっしゃるように、観光関係等につきましては、南のほうにつきましては、例えば菊陽の鼻ぐり井手関連等にも相当な金を打ち込まれて整備されるというような話を聞いております。もちろん、大津だけでなく、その鼻ぐり井手から、それから大津の白川沿い、江藤屋敷をはじめとする文化遺産を通したところの岩戸の里溪谷をはじめ温泉、あるいは今回立野ダムの建設が進められておりますので、その辺のところを通したところともに、上井手関連等の観光ルートの整備も必要ではないかなというふうに考えておりますけれども、計画関係、白川を生かしたところの関係についても、今後十分相談をしていかなくちやならない大きな課題ではないかなというふうに思っておりますけれども、そのような実現に向かって地域の皆さんとのご相談をしていかなくちやならないというふうに思っております。そういう北部のほうについても、観光ルートについては陽の原キャンプ場周辺、あるいは矢護川の公園等を生かした一体的な自然開発関連等についての観光地域をつくるような形をお願いできればなということで、そこにはやっぱり弥護山の関連におきます植栽関係の植林がどんどんと、もう7、8年経っておりますので、森林緑化を含めたところの開発関連は、今、矢護山開発関連等との話し合いの中で、新たな観光ルー

トと関係を模索しているような状況でございますけれども、今後そういう話も推進をしながら計画が実現できればなというような方向へ持っていきたいというふうに思っております。

そういう中でいろいろと課題事項について取り組みをさせていただいております。そういう関係については、この補助金、あるいは県の間接補助でありますので、今議会に補正予算を上程させていただいております。県の商工会が県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用してしっかりとコース関係を策定していきたいというふうに考えております。

その他の道路関係等については、担当部長のほうから説明をさせていただきますけれども、やはり大津の地域、交通利便性というようなものを考えれば、瀬田駅関連の周辺の開発も必要ではないかなと思いますし、今後の下水道工事関連等もございますので、その中でしっかりと計画推進をしていくことも重要ではないかなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 吉永議員のご質問の中で、宅地開発、あるいは道路整備関係についてお答えいたします。

民間事業者による宅地開発のための土地利用に関する事務手続きについてですが、まず5千平米以上の土地売買につきましては、開発業者には国土法に基づく届け出義務が必要になります。町に所定の届け出を提出していただき、町は大津町土地利用計画、さらに都市計画、あるいは農振計画等を踏まえ審査して、町の意見書を付して県に進達しております。その後、3千平米以上の宅地開発の場合、宅地開発を行う業者から都市計画法に基づく開発行為として事前協議書を提出していただき、町の関係各課から出た意見を踏まえて許可権者の県に進達しております。また、3千平米未満の開発におきましては、大津町開発事業等指導要綱に基づき、庁舎内の関係各課の意見書により開発業者に指導しております。このように、民間事業者による宅地開発につきましては、場所が決まった後の手続き協議がほとんどでありまして、開発場所等についての事前の相談がありませんので、直接民間事業者に土地の開発誘導を行うのは難しいのが現状であります。

次に、生活道路に関しましては、区長や住民の方から危険箇所の改善や雨水の問題など、毎年多くの苦情や要望が出されますが、これらにつきましては大きな予算を伴う案件やすぐに対応できるものなど様々であります。特に議員ご指摘の狭い道路の改良となりますと、通常大きな予算や用地取得を伴いますので、年間に数箇所程度しか対応できていない現状です。現在、町では道路改良を行う際、区長さんの要望をシートにより提出していただき、危険性、通学路の有無、緊急性、投資効果等々を細かく評価しながら、その優先順位を決めて計画的に整備できるように努めております。その中で、緊急車両が通れない道路につきましては、緊急性という重要な課題であり、ポイント的には上位に来るものと思われますので、そのような評価を行いながら、はやく問題の解消ができるように整備を行っていきたいと考えております。

次に、北部や南部地域の道路改良については、補助事業がこれまでの取り組みの中では農業予算の農村総合整備事業を活用した事業を中心に整備が進められてきておりますので、今後も同様な有利な補助事業の活用を研究してまいりたいと考えております。

地域の皆様の要望にできるだけ応えることができるように頑張っていきたいと考えております。
以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 2点だけですね、確認をしておきたいと思います。今、部長のほうからも言われましたように、町道整備についてはですね、ぜひ町のほうで陳情、嘆願書を優先するじゃなくですね、やはり町のほうで本当に早急に必要道路であるかあたりを検証しながら、再度検証しながらですね、優先順位を早めにつくっていただいて町道整備にはあたっていただきたいということです。

それと、町長も先ほど言われましたが、立野ダムの建設予定地があります。そこから今、岩戸神社の前まで道が通っているそうです、実際。この際ですね、せっかく立野ダムを建設するというようなことですので、国交省とも十分相談しながら、せっかくならですね、やはりあの北向山原生林の中を歩いて散策ができるような道路につくっていただくならということで、ぜひ立野ダムも先日議員一同ちょっと視察に行きましたが、素晴らしいダムができるような感じでございますので、その点もぜひ町長のほうから国交省との相談の中でやっていただくならと思いますが、町長いかがですか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 道路整備については、すぐにも優先順位を決めながら予算執行できるように頑張っていきたいというふうに思います。

立野ダム関連の道路関係でございますけれども、南郷谷道路というような形の中で、昔使われておったというような状況でございますけれども、国交省のほうともご相談をしておりますけれども、の北向山には一切出入り禁止というような環境庁のご意見があつて、入ることはならんというような状況であるというふうに聞いております。そういう意味におきまして、一切北向山の中には入れないような状況でございますので、できれば白川水系において橋とか、渡られたかと思っておりますけれども、その辺を第一から第三までの間の道路ができれば、第三から岩戸の里のほうへのルートをつくっていただければなというような思いでお話しておりますけれども、なかなか状況的には厳しいような状況でございますけれども、全体的な観光ルートとしては、その白川水系を生かしたところのルートは大変素晴らしいものであるというふうに現地を見て確認しておりますので、今後についても、国交省のほうに要望をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 今、町長が言われますように、確かに環境庁のほうがですね、かなり厳しいようなことは、先般の立野ダムの所長のほうからも言われましたけれども、せっかくあそこが道が通っているというようなことで続いていると、岩戸神社のあそこまで続いているというようなことですので、思いましたけれども、環境庁と国交省はまた全然違うところでございますが、ぜひそういった、今言われたように白川沿いにでもですね、第3発電所沿いあたりにそういった散策ルートをつくっていただくと大変我々としても助かるかなと思っております。

それでは、2問目にいきます。2問目としまして、元気な高齢者に雇用の場づくりをお願いしたいということでございます。公務員については、60歳定年が定着してから久しくなりますが、また民

間企業においてもほぼ定着しております。しかし、年金受給年齢の順延によって、退職してもすぐには年金が支給されない、あるいは受給年金に達しても年金だけではどうしても生活ができないなどの事情によって、再就職、就業を求める高齢者は少なくありません。働く意志のある者には生活を保護するよりも就業の機会を与えることが本人のためでもあります。こうしたことから、国では高齢者等の雇用の安定等に関する法律を制定し努力されてはおりますが、高齢者対策は町としても重要な課題でもあります。そういったことで、本町の現状と対策について伺いたいと思います。

第1点は、高齢者の職を求めている実態について承知してあるのであれば60歳から65歳未満、65歳以上で就業を希望している町民がどの程度おられるかがわかればですね、これ伺いたいと思います。

また、事業主は退職準備援助措置を講ずべきことを規定しております。本町のように中小企業が多いところでは事業主が承知することは必ずしも期待できません。そういったことで、事業主に代わって町が措置していただきたいと。例えば、そういった講座を開設する、そういったことができるか。また、職業相談施設等を設置するようなことについては考えがあるかどうか、そういったことについて町のほうからのご意見、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 吉永議員の元気な高齢者に雇用の場づくりについてのご質問でございますけれども、国においても昨年の8月に高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、本年4月1日から施行されています。この改正は、厚生年金等の年金給付年齢の引き上げに伴うものであり、事業主に対して65歳までの雇用を確保することを義務づけています。大津町では、サブプライムローン問題に端を発して日本経済の大幅な景気後退による企業の契約社員の雇い留めに伴う住民相談窓口として、平成21年7月10日に町レベルでは大津町だけが無料職業紹介所を開設し、多くの住民の方の雇用相談を行ってきたところでもあります。しかし、高齢者の求人は少なく、なかなか雇用にはつながっていないのが現状です。なお、高齢者等の雇用の安定等に関する法律では、国及び地方公共団体は定年退職者、その他の高齢者退職者の職業生活の充実やその他福祉の増進に資するために、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就労の機会を提供する団体を育成し、その人の就業の機会の確保のために必要な措置を講じるように努めるとしています。その規定に基づき、大津町シルバー人材センターを設置し、町内企業等からの受託業務の確保に努め、定年退職や高齢退職者の希望に応じた就業の機会の確保に努めているところであります。

なお、議員のご質問の要旨であります60歳以上の高齢者を対象とした雇用対策のための技術講座の実施であります。高齢者の多様なニーズに対応し、高齢者のみを対象とした講座の実施につきましては、公益社団法人熊本県シルバー人材センター連合会において、厚生労働省のシニアワークプログラム地域事業を昨年度に引き続き25年度も受託し、高齢者の多様な雇用、就業希望及び企業における労働力確保の要請に応えることを目的として、各種技能講習実施と講習修了者の雇用・就業等の支援の事業をされておりますので、そちらのご利用を紹介しております。

なお、詳しくは担当部長のほうより説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 大津町の無料職業紹介所の現状であります。本年4月から8月26日にまでに無料職業紹介所に相談に見えられた方は60歳代が40名で70歳が1名でありました。その41名のうち約7割の29名は、雇用保険受給のための証明であります。なお、4名の方に紹介状を出しましたが、1名が採用、1名が面接前辞退、1名が面接後辞退、1名が不採用という状況であります。ハローワーク菊池の菊池郡市、山鹿市の状況ですが、4月から7月までの登録者数は859名で、就職者数が43名、約5%だそうです。高齢者の就業につきましては、無料職業紹介所の窓口でのみの相談でありますので、その実態把握は困難であります。高齢者への求人数は大変少なく厳しい状況が続いていると思われまます。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 吉永議員の質問の中で、高齢者の雇用状況としまして、大津町シルバー人材センターの現状について説明をさせていただきます。

平成24年度末の会員数は7職種の60歳から84歳まで、233人で、前年度比13人の増加になっております。また、受託件数が1千592件で27件の増加になり、契約金額が9千326万円と1千107万円と若干であります。受託額も増えております。

次に、雇用対策としましては、シルバー人材センターが実施されている会員対象の無料職業紹介事業で3名の方を町内の事業所の雇用につないでおられます。そのほか、熊本県シルバー人材センター連合会が昨年実施されましたシニアワークプログラム地域事業の実績では、重点講習が介護2級をはじめ全18講習で399人、通常講習がパソコン基礎をはじめ全12講習で229人、技能講習一体型として行われた職場体験が20講習で391人と、それぞれ終了されております。町内関係者は若干ということでの報告を受けております。その雇用、就業状況としましては、昨年の6月から7月の修了者で80%以上の方が雇用につながっております。なお、本年度も実施されております。

以上のことを捉え、高齢者からの相談に対しましても日ごろから広報誌等で情報の提供を行っていきたく考えています。

以上のとおりです。

○議長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） 私もですね、5、6年前まではシルバーにいましたけれども、今の部長のお話を聞いてみますと、ほとんど増えていないと、230人そこそこというようなことでございます。そういうことで、できればですね、話はよくシルバーのことじゃありませんけれども、高齢者の仕事は何かないかなという話はよく聞くわけです。そういうことで、なかなか今言う無料職業紹介所は町として設置しておりますけれども、先ほどの部長の答弁の中で相談件数が非常に少のうございます。そういうことでですね、できればシルバー人材センターあたりはもう少し町の広報誌なり、生涯学習誌なりに、ぜひシルバー人材センターを利用しての今いう就労あたりに挑戦してみませんかというような、そういった募集あたりをもう少し掛けて、高齢者の本当に働きたい人たちを勧誘するような形ですね、ぜひ頑張ってほしいと思います。

それと、無料職業紹介所もですね、ただ受け付けだけするんじゃないくて、やはり菊池のハローワークとも連携を取りながら、町独自の就職相談、就業相談あたりももう少し、5、60名じゃなく、やはり年に100名ぐらいはいくような形で今後努力していただくならと考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） こんにちは。通告に従いまして、8番議員府内隆博が一般質問を行います。

その前に、台風18号により被害を受けられました地域に対しお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方に、慎んでお悔やみを申し上げます。

今日は、2問について質問をさせていただきます。

1問目が、中学生の自転車通学路の安全性についてということでございます。大津町も企業誘致により、本田技研をはじめとし、多くの工場ができ、朝夕は通勤者などで大渋滞が見られます。特に本田技研工場では、通勤届の提出で道路が限定されており、県道325号線と大津バイパスから美咲野交差点、それから県道矢護川大津線の道路に車が渋滞しているようでございます。日本梱包運輸熊本営業所平川倉庫前の県道矢護川大津線から本田技研南通線の交差点に横断歩道があるが、朝の通勤ラッシュに高校生や中学生の自転車で通学する生徒がなかなか横断ができない、危険を感じていると聞いている。それと、ホンダソルティック営業所前の交差点も同様である。県道325号線から杉水公園交差点農免道路へ本田技研北通線を通り高尾野中核工業団地の方向に抜ける車で、ソルティック営業所前は朝夕など多くの大型車や小型車などが行き来する。ここは横断歩道もあり、通学路でもある。本田技研南通線の交差点に押しボタン式信号機を設置できないか、保護者から強い要望があるが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の交通安全関連の道路の交差点に対してのご質問というか、要望でございすけれども、この件につきましては現地を見させていただいておりますし、大変通学のとき、中学生が自転車通学をする折りに大変危険であるというのは確かでございます。しかし、そのためにボタン式の信号、あるいはゼブラゾーン関係等をお願いできるような標識をお願いしたいというふうに県のほうにはお願いはしているところでもあります。しかし、やっぱり自分の命、自己を守るためには、やっぱり交通安全教育の徹底やそれぞれの関係者の交通指導関連等によって町内の事業所を通しながら通勤帯の交通安全の取り組みの依頼も併せて必要ではないかなというふうに考えておりますので、県のほうにしっかりと要望しながら、中学生の交通安全に対するモラルも向上していかなくちゃならないというふうに思っておりますので、私もあそこは散歩コースでございすので見てみまして、ボタン式でまずいというようなことになれば、もうちょっとカーブを北側のほうに道路を広げると東側のほうの歩道関連等でもうちょっと直角的になれば安全になるんじゃないかなというように思っておりますけれども、その辺のところは県のほうとも十分ご相談をしながら、安全性に努めていくようお願いをしていきたいというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 府内議員の中学生の自転車通学路の安全性についてのご質問に対してお答えいたします。

ご指摘の場所の実態を把握するために、8月28日の早朝、総務課と学校教育課で現地調査を行いました。その折りに私も同行いたしました。7時から8時15分の間にホンダソルティック前と、それから日本梱包倉庫前に立たせていただきました。その間、自転車通学の大津北中の生徒が6人通過いたしました。一人はホンダソルティック前の横断歩道を北から南に向かって横断歩道を渡った生徒が一人おりました。あとの5人は、高尾野の中核工業団地へ続く道路を東のほうから出てまいりまして、県道矢護川大津線へ出て、そのまま横断歩道を渡らずに左折して南に向かってまいりました。交通量は非常に多うございました。本当に多うございました。しかし、横断における危険性は、私が見た時間帯においてははですね、そう感じませんでした。しかし、日本梱包運輸倉庫前の交差点は、道路が緩やかなS字カーブとなっておりまして、横断歩道手前で左右の自動車の確認が大変しづらく危険であるなど感じました。そこで、総務課と相談しまして、安全施設等については総務課のほうで対応することにし、学校教育課では学校と連携して生徒の自転車の正しい乗り方指導や交通マナーの徹底を図り、交通安全意識の高揚と安全行動の実践を促すよう推進していきたいと思っております。

また、諸々対策を講じ、指導をしても安全の確保が難しければ、生徒にとっては遠回りになりますけれども、町道三吉原北出口線まで出て通学路を変更した方がいいんじゃないかなという考えも持ったところがございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 実は、父兄の方から8月29日朝7時から1時間だけの交通量の調査をされたということで、ここにデータをいただいておりますので少し説明をしていきたいと思っております。美咲野方向から左折して本田技研南側道路と、また本田技研南側道路から大津矢護川線の県道に出る、ちょうど交差するところの横断歩道の台数ですけれども、全体で7時から8時まで801台です。その中で平均して、やはり100台余り通っておりますけれども、一番時間帯が多かった台数が7時半から7時40分、10分間の間に189台、それからこの1時間の中で中学生が自転車で通られた方が10台。その日はたまたま午後が雨ということで予想がありましたので、自家用車で送迎があった方が何人かおられますし、その前後、この1時間前後の間に5、6台通ったということでございまして、データはこの7時から8時までの時間帯でございます。そういったことで、非常にその交差点は通行量も多い、本当にホンダ車ばかりじゃありませんけれども、ほかの会社の通勤もありますけれども、本当にこう通るのに危険を伴う、そういった中学生の生徒からもお聞きしておりまして、お父さん、お母さん方からもあそこが一番危ないので、たまにはトラックに自転車を乗せて本田技研の南まで送っていくという方もおられるし、そういったことで本当に危険を、やはりこの台数からもわかりますように、非常にこう危ないところでありまして。それから、美咲野から左折する場合の横断歩道の看板が全然見えない、そういうことも私も通ってみて感じましたので、やはりこれは、先ほど町長からも言われましたように、県あたりも相談しながら、そしてまた信号機を付けるのは警察あたりともです

ね、よく相談していただいてもできるなら押しボタン式でも、それができないならば横断歩道を本田技研南通り線に10メートルばかり寄せたらどうかという話もありますし、そういったことで、ぜひこれは検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、2問目に入りたいと思います。新規就農者についてでございます。県外から真木区に5年ほど前に新規就農された方がおられます。農家の空き家を借り、野菜と小麦、それと自家用米を畑40アール、水田0.5アール、これは耕作放棄地を借りて頑張っておられる方がおられます。これからもこのようなケースで新規就農される方が大津町に住み、農業を始められるなど、そのときどんな支援ができるか。そしてこの方は、まだ40代後半で若い夫婦でございます。今後は、もう少し慣れたならば地域の担い手にもなりたいということでございます。高齢者の中で担い手不足の解消にもつながると思います。それから、北部地域の水田は狭い水田が多く、耕作放棄地が多々見られるわけですが、このように就農され、空いている水田や畑を借りることで耕作放棄地の解消にもつながると思います。このような方のために、農地の借り貸しの中間的受け皿に対応してほしいと考えるが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の提案されております大津町で暮らしたいというか、農業を新規農業で取り組みたいというご質問でございますけれども、農業による地域おこしを考えた場合、何らかの町独自の施策を考えなければなりません。ですが、まずは町として、その方向にとってどういう取り組みが最善であるかなど、大津町農業後継者対策協議会等の関係機関で検討するとともに、今後も区長をはじめ地域農業者の代表である農業委員会の力を借りながら、空き家や農地の斡旋を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。現在の内容と今後について、また部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） お答えします。

現在の日本における農業従事者数は186万人となっており、今後継続的に農業を持続する場合、土地利用型農業従事者は30万人、野菜、畜産などの農業従事者は60万人、計90万人が必要とされています。そのためには、毎年約2万人の青年層の新規就農が必要と国では試算しています。国は、平成24年度から就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農給付金制度を始めました。国の給付要件を満たせば最長5年間、年間150万円が給付されるものです。対象は45歳未満となっております。大津町では、現在2名が受給中で、平成25年度は4名が申請の予定です。このほか、農の雇用事業という制度もありまして、農業法人等が正社員として雇用した場合、最大120万円を最長2年間助成する制度がありますが、これも45歳以下が対象者となっております。また、県立農業大学校では、新規就農を希望する人の技術的な支援を行うための研修を実施しています。新規就農の相談についてはいろいろな方が農業委員会や農政課に来られますので、随時相談対応を行っているところです。自然を相手にする農業の厳しさや難しさを説明するレベルから農家で研修後の本格就農など様々でございます。農業を行うためには、基本的には農地の取得が必要となります。また、住

居及び農業倉庫等も必要になります。大分県国東半島にある豊後高田市では、先日の農業新聞によれば人口2万4千人を3万人に増やすために様々な移住対策を打ち出しておられるようです。移住対策は、空き家バンク事業が柱で、そのほか空き家リフォーム事業、一定期間のお試し居住制度、あぐりチャレンジスクール、新婚さん応援事業など、様々な方法で人口増のための施策を行っているようです。いろいろな課題を克服した方が定住による農業を行われるわけですが、田舎暮らしを希望する都市生活者も地域にとっては貴重な担い手ということになります。大津町では、45歳以上の新規就農の独自支援はございませんが、県・町・農業団体等で構成する大津町農業後継者対策協議会や北部地域の区長会等に今後どのような受け皿や支援ができるかを協議、相談してまいりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 農業委員会事務局長松岡秀雄君。

○農業委員会事務局長（松岡秀雄君） 府内議員の新規就農者に対し農地の貸し借りの中間的受け皿に対応してほしいとの質問にお答えいたします。

まずはじめに、耕作放棄地の取り組み状況についてご説明申し上げます。農業委員会では、農業委員23名と事務局によりまして、毎年9月末の週に1週間程度かけまして町内全域の農地パトロールと現地調査を行っております。程度の軽いものから重機が必要な荒地まで3段階に分けて地域ごとに1千500分の1程度の地積図に色分けし、所有者、面積等のリストを作成しております。いつでも閲覧できる状態にしております。

ちなみに、平成24年度で590筆、62ヘクタールの耕作放棄地がっております。

次に、農地の貸し借りについてですが、農地法の3条及び農業経営基盤強化促進法に則り、毎月定例会総会時に審議決定を行っております。新規就農者の場合、5千平米以上の下限面積や農業機械等の有無、農業経営の計画書等が審議の対象となっております。町外からの受け皿につきましては、いつ来庁されましても斡旋申出書を作成しておりますので、農地の売買、貸し借り、交換等の希望をされている候補地リストがみられるようになっております。最近の実績では、益城町の所有者から相続で取得した農地が維持管理できないので耕作放棄地状態にあり売買を申し込みされましたので、隣接地に甘藷を栽培されておりました大津町農家に売買を行った例があります。また、西原在住で新規就農を希望され、高尾野地区で認定農家に実習経験を積んでおられました男性には、農業委員の努力により、高尾野地区の農地の貸し付けを行っております。高尾野地区の将来の担い手になってくれるよう期待されております。新たに農業を始めるとなると、どうしても農地法等の関係があり、地域と密接な関係が必要となってきます。いつ農地相談に来られても地域の代表である農業委員さんを通じましておもてなしの心で対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 今、真木のほうにおられる方は加藤さんという方で、大津に来てから5年ですけども、その前に泗水にある養生園で竹熊先生を頼って東京から有機農業を目的に来られた方でございます。そのお陰で自分は有機農業でこれから野菜をつくっていく。その中で、東京の友人が東京で別荘をしているから、自分の有機野菜を宅配で送っている。それ以外に、また養生園で出会った

消費者の方々から、またその有機野菜を販売してくれということで、そちらにも販売しているということでございます。それと、小麦を少しだけつくってパンを奥さんがつくって、将来は真木の上にブルーベリーを植えて、そのブルーベリーとパンを合わせて6次産業を目指すということでございます。それから、また先ほど局長から言われたようにも高尾野で今度される方も、1回は真木に区長さんを通じて空き家を探しましたがなかなか見つからなかったということで、高尾野のほうに新規就農されるという話を聞いておりますし、またその加藤さんから自分の友だちがまだ熊本に来て田舎暮らしをしたい、そしてまた農業をしながら勤める、そういった形もあるから、ぜひそういった受け皿を今後ともまたしていただきたいということでお願いございました。そういったことで、またこれからもいろんなそういう方の要望があるかと思えますけれども、どうか一つ、そういった受け皿、畑の借り貸しあたりの相談に来られると思いますけれども、そういうときはぜひよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時00分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更（平成25年9月19日）

平成25年第5回大津町議会定例会会議録

平成25年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成25年9月19日(木曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 企画部企画課長 杉水 辰則 副町長 徳永 保則 兼ねて会計課長 徳永 太 総務部長 岩尾 昭徳 総務課行政係長 白石 浩範 企画部長 木村 誠 企画課財政係長 羽熊 幸治 福祉部長 中尾 精一 兼ねて行革推進係長 土木部長 中山 誠也 併任工業用水道課長 教育 長 那須 雪子 経済部長 大塚 義郎 教育部長 松永 高春 子育て支援課 松永 高春 教育部生涯学習課長 高本 淳一 総務部総務課長 田中 令児 農業委員会事務局長 松岡 秀雄

会 議 に 付 し た 事 件

議案第62号	平成25年度大津町一般会計補正予算（第4号）について
議案第63号	生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事請負契約の締結について
議案第64号	運動公園太陽光発電設備等設置工事請負契約の締結について
議案第65号	平成25年度防災行政無線戸別受信機購入について
同意第2号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

平成25年第5回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成25年 8月23日 陳 情 第 1 号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	不 採 択	総 務 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 5 議案第 6 3 号 生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 6 4 号 運動公園太陽光発電設備等設置工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度防災行政無線戸別受信機購入について
- 日程第 8 同意第 2 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 57 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、平成 2 5 年第 5 回大津町議会経済・建設常任委員会委員長報告を行います。

経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 4 号、5 5 号関連、5 7 号、5 9 号、6 1 号、認定第 1 号関連、認定第 3 号、4 号、6 号、8 号の 1 0 件であります。当委員会は、審議に先立ちまして 9

月9日、10日午前中に関係する33カ所の現地調査を行いまして、11日、12日に委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第54号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてであります。

土木部下水道課。委員より、日本下水道事業団が行っていることを民間で行っている会社はあるかとの質疑に対し、執行部より、今回は設計から引き渡しまで一連の事務を事業団に委託するもので、入札契約事務も含まれております。通常のコンサルではありませんという答弁がありました。

委員より、比較対照がないことが困るという質疑に対しまして、執行部より、設計に関しては協議しておりまして、国交省単位基準を使っております。機器設備については、見積書の提示などを求め適正化を図っております。特注の場合、割高となり得るが、より一層の低価格化を図っているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第54号については、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第55号関連、平成25年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを審議いたしました。

経済部農政課におきまして、委員より、農業振興費のネットワーク大津の出資金について、通常出資については配当等があると思われるが、現時点で配当について説明できる内容はあるかとの質疑に、執行部より、株式会社なので当然配当もあり得ますが、ネットワーク大津は地域農業を守るため構成農家への利益還元を前提としているというお話を聞いておりますので、現時点での配当は期待できないのではないかと考えておりますと答弁がありました。委員の意見として、250万円は小さな金額ではない。補助金的な捉え方もあるかもしれないが、資本主義社会であるため、出資をするのであればネットワーク大津から具体的な説明や今後についての話し合いは必要である。これからの会社という面はあると思うが、今後しっかり状況の把握に努めていただきたいと意見がありました。また別の委員の意見として、出資金の趣旨は理解するが、これまでも道の駅への出資など過去に議会における指摘もあっている。今後損益計算書やバランスシートなど、経営に関する関係資料を提示していただきたい。株主としての管理監督責任を果たしていただきたいとの意見がありました。

また、委員より、圃場整備費の時間外勤務手当の増額は、矢護川地区の圃場整備事業が進み始めたということか。地域の現状はどのような状況かとの質疑に対し、執行部より、説明会に係る時間外勤務手当となっております。地元農家の話を聞いてみますと、工事に伴う受益者負担金が一番心配されております。ただ、地元説明を行う中で負担金なしで工事実施はあり得ませんということだけは確実に地元の方に説明させていただいているところでありますと答弁がありました。

経済部商業観光課におきましては、委員より、全国展開支援事業と地域づくり夢チャレンジ推進事業との違いは何かとの問いに、執行部より、全国展開支援事業は国の補助事業で、昨年に引き続き特産品開発事業、フットパス事業及びサッカー観戦事業を行う予定で、申請をしていましたが不採択となりました。特産品開発事業については、県の地域力活力ビジネス創出支援事業で補助を申請し、採

択されております。これは、県から商工会への直接補助であります。フットパス事業につきましては、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業で補助金申請を行い、採択されました。この事業は間接補助しであるため、今回補正予算をお願いしたところであると答弁がありました。

土木部環境保全課におきましては、委員より、ごみ一時保管所は何世帯まとめれば補助を受けられるのかとの問いに、執行部より、補助金交付規則では、原則10世帯以上が対象となっておりますと答弁がありました。

委員より、歩道の上にごみ一時保管場所を設置しているところもあると思われるがとの問いに、執行部より、道幅が狭く、歩行者の通行等に支障がなければ設置も可能だと考えていますと答弁がありました。

道路整備課、都市計画課、下水道課におきましては、然したる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第55号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。委員より、耐震診断基準はとの問いに対して、執行部より、先の震災のレベルであります。可能な限り免震・耐震に努めていきたいと思っておりますと答弁があり、採決の結果、議案第57号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、繰出金の確定による財源の組み替えのため、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第59号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、平成25年度大津町工業用水道会計補正予算（第2号）について。この件は、人件費の減額のため質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第61号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、決算の認定に移りました。認定第1号関連、平成24年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

農業委員会におきまして、委員より、今後ネットワーク大津のような動きは大津町で随所に見られるだろう。6年で更新時期を迎えるので、農業委員としての仕事は変わらないと思うが、農業委員の組織が見直され、農地中間管理機構ができると新聞で読んだが、何か情報は入っていないのかとの問いに対して、執行部より、まだマスコミの段階で県からの情報はありませんと答弁がありました。

経済部農政課におきましては、委員より、給付対象者は初めて農業に取り組む新規就農者か。それとも、何年か農業を行ったのちに給付を受けているのかとの問いに対して、執行部より、青年就農給付金は、農業の担い手確保を目的に平成24年度から始まった国の制度で、国の定めた要件を満たす45歳以下の新規就農者に対し、経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付するものであります。約20名の新規就農者への聞き取り調査の結果、国の給付要件を満たす方が2名ということでありました。1名の方は、肉用牛の繁殖経営を新たに始めた独立自営就農であります。就農後、1年を経過していただきましたので、残り4年間の給付申請をしております。もう1名の方は、新たな部門

設立による新規就農で、5年間の給付申請をしております。2名とも両親の経営とは経理を分けて経営をされております。町としては、親元就農者も地域の大切な担い手であることから、国に対し給付範囲の拡大や要件緩和を要望しているところでありますとの答弁がありました。

また、委員より、農業振興費の人・農地プラン作成委託について、プランの進捗状況はどのようになっているのか。また、水田農業構造改革対策事業委託について、大規模な農業生産法人のネットワーク大津株式会社が発足したことにより、次年度以降は委託先の大津町農業再生協議会の取り組みが変わるのかとの問いに対し、執行部より、人・農地プラン事業は、農業の担い手確保を目的に平成24年度から始まった国の事業であります。国の指針は、各集落ごとのプラン作成を推奨していましたが、本町の場合、対象集落が約50と多数であることから、集落単位の策定が困難な状況でありました。また、プランで担い手に位置付けられないと各種支援策を受けられないなど早急な対応を必要としたため、大津町全体を一つの地域とみなし、プランを平成24年度中に作成いたしました。菊池管内の各市町も同様の状況であります。本年度は、農地の集積を中心に見直しを行うところであります。水田農業構造改革対策事業について、大規模法人化の発足により、今後の取り組みに変化があるのかという点につきましては、米の生産調整の基本となる営農計画書は一筆ごとの積み上げであり、現地調査に使用する図面も一筆ごとであるため、手続きなどは特段の変化はないものと思われま。ただし、法人化となり、団体として取りまとめられるため、若干の簡素化は見込めるのではないかと思いますとの答弁がありました。

また、委員より、家畜改良とは具体的にどのようなことを行うのか。昨年の全国和牛能力共進会には、経済建設常任委員も出席し理解しているが、町民の方への周知は町広報への掲載程度でありました。町民の方も、一消費者と考えた場合、全国レベルの牛の価格や味、どこで購入できるかなどの情報提供や波及効果が重要である。また、補助金は一町民の立場に立ったとき、有効な補助金と言えるのかどうかという観点が必要であり、農家へも町民の方へも有効活用されているという成果が求められる。PRは機を得たときに矢継ぎ早に次の手を打っていかないと効果が下がる。大津町でも全国レベルの肉牛が育てられるというような生きた情報提供が必要であるが、そこまでは至っていないのかとの問いに対し、執行部より、家畜改良は優れた能力の母と優れた能力の父を交配し、より少ない飼料で高品質、そして量的にも優れた肉や牛乳を生産する家畜を創り出す事業であります。長い年月の改良期間を要します。熊本県は赤牛が主流であったため、鹿児島県や宮崎県に比べると黒牛の改良は遅れを取っている現状であります。このような中で、全国の8席を獲得されたことは、本町のみならず熊本県にとっても大変大きな功績となりました。全国和牛能力共進会の結果については、町広報にも掲載し、町民の方へお知らせしたところですが、現状としては、その結果を踏まえたPRの継続や町民の方への還元レベルまで至っておりませんとの答弁がありました。

また、委員より、特に効果が見られた補助金はどのようなものがあつたかという問いに対し、執行部より、圃場整備の負担金軽減のため、町補助を行い、事業の推進を行いました。未整備の圃場については、耕作放棄地が見られますが、整備が完了した圃場については耕作放棄地がなく、特に効果があつたと思いますとの答弁がありました。

委員より、災害復旧費の時間外勤務手当が138万円となっている。昨年、10月に新設された災害復旧係は3名となっており、3名で138万円の執行はかなりの業務量と推測される。職員の健康上の問題はなかったのかとの問いに対し、執行部より、昨年の災害で町全体が被災し、限られた期間内で国の審査を受ける必要があったため、担当職員はかなり厳しい対応となりました。幸い、健康状態は良好ですが、十分な健康管理が必要だったと思いますとの答弁がありました。

次に、経済部商業観光課について審議いたしました。委員より、ビジターセンターや交流会館など施設ができて人の流れ、観光の流れなど変化した点はあるのかとの問いに対し、執行部より、ビジターセンターが2年経ち、同時に運行を開始した空港ライナーの利用者も増加し、1日当たり平均約130人、多いときで約150名ほどの利用があります。大津駅の利用も増えており、その効果が大きいと思います。また、電車やバス、空港ライナーの利用までに時間がある方が大津駅の近所で食事したり、駅近くの上井手などを散策したりされております。なお、南改札口の利用者は1日約1千800人以上でありますとの答弁がありました。

また、委員より、たばこ販売協同組合助成金について、助成金額は以前のままだ。たばこ税が10年前に比べ1億円ほど増収していることを考えたならば、補助金を増やすとか何か還元できたらいいのではないかと考えるがどうかとの問いに対し、執行部より、たばこ販売協同組合は、大津町、菊陽町、合志市及び西原村で構成されており、大津町が一番多く助成金を出しております。近隣市町村では、地元でたばこを買ってもらえるように購入者にライター等を配付しているところもあるので、大津町でも考えたいと思いますとの答弁がありました。

また、委員より、ビジターセンターの駐車場は有料であるが、違法駐車を抑制する意味合いもあるかもしれないが、収入が設備投資に対してペイできるのか、計算上はどうなっているのかとの問いに対して、執行部より、設備のみで計算すると11年で支出額と収入がほぼ同額になります。ただし、24時間体制で設備を保守管理の委託を行っており、その支出を含めると22年で同額となる計算となります。また、その間に修理も必要になり、税制上の減価償却も10年でありますので、投資額を回収することは不可能と考えますと答弁がありました。これに対し委員の意見として、減価償却期間は10年で収入では賄えないということ、単純に収益だけで考えることではないかもしれないが、適切な投資かどうか、設備を導入するときに検討は行うべきであるという厳しい意見がありました。

また、委員より、明日の観光大津を創る会への1千万円の補助金について、からいもフェスティバルが中止になっているが、それでも1千万円必要だったのかとの問いに対し、執行部より、からいもフェスティバルは荒天により当日の朝に中止を決定したため準備が完了した状態の中での中止であり、フェスティバルを開催した場合と変わらないぐらいの経費が必要となりましたので、当初予算で計画していました補助金を支出いたしました。なお、補助金が平成23年度から120万円増となっているわけは、平成23年度は東日本大震災発生に伴い、つつじ祭りのイベントを中止したため補助金を減額したためでありますとの答弁がありました。また、繰越金が多いのは、会計を3月31日に閉鎖し、4月につつじ祭りを開催するための費用を繰り越しているためであります。しかし、毎年繰越額が多額になってきておりますので、本年度の補助金申請等で改善していきたいと思っておりますとの答弁

がありました。これについての委員の意見といたしまして、つつじ祭りの開催に伴う経費としても、補助団体が多額の現金を繰り越すことは問題であるので、年度末に精算し、不用額については戻し入れを行い、4月、5月のイベントに必要な経費については補助金申請を早めに行うなどして適正な会計処理に努めていただきたいとの意見がありました。執行部より、今後は財政係とも十分に相談させていただき、適正な会計処理に努めますとの答弁がありました。

次に、土木部環境保全課であります。委員より、資源物の有料ごみ袋は見直す考えはないか。ごみ袋の売り捌き手数料と再生資源集団回収助成金で1千200万円以上の支出となる。行政区単位で資源物を集めればごみ袋は使う必要がなくなり、証紙売り捌き手数料と再生資源集団回収助成金も不用となる。助成金を受け取る一部の団体が恩恵を受けるのではなく、町全体が潤うということも考えなければいけない。住民自治を強めていかなければ、財政負担だけが大きくなり、町全体としてはよくなっていかないという意見があり、また別の委員からは、資源物の集団回収を進めたほうがよいのか、違う方法がよいのか、迷っているところもあります。この事業が本当によい事業であるならば、再生資源集団回収の登録団体は64団体で前年より3団体増加しているが、年10とか20団体ぐらい増えるように取り組んだほうがよいのではないかと質疑に対しまして、執行部より、再生資源集団回収に関しては、菊池環境保全組合の原価計算で資源物は1トン当たり約12万8千円、可燃物は約3万円となっております。資源物については、手選別など処理に手間がかかることもあり割高になります。平成24年度の再生資源集団回収の回収実績から回収すると、これを菊池環境保全組合で処理した場合、約5千900万円の経費が必要であります。再生資源集団回収助成金が約549万円ですので、約10分の1の経費で済んでおります。ごみ袋の作成費用を合わせてもかなり安くなりますので、再生資源集団回収助成金は効果的な事業であると考えておりますとの答弁がありました。

次に、土木部道路整備課についてであります。

委員より、昨年度は想定外の災害であったが、今後に生かすための対応策や手引き書などの作成はしていないのかとの問いに対し、執行部より、手引き書は総務課と連携してつくりました。天候が悪くなる場合は、天気予報等の情報を細かく確認し、対応しておりますとの答弁がありました。

また、委員より、道路改良等の要望で請願書を出されるが、出されたからには審議を要する。どこも危険であると請願書をみんなが出され優先順位を決めねばならないが、大変困難になる。ワンクッションおいて話をする場所があるのでないかと意見に対し、また別の委員から交通安全は現地をしっかりと確認すること、交通安全施設の担当も総務課や道路整備課と分かれているので、お互いに連携を取るようにとの意見がありました。

次に、土木部都市計画課についてであります。委員より、都市計画法で作成した基礎調査は、町の振興計画と同調している部分はあるのかとの問いに対し、執行部より、基礎調査は土地利用を中心とした用途地域や人口の流れを調査したものであり、企画課の振興計画に参考となり、大いに反映されるものでありますとの答弁がありました。

また、委員より、現在住宅の整備と徴収業務は係が別になっている。滞納者が住宅の整備をお願いした場合、整備は行われたがお金は入ってこない。その分は、一般の税金から使われることになるの

ではないかとの問いに対し、執行部より、建築係と住宅係りは連携が大事だと考えております。担当者は別々ですが、2係で連絡を密にし、なるべく同一で行動し連携するように対処しておりますとの答弁がありました。

次に、土木部下水道課については特別会計への繰出金のみで、質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第1号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。然したる質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第3号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、平成24年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。MICS事業とは何かとの質疑に対して、執行部より、農業集落排水の処理汚泥を公共下水道処理場へ投入を認めるというものでありますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第4号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。然したる質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第6号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成24年度大津町工業用水道会計利益の処分及び決算の認定についてであります。委員より、かなりの黒字になっているが、今後設備の設置計画等はあるのかとの問いに対しまして、執行部より、経年劣化による設備の修繕も発生しており、今後は更新等が必要となってくるため、メンテナンス計画の策定を図る必要があると考えていますとの答弁がありました。

委員より、利益が出ているのはいいが、設備更新計画も含め、その用途については十分検討しながら進めていくべきであるとの質疑に対し、執行部より、当町の工業用水道事業については、使用料の大部分を1社が占めており、もしその1社がなくなれば過剰な設備となりかねませんので、今後の企業の動向に注視しながらメンテナンス計画も含めた事業運営計画を慎重に進めてまいりたいと思っておりますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第8号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

平成24年度認定額の総額は、経済部におきましては7億3千377万3千円、土木部につきましては13億6千445万6千503円、特別会計におきましては14億8千303万3千542円となりまして、決算認定額の総額は35億8千126万3千45円となりました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第50号、議案第51号、議案第55号関連、議案第56号、議案第58号、議案第60号、認定第1号関連、認定第2号、認定第5号、認定第7号の10件

であります。当委員会は審議に先立ちまして9月9日に関係する8カ所の現地調査を行い、10日から12日にかけて役場4階大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について主なものを要約してご報告申し上げます。

議案第50号、大津町子ども・子育て会議条例の制定について。委員より、国の法律に従って今回の大津町子ども・子育て会議条例が制定されておるが、各市町村で条例を制定するのは難しいのではないか。国からひな形などは示されなかったのかという質問に対しまして、執行部より、以前は国から条例のひな形が示されておりましたが、今回はありませんでしたので、全国の政令市など、既に子ども・子育て会議条例を制定した自治体を参考といたしましたという答弁がありました。

続いて、委員より、子ども・子育て会議の構成はどのように考えているのかという問いに対しまして、現在の町の考え方としては、国の構成を参考として子ども保護者や大学教授などの学識経験者、そして子育て支援事業に従事するものとして、公立、私立の幼稚園・保育園関係者など、その他民生児童員、小中学校長、NPO法人といった子育て支援関係団体の推薦を受けたもの、そしてその他、町長が必要と認める者として、企業連絡協議会や教育委員、行政、子育てを終えた経験者、病院の先生、生涯学習の委員などからバランスの取れた構成を検討しておりますという答弁がありました。

その後、委員より、今後検討する中で男女の比率なども考慮したバランスの取れた構成にしてほしい。そして、構成メンバーの中に会社の労使関係や議会議員などは入れるのかという問いに対しまして、執行部より、その他町長が必要と認めるものという規定枠の中で検討しておりますが、大津町企業連絡協議会や商業・農業などのその他の団体からの選出を考えておりますという答弁がありました。

採決の結果、議案第50号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、質疑がありませんでした。

採決の結果、議案第51号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第55号関連、平成25年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

福祉部健康福祉課関係で、まず委員より、フッ化物洗口は安全性に賛否両論があるが、実施は選択制いかという質問に対しまして、選択制です。各施設で保護者に同意を取ってもらい、同意がある児童のみに実施しておりますという答弁がありました。

それから、委員より、子育て健診センターの防犯カメラ設置について3台必要なのか、可動式の1台で十分ではないかという問に対しまして、執行部より、1台では確認できない場所が生じることから、全体を見わたす上で3台設置が必要と検討いたしました。設置時期についても、当初は翌年度でと考えておりましたが、度重なるトイレの破損被害など、大津警察署と協議をした結果、なるべく早く設置したほうがということで今回補正に計上いたしました。

委員より、防犯カメラは広い範囲を見たほうが良いということはわかるが、金額を考えるとトイレの被害防止であればトイレだけ確認できればいいのではないかという問いに対しまして、執行部より、トイレ被害だけでなく、若者が集まり騒いだりする西側の駐車場付近も映したいと考えており

ます。それに対しまして、委員より、若者が騒いでいるということだが、結局録画して事後対応となるのであれば、騒いだときに近所の人が注意、通報するのがいいのではないかと。執行部より、警察との協議で騒いでいる若者があれば警察に通報していただいて注意したり指導したいと言われております。シルバー人材の方に午後8時から午後10時までの清掃等をお願いしておりますが、10時以降の夜間では危険性があるので防犯カメラが必要だと考えておりますという答弁がありました。

委員より、防犯カメラは問題ごとの抑止力にはなるが、防犯カメラ設置と張り紙をしていれば撮影しなくても抑制効果はあるのではないかと。執行部より、警察から人物が特定できれば指導したいとの協議結果だったので、高感度防犯カメラによって画像を引き延ばして人物の確認ができればと考えております。また、防犯カメラ設置の表示もして抑止力を高めるようにしたいと思います。委員より、若者が騒いだときの対応については、もう少し対策を考えていただきたいという意見がありました。

それから、福祉部保健医療課関係では、質疑ありませんでした。

次に、子育て支援課関係では、児童虐待防止対策強化事業について、もう少し詳しく説明してもらいたい。誰が、どのような形で把握をして、どういう訪問指導をするのかという問いに対しまして、執行部より、大津町には要保護対策児童協議会というのがあります。要保護児童として対応している中で、さらに虐待リスクの高い方に対応しようとする事業でございます。対応者については、これまでの経験を生かした方ということで保育士が一番いいと考えております。親子の関わり方や不安の解消などに努めることで児童虐待を防止しようというものでありますという答弁がありました。

委員より、虐待となると精神的な問題も出てくると思うが、保育士で対応できるか疑問が残る。他の市町村での事例はどうなっているのかという問いに対しまして、執行部より、他の市町村の訪問事例としましては、保育士等というところで保育士や調理師、栄養士、精神保健福祉だったりそれぞれ資格を持った人が対象家庭の実情に応じて対応しております。大津町も保育士等というところになっているが、現在気に掛けている数件の家庭については、保育士による対応が一番望ましいと考えているので、今回は保育士での訪問をお願いしたいと考えております。委員より、児童虐待防止対策事業での購入備品として計上されている沐浴人形は、派遣される人が使うのではなく、健診等の中で幅広く使う道具なのか。虐待防止での道具として、ほかにはないのかという質問に対しまして、執行部より、新規事業であり、熊本県のほうから事前に要望把握がっております。沐浴人形については虐待防止について検討を繰り返した中で、出産前からの関わりが重要だと考えた結果でございますという答弁がありました。

委員より、保育士等処遇改善臨時特例事業については、本年度までの時限的な事業だと思うが、これをどう恒常化して保育士等の処遇改善を図っていくのかという問いに対しまして、執行部より、平成25年4月から平成26年3月まで本年度中の私立保育士等の処遇改善を行うための事業でありまして、保育園の補助金とは別に職員の賃金改善に要する経費に限定して交付されます。職員の勤続年数などによって交付金の加算率が変わったりするものですが、賃金改善はそれぞれの保育園の事情によって決定されるものであります。この事業は、熊本県の安心こども基金による事業で、補助率は10分の10で、町が実施主体となります。熊本県の6月議会で予算を可決されたことを受け、県から

市町村に説明があったものであります。保育園の申請に基づき、この交付金は町から交付されますが、申請する保育園は処遇改善の計画書を作成し、職員に周知することとなっておりますので、それによって処遇改善が図られるものと考えておりますという答弁がありました。

委員より、この事業は非常勤の職員もきちんと対象になっているのかという質問がありまして、執行部より、私立保育園の職員が対象であり、その中で非常勤職員も対象となります。これをきっかけに処遇改善が行われることと思いますし、この事業を実施するか、しないかで、今後の町の保育業界が変わってくるものと思いますという答弁がありました。

委員より、基本給は扱わずに手当等で対応するのではないかと質問に対しまして、執行部より、現時点ではどういう申請が保育園から上がってくるのかわかりません。ただ、事前に保育園に話を聞いた分では、取り組みを前向きに検討しているという声もあります。大津町のどこかの保育園が本俸を上げたとなると、他の保育園にも大きな刺激となります。1年限りの事業で非常に厳しいものがありますが、今後は消費税の増税が絡んでくることになるかと考えております。

委員より、家庭的保育士の研修受講者数が増えていると聞いているので、家庭的保育士のなり手も増えているのではないかと。保育士だけではなく家庭的保育士の処遇も見直すべきではないかと。執行部より、処遇改善が私立保育園で行われれば、公立の保育士にも影響が出てくると思えます。そうなるとう家庭的保育士についても処遇改善が図られるようになると思えますという答弁がございました。

続きまして、子育て支援課の大津保育園では、質疑はありませんでした。

次に、教育部学校教育課関連です。委員より、小学校管理費の備品費で、室小学校の特別支援室用つい立てとあり、自閉症、情緒障害児学級に在籍する多動性児童のために購入するものと説明がありましたが、多動性児童への対応がとても難しいものとする。そもそも自閉症の児童と多動性の児童を一緒のクラスにすることが適切であるのか。また、つい立ての購入で十分なのか、対応が可能なのか、そして別教室が必要となるのではないかと質問に対しまして、執行部より、補助員の先生方もいますが、授業は担任が一つの教室で行います。つい立てを設けての授業実施は多くの学校で実施事例があるところでございます。

委員より、小学校管理費の備品費で、護川小学校の薬品庫とあるが、ほかの学校には必要ないのかという問いに対しまして、執行部より、特別支援学級において、痰吸引などの医療行為を行っている学校は護川小学校のみであり、現在のところ薬品庫が必要となるのは護川小のみでございませぬ。

委員より、美咲野小学校の鉄棒の増設について、鉄棒の位置が2カ所に分かれた場合、授業に支障が出るのではないかと。また、子どもたちへの指導がしやすいように高さ調整のできる鉄棒の設置はできないかという問いに対しまして、執行部より、設置位置に関しましては学校と調整を行いながら安全基準を遵守して実施したいと考えております。

委員より、プログラムチャイムの修繕については設備の交換が安価となるのではないかと。執行部より、システムのうち本体の交換ということで修繕にて計上しておりますという答弁がございました。

次に、教育部学校教育課大津幼稚園・陣内幼稚園関係では、質疑はありませんでした。

次に、学校給食センター関係では、給食費に含まれるものは何かという質問に対しまして、執行部

より、給食費は食材費用で、その他に振り込み手数料が一部含まれております。人件費及び設備関係費用や燃料代などは町負担となっておりますという答弁がございました。

委員より、給食センターについては建て替えが必要との話も聞くが、今回のエアコン設備は建て替えを考慮しての整備なのか。また、何年先を見越しての予算計上なのかという問いに対しまして、執行部より、給食センターにつきましては調理能力4千食対応で現在の衛生管理基準に適していない部分もある中、約3千850食程度を提供しておりますが、今後児童数の増加も予想されます。そのような状況下ではありますが、今回のエアコン整備は職員衛生環境と労働環境の改善が目的であります。能力、規模等を十分に勘案して整備を行い、10年程度は活用したいと考えておりますという答弁がありました。委員より、それでは今回エアコン整備については建て替え計画を踏まえた上で、そこで働く方々の処遇改善のために最低限の投資と考えていいのかという問いに対しまして、執行部より、お見込みのとおりでございますという答弁がございました。

委員より、スポットクーラーの設置が衛生的と言えない理由は何なのかという問いに対しまして、執行部より、スポットクーラーは部分的に冷風を当てるものですが、吹き出し口に雑菌が繁殖しやすいというのが大きな理由でございます。

委員より、調理場の温度は何度ぐらいになるのか。執行部より、定点測定では35度程度ですが、フライヤー等の側ではもっと高い温度になります。今回のエアコン整備は町の衛生委員会の中で産業医からの意見に基づくものであります。調理場はもとより、休息スペースである一時避難にもエアコンを整備して体調管理を行うこととしております。本来であれば、もっと大がかりな配慮が必要な状況と言えます。給食センターの大規模な改築は、給食を児童生徒に提供しながら整備しなければなりませんので、移転を意識した建て替えの健康が課題と言えますので、現在発注している大津中学校再生整備基本構想策定に併せ5年程度を目途に方向性を定めてまいりたいと思いますという答弁がございました。

次に、生涯学習課関連では、委員より、トランポリンのマットが今回計上されているが、前回補正のトランポリンはどうなのか。現在、子どもたちだけの利用だが、足腰を強くする効果もあって転倒防止につながるので、今後高齢者の利用等も考えて周知してはどうか。また、現在トランポリンは何台あるのかという問いに対しまして、執行部より、後任の指導者が必要となりますので、今は1台だけ運用しております。大津町教室には5人の指導者がおります情報誌でトランポリン教室を募集しておりますが、今後対象を増やしていきたいと思いますという答弁がございました。

採決の結果、議案第55号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。委員より、歳出の財源組み替えについてどういった内容かという問いに対しまして、執行部より、当初予算で見積もりしていた医療費等に係る交付金の額と社会保険診療報酬支払い基金のほうで見込んだ交付金の額との間で差が生じて減額となったことに伴う財源の組み替えでございます。年度内に医療費の変動によって見直しはあります。また、最終的には実際にかかった医療費等の総額で実績報告を行い交付金の調整を行いますという答弁がございました。

採決の結果、議案第56号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、質疑がありませんでした。

採決の結果、議案第58号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第60号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についても、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第60号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定に移りまして、認定第1号関連、平成24年度大津町一般会計歳入歳出の認定について。

健康福祉課関連では、委員より、主な施策の成果において、予防接種事業について目標値より実績地が多くなっている中で、決算では約3千万円の不用額が出ている。目標値の設定はどうしているのか。また、どうしてこうなったのかという質問に対しまして、執行部より、目標値は4月1日の住民基本台帳における予防接種該当者数の約60%を設定しております。実際は特例措置などによって接種期間が延びたりして対象が増える場合があります。このような特例対象者、最初の目標値には組み込んでいませんでした。乳幼児検診の受診者は実数を入れておりますが、実際に育児相談、心理相談の数字も入れておりますので、実人数より多い延べ人数となっております。予算は予防接種の人数掛ける回数で組みますが、去年はインフルエンザ等について補正計上も行いました。しかし、思ったほどインフルエンザが蔓延しなかったり、政府広報があまり積極的でなかったりした結果、接種者数がよそより少なかったため不用額で残りましたという答弁がありました。

委員より、乳児健診の目標値の定め方が今のやり方だと本当の受診率がわからない。未受診者がどれぐらいいるのかわかるような目標値の設定はできないのかという問いに対しまして、執行部より、実数の受診者がわかるように目標値を設定いたしますという答弁があり、委員より、健診事業について目標値に対して実績が低い、今後どのように考えているかという問いに対しまして、執行部より、今年度は受診率を上げるため健診対象となる住民の方に健診時期に合わせて個人通知を行いました。去年の同じ時期の健診受診者と比べると本年度はかなり住民の方が受診していただきました。住民の方の中には、個人通知は無駄ではないかという意見もありますが、個人に通知が来るといことで健診を実施していることがわかったと言われる住民の方もおられました。今回の個人通知は、健診への受診率の向上につながったと思うので、今後も個人通知を実施していきたいと考えておりますという答弁がありました。

委員より、事業の効果として、これだけの人数が健診を受けて、早期発見につながった人はどれぐらいなのかという問いに対しまして、健診を受けていただいた後には約500名ほどの戸別指導を行っております。個別面談の中に精密検査が必要な人が200件ぐらいあります。必ず精密検査の受診をするように保健師が個人面談を行い、面接をしております。精密検査を受診していない人については、健診を委託している医療機関から精密検査未受診の連絡がありますので、再度保健師が訪問し、受診するよう説明を繰り返して行います。平成24年度は450件ぐらいの指導の中で200件ほどは精密検査の受診が確認できております。100%ではありませんので、引き続き指導に努めます。併せ

て、国民健康保険との連携で医療費削減に取り組んでまいります。精密検査が増えることで医療費が一時的には上がることはありますが、将来的には医療費の削減の効果が期待できると考えておりますという答弁がございました。

委員より、更生医療について、人工透析を安易に導入している傾向があるのではないかと思う。例えば、セカンドオピニオンを行うなど人工透析導入の歯止めは利かせられないかという問いに対しまして、執行部より、生活習慣病を予防しないことから最終的に人工透析に至るということですが、町では平成23年度から生活習慣病予防事業を始めております。平成24年度からNPO法人クラブおおづに事業委託をし、食と運動で健康づくり事業をはじめました。本年度も4月から6月まで広報で募集した住民の方を対象に教室を行いました。参加者の血圧の低下、体重の減少、血糖値の安定、筋肉量の増加が結果として表れております。今後も保健師の保健指導と併せ、栄養士の食事改善指導、健康運動指導士の運動処方を組み合わせて進めていくことを考えております。今すぐに人工透析者が減少することにはなりません、3年後、5年後には発症者を減少させることを目指して事業を行ってまいりますという答弁がございました。

福祉部保健医療課関係では、委員より、高齢者外出支援券について、主要な施策の成果に記載されている利用率の分母と分子を教えてもらいたい。また、対象者が北部、中部、南部と地区別でばらつきがあるのはなぜかという問いに対しまして、執行部より、利用率と記入しておりますが、登録されている人の利用者全体の各地区の割合になります。申請者が分母で利用者が分子です。地区別のばらつきについては、申請者次第なのではっきりとはわかりませんが、中部地区の方のほうがよく病院に行かれるのと、町中で公共交通機関や乗合タクシーもないことなどから、どうしても中部地区が多くなると思われれます。

委員より、どのような方が利用されているか、その流れについて聞きたいという質問に対しまして、執行部より、在宅で生活をされている高齢者の方で公共の交通手段を利用できない方、総務課が行っている乗合タクシーとの関係もありますので、乗合タクシーが利用できる方は、この利用を進めております。それ以外の方で日常生活自立度がA1以上の方に訪問調査を行い、毎週火曜日のケア会議で決定しておりますという答弁がありました。

委員より、決定において年金の収入額とか経済的な観点は含まれていないのかという問いに対しまして、執行部より、現時点では含まれていないので見直しを検討しているところでございます。課税世帯か非課税世帯かの別など、平成25年度中に基準を見直したいと考えておりますという答弁がございました。

委員より、老人保護措置事業について、養護老人ホームに入所者の待機が出ているというようなことはないのかという問いに対しまして、執行部より、現在のところ2名の空きがある。近々措置される予定となっています。それ以降はお待ちいただくか別のところをお薦めするほかないところでございますという答弁がございました。

委員より、敬老事業について、目的のとおり町民の敬老思想を高めることになっているか。また、敬老事業記念品はどのようなものなのかという問いに対しまして、執行部より、祝い金を贈呈し、広

報等で町民の方にお知らせすることで、少なくとも高齢者の存在を知らしめ、敬老思想を高めることにつながっていると考えております。敬老事業記念品は、北部、中部、南部で開催されましたグラウンドゴルフ大会の商品でございます。

委員より、敬老事業の補助金について重要性は認識しているが、もっと効果が上がる取り組みを進めてもらいたいという意見がありました。

次に、子育て支援課関係では、延長保育事業と一時保育事業の利用負担については、事業費の概ね2分の1というところの考え方ではなかったのかという問いに対しまして、執行部より、そういう設定ではありません。子育て中の保護者の経済的負担を考えて利用者側に立った負担金額の設定となっています。

委員より、事業費の概ね2分の1を利用者負担としている学童保育との整合性はどうか。執行部より、学童保育との整合性はありません。事業当初に単価を設定して以来、変更はされていませんし、学童保育との整合性から、今後事業の2分の1になるように単価を上げていくことも現在のところありません。学童保育の場合は、もともとの趣旨が鍵っ子対策ということでスタートした単体の事業でございます。どちらかというところでは社会福祉事業のところからスタートしたものです。お尋ねの延長保育等については、保育園の本体事業を補完する事業としてスタートしたもので、同じ子育てに関することでも趣旨が違うため、利用者負担の積算方法が異なっており、整合性は取れていませんという答弁がありました。

委員より、子育て支援総合コーディネーター事業の内容はどうなっているのか。また、成果として上がっている町ホームページの更新は町子育て支援センターでやっているのかという問いに対しまして、執行部より、子育ての支援に関する拠点である町子育て健診センターに子育て支援総合コーディネーターを配置しております。様々な子育て支援の相談、情報の収集や提供などを行い、サービス利用者の円滑化等を図り、インターネット等を活用した利用者の利便性に努めました。また、町のホームページについては、コーディネーターの情報収集報告により子育て支援課職員が更新しておりますという答弁がございました。

続きまして、大津保育園関係では、委員より、休日保育事業で実施に日数15日に対して105万6千円の事業費は高いのではないかという質問に対しまして、執行部より、休日保育は正規職員1名と非常勤の保育士1名の計2名で実施しております。事業費には、いつ申し込みがあっても対応できるように非常勤と保育士を任用していますので、非常勤職員の人件費を事業費として記載しております。休日保育は事前申し込みですが、申し込みがあるかどうかは3日前の木曜日にしかわからないので、非常勤職員については週4日の勤務のうち休日保育1日について勤務が発生しなかった場合は平日の勤務に振り替えて対応しております。委員より、事業費の積算の内容はという質問に対しまして、執行部より、県の補助対象となる非常勤職員の月額報酬13万2千円の8カ月分になりますという答弁がございました。

委員より、休日保育事業で目標値に対しての実績の利用数が少ないのは申込者が少なかったということなのかという問いに対しまして、執行部より、目標値は前年度の利用実績等を基に設定しており

ます。前年度は夏期の電力需要対策で就業時間等を変更された企業等があり、休日出勤をされた保護者が多くいました。平成24年度には、就業時間等を変更された企業等はありませんでしたので、申込者数も少なくなっておりますという答弁がありました。

次に、学校教育課関係では、委員より、事務局費の報酬費中、総合学習講師謝礼の支出について、学校による講師招聘頻度に隔たりはないかという質問に対しまして、執行部より、総合学習講師については地元いらっしゃる方に依頼をしておりますが、学校により招聘頻度のばらつきが見られます。

委員より、町中心部が活発とは言えないようなので、すべての学校でこの制度が盛り上がるようにお願いしておきますという意見がございました。

委員より、小学校の学校管理の中にある滅菌菌鏡借上料の内容について詳細な説明を、また、高圧な蒸気で滅菌するオートクレープでの滅菌より経済的なのかという問いに対しまして、執行部より、歯科検診、就学前健診時において使用する菌鏡で、一本ごとにパックされた滅菌菌鏡は衛生的に優れているため採用しているものでございますという答弁がありました。

委員より、小学校費の教育費の中で、要保護及び準要保護児童援助費は、一般財源から支出であるが、今後対象児童の数は増加傾向となるのか、見込みの説明をという質問に対しまして、執行部より、準要保護児童は平成20年度で136世帯の216人、その後21年度が146世帯の236人、22年度が167世帯の263人、23年度が165世帯の259人、24年度は177世帯の250人となっており、10年前と比較しますと倍近い世帯数となっておりますという答弁がありました。

委員より、小学校の学校管理費の中で、コミュニティスクール研究指定校補助金とあるが、護川小学校の成果と現在の護川小学校と美咲野小学校の状況はどうか。特に美咲野小学校の研究指定はスケジュール的に大丈夫なのかという質問に対しまして、執行部より、護川小学校については学校長が代わり、護川小学校の基本目標が再構築されました。6月には第1回目の運営協議会を開催し、学校長が提案した経営目標が無事に承認され、護川小学校の目指すべき姿が明確となりました。同校は、PTAをはじめ地域との連携が図られており、来る10月には地域と連携した防災キャンプも計画されており、軌道に乗ってきている状況でございます。美咲野小学校も8月も熊大の教授を招いての校内研修、大分で開催される研究発表に参加するなど、自己研鑽に努めている状況でございます。運営協議会委員の人選はまだですが、今月の27日に第1回目の運営協議会を開催する予定となっております。ほぼ計画どおりの進捗でございますという答弁がございました。

委員より、小学校の学校建設費中、校歌作成謝礼20万円とあるが、この費用は適切な費用なのか。歌の指導なども含んでいるのか。ほかの市町村と比べて妥当な金額なのかという質問に対しまして、執行部より、校歌作成に伴う謝礼となります。多の市町村の状況を調査はしておりませんが、決して高額となつてはいないと思いますという答弁がございました。小学校の学校管理費中工事請負費における予備費充用の説明をという問いに対しまして、執行部より、護川小学校に難聴の児童が入学するため、窓を閉め切った指導となるため、教室に空調を設けるとともに、教室全体の改修が必要であったため予備費を充用したものです。なお、備考欄記載の決算額との差額は入札残による不用額となりますという答弁がございました。

委員より、学校施設全体的なことだが、エアコン導入を急ぐべきである。中学校は来年度の整備ということでだが、小学校、幼稚園に関する基本的に考えはという問いに対しまして、執行部より、中学校については現在設計業務を発注しており、来年度には国庫補助を活用し工事に着工したいと考えております。ただし、国庫補助の事務上、5月に交付決定を受けて6月以降の発注になる見込みですので、夏休み期間中での施工となる公算が強いと思われまます。工事が可能であれば、特別教室への整備は夏休み以前に取り組みたいと考えております。陣内幼稚園はリズム教室増築に併せ全室にエアコンの整備を計画したいと考えております。大津幼稚園は風通しが悪いため、陣内幼稚園に遅れを取らないようになるべく早く整備したいと考えております。小学校につきましては、老朽化した校舎もあり、一つ一つの教室が必要になってくると思ひますが、こちらについてもなるべく早く整備していきたいというふうに考えておりますという答弁がございました。

委員より、大津小学校グラウンドの水はけが悪いと聞いていたが、グラウンドのメンテナンスの頻度はどういふ状況なのかという問いに対しまして、執行部より、グラウンドの北東側に水が溜まる傾向があるとのことでした。定期的なメンテナンスではありませんが、この夏には大津建設業組合ボランティアによる側溝浚渫を実施していただき、状況は幾分か改善されましたという答弁がございました。

続きまして、学校教育課、大津幼稚園、陣内幼稚園、委員より、幼稚園の公立と私立の格差を耳にする。公立は担任と保護者を結ぶ連絡帳もない。送迎時のみが連絡の場と聞いている。現状説明と改善策についての考えをという問いに対しまして、連絡帳は採用してはおりませんが、送迎時における保護者との会話については、園児の状況確認のために担任に必須事業として徹底させております。必要に応じて、家庭に訪問するなどの措置を講じてはおりますが、現に保護者と担任の行き違いも発生しているようでございます。こういった状況を改善するためにアンケートを実施してはおります。まだ取りまとめまでには至ってはおりませんが、中には厳しい意見もあるようでございますので、保護者の意見を今後幼稚園の運営に生かしていきたいと考えてはおりますという答弁がございました。

続きまして、学校給食センター関係では、委員より、学校給食費の未納状況と未納に対する対応はどのようになっているかという問いに対しまして、平成24年度分の学校給食費の決算時点では、約26万円の未納がありました。この額は大津町の学校給食費全体の0.16%で、未納の額はここ数年減少傾向にあります。給食費の未納への対応は、未納がある保護者には学校側から納入催促の通知を出されてはおります。また、前年度分の未納については、卒業された方や転出された方も含め、給食センターから納入の催促をしてはいるところでございます。

委員より学校給食費はどのようにして集められてはいるのかという問いに対しまして、執行部より、学校給食費は学校ごとに集められてはおり、PTAの役員さんの手集めによるもので、一部では銀行口座から引き落とすなどの方法で集金されてはおります。その多くは、現金を取り扱われてはおりますので、学校給食センター運営委員会の中で、現在、全体を口座引き落としに移行する方向で協議が進められてはおりますという答弁がございました。

続きまして、生涯学習課関連では、委員より、社会教育指導員2人の活動内容を詳しく教えてはもら

いたい。また、人数について社会教育指導員の2人のうち1人が社会教育主事ということであるがという問いに対しまして、執行部より、社会教育主事は1人です。社会教育指導員ですが、2人のうち1人が文化財関係、社会教育主事の免許を持っているもう一人が文化財を除く生涯学習全般を見ていただくということで活動をしていただいております。社会教育主事の免許を持っている方については、生涯学習事業計画の全般に指導助言をしてもらっておりますという答弁がございました。

委員より、財団法人大津町体育施設管理公社の出資金の1億円は全額戻ってきたのかという質問に対しまして、執行部より、出資金1億円と精算金約600万円を歳入で受け入れていますという答弁がございました。

続きまして、運動公園の雷被害について詳細を説明してもらいたいという根本的な対策や被害を縮小させる手段はないかという質問に対しまして、執行部より、雷被害は直雷と地面から来る誘導雷の2種類に分けられます。運動公園の場合は、そのほとんどが誘導雷によるものです。根本的な雷対策については数千万円の費用がかかりますが、それでも100%防ぐことは不可能と聞いておりますので、全額保険対象となる町村会の保険対応で処理をしておりますという答弁がありました。

委員より、これまでにトレーニングルームの閉館時間を延長することを検討したことはあるかという問いに対しまして、執行部より、平成20年度に利用者アンケートを採りました。結果は、今までのままでよいという回答が多数でございました。仮に時間を延長した場合、トレーニングルーム職員の勤務時間、シフトを変更する必要がある、増員しなければなりませんので、これまでどおりとしておりますという答弁がございました。

それから、公民館関係では質疑がありませんでした。

図書館関係では委員より、図書館の敷地土地貸付料とあるがどの部分かという問いに対しまして、図書館敷地内の北側にある居住兼店舗でございます。

委員より、ブックスタートは参加人数が減っているようだが、今はどのように実施しているのかという問いに対しまして、執行部より、平成23年度までには6から7カ月児健診の中で行っていたため90%に近い参加でございました。しかし、健診時間が長時間にわたり、参加者の負担が大きいということで、健康福祉課と協議し、現在は5カ月児を対象とした離乳食セミナーで行っております。なお、参加できなかった方に対しましては、図書館で対応しておりますということで答弁がございました。

最後に、全体的な総括として何かないかということで、委員より、不納欠損額については、町としてどういった基準を設けて対応しているのか。部署ごとではなく町全体としてどう取り扱っているのかを聞きたいという質問に対しまして、執行部より、税法などの関係法令に習って不納欠損の処理を行っております。その不納欠損に至るまでは、未納、督促、催告、調査という段階を経ており、やむを得ない場合に行うのが不納欠損でございます。税のほかにも住宅使用料や保育料など様々ありますが、滞納に対して差し押さえなどの処理も行っておりますが、料金等の種別によって対応できる処理や事項なども異なるので、それぞれの部署で手続きをしているところであります。町で統一した処理要綱を定めるまでには至っておりません。現在の経済状況では、滞納や不能欠損が増えてくることは

事実ですので、収納体制については町としてしっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますということで答弁がありました。

採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり設定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出の認定についてでございます。

委員より、本会議でも質疑があったが、国民健康保険の運営資金について、基金の残高が538万円余りで予備費もあまり残っていないという状況であるがどうなのかという質問に対しまして、ご指摘のとおり、大変厳しい状況でございます。理想を言えば1カ月分の医療費の支払額約1億5千万円の3カ月分程度の資金を積み立てていくことが望ましいとされておりますが、保険料の値上げも難しく、値上げしてもそれだけの歳入が確保できるかどうかかわからないところでございます。現状としましては、年度末に一般会計からの一時運用をお願いしなければならないというような状況で大変厳しい運営が続いております。

委員より、鍼灸施術補助というハリ・キュウの助成についてですが、以前にもマッサージの利用が可能かどうか尋ねたところ検討中ということだった。それを望む町民の声や熊本市などのように補助対象としている自治体もあるので、町の姿勢をはっきり説明できたほうがいいのではないだろうか。その後の検討はどうなったのかという問いに対しまして、執行部より、マッサージの利用への拡大については、県内の同じ規模の保険者で実施しているところの現状をいくつか調査しております。その中でも、近隣の市町ではマッサージの利用を含めると当町の約10倍の利用券の実績があります。金額では約600万円程度の利用ということになりますので、先ほども申しあげました国民健康保険財政状況からしましても早急に結論を出すことは難しいものと思われまます。そして、また現在1人当たり30枚の券を発行しておりますが、その見直しも必要になるのかもしれないので、実際に券を利用されている方へのアンケートなどを通して意見を聞きながら方向性を出していく必要があるものと考えておりますという答弁がございました。

採決の結果、認定第2号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号、平成24年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。委員より、ホットライン体制整備事業において、ホットラインの定期的な安否確認を行うと記載されているがどのようにしているのかという質問に対しまして、執行部より、安全センターから月に1、2回お伺い電話が掛かります。担当ケアマネージャー、包括支援センター職員による訪問等を行っております。

委員より、介護特別会計の一般会計からの繰入金の中で法定内繰入の割合はどのくらいなのか、法定外の繰り入れはどうなっているのかという問いに対しまして、執行部より、介護給付費繰入金は、保険給付費の12.5%、地域支援事業交付金は地域支援事業費基準額の12.5%、その他一般会計繰入金は職員給与等と事務費につきましても一般会計からの繰り入れとして認められておりますので、すべて定められた範囲の中で繰り入れたものでございます。したがって、法定外の繰り入れはありませんという答弁がございました。

採決の結果、認定第5号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号、平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員より、後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、人間ドック委託によるものだと思うが、当初予算から最終的な収入額が減額されているがその理由は何かという問いに対しまして、執行部より、健診を受診された方の実績に基づくものでございますという答弁がありました。

委員より、ということは受診者が減ったということだが、受診すべき人が受けていないということなのかという問いに対しまして、執行部より、後期高齢の健診についても、国民健康保険と同様に個人通知を行って受診の勧奨を行っております。また、受診機会についても、国保と同様に年間3回の受診機会を設けております。ただ、国保との違いになりますが、後期高齢者の方の場合には大半の方が病院を受診されておりますので、健康診断受診への意識が比較的に低い傾向があるというのが実情でございます。

採決の結果、認定第7号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上でございます。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時30分から再開いたします。

午前11時20分 休憩

△

午前11時29分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会における付託されました案件について、審議の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第52号、53号、55号関連、認定第1号関連、陳情第1号の5件であります。委員会は、9月9日午前中に陳情第1号の陳情者から陳情の説明、陳述を受け、質疑を行いました。その後、関係する現地調査を行い、翌10日午前10時から役場4階委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について主なものを要約してご報告申し上げます。

まず、議案第52号、大津町税条例の一部改正についてであります。

委員より、個人町民税の公的年金からの特別徴収の改正内容と意義について質疑があり、執行部より、6月の税額決定を受けて、仮徴収額と本徴収額で調整をする仕組みになっているが、前年度の税額が大きく変動をした場合、1回当たりの徴収額も大きく変動するため、仮徴収額の算定を3分の1から6分の1に改正することによって、1回当たりの徴収額が平準化されることになる。町民税の課税は、1月1日の居住地でのその年度の課税が決まるが、その後、ほかの自治体に転出をした場合、現行制度では年金特別徴収は止まり、普通徴収に変更になるが、今回の改正でその年度の年金特別徴

収は継続されることになるとの答弁でした。

委員より、年金受給者と税の特別徴収対象者の状況について質疑があり、執行部より、年金受給者である65歳以上の人口は約6千300人で、そのうち年金特別徴収対象者は6月課税時点で1千18人、町の納税義務者総数1万5千207人に対して6.7%にあたるとの答弁でありました。

委員より、株式等の譲渡益の課税について、税率はどのように変更になるのかとの質疑に対し、執行部より、平成25年12月までは特別措置法によって所得税7%、住民税3%、合計10%となっているが、平成26年1月からは本則課税に戻り所得税15%、住民税5%、合計20%の課税となるとの答弁でありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第52号、大津町税条例の一部改正については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、大津町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

委員より、今回の金融証券所得の課税制度による町における影響はどうかとの質疑に対し、執行部より、平成25年度6月初課税時点で申告による課税を選択された株式などの譲渡所得は、上場株式等の譲渡所得557万9千円、非上場株式等の譲渡所得173万7千円、上場株式等の配当所得238万6千円となっている。なお、今後は口座取り引きによる源泉徴収のみで終わる方が損益通算の申告による分離課税を選択される可能性があり、どれだけ影響が出るかは不明である。今回の改正は、貯蓄から投資へ誘導する国の施策の一環と考えられるとの答弁でありました。

討論はございませんでした。

採決の結果、議案第53号、大津町国民健康保険税条例の一部改正については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号関連、平成25年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。議会事務局また総務部関係については、質疑はありませんでした。

企画部企画課で、委員より、まちおこし大学についての見直しを行うため、運営委員会3回分の会議開催予算について、まちおこし大学の状況と学科生の募集、応募が少ないのではないかと質疑に対し、執行部より、町の広報誌などを通じて学科生募集をしているが、現状では年々応募されている方は少なくなってきた状況である。これまでの公募方法のほかにも現在農業や商業、観光の分野で頑張っておられる方たちに参加のお誘いをするという方法を検討したい。学部は12の団体が登録されているが、そのうち今年度は教育子育て学科、国際交流学科、地域おこし学科の3つの学科を開設している。教育子育て学科では、子ども、自然、命のつながりをテーマにリズム遊びや自然体験を通じた子どもたちの発達や心と命のつながりの大切さを学ぶことを狙いとしている。国際交流学科では、喜劇「ロミオとジュリエット」を通じた異文化体験により、国の文化の違いを知ることを狙いとしており、また国際的コミュニケーション能力を高めることも目指している。地域興し学科では、フェイスブックを通じて大津の魅力を発信することをテーマに、実際にフェイスブックを体験いただき、また世界に情報発信することにより、大津町に親しみを持ってもらうということを狙いとしている。学

科生の中に若い方の参加もあるが、今後多くの方に参加してもらうにはどうすればよいかなど、運営委員会において検討していきたいとの答弁でありました。

委員より、財政調整基金の積立額について質疑があり、今回の財政調整基金への積み立ては24年度繰越額の確定に伴うもので、繰越額の2分の1を下回らない金額と余剰金を積み立てているとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第55号関連、平成25年度大津町一般会計補正予算（第3号）は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、平成24年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず、議会事務局関係で、委員より、会議録の筆耕反訳の委託をしているが、佐賀県武雄市では議会議中継の画像に文字が表示されており、会議録の作成は早くできているのではないかと。議会だより編集するためにも、会議録の作成は早くできたがよいとの質疑に対し、執行部より、武雄市の議会議中継は電話回線を利用して委託会社へ音声を送信し、2名の職員にて反訳後、中継画面に文字が表示されているが、誤字脱字は了承したいとの思いは周知してあるとのこと。当町では、テープを送ってから数回のやりとりを行うので1カ月以上かかっている。武雄市の場合、会議録の作成期間は早くはなるようだが、議会議中継後、直ちに作成されているものではないとの答弁でした。

総務部総務課関係で、委員より、コミュニティ保険料の支払い実績と今までに保険の対象外となった事例はあるか。また、休業補償はあるのか。掛金を増やせば充実するのかとの質疑に対し、執行部より、平成24年度の実績は4件111万円の支払いで、対象外の事例はない。基本的にコミュニティ活動でのケガであれば保険の対象となるが、休業補償はなく、コミュニティ活動における最低限の保険となっているとの答弁でした。

委員より、西原カントリー土地賃借料収益分集収金の内訳と草地の入会権は永久に消滅しないのかとの質疑に対し、土地名義は大津町・西原村の共有となっているので、西原カントリーから大津町、西原村にそれぞれ270万円の支払いがあり、その6割162万円を入会権者協議会に支払っている。草地などを利用する権利を持っていた内牧、外牧、錦野、岩坂、中島地区で構成された大津西原共有原野入会権者協議会へ支出をしている。入会権は、人も代わり入会権自体がなくなるのではないかと。の話もあるが、なかなか複雑な制度で、相続するとも聞いており、難しい権利であるとの答弁でありました。

委員より、老人ホーム跡地はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、場所的には室地区の中心部にあり、ゆくゆくは取り壊しが必要と考えているが、取り壊しに概算で2千万円ほどかかる。その後活用できることを考えて、交付金、補助金を利用してやっていきたいと考えている。売却または地元活用など具体的には決まっていないとの答弁でありました。

委員より、カーブミラー設置工事費の不用額が大きいと。要望どおり設置されたのか。予算は可能な限り生かして地元の要望を叶えていただきたいとの質疑に対し、執行部より、各区からの要望箇所を交通安全協会大津支部役員と一緒に現地調査を行い設置をしてきた。要望数33個に対して18個

設置し、15個については必要性がない、あるいは地主の承諾が難しいことなどで設置を見送った。不用額は補正するべきだったと反省をしている。また、カーブミラー修繕は20カ所行ったとの答弁でした。委員より、防犯灯の点検は定期的に見回るとの質疑に対し、執行部より、年度当初の入札で大電工に委託している。住民からの報告などを受けて1週間以内で交換しているが、機具交換の場合には時間を要することもあるとの答弁でした。

委員より、大津東区の水銀灯は自治会負担であり、改善の要望は上がっていないかとの質疑に対し、執行部より、東区の水銀灯は自治会管理であるが、将来はLEDに切り替えることなど具体的なことが決まれば、地元と協議をしていきたいとの答弁でした。

委員より、消費者生活相談はどこに委託しているのか。また、主な相談内容は何かとの質疑に対し、執行部より、NPO法人熊本県消費者協会に委託している。多重債務とインターネットによる料金トラブルによる相談が多かったと答弁がありました。

委員より、町長選挙と町議会議員選挙の同日選挙について、かなり経費削減ができたようであるが、不用額については3月補正に間に合わなかったのか。また、次回選挙日程はどのようになるのかとの質疑に対し、執行部より、時期的に3月補正に間に合わなかった。次回の選挙は町長の任期が2月10日、議員の任期は2月末日となり、選挙は任期満了日の前の31日以内を実施することになるので、同日選挙となれば2月最初の日曜日になるかと考えられるとの答弁でした。

委員より、選挙のポスター掲示板について、多々良区に設置がないのはなぜかとの質疑に対し、執行部より、新たに住宅が増えた地区には掲示板を増やしているが、他の地区は従来のみである。現在、選挙管理委員会において投票区の再編についての検討がなされているので、平成27年度の県議会議員選挙までには投票区の編成と併せて見直しができるか考えているとの答弁でした。

委員より、主要な施策の成果で、消防本部負担金の今後の方針の中で、一部事務組合すべてに言えることであるが、厳しく査定していく必要があると書いてあるが、これはどういう意味かという質疑に対し、執行部より、消防本部以外の事業も広域連合で構成されており、消防本部だけでなく全体的な査定が必要ではないかという意味であるとの答弁でした。

委員より、消防施設の事業費の修繕費の予備費流用は何か。いざというときに防災無線が使えないといけない。万全の対処が必要ではないかとの質疑に対し、執行部より、雷により防災無線の親機の基盤損傷と現場にある子機再送信局の損傷があり、修繕に間に合わせるために充用した。故障がないように設置業者と協議し、対策を進めたいとの答弁でした。

総務部税務課関係で、委員より、固定資産課税土地評価業務委託の契約は随意契約かとの質疑に対し、執行部より、5社による指名入札を行い、九州不動産鑑定書と契約をしているとの答弁でした。

委員より、大津町の面積は約100平方キロメートルだが、主要な施策の成果に記載されている土地課税面積は61.7平方キロメートルとなっているがとの質疑に対し、執行部より、道路・水路・学校等の土地は非課税となっている。また、納税義務者ごとに名寄せをした課税標準額が30万円未満の場合は課税されないため、これらを除いた課税面積となっているとの答弁でした。

委員より、国土調査修正測量業務委託の内容について質疑があり、執行部より、相続登記相談の際、

調査をした結果、昭和45年平川地区、昭和55年大津地区で行った国土調査の際に字界にあった農地について、国土調査の成果として重複登記になっていた農地の修正登記のための測量であるとの答弁でした。

委員より、不納欠損と執行停止の違いについて質疑があり、執行部より、執行停止は支払い能力がなく、処分する財産もないなど、地方税法第15条の7第1項の各号に該当する場合に、差し押さえなどの滞納処分の執行を停止するものである。不納欠損は、法定納期限から5年間滞納処分等を行わなかった場合などの消滅時効等により徴収不能となった場合に行う決算上の処理である。また、執行停止を行った場合、3年で不納欠損になるとの答弁でした。

委員より、国民健康保険税の執行停止件数が256件、不納欠損件数が319件となっているが、これは世帯数ということかという質疑に対し、執行部より、執行停止件数256件は、納税義務者数なので世帯数と同一である。不納欠損件数は課税年度ごとに計算し、世帯数では243世帯であると答弁がありました。

総務部住民課関係について、委員より、住民課の法律相談と健康福祉課の心配ごと相談の違いは何かとの質疑に対し、執行部より、住民課の法律相談は弁護士が相談を受けるが、予約制で直接住民の方が申し込みをされる。相続、離婚等の相談が主である。それ以外に心配ごと相談や消費生活相談など、それぞれ担当課が異なるが、包括支援センターを経由しての相談が多く、横の連絡を密にするよう努力をしているとの答弁でした。

消費者金融等の相談は減っているかとの質疑に対し、執行部より、消費生活相談で多重債務相談を受けているが、年々増加をしている状況であるとの答弁でした。

委員より、町営住宅の地震による災害補償はどうなっているか。入居者の方が地震で建物が倒壊したことによりケガなどをした場合、補償されるのかとの質疑に対し、執行部より、公営住宅火災共済に加入しているが、地震では住宅災害給付金は該当しない。建物については住宅災害見舞金が地震でも支払われることがあるが、入居者については該当しない。

委員より、入居者について別の保険はないのかとの質疑に対し、執行部より、今のところないと思われるが、総合賠償責任保険で町に瑕疵が認められれば地震でも該当する場合もあると思われるとの答弁でした。

委員より、空室の住宅戸数の中に平川、矢護川団地も含まれるのか。空室があれば、早く募集をかけてもらいたいとの質疑に対し、執行部より、空室が発生したら早急に改修等を済ませ、円滑に対応したいとの答弁でした。

総務部人権推進課について、委員より、団体活動助成金について部落解放同盟大津支部の支部員は何名か。活動費が支出をされているが単価はいくらか、延べ人数、実人数と、多い方はいくら支給されているかの質疑に対し、執行部より、会員は約40名である。活動費の単価は1人1日5千円、延べ人数は359人、実人数は21人、多い方は1人で63回、22万9千円支給されているとの答弁でした。

委員より、人権対策費の主要な施策の成果について、最近発生している差別事象の内容はどのよう

なものかとの質疑に対し、執行部より、平成21年から22年に掛けて小中学校における差別発言、また24年7月に町学校人権教育研究会総括会で差別発言が発生している。25年5月に護川小学校正門前のポールに差別落書きがあった。また、同7月に大津町役場に不動産業者から大津町に同和地区はありますかという土地差別の電話がかかっているとの答弁でした。

委員より、差別事象に対し、以前行われていた確認糾弾は行われているかとの質疑に対し、執行部より、これまで人権問題に対しての取り組みを行い、理解をしていただいております、以前は糾弾があったが、現在は差別事象の原因や啓発などを含めた課題解決のための学習会などが行われているとの答弁でした。

委員より、地対財特法はいつ期限切れになったか、またその後の対応はどうかとの質疑に対し、執行部より、地対財特法は平成14年3月に法律が失効となり、その後は一般対策により同和問題をはじめ人権問題に対しての取り組みを行ってきているとの答弁でありました。

企画部企画課につきまして、委員より、新エネルギー等推進事業の成果で、財源は26万6千円だけだが、事業の内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、旅費や消耗品費、時間外勤務手当などであるが、新エネルギー等推進事業では、国の固定価格買い取り制度を活用する関係で、メガソーラーの設置を計画している事業者や遊休地を持つ地元地権者、各種規制関係を扱う国・県などとの協議、調整などに取り組んでおり、費用だけでは見えにくい内容となっているとの答弁がありました。委員より、事業者等が主体的になって取り組むメガソーラー事業などだけではなく、新エネルギーを導入することで町内の業者や住民がいかに利益を得るかが大切ではないかとの質疑に対し、執行部より、新エネルギーの導入には多額の費用を要するという点から課題が大きい。新エネルギーに加え省エネルギーの観点からITを使い家庭内のエネルギー消費を最適に制御するスマートハウスのような取り組みなどを検討しているとの答弁でした。

委員より、地域づくり活動支援事業の平成24年度の実績はどうかとの質疑に対し、執行部より、17団体が取り組みをされ、事業費に対し2分の1の補助、158万5千円を補助しているとの答弁でした。

企画部企業誘致課について、委員より、株式会社中九州クボタ本社が立地されたが、企業誘致の成果かとの質疑に対し、執行部より、製造業という判断ができなかったため、特に協定の締結はしていない。しかし、農政課関係では町との協定が締結をされているとの答弁でした。

委員より、平成24年度の協定件数実績はどうかとの質疑に対し、執行部より、昨年度の協定締結は4件、投資額は3億円から19億円で、設備等の増設のみである。協定件数は、新設・増設等に伴う設備投資での協定で、企業と大津町との協定で熊本県が立ち会いをされた協定件数となっているとの答弁でした。

委員より、熊本県企業誘致連絡協議会の負担金が大津町で30万円、会員数が約160社ということだが、どのような活動をされているかとの質疑に対し、執行部より、県内への企業誘致による活動と会員の事業活動を側面から支援する活動が主になる。展示会や各種セミナーなどで、熊本県のブースを設置して情報提供、企業と技術などの研修や交流会、市町村職員研修の開催などの活動が行われ

ているとの答弁でした。

会計課関連で、委員より、公金のペイオフ対策は十分に行われているかとの質疑に対し、執行部より、公金管理は、歳計現金、歳計外現金は全額補償される決済性預金で管理し、各基金については定期性預金として町内の5つの金融機関からの起債借入金との相殺を基本として預金配分を決め運用をしているとの答弁でありました。

これで質疑を打ち切り、討論はございませんでした。

採決の結果、認定第1号関連、平成24年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成で原案を認定することと決しました。

最後に、陳情第1号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情書につきまして、陳情者より陳情の説明を受けた後、質疑を行いました。主なものについて報告します。

委員より、消費税が3%から5%になったとき税収が増えなかった。その理由は何ですかとの質問に対し、陳情者より、駆け込み需要は増えましたが、その後、消費の需要は伸びなかったためですとのこたえでした。

委員より、将来的に増税しなくてもいいのかということについてはどうですかとの質問に対し、陳情者より、増税は必要と思いますが、その財源をどこから出すかということです。企業の中で0.1%の大企業が社会的責任を果たすことが必要です。大企業全体で260兆円の内部留保を蓄えています。その1%を使うだけでも労働者の賃上げをすることができます。社会保障のためということならば、循環型社会をどうするかということですとの答えでした。

委員より、消費税は広く薄く負担していかないといけない。少子高齢社会に対応していかなければいけないのでやむを得ない。大企業ばかりに頼るのではなく、皆が徐々に負担をしていかなければいけないと思いますがどうでしょうかとの質問に対し、陳情者より、所得が低いほど消費税率の負担が高くなります。高額所得者ほど消費税率の負担は低くなります。大きな利益を上げている大企業は国民にきちんと還元することが企業のモラルだと考えますとの答えでした。

陳情第1号について、討論はありませんでした。

採決の結果、陳情第1号について、全員賛成で不採択とするべきことに決しました。

以上で総務常任委員会における審議の経過と結果の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。

午後0時02分 休憩

△

午後0時57分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 反対討論を行います。

まず、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。長引く経済不況の中で、町民の暮らしはますます苦しくなる一方であり、とりわけ貧困と格差が広がっている状況であります。そもそも地方公共団体は、地方自治法第1条の2項で住民の福祉の増進を図ることを基本とすると法で明記化なされております。これに照らして、我が町は子育て日本一のスローガンを掲げておりますが、一般質問でも行いましたが、現在の保育の待機児童対策がまさに後手後手となっている状況であります。実際、保育所を利用されている若い子育て世帯の所得状況を見ますと、この5年間で低所得世帯が年々増加をしております。その上に所得の少ない世帯ほど近隣自治体より高い保育料となったまま何ら改善がなされておられません。賃金給与が低下し続ける中で、夫婦共働きで頑張らないと生活もままならないにも関わらず、いざ働こうとすると保育所に入れない、待機児童の判定は国に言われるがままに意図的に少なく判定がなされております。子育て世帯の、特に女性が働くことを非常に困難な状況としたままでいることは、男女共同参画宣言をしている町の方針にも反していると思います。こうした点を来年度予算編成に強く反映をさせて、直ちに子どもたちの良好な保育環境が整備、着手されることを求めるものであります。

また、同和対策事業、そのための特別立法が廃止をされましてから12年になります。今回の決算委員会で差別事象として不動産業者から同和地区の問い合わせがあげられておまして、こうした問題に啓発をすることは当然ではありますが、行政が特定の地域、特定の団体を特別扱い続けることは、同和問題の解決に逆行し、ひいては人権対策の施策に反していると思うものであります。こうした同和対策についても先進地では既に過去の同和対策事業を総括して、終結宣言、あるいはそのための記念式典を行って一般行政への移行が完了している自治体が多数見受けられるにもかかわらず、我が町は旧態依然としている状況であります。こうした点が来年度予算、また来年の事業施策に反映されまよう平成24年度一般会計予算決算について反対をするものであります。

次に、認定第2号、平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算の中で国民健康保険税の不能欠損額は319件、2千751万円にも上ります。また、執行停止は258世帯、4千540万円ともなっております。そもそも国民健康保険法の第1条では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康保険の向上に寄与するとしております。つまり、国民健康保険は社会保障制度であるにもかかわらず、払いたくても払えない、そういう世帯が多数続出をしているわけです。意図的に税金を払わない人は別として、国民健康保険税があまりにも高すぎて払えない、国保税をもし払えば生活が成り立たない。だから、こういう決算状況になっているのではないのでしょうか。そうでありますならば、最初からこうした払いたくても払いきれない、そういう人たちのために国民健康保険税の引き下げ、免除、減免、こうした制度を改善するべきであると思ひ、反対をするものであります。

次に、認定第5号、平成24年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります

が、決算書を見ますと不納欠損額が介護保険料において221万円発生しております。また、収入未済額が804万円に上っております。この収入未済、あるいは不納欠損は、もともと年金が1カ月1万5千円に満たない、そういう人たちが大半であると考えられます。1カ月1万5千円未満の、それで生活する高齢者、そこにこうした保険料を課すことは、まさに人権問題であり、高齢者の生きる権利を奪うものと言わなければならないと思います。確かに介護保険制度は私の母親も、今、介護を呼んでお世話になり、ヘルパーさんやデイサービスなどで大変お世話になって、この制度そのものは必要な制度であると思いますが、しかし何百人にも相当するこういう高齢者の皆さんが保険料を払えない状況にあることを放置すること自体が憲法に反する、生存権の侵害であると言わなければならないと思います。そういう意味で、この決算認定について反対をするものであります。

次に、認定第7号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。こちらでもまた民主党政権時代に高齢者を75歳以上に区切って医療の差別を持ち込む制度として、また姥捨て山制度と言われて廃止の方針が示されたにもかかわらず、相変わらずこの制度が存続なされております。75歳になって、本来長生きを喜び合うのが本来の社会保障制度であるにもかかわらず、医療差別や高齢者が増えれば年々保険料が高くなっていくという仕組みそのものが問題だと言わなければならないと思います。一刻も早くこうした差別制度が改善されることを願って、反対をするものであります。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいま認定について反対の討論がありましたが、私はその逆でありまして、認定第1号、2号、5号、7号、すべてにおいて賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まず、認定第1号についてであります。反対の指摘、理由といたしまして、保育環境の整備ということが指摘されておりました。それと同和問題のことでありますけれども、この保育環境の整備というものは、非常に読みづらいものもある。これからどうやってそういった環境を整えていくか。ニーズというものも時代とともに変わっていきます。それにきちんと行政が追いついていくかということ、これはなかなか難しいものがあると思います。しかしながら、きちんと行政としましては、できる範囲で、今やれる範囲でやっているのは、この今までの審議の中で明らかでありまして、それに追加分としてその待機児童が発生をどんどんしている状態。これは、ある意味大津町の発展の意味でありますから、喜ばしい状態ではあります。それに対する誤差というものも生まれてくるのは、これはなかなか完璧なことができないという現れであるかもしれません。しかしながら、我々この議員としても、できる範囲、それは予算の範囲内ということ、どれだけでも予算を組むわけにはいきません。やはり予算というもの、税金、料金、そういったものを考えますれば、その負担する方々の立場、こういったものもきちんと考えなければこういったものは成り立たないということでありまして。一部の人たちの要望だけを聞いて、それで国が成り立つか、町が成り立つか考えたときには、やはり総合的な判断の下に、この保育環境のみならず様々な環境整備はしていかなければならない。そし

て、全体の福祉を高めていかなければならないというのがこの認定第1号の趣旨でありまして、これが町の運営と私は思っております。ですから、この高度なバランスを取ることというのが非常に重要であると私は考えておりますので、できる範囲ではやっておりますし、これからも問題となる点については改善に努めていくという、今までの町長の答弁もあることでありますので、これからも、25年度にしても、これからの26年度にしても、様々な改善がなされていくし、24年度中に改善がなされた点というものも多々あると私は存じております。

以上のようなことから、認定第1号に対しましては、賛成の立場から討論をするものであります。

そして、また国民健康保険特別会計歳入歳出決算と、また介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。これもまた賛成の立場で討論しますが、実際、国民健康保険がなかなか医療給付費という形で追いついていかないということで、一般財源の投入というものがされてきました。その一般財源は誰が納めたのかということでもあります。私は社会保険に入っておりますけれども、社会保険の方が、また国民健康保険のための納税した形になります。また、共済保険の方々も一緒であります。要するに二重払いということです。ですから、今、国保、社会保険、共済というものを一緒にやろうというような国での動きがあるのはご存じかと思っておりますけれども、やはり国民皆保険というものを維持して、今後もこの国の形をきちんとつくっていくためには、やはりこういった、今現在の会計のやり方はベストでありまして、線をきちんと引いて、国保の今置かれた立場というものを認識して、医療給付が膨らまないように町とするならば健康維持のためにいろんな施策をやっているところですから、やはりそういったところも引くくめて考えなければ、数字だけを出してはなかなか町の運営も、国の運営もおぼつかないと思っております。

そして、また介護保険についてもしかりであります。若者の中には、果たして自分たちがそんな年齢までに生きるかどうか分からないという人たちまで今は出てきております。そういった方でもきちんと負担をして、そして様々な事情がありながらも介護保険があるために助かっておられる方々もたくさんおられるという事実があるということでもあります。ですから、介護保険自体、まだまだ紆余曲折が見込まれますけれども、今後も皆様方が長寿であって、健康であって、この国に生まれて、この町に生まれてよかったというふうなまちづくり、国づくりを進めていくためには、こういった制度はきちんと線を引いて維持していくべきであると思っております。そして、また25年度中におきましてもいろんな改善をやはり我々は知恵を絞って出していかなければならないと思う次第でありまして、24年度の認定については、賛成の立場から討論するものであります。

そして、また最後に後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでありますけれども、これについても私は賛成でありまして、当初この後期高齢者というものが出てきたときにびっくりしました。本当に人に対して前とか後ろときですね、何か不用な人間のごとくこういった名称を付けたんじゃないかといって非常に憤慨したこともありましたけれども、今、この後期高齢者医療特別会計制度については、軟着陸を目指して会計制度が緩やかに今から先の介護や国保と合致合ってうまく回転するように考えられて、毎年のごとく、これも改善の手が付けられていると私は考えておりますので、これからの、今現在の高齢社会を考えましても、今はこの会計制度は残していくべきかなと考えます。

これからの改善に期待したいと思います。

以上のような点から、認定の1号、2号、5号、7号について、賛成の立場から討論をするものがあります。議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今度は、賛成討論を行います。

陳情第1号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情についてであります。ご承知のとおり、自民党、民主党、公明党の3党合意で消費税増税法案が通り、しかし付帯決議として、時の経済状況、国民の生活状況を見極めるということで、安倍首相も来月に入ったらどちらかに決定をするとされております。そういう意味で、消費税増税は仕方がないという国の政策誘導が盛んにマスコミを使って行われてまいりましたが、それにも関わらず最近の世論調査、新聞報道でも消費税増税に反対をするという意見が半分、あるいは過半数、そういう人たちが消費税増税に反対表明がなされております。今回の陳情の趣旨でも、消費税は低所得者ほど重い、まさに逆転をした不公平な税制であるとなされております。ある音楽企業の社長さんが、私は富裕層ではないということで、今、メディアを賑わしているようでありますが、約6億円の年収があるにもかかわらず自分は富裕層ではない。しかも、50%の税金が課せられるのは我慢がならないとおっしゃっているそうではありますが、ところがこの方は株式の配当等も含めておまして、実際支払っている税金は各種の優遇措置のお陰で35%しか税金、社会保険料も含めてしか払っていないにもかかわらず、50%も税金が掛けられているとってメディアでおっしゃっているわけでありまして。現在、1千万円や2千万円、そういう年収の方でも3割程度の税金を払っておられるにもかかわらず、5億円も6億円もあるのに実際は35%しか税金を払っていないという大変不公平な税金の制度の放置がなされて、まさに富裕層優遇税制が何ら手を付けられていない状況であります。また、この不況の下で消費税を増税すれば、消費はさらに落ち込んで、結局国全体の税収は増えない、こういう結果に陥っていく可能性が大であります。実際、1996年度から2010年度に掛けて3%の税率が5%に引き上がったときはどうか。そのときは2%消費税が上がり、約5兆円消費税収が増えましたが、ところが法人税収は約10兆円減少しております。また、所得税、住民税も4兆円減少しております。トータルで14兆円の税収が消費税を上げたがために、その後減収となっているわけでありまして。つまり消費税に賛成の方もおられるかもしれませんが、しかし、今この大変なデフレ経済から脱却できていない、賃金は下がる一方、価格引き下げ競争が全く改まらない、そういう中で、消費税の増税をすることは税収が落ち込み、ひいては日本経済がさらに落ち込んで大変な悪循環に陥っていくことは私は明らかなだと思っております。そういう意味で、陳情書にもありますように、住民の暮らし、また地域経済、そして私たちの自治体財政はもちろん、日本経済全体のことを考えても、今、この段階で消費税の増税を強行することは、暮らしはもちろんであります。経済がさらに落ち込んでしまえば、まさに元も子もないという状況にあると私は考えております。実際、与党の自民党の中からもそういう危惧の声が上がって、また経済界の中からもそういう声が上がっております。トヨタの社長自身が消費税が上がれば新車の販売が大きく減

少をすると延べられたそうでありますが、そうであるならば賃金を引き上げるこそが物が売れて、経済が回復をすると、そういう道であると私は確信をいたしております。

最後に、いろいろ賛成・反対の意見はあるかと思いますが、今現在の時点で増税の中止を求める、このことについて一致して私は望むべきだと思うものであります。皆様のご賛同をよろしく願いを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 私は、陳情第1号に対して、反対の立場から討論をいたします。

先ほど認定に対して私は賛成の立場をして、みんなが負担をしましょうよという形で言いました。実際、この消費税というもの、考えてみますれば、先ほどの反対の討論の中にも国保税が高い、保育料が高い、だから安くしろ、しかしながら施設をつくるにはお金が要る、どこから持ってくるんだいという話です。結局ですね、福祉を求める、施設整備を求める、財源はどこに求めるのかという問題です。求めるのは求めて、払うのは嫌だ、合致合わないということです。こういったことばかり言ったら、本当に国はつぶれてしまいます。実際、消費税が上がるのは私も個人としては嫌です。しかしながら、そういった福祉の維持をするために、我々は残念ながらこれに賛同するしかないじゃないかという形になったんですよ。ですから、何もかも自分は払うのは嫌だ、かといって福祉やいろんなものでその町は見るべきだ、国は見るべきだと、そんなことばかり言っとったら国はつぶれますよ。どこから財源を持ってくるかということです。そういったことの足し算、引き算というものをきちんとして、やはり討論はするべきだと私は考えますので、実際、その二重払いというのを私は先ほど言いましたけれども、あれだけでも本当は私は憤慨しているところであります。そして、また消費税というもの、この直間比率というものは早くから手を付けなければならなかったんです。遅かったということが今になって、やはりこういった時代になってしまったけれども、私はその消費税の低所得者の方々に対する逆進性というものは非常に危惧しております。それに対して、今日の新聞にも載っておりましたが、それに対する手当として、皆様方に現金支給をやろうかという案まで出てきております。苦肉の策だと思います。福祉は維持しなければならない、この高齢化社会でも日本に生まれてよかったと、そしてこの皆様方の健康を願って、そして今からの担い手の子どもたちの成長を担って、そのための増税なら致し方なしと私は理解でありますので、この陳情に対してはどうしても反対するものであります。

そして、また6億円ぐらいの所得がある方が私は裕福ではないとかいうことについて先ほどのべられましたけれども、人は人です。お金があったからと言って裕福とは限りません。私は福沢諭吉の辛苦の中で、人としてですね、一番醜いことは他人の生活をうらやむことだというものがあります。人が、たくさん所得があるからちっとぐらい出したっていいじゃないかというような言い分は通すべきではないと思います。非常に人としての問題になりますので、これはそれこそ人権問題です。これに非常に私は憤慨いたします。

そういうことから、陳情第1号は、私は断じて反対ということを申し述べたいと思います。議員各

位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第50号、大津町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、大津町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり

り可決されました。

次に、議案第61号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成24年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、平成24年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、平成24年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、平成24年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、陳情を採択します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。陳情第1号、国に対して消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号、国に対して消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中

の継続調査をすることに決定しました。

**日程第4 議案第62号から日程第8 同意第2号まで一括上程
提案理由の説明、質疑、討論、表決**

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、議案第62号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第8、同意第2号、大津町固定審査評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの5件を議題とします。

お諮りします。議案第62号から同意第2号までの5件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なり」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号から同意第2号までの5件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決、ご認定をいただき、誠にありがとうございました。今後もご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は8月25日の豪雨による道路河川の災害復旧に係るもので、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8千886万1千円としたものでございます。

議案第62号につきましては補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号、生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事請負契約の締結について及び議案第64号、運動公園太陽光発電設備等設置工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は7月10日に条件付き一般競争入札の公告を行い、8月30日に入札を実施いたしました。入札の結果、議案第63号、生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事請負契約の締結については、西原建設工業・九電工特定建設工事共同企業体、代表者菊池郡大津町大字引水752番地、株式会社西原建設工業、代表取締役鈴木秀和様と1億762万5千円で工事請負契約を、また議案第64号、運動公園太陽光発電設備等設置工事請負契約の締結については、熊本市中央区九品寺3丁目15番7号、西日本システム建設株式会社、代表取締役社長柏尾敬秀様と5千295万1千500円で工事請負契約をそれぞれ締結したいと思うものでございます。

議案第63号及び議案第64号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または

処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号、平成25年度防災行政無線戸別受信機購入についてでございますが、この物件の指名業者につきましては、現在までの指名入札実績を総合的に勘案し、8月30日に指名競争入札を実施し、入札の結果、熊本市中央区神水2丁目10番7号、日本無線株式会社熊本営業所所長古賀明様と840万円で購入契約を締結したいと思うものでございます。

議案第65号は、備品の購入でございますので、議会議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第2号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現審査委員会委員の杉水英治様が平成25年9月24日に任期満了となられますので、再度、菊池郡大津町大字室247番地11、杉水英治様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思うものでございます。杉水英治様は、司法書士として固定資産の評価について学識経験を持たれ、1期3年間審査委員会の委員として活躍され、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決・ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、人事案件以外については、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第62号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。今回の補正は、先ほど町長のほうから説明がありましたように、8月25日の豪雨による町道及び河川の災害につきまして、早急な復旧を行うために費用の追加をお願いするものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額をそれぞれ111億8千886万1千円とするものです。

補正予算に関する説明書の11ページをお願いいたします。歳出を説明いたします。款11、項2、目1公共土木災害復旧費のうち節14使用料及び賃借料150万円は、河川の岩や流木、また道路に堆積した土砂など合計8カ所分を撤去するため重機等を借り上げるものです。節15工事請負費140万円につきましては、町道の法面、路肩の復旧工事3カ所分の費用になります。款13、項1、目1予備費により財源調整をしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第63号、生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案集は2ページから3ページ、説明資料は1ページから3ページ

になります。

今回の工事請負契約案件は、生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事で、建設工事の種類としては建築一式と電気になります。公共工事等の入札に際しましては、ご存じのとおり大津町財務規則入札心得、そのほか関係規定等によりその業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定いたしております。その中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、特定建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に係る部分についてご説明申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど教育部長からご説明をいたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。まず、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。今回の工事は、経済対策によります平成24年度繰越事業で、工期末を平成26年2月21日といたしておりますところから、次の要件を入札参加資格要件といたしました。建設工事の種類は建築一式と電気になります。共同企業体の構成員数は2者といたしております。建設工事の種類及び共同企業体への構成員数については、今回の工事費が1億円以上であり、国からの社会資本整備総合交付金の補助対象事業で一体的な取り扱いであり、その工事内容が屋根の防水改修と太陽光設置を組み合わせたもので、工期内の適正な工事及び管理が必要であります。このような工事の場合に異業種JVを構成することにより各構成員は請け負った工事をあらかじめ許可業種に係る工事種類に分割し、それぞれが分担した工事について責任を持って施工することになります。特に供用中の施設について、利用者の安全を確保しつつ工事を行う必要があるとともに、周辺環境への配慮が特に要求されるものであり、工事の各段階で専門的な能力を持ったそれぞれの専門工事業者と発注者との間のきめ細かな意思疎通が図られるものであります。建築一式と電気を分離発注することにより、ただいま申し上げましたような優位性があることで今回初めての異業種の組み合わせによる特定建設工事共同企業体といたしております。

次に、格付け等級または経営事項審査の総合評定値でございますが、その共同企業体の格付け構成を代表構成員が町格付けA、構成員2が経営事項審査の総合評定値800点以上といたしております。総合評定値800点以上といたしましたのは、予定価格が1億979万8千500円と高額になること、また美咲野小学校建設時の電気設備工事において800点以上で入札公告を行っており、前回との整合性及び競争原理の必要性並びに平成24年度繰越事業で工期末を平成26年2月21日となっていることから、熊本県の格付け基準に準じて総合評定値800点以上といたしております。

次に、営業所の所在地で、代表構成員は大津町内に主たる営業所を有すること、構成員2は九州内に主たる営業所を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、企業体の代表構成員は、平成15年度以降、元請けとして熊本県内において完成したRC造りの建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築・増築・改築または改修工事の施工実績を有

することといたしております。

次の構成員2は、平成15年度以降、建築物の電気工事で元請けとして熊本県内において完成した電気設備一式工事で、請負金額が5千万円以上の電気設備一式工事の施工実績を有することといたしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件として代表構成員は①で、先の施工実績に関する事項の工事の施工経験を有すること、原則として全工程に従事していることを要するとしています。②で、建築一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有するもの、③では当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものといたしております。構成員2は、①で、同じく先の施工実績に関する事項の工事の施工経験を有すること、原則として全工程に従事していることを要するとしています。②で電気設備工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了書を有する者。③では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとして、すべての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどを入札の参加要件として、平成25年7月10日に条件付き一般競争入札の公告を行わせていただいております。

次に、2ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。工事名は、生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事です。工事内容については記載のとおりですが、詳細につきましては後ほど教育部長からご説明いたします。本案件は、共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った5者すべてに入札参加資格が確認されております。案件は、共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った5者すべてに入札参加資格が確認されております。その後、8月30日に入札参加者5者で入札を実施いたしました。入札参加者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、西原建設工業・九電工特定建設工事共同企業体、代表者菊池郡大津町大字引水752番地、株式会社西原建設工業代表取締役鈴木秀和様が1億762万5千円で落札となっております。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成26年2月21日までといたしております。なお、予定価格につきましては、左下の欄に記載しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第64号、運動公園太陽光発電設備等設置工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案集は4ページから5ページ、説明資料は4ページから6ページになります。

今回の工事請負契約案件は、運動公園太陽光発電設備等設置工事で、建設工事の種類といたしましては電気工事になります。公共工事との入札に際しましては、議案第63号と同様に大津町財務規則入札心得、そのほか関係規定等により業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために、一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定をいたしております。その中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、特定建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に関係する分につきましてご説明申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど教育部長のほうからご説明をいたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。まず、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。今回の工事は、先ほどと同様に経済対策によります平成24年度繰越事業で、工期末を平成26年1月15日といたしておりますところから、次の要件を入札参加資格要件といたしました。建設工事の種類は電気になります。次に、経営事項審査の総合評定値でございますが、経営事項審査の総合評定値800点以上といたしております。総合評定値800点以上といたしましたのは、予定価格が7千万円以上と高額になること、また議案第63号と同様に美咲野小学校建設時の電気設備工事におきまして800点以上で入札公告を行っており、前回との整合性及び競争原理の必要性並びに平成24年度繰越事業で工期末を平成26年1月15日となっていることから、熊本県の格付け基準に準じて総合評定値800点以上といたしております。

次に、営業所の所在地で九州内に主たる営業所を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績としては平成15年度以降、元請けとして熊本県内において完成した電気設備一式工事で、請負金額が6千万円以上の電気設備一式工事の施工実績を有することといたしております。配置予定技術者に関する事項では、その資格要件として、①で先の施工実績に関する事項の工事の施工経験を有すること、原則として全工程に従事していることを要するとしています。②で、電気設備工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者、③では当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとして、全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどを入札の参加要件として、平成25年7月10日に条件付き一般競争入札の公告を行わせていただいております。

5ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。工事名は、運動公園太陽光発電設備等設置工事です。工事内容については記載のとおりでございますが、詳細については後ほど教育部長からご説明をいたします。本案件は、条件付き一般競争入札ということで、以前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った12者すべてに入札参加資格が確認されております。その後、8月30日に1者辞退のため入札参加者11者で入札を実施いたしました。入札参加者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、熊本市中央区九品寺3丁目15番7号、西日本システム建設株式会社代表取締役社長柏尾敬秀様が5千295万1千500円で落札となっております。工期は、議会議決承認を経て町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成26年1月15日までといたしております。なお、予定価格につきましては、左下の欄に記載しておりますので、以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第65号、平成25年度防災行政無線戸別受信機購入についてご説明申し上げます。議案集は6ページから7ページ、説明資料は7ページから11ページになります。

はじめに、防災行政無線戸別受信機の購入の理由についてご説明申し上げます。現在の大津町防災行政無線は、平成20年から平成22年に掛けてデジタル化への整備が行われ運用されておりますが、いつ、どこで発生するかわからない大規模災害等に備えるため防災行政無線戸別受信機を防災リーダー

である区長さん等に配付し、災害情報を迅速に伝えるとともに、地域住民に対する防災行動を促すもので、防災行政無線システムの通報を受診するための防災行政無線戸別受信機を購入するものであり、通信機器を取り扱う業者からの調達となります。

次に、入札手続き及び結果についてご説明申し上げます。入札の方法については、まず一般競争入札の実施を検討しましたが、指名することによって過去の入札・落札の実績に伴い発注する要件等を適正に履行できること。また、競争性などの理由により一般競争入札よりも指名競争入札による調達が町にとって有利であることから、今回の調達は指名競争入札により行うことといたしました。業者の選定につきましては、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づく入札参加者名簿に登録された者のうちから県内の事業所があり、条件を勘案しながら専門性や実績を備えた4者を選考し、8月30日に入札を実施いたしました。

説明資料の7ページで防災行政無線戸別受信機購入の概要及び入札結果についてご説明させていただきます。品名は、平成25年度防災行政無線戸別受信機でございます。使用及び装備品につきましては、防災行政無線戸別受信機200台で、本体と付属品等ではありますが、後ほど詳細についてはご説明申し上げます。購入金額は840万円です。納期は、平成26年2月28日までといたしております。購入の相手方は、熊本市中央区神水2丁目10番7号、日本無線株式会社熊本営業所所長古賀明様でございます。入札参加者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。なお、予定価格につきましては、左下の欄に記載いたしております。

説明資料の8ページから11ページをお願いいたします。防災行政無線戸別受信機の購入目的並びに概要を申し上げます。1の購入目的につきましては、先ほどご説明しましたように、大規模災害等に備え、防災リーダーである区長さん等に配付し、災害情報を迅速に伝えるとともに、地域住民に対する防災行動を促すものでございます。3番の配置予定先は、行政区嘱託員、民生委員児童委員、町議会議員、町幹部職員、福祉避難所等でございます。4、購入予定の戸別受信機は200台であります。写真は、購入しようとする戸別受信機のイメージ写真でございます。

9ページをお願いします。はじめに、戸別受信機の1概要であります。1で防災行政無線システムの通報を各家庭で受診するための専用の戸別受信機で、4種類の選択呼び出し機能を有するもので、緊急一斉呼び出し、一斉呼び出し、群呼び出し、個別呼び出しの機能があり、以上の呼び出しを受けると自動的に受信状態となります。2で、音量は音量つまみにより連続可変できますが、緊急一斉放送の場合には音量つまみの位置にかかわらず自動的に最大音量になります。また、緊急一斉呼び出し中に解除ボタンを押すことで音量つまみによる調整が可能となります。3で、大津町役場に設置された親局からの録音指示に従い、通報内容の自動録音や親局からの録音指示がない通報の場合でも、受信時に本機の録音ボタンを押すことで通報内容を手動録音することができます。また、あらかじめ留守録音設定することで、通報内容を自動的に録音することが可能で、録音した内容は再生することができます。通報内容の録音時間と録音件数は、標準で2分掛ける30件まで可能であります。設定により録音時間60分の範囲内で録音件数を最大120件まで増やすことが可能で、電源を切っても録音内容は保存することができます。4で、電源は通常AC100ボルトを使用いたしますが、

停電時にはDC 3ボルトで乾電池を使用することができます。(5)では、小型軽量に設定されており、非常時の持ち出しが容易であります。

10ページをお願いいたします。2の品名及び構成と3の主な定格・性能は記載のとおりであります。1、定格の中で(8)の停電補償では、停電時には乾電池の電力で72時間以上の受信機能を維持することができます。

次の、受信部性能及び3、電気性能並びに4、選択呼出し部性能(1)については記載のとおりであります。11ページをお開きください。(1)の呼出動作以外に(2)での分割放送は、一斉放送、群個別放送の分割放送を行う場合には、指定された分割番号で呼出が行えるようにするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。

午後2時09分 休憩

△

午後2時18分 再開

○議長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長松永高春君。

○教育部長(松永高春君) 議案第63号、生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事請負契約の締結について説明いたします。

説明資料の2ページをお願いします。まず、今回太陽光を設置する主な理由として3点挙げたいと思います。1点目は、大津町地域新エネルギービジョン、平成22年2月策定に基づき、太陽光発電設備導入に関する優先度の高い町有施設を対象に太陽光発電設備の導入促進に取り組んでいることです。2点目は、平成24年7月の九州北部豪雨災害を受け、改めて防災・減災のまちづくりが重要視されています。そこで、今回、防災の観点を第一に防災拠点整備の一環として大津町地域防災計画に記載の避難予定場所を対象に設置を行うものです。3点目は、太陽光発電を設置することで、発電時に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい取り組みを行うことです。また、この工事につきましては、平成24年度の繰越事業で社会資本整備総合交付金及び平成25年度の元金臨時交付金を活用し整備を行うものです。

主な工事の内容ですが、建築関連として、太陽光発電受光板モジュール架台一式、アスファルト防水葺き替え1千30平米、ガルバニウム鋼版葺き591平米、塩ビシート葺き576平米、塗膜防水16.2平米、屋上機器取外し取付け一式。電気関連といたしまして、太陽光発電受光板モジュール576枚、80キロワット、パワーコンディショナー8台、無停電装置5キロボルトアンペアプラス逆Vトランス6キロボルトアンペア一式、避難照明設備LEDダウンライト67台ほかとなっております。なお、説明資料3ページに工事概要及び平面図等を記載しておりますのでご参照ください。

次に、議案第64号、運動公園太陽光発電設備等設置工事請負契約の締結について説明いたします。説明資料の5ページをお願いします。太陽光を設置する主な理由については、議案第63号と同じで

ございます。また、この工事につきましては、平成24年度の繰越事業で社会資本整備総合交付金を活用し整備を行うものです。主な工事の内容ですが、電気関連として、太陽光発電受光板モジュール456枚、60キロワット、パワーコンディショナー6台、無停電装置5キロボルトアンペアプラス逆Vトランス6キロボルトアンペア一式、避難照明設備LED24台、建築関連として、太陽光発電受光板モジュール架台一式、コンクリート基礎644平米、フェンス204メートル、片開きフェンス4カ所ほかとなっています。なお、説明資料の6ページに工事概要及び平面図等を記載しておりますので、ご参照ください。

以上が施設の概要です。よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第63号及び64号に関して質疑をいたします。

この2つを並べた場合にちょっと違和感を感じるどころがございまして、まず64号のほうでございますが、こちらのほうは出力でいいますと60キロワット、設計価格は、予定価格が7千万円程度ということになっております。この入札に関して、入札率ですね、比率でいいますと95.45%から71.84%の開きがある。つまり、こちらの工事のほうのメインである太陽光の発電の部分に関しては、これだけの価格差が発生するということがあるわけですね。それに対して63号のほう、こちらのほうはさっきの64号よりも発電の能力でいうと80キロワットということで大きいですね。そうすると、この予定価格、総額の中に占める電気工事の割合というのはこちらのほうがまた大きくなるはずだと考えられます。こちらの電気工事のほうでは、先ほどの95.45%から71.84%の開きがあった。とすると、この63号の中でもこれだけの、より電気部分の規模が大きいわけですから、価格差というのはもっと大きくなりそうなものだなと。これが98%程度のところで収れんしてしまっているというのに非常にちょっと違和感を感じるどころでありまして、こういう事象が起こった理由というのがどういうものなのかというのがまず1点です。

それから、今の話で63号のほうですが、電気と建築の部分、電気の工事の割合のほうが相当に大きいだらうと、全体の中です。この異業種JVというのが初めてだというようなことも言われましたけれども、この異業種JVの中で、普通に考えれば代表構成員、代表のほうは、より工事の中で占める割合の大きい電気部分というのが持つのが感覚的には納得できるなど。なぜその、より受け持ちエリアというかですね、受け持ちの少ない建築のほうの業者さんのほうが代表構成員ということになっているのかというところ。この2点でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

まずはじめに、63号、64号での落札率の内容と、それから電気、双方の二つの議案の電気設備の比較という部分のお尋ねだと思うんですが、まず発電量につきましては佐藤議員おっしゃいましたように60キロと80キロということで違うというようなことで、まずその64号の運動公園のほう

につきましては、今回入札をいただきました、落札いただきました結果が71.8%というようなことで、それにつきましてはそれぞれの業者さんのほうでですね、いろいろな材料費、人件費、労務賃金等、いろいろ計算された上での入札に参加されたものであるというようなことで、その工事の内容につきましては適正な履行が行われるというようなことで入札に参加していただいたものというふうに思っております。企業さんの努力結果じゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから、異業種JVのほうでございまして。生涯学習センターのほうでございましてけれども、これにつきましては落札率が98%というような状況の中で、建築部分と電気部分というようなことの内容のお尋ねだと思っておりますが、これにつきましては入札をしていただくときに工事内訳明細というものを共同企業体の場合につきましては出していただくようになっております。その中で、今回出させていただきました工事内訳書ということでございまして、建築・電気ということで、建築のほうが5千460万円、電気が5千300万円という形で業者さんのほうから、参加者のほうから提出をしていただきましたというようなことでありますので、また今回はそういった防水関係を含めて特殊な工事でございます、やはり長期に渡って維持管理をしていく上で、やはりそういった防水、漏水等がないようにですね、きちんと施工しなければなりませんので、そういった本体部分の適正な工事の施工と、そして太陽光の長期間における適正な稼働ができるようにというようなことでの今回の異業種JVというような形になったところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） もしそういうことであればですね、この63号の入札参加5社の中でその内訳を見られたときに、建築部分と電気部分について、それなりのギャップがあったと考えられるわけなんですけれども、その比率というのは、この5JV、大体同じようなものだったんでしょうか。それともそれなりの開きがあったものなんですか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の再質疑にお答えいたします。

それぞれの建築・電気の工事内訳明細書でございますけれども、今回、建築のほう若干上回っているというようなところで、比率についてはそんなに差はなかったというところで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） そういたしますと、80キロワット部分の工事をするのに、もちろんスケールメリットはあるにせよ、5千300万円程度の経費が必要だというものに対して、今度は64号のほうでは、それより小さい60キロワットで建築部分に関してはかなり規模が小さくなると思いますが、その入札額諸費価格にしても、入札金額にしても、80キロワットと60キロワットの差に相当するほどの開きが今度は出てきてないという見方ができるかと思うんですが、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の再々質疑にお答えいたします。

今回、異業種JVのほうにつきましては、それぞれの設計の中で、その設計を基に参加業者さんのほ

うからそれを基に入札に伴う内訳書ですかね、それを計算の下に出されておりますので、結果としてそういう、当然その物自体のワット数、出力は違いますけれども、異業種JVにつきましては、それぞれ建築・電気に応じて業者さんのほうが計算された上での明細を出されまして、その落札をされておられるという状況でございますので、その分それぞれのほうの業者さんのほうで企業努力をされているというところでの施工を踏まえた上で落札されたものというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ございませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第63号の生涯学習センターの太陽光設置について、主に技術面についてお尋ねをいたします。平面図を見ますと、私もこの建物の屋根の上に上がって確認したことはありませんので、どうも平面図だけでは想像が付かないところですが、まず赤の四角の1番は大会議室の上ですかね、コンクリートの陸屋根のようではありますが、コンクリートのアンカー打って太陽光パネルを固定するというふうに理解をしてよろしいのがですね。

それから、下のほうの、これは文化ホールの屋根ですね、文化ホールの屋根は防水改修方法としてガルバニウム鋼版となっておりますが、これは現在はコンクリートの屋根で、その上にガルバニウムを乗せると。さらに、その上に太陽光パネルを設置すると理解をしてよろしいのか。1番のほうは、コンクリートのそのまま設置、なぜ下の方だけ、文化ホールの屋根はガルバニウムをわざわざ乗せているか、ここのところがどうも理解をしがたい、説明を求めたいと思います。

それから、今回この防水工事が一番大事な問題だと思うんですが、瑕疵期限ですね、一体何年これは防水の補償がなされるのかということが1点。

それから、大変風当たりの強い場所であります。万が一、この太陽光パネルが台風等、竜巻等で飛ばされるとしたら、何のための避難場所になるかということになりかねませんので、こちらのほうも瑕疵担保ですかね、何年間は補償が契約上なされるのかということです。これが2つ目。

それから、あと屋根防水の関係で塩ビシート接着というのは、私もちょっとわかりませんのでちょっと説明を求めたいと思います。これが3点目。

それから、文化ホールの東側に駐車場が設置されておりますが、雨のとき行けば、本体と駐車場の間から盛んに雨が進入してきて、何のために屋根があるんだというぐらい思われるんですが、その工事は全く入っていないというのはどうも、なぜ一緒にしないのかということでもあります。

以上、3点お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、荒木議員が最初にお話されたのは、そのとおりでございます、まずガルバニウム板の部分でございます。これはホールの屋根でございます。これはもうコンクリートになっておりまして、斜めになっております。斜めになっておりますので、そのまま太陽光の角度とほぼ一緒でございますので、そのまま太陽光を設置すると。ガルバニウムを乗せてその上に設置するというところで、ここについてはガルバニウムが一番最適ということで、その斜めになっている部分についてはガルバ

ニューム、その他のところについては、陸屋根でございます。陸屋根の部分については、そのガルバニューム以外の部分です、課題の問題もございまして、ガルバニュームじゃなくてですね、ほかの工法によって検討したところでございます。

それと2点が防水の保証でございます。瑕疵担保期間は10年ということで考えております。

それから、3点目が竜巻等の場合どうなるのかと。これにつきましては、保険を掛ける必要があるというふうに考えております。ですので、その内容にもよりますけれども、竜巻とか、その大きな台風に関しましてはですね、一応保険対応になるかというふうに考えております。保険を掛ける、保険で対応するというところでございます。

それから、塩ビシート防水工法につきましては、機械固定法接着工法ということで、塩ビに充填材などを添加し、補強繊維を積層して成型したシートを塩ビ鋼版とビスで固定する工法ということで伺っております。ちょっと技術的なことになってくると、ちょっと私も詳しくは説明できないんですけども、今申したような内容でございます。

それから、駐車場に関しましては、今回の工事のほうには入っておりません。駐車場に関しましては、今回の交付金事業の中では建物から離れておりますので、補助対象外ということでなっているようでございます。ですから、やるとするならばその分は単費でやらなければいけないということになってきます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 問題は、今度の工事で防水は10年は保証期間ということでありますので、10年間忘れないように見守っていかなくちゃいかんと。ただ、この台風対策ですね、文化ホールの南側はもうまさに何も風よげがないところで、本当に風当たりが強い、高さもあるということで、保険に入ったり済むということではなくて、要するにこれは飛ばされて町民に、住民に被害をもたらすという心配が一番でありまして、この前のように竜巻はなかなかあるかもれませんけれども、一般的な台風で風速何メートルまで耐えられるとか、そのぐらいの契約をするべきではないかと思っております。ですから、この台風対策に対するきちんとした保証を確定するべきであると思っております。その点をお尋ねします。

それから、駐車場については、本体から別物ということらしいですが、本体と駐車場は確かに接合はなされておりませんが、要するにその隙間からどんどん水が入ってくるんですね。隙間からのみずの進入を防ぐには、本体に雨よげか何かを設置しないと、多分無理であろうと思っておりますので、だから、いわばひさしのようなものを一緒に付けたらどうかということで、私はそのぐらいのことが、補助対象にはならなくても一緒に工事をやったほうが合理的であると思っておりますけど、全くそれは不可能なのか。駐車場の隙間の雨漏りを止めるために本体のほうにひさしみたいのを付けて雨の進入を防ぐと。そういう工事を同時にやったほうが合理的であると思っておりますから、一緒にそれをやることは不可能なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 再度の荒木議員の質問にお答えいたします。

駐車場の分につきましては、確かに隙間の部分があるということで確認しております。今回の工事の中で単費の部分もございますので、そのあたりでできることであればですね、検討していきたいというふうに考えます。

それから、先ほどの台風の関係なんですけれども、架台の部分ですね、ある程度の風速何メートルに耐えうるといような部分があるかと思えますけれども、ちょっと今資料を見ていますけれども確認できませんので、そういった計算式の下に、例えば風速60メートルに耐えることができるのか、そういった部分の計算はしてあると思えます。ですから、ある程度の台風には耐えうると。ただ、竜巻等については、ちょっと厳しいのかなというふうに考えております。ですから、そういう部分にそういうものすごい台風とか、竜巻等に関しましては保険で対応するしかないのかなというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ということは、一般的な台風には耐えられるということで理解をしておきますけど、その風速何メートルという資料があれば、後で明らかにしていただきたいと思えます。終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 私は、議案第64号の関係でちょっとお尋ねしたいと思えますが、この入札価格が71.84というのは異例の低価格ということが一つ疑問視されるわけなんですけれども、当初入札書の比較が7千19万円ということですね、かなりの格差がありますね、1千976万円ありますので、そこら辺が内容に的にどうかと。これに対する仕様書といいますか、そういうやつを見られて判断されたのか。モジュール関係、これがどこのメーカーのものかですね、どういう仕様になっているのか。それから、下の方の建築の鋼材で、特に足場ですけれども、足場が鉄製を使っているのか、アルミ製を使っているのかということで変わってくると思えますけれども、やはりあそこは風が強いところですから、特に強度ということは十分考えなければならぬのじゃないかなと思えます。

それから、パネルの向きというのは西を向いているんですかね、これは。そうすると南のほうが南を向いているんですかね。そういうことで、大抵、特に風の抵抗も強いところでもあります。そういうこととて、それから工事をやった後の保証期間が恐らくあると思うんですよね。その保証期間はどのようになっているのかというのを知りたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 手嶋議員の質疑にお答えしたいと思います。

1点目の保証期間ということで、10年となっております。そのほかの分については、担当課長のほうに答えさせたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 生涯学習課長高本淳一君。

○生涯学習課長（高本淳一君） 手嶋議員の質疑にお答えしたいと思います。

確かに風が強いところがございますので、架台等の設置につきましては、鉄製のものになります。

それから、太陽光パネルの設置位置になりますけれども、南側、それから東側のバックスタンドの斜面のほうに設置するという形になります。発電効率からいいまして90%近くは東側を向いても南向きと同じような状況ですので、東側を向いた状態で設置をいたします。斜面の形状のとおり設置いたします。

太陽光のパネル、モジュールですけど、一応ホンダソルティック製と同等の製品という形で設計の仕様書の中には書いてあったと思います。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 先ほど保証期間の件で10年と申しましたけれども、雨漏り関係の保証期間が10年でございまして、工事の保証期間は一応2年ということになっております。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 手嶋議員のご質問に答えいたします。

落札率の71.84%というようなことでの関係でございますけれども、先ほどのご質問の中でもお答えしましたけれども、今回、落札範囲内の他の業者さんからすると低い率となっておりますけれども、結果的には業者さんのご努力で一応こういった結果で落札をしていただいたというようなところで、今回工事につきましては適正な履行ができるものというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 今、岩尾部長から申されましたけれども、適正な価格だということでございますけれども、もちろんメーカーの努力もあろうかと思いますが、そうこの件についてはですね、極端にこういう格差が出るというのが疑義でもあります。なぜならば、もうはっきりわかるとるわけですね。モジュール、それからこの機材のパワーコルデント、それからトランス関係が電気ですけども、あとはもう建築の鋼材関係、コンクリートということで、もうフェンスもありますけれども、わかっているということの中で、こう業者の格差が出て入札されるのかということが、もうこれは異例だろうと思うんですね。今までいろいろな工事がありますけれども、もちろんその入札仕様書というのはある程度専門家にあれされて価格というのは設定されたんだろうと思うんですね。そういう中で、こういう数字が出てきたので、そこら辺はどういうふうにこう検討されたのかなということを聞いたかったんですね。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 仕様関係についてお尋ねでございますけれども、設計の段階でいろんな工事要件等を踏まえた上でですね、設計等を行っておりますので、当然設計委託をやりまして専門的な業者さんのほうに見ていただいて、そして設計をしていただいておりますので、その結果でこのような落札率となったというようなことでございますので、内容につきましても適正な内容であるというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 私からは1点、議案第65号関係の戸別受信機購入について質疑させていただきます。

今回、数量200台ということで、こちら200台に関しては以前予算計上をしっかりとしてもらっているところですが、確認したい点で、配属予定先のところで前回の予算の説明のときには行政区嘱託員、民生委員児童委員等というところで、そのほかに関しても有効な設置場所を検討中であるというお話だったと思います。そこで、今回上がってきたのが町議会議員というところでございます。そういう中で、例えば行政区嘱託員だとか民生児童委員であれば、その役割ですとか、あるいはエリアを踏まえれば意図としては十分理解できます。ただこの町議会議員というのは、例えば場所という、極端な話をするとこういった区長さんだとか、民生児童委員、あるいは議会議員同士が隣近所に何人もあることもあり得るお話でございます。そういった中で、町民の方は、これ購入するとすれば自費というお話もありました。町民の方に言われるお話として、恐らく議会議員のところになぜ置くのかというお話だと思います。我々としてももちろんその放送があれば、議員としても、個人としても率先して動こうと思いますが、そういったところを町がどういった意図で、どういった思想感でこの町議会議員というのを持ってきたのか。もしこの200台の中で、そんなことはないと思うんですけども、余ったのであるから200台そのままやったというお話だと困るお話ですので、その点についてご説明いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、防災行政無線の戸別受信機につきましては、ご説明いたしました配布先につきましては、ご説明をさせていただいたところでございますけれども、まず議会議員さんのほうにということにつきましては、広く町民全体に関わるお立場でもいらっしゃるし、いろんな活動の中でまたそういった災害時、いろんな状況の中で、やはり行政の情報、災害時、いろんな面でその情報を把握していただいた上で、やはりその辺のいろんな情報を生かしていただくという部分で議会議員さんにもそういった配付をさせていただくというようなことで一応考えておるところでございます。

それと、そのほかの配布先につきましては、当然民生委員さんであれ、区長さんであれ、地元で活動されていらっしゃるし、いろんな高齢者の方々、いろいろな子どもさん、またはいろんなそういった地域住民の方を常に把握をしていただいている中で、そういったいろんな行政情報、または災害時の対応というような形で、やはり必要であるということで、それぞれに今回記載しております方々への配付を予定させていただいたところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 町議会議員のところでご説明いただいたんですけども、特段ガイドラインだとか、こうやってほしいというお話ではなくて、議会議員として個々で判断して、情報を集めて動いてほしいという、そういう意味合いというご理解でよろしいですか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） はい、今、議員おっしゃいましたような形でいろんな情報をお知らせし

た上でいろんな対応を、町行政と一緒に対応していただくということで、広く情報を伝えるというような形での、そういったことで予定させていただいたところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第63号及び64号について質疑をいたします。

まず、63号におきまして、この生涯学習センターのホールの屋根の雨漏りというものは、過去何度も問題がありまして、防水加工をしたのを私は覚えておりますけれども、この文化ホールの屋根ですけれども、これについても保証期間というものがありまして、保証期間内に漏れが生じた事実がありました。そのときにきちんと防水のその保証期間の修理をまずやったのかどうか1点です。

次に、この入札の方法とかいろいろ説明されましたけれども、63号、64号共に格付け等級または経営事項審査の総合評定値というものがありまして、この総合評定値というものが800点以上、これが県基準となっているという説明でありました。しかしながら、この63号の2ページの入札参加者の総合評定値を見ますれば、この西原建設、九電工の共同体におきましては1千825点ということで一番低い912点と比べれば倍以上あるということですね。ということは、この経営事項審査においてのこの評定というものは、私は決して厳しいものじゃないと思っていますので、この倍もあるのならば、例えば1千以上とかするならばもっと絞れてくるし、町民としても安心して投資してくださいと言いたくなるような点数ではないでしょうか。この63号を見て、この入札のパーセンテージの98%台というものは、大いに問題であります。しかしながら、ここの総合評定値というものもかなりの問題になると思いますので、この条件の中で800点以上とするのも、これもいかなもんかなという疑義が出てくるということです。これについて、また質疑いたします。

それと、63号におきましては、この98%台という入札価格を見ますれば、そのやっぱり誰が見ても談合と、あつたのではないかなと思えるような数字に思います。落札JV企業と一番高く付けた企業との差は60万円であります。60万円の中にひしめき合っているわけであります。やはりですね、このJVの異業種と併せたJVということで、優位性を説明で言われましたが、優位性じゃなくて、これは業者にとっての優位性じゃないかなと。私はこういった地場企業でできるようなことは地場企業育成ということで、その町内の業者を使うのは大いに賛成でありますけれども、63号と64号を比較した場合にあまりにも差があるということです。64号になりますればもっと範囲が広がりますので、もう71.84%という落札パーセンテージが出てくるということですね。一番高く付けたところと23.61%も差があるということです。こういったところを見ますれば、63号はどうも危なっかしいと言わざるを得ない。ですから、このJVの優位性というものを説明されましたけれども、優位性というものを確認できる何らかの資料なり何なりというのはあるのでしょうか。質疑します。

そして、また先ほどの質疑の中で問題の答弁かなと思ったのが、私はモジュールはホンダソルテック製と思っておりました。だから書いてないのだろうと思っていましたけれども、ホンダソルテック製と同等とききましたね。これは大問題です。同等という見分けというものをきちんと我々にわかるよ

うにしてもらわなければ、地場企業育成の観点、地場に來られている企業を優遇すべきと私は思います。今までかなりの納税をされている本田技研工業様にとって、そういった協力というものはあってしかるべきだと思います。同等ならばホンダソルテックを取るべきだと思いますので、この点についても質疑いたします。

そして、また64号については辞退という指名業者がおりますので、辞退するようなこの指名の申し込みをしているのならばですね、こういったところの指名はもう外すべきだと思います。辞退ということは、能力がないということです。そういったところを指名業者として選定する必要はないと思います。ですから、この辞退の理由というものをちゃんとお聞きしたいと思います。

次に、耐用年数ですけれども、耐用年数がさてどのぐらいあるのかなと考えまして、この金額に対して、この63号、64号の金額に対して、この売電換算というもので割ってみました。そうすれば、契約金額のこの63号については、26年かかります、この金額でペイするのはですね。そして、64号においては16年かかるということです。ですから、ただ単に売電換算で割っただけの数字ではありませんが、この売電価格というのは下がる可能性はあっても上がる可能性はないと思います。実際、ドイツあたりでこういった自然エネルギーの推進をやって、政府が買い上げるとやっておりましたが、破綻状態になって取りやめたというような世界的傾向も出ている次第であります。まだまだこの太陽光というものは効率は低いとみなされているわけですから、こういった点について一体耐用年数どころか、何年使おうと一体思っているんでしょうか。こういったところは非常に今回の一般質問でも出ました。ハコモノの管理の仕方ですね、考え方、そういったものを打算的に計算されているならば、町民の負担する側とするならばたまったものではないということです。

以上、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑の中で、防水関係の保証期間にやったのかということについてお答えしたいと思います。昭和58年度にこの生涯学習センターは竣工しております、平成15年度に屋根部分の改修工事を実施いたしました。平成15年12月に改修工事は竣工いたしました。その後、ちょっと雨漏りが出まして、平成18年度には補修工事を実施しております。部分的な補修をしなければ雨漏りが続いたということでございます。その後もですね、何回も業者によりまして手直し、補修をやってきております。ただ、保証期間はまだ残っておりますけれども、抜本的な対策まで至っておりません。今回、社会資本整備総合交付金事業を実施するというので、太陽光を乗せるということですね、その対象外の屋根の部分も合わせて抜本的な雨漏り対策をしたいということで今回お願いをしたということでございます。これまで何回も保証期間におきましては業者のほうでメンテナンス、見ていただいてやりましたけれども、なかなか完全に止まらなかったというのが現実でございます。ホンダソルテック同程度以上ということで先ほど課長のほうが答弁したかと思いたすけれども、当然地場産業育成のためにですね、ホンダの製品を使っていたきたいというお願いをしているところでございます。

先ほど永田議員がおっしゃったように、投資をしておりますけれども、その投資を取り戻すという

のは非常に現実的に難しいと、永田議員がおっしゃるとおりでございます。今回は、先ほど説明いたしましたように、3つの理由で行ったと、エネルギービジョン計画に基づくもの、それから避難所対策、防災拠点としての対策、それから二酸化炭素対策、地球に優しいということで、この3点が主な理由でございます。確かにその中で生涯学習センターにおきましてはですね、7年間を目途に機器の入れ替えが必要な部分が出てきます、売電の場合は。その部分も計算いたしまして、生涯学習センターの場合は休館日とか、使わない部分がございますので、概算で計算しておりまして、売電したほうがメリットがあるということで売電の機器を、周辺機器を置いて、大体7年サイクルで計算をしたということになります。どれだけ持つのかということでございますけれども、大体7年サイクルでちょっと見ていかなければいけないのかなということで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えします。

まずはじめに、総合評定値800点ということに関しましてでございますが、この件につきましてはご存じのように平成23年に美咲野小学校の電気設備工事におきまして、その際800点以上で入札公告を行っております。今回、そのときは13者の入札の参加申請が上がっておりまして、今回は前回との入札の整合性、また競争原理という面で今回800点以上ということにさせていただいております。

それから、異業種JVの優位性というようなことに関しましてでございますけれども、今回太陽光設備と建築ということで、今回、太陽光設備を設置するには、やはり基礎となる、先ほどもご質問あつておりましたけれども、屋根が十分防水がなされていないと、やはり施工後の管理におきまして屋根の改修が必要となった場合につきましては、太陽光設備等がしているために過大な改修費も今後は想定されるというようなことがございました。それから、太陽光につきましてはやはり最低でも20年間使用することになりますので、基礎となる屋根につきまして20年間雨漏りがないような防水がやはり必要でございますので、そういったことのためにも、やはり専門工事の異業種における工事間の密接な調整が必要であるというようなことで、やはり確実な施工の確保を行う上で今回の工事におきまして屋根を改修する建築工事と太陽光の電気工事を組み合わせた異業種JVというようなことの判断をさせていただいております。

それから、辞退の件でございますけれども、64号の件ですけれども、これにつきましては8月30日に入札を行っておりますけれども、前日の8月29日に都合で辞退いたしますというようなことでの届けがっております。

以上、3点ございましたですかね。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

先ほど教育部長の答弁の中で、平成18年にもやったけれども、それでもやっぱり雨漏りがしてしまうということで、現在進行形で今も雨漏りがしているということですよ。それで抜本的こういった元気臨時交付金を利用したもので、この逆にガルバニウムだったですか、ああいったものをかぶ

せてやってみようということじゃないですか。要するに、前回防水工事をして、防水ができましたよというのが確認できてないということですよ、言うならば。結局、防水工事として我々は多大な税金を払ったわけです。しかしながら、その保証期間というのはあるけれども、雨漏りはしたままということですよ、結局。ということはですね、雨漏りしたままの状態の上に、またそれを防水するというのであるならば、もう逃げられたと一緒にですよ。そういったところにきちんとしてもらわなきゃ、言うならば。責任をちゃんと持ってもらわないとだめですね。結局、その防水工事というものがなかなか難しいかもしれないけどできますと言って手を挙げた業者なんですよ、言うならば。それはきちんとしてもらわないと納得できないんですよ。やはり、物には順番というものがあって、それがきちんとして履行されていて、その後には上からまた再度防水の強固のものをしますよというなら、まだ強固になってしまうじゃないですか。結局、その下は雨漏りするかもしれないような地盤のまま上からかぶせるということですよ、言うならば。一町民から考えても、それはおかしいだろうと言われると思いますよ。ですから、例えばその防水工事を二度、三度、四度とやったけれども、本当にこれは難しくてもう原因がわからないとかいうのであるならば、その証拠を見せてください。そうしたならば、やはりその業者をつぶすわけにはいきませんので、もう一度やっぱりそういった防水工事をあの屋根の上に乗るだけでも相当な経費と時間かかると思います。ですから、無理難題をかぶせなさいと言っているわけではなくて、契約というものは、やはり法治国家の中で、その中の契約というのは非常に重要なんです。責任はきちんとしていただかなければ、こういった63号は通すわけにはいかないというふうになってしまうということです。ですから、今まできちんとしてこなかったものをこれでごまかすというふうに見られてしまうと思いますので、その点について再度質疑ときます。

それと、ホンダソルテック製を使うのは、それは当たり前でしょうということで計算が成り立つんですけれども、64号、63号を比較したときに、最初の質疑のときに、この契約金額の中で発電設備と防水の改修の工事はいくらといくらに分かれるんでしょうかという質疑の中で、5千300万円と5千460万円という説明がありました。で、この71.84%で落札された64号のこのシステムを、これは60キロワットということで計算を1キロワット当たり計算をしてみました。63号においては80キロワットのものでありますから、この1キロワット当たりいくらぐらい大体するんだろうかなとしたら、びっくりすることですね、この63号と64号は逆転しました。64号というのは、この71.84%でえらく安かったような感じがしますが、これはただ単に発電施設であります、5千300万円を80キロワットで割ってみた1キロワット当たりは6万2千500円、64号については8万4千500円ということで差が1万7千800円も出てしまうんですね。同じモジュールについて、これはきちんとした精算ではありません。もちろんそれだけ本当は見積書を見てほしいのですけれども、64号については土台とかいろんなものも入っておりますので、それでもおかしいことに63号は98%台の落札率を考えてもですね、このモジュール関係は非常に安価に実は手に入っていると考えられます。ですから、防水の改修工事のほうがえらく高くついているということです。逆に言うならば、防水の改修工事は、その単価でいきますればこの100%を優に超えている、失格というふうな計算も成り立つということです。この意味わかりますでしょうか、私が言っているのは。

だから、64号と63号を重ねた場合のこの発電設備ですね、そういった割り出しとこの63号の防水改修と発電設備の合算したJVは有利と言われましたけれども、これは合算したお陰で逆に高くなったと私は言いたいですよ。そういったのがたったこれだけの出された資料の中である程度伺えてくる計算が成り立つと私は思います。結局98.02%というのは、ボロ儲けになるのじゃないかなというふうにしかありませんので、このJVの優位性というものがですね、発揮されてないと思うんですよ。やはりこれは分離してすれば、この63号と64号をはっきりこの区別してですね、そして競争させて、本当に単価というものは一体いくらなんだろうかなというのが出てきたと思います。ですから、この発電設備のこの金額が逆転するというのをちょっと入札の比率というものは何でこんなに差があるのかなと、こういったものに疑義を持たなければ業者の言いなりになってしまうと。ただ単に、予定価格を設計しましたということで、この予定価格自体も信じられない価格になってしまうということに思いますので、この点について、わかる範囲でよろしいですから、詳細積算をどこまでやったのかというものをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） まず、雨漏りの件ですけれども、永田議員も内容は十分ご存知だと思うんですけれども、何回か手直し工事やったわけですが、メンテもしていただいたわけですが。一端は止まるんですね、一端は止まって、1年ないしすると、また漏れ出すということで、いろいろ私なりににも上に上がってみてですね、内容も何回か確認したことがございます。構造上ですね、あそこの屋根が、陸屋根は普通真っ直ぐでこうなっているんですけれども、生涯学習センターの屋根は中が箱形になっております。それで、箱形の中に防水シートをやったわけですが、ゲリラ雨あたりが降ったときに水がその屋根に溜まる構造になっております。そして、上から順番に配管を通して下に落ちていくんですけれども、配管が下に行けば行くほど小さな配管になっております。ですから、そのときとしては、多分屋根は調整池の役割をしていたのではないかなというふうに考えるほど、ゲリラ雨が降ったときは屋根に水が溜まると。水が溜まる状態で何日かしておりますと、そのときは雨漏りしないんですけれども、何日かしてから、どこからか浸みてきて漏ってくるという状況がこれまで何回も続いたということで、上の方の状況については目視にできる範囲内では亀裂等はないんですけれども、雨が止んで何日かしたときにしみ込んできてですね、こう出てくるということで、抜本的な解決策になってないというのが現状でございます。お答えになったかどうかちょっとわかりませんが、そういった状況で今回一緒にですね、全面的な改良をせざるを得ないということでございます。

設計の内容につきましては、当然委託をしております、その中で十分中身も委託業者によって確認をしておりますし、さらに設計技師のほうに確認をして適正な設計を確認したところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 引き続き質疑をいたしますけれども、設計あたりは間違いなかったということで、しかしながら単価、そういった製品の価格あたりの比較は行ってないと理解していいんですね、言うならば。あくまでも業者に任せとただけで、今度の落札は同じ業者ではない。しかしながら、モジュールは同一のものを使うと言っているんですね、出力ほど違いますけれども。ということは、

単価というものがどれぐらい差があるかというぐらい、それは比べるのは当たり前ですから、そういったこともやらなかったというならば、これは係として本当に仕事をしたうちに入らないですよ。きちんとですね、我々の税金が余計に使われないようにきちんとそういったところは見ていただかないといけないということです。ですから、ただ単にこれだけをもらっただけで、私がほんの少し計算しただけでそういった疑義が生まれるような金額が出てきてしまうということです。ですから、先ほどの答弁でもですね、何度しても止まらない、上は水が溜まるような構造になっているようでございませうとか言うならば、そういったところでですね、こういった発電モジュールを乗せます。普通考えないですよ。調整池あたりに発電モジュール乗っているところ見ますか、言うならば。またそういったところも失言と私は思うんですよ。それ自体だったらですね、それは適してないですよ。そして、だんだん狭くなっているとか、もうそういったところを改善しなければ、結局適さない場所に発電施設をそこに設置しようとしているわけです。ですから、この63号あたりは、廃案になるべきになるんですよ。きちんとした説明ができてないということです。ですから、このJ Vの優位性というものを明らかにできない。そして、ただ単にそのモジュールだけでの換算、それをこの出力でも、その枚数でも、何でもいいです。割ってみたならば、それも計算がやたらと違うというならば、やはりこれはおかしいんじゃないでしょうかね、言うならば。ここまで言いましたので私は反対討論に出ないと思います。だけれども、この質疑にですね、きちんと答えてもらわなければ反対せざるを得んのですよね。そういった、一体そのモジュールはいくらするんだいと、こっちにもあっちにも付けるもんねというのは、当たり前の行為と私は思います。それと、答えづらいでしょうけど、町長に対して、その設置する場所がそういった調整池みたいな役割をしている場所ということですので、そういったところというのは、その場所の選別自体おかしくないでしょうか。これについて、町長の所見もお伺いしておきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 今現在の状況がそういった状況でありますので、水が溜まらないように配管を直接外に出すように、今、内樋方式ということで中のほうに樋がございませうので、その内樋方式を外に直接配管ができる、ストレートに水が落ちるように今回その分も含めて、調整池にならないように設計をしているところでございませう。今現在の状況は、だんだん配管が細くなってですね、水をはくことができませんのでだんだん溜まっていく状況ですけど、それに対応するためにですね、直接配管を下の方に落とす、外樋にすると、外から落とすということで、直接水を落としてしまうと。今が直接水が落ちない状況になっているんですよ。だんだんにですね、3階分から2階、2階分から1階、その3階分から2階に行く樋がですね。

設計自体、品物自体の単価は一緒でございませう。ただですね、運動公園と生涯学習センターの最も大きな違いはですね、架台部分の施工方法が違うということでございませう。運動公園のほうは架台をずっとバックスタンドのところにつくっていきますので、そういった部分で単価の差が出てくるというふうを考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑で、63号、64号ということで、それぞれ電気部分の占める割合からすると80キロ、60キロ、出力割合に応じて割合が違う、単価が違うというようなことでございますけれども、それぞれ教育部長のほうからご説明ございましたけど、当然その必要とする部材等の確保はあると思いますけれども、それぞれの業者さんのほうの落札の、永田議員おっしゃいましたけれども、その落札結果としてこういった率の中です、それぞれ個別に単価をはじき出すと、それぞれ割合的に違ってくるというようなことでございますけれども、それぞれ設計を適正にされた中で業者さんのほうもその辺の落札範囲の中でご努力をいただいた結果であるというふうに考えておりますので、今後、内容につきましては、当然言われるようにその費用対効果という面で考えていかなきゃならないと思いますけれども、それにつきましては今後落札、入札等につきましても今後さらに適正なものになるように考えて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君

○13番（永田和彦君） 議案第63号及び議案第64号に対して、質疑で収まりませんでしたので反対の立場から討論をいたします。

実際、この63号、64号を見てもみすれば不思議に思うことばかりでありまして、64号で九電工は88.33%を出すような同じ品物なのに、JVを組んだ途端98.02%という数字になってしまふということでありまして。これを見ただけでも、やはり疑義に思わざるを得ない。

そして、また先ほどの内容、この契約金額の内訳として5千300万円が発電設備であって、5千460万円が防水改修としたときに、これはすべてが同じものではありませんが5千300万円を64号よりも多い63号の80キロワットというふうで割ってみたら、どうしても単価が余りにも差異があるということでありまして。そういった入札は終わったけれども、きちんとした金額であったというような、そういった確認自体をされていないということです。それだけ町民の税金に対して甘いこの議案の提出だったと考えられます。元気臨時交付金が出て、それを活用するのは悪いことではないし、防災拠点の整備というものでは、これはやはり早急にすべきであると思いますが、今回のこの入札の結果を見てもみすれば、そういった疑義があまりにも多すぎて通すわけにはいかないと思います。やっぱりこういうことをきちんとチェックするのが我々議員の仕事でありますから、議員の特性といたしまして監視監督批判牽制をやっていくというのが行政に対するスタンスであります。ですから、この基本的な議員としてのスタンスからしても、この63号、64号を通すわけにはいかないということでありまして。

そして、またこれについてきちんとした答弁ができなかったと、執行部の答弁ができなかったということ。私は町の代表として出るからには、きちんとした正装で出てきなさいということ。言ったにもかかわらず、ネクタイをして正装でなくクールビズで答えられるということに非常に憤慨して

おりますけれども、私も人間でありますから、そういった個人的感情は出てきます。ですから、きちんとした追究をやっていかなければならないということがスタンスとして当たり前のごとく出てしまうということでもあります。

どうか皆さん、63号、64号については、反対という形を通していただいて、再度きちんとした明細、詳細、単価の内訳というものを出示していただくということがやはり筋ではないかなと思いますので、63号、64号に対しては、反対の立場から討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論はありませんか。

津田桂伸君。

○14番（津田桂伸君） 私は、賛成とか反対ではありません。永田君が言うのも一理あると思います。がですね、やはり執行部もある程度納得しながら、このことについてはですね、今日、賛成、反対じゃなくですね、やはりきちんとした説明を聞きながらやってもらいたいというのが私の考えでございます。そうでないですね、やはり議会制民主主義の中でですね、立派な入札ではなかったか、あったかわからないような状況の中でですね、これを否決するわけにはいかないと思いますので、大変永田君には申し訳ないと思いますが、実際見ていながら、それは疑義があるのは当然だと思います。しかしですね、やはり設置場所とかいうことについてもですね、いろいろ執行部の考えが、説明が足りないところも多々あると思いますが、私もこの議会の前に担当部長あたりと聞きながら、何で雨漏りのする中で、舗装もするし、何もするけんということで打合せもした中でですね、何で全部ガルバでせんとかと、今まで何回も雨漏りがしておりましたので、そういうことでしたら、今日のような、さっきのような答弁でございましたので、私も疑義に思っておりましたがですね、やはりこのことにつきましてはですね、本当にガルバで何で全部すれば雨漏りがしないのかということも言いましたが、経費がかかるか何とかかんとか言いますので、そういうことでありましたので、やっぱり皆さん方の慎重なるあれを聞きながら、このことにつきましてはみんなでもた疑義があると思いますが進めていくならどうかと思いますので、よろしく願いしときます。

どっちかというような発言内容でございましたが、賛成の立場で、私はそういうことで持っていきたいと思います。大体反対をしようごたるとも半分、賛成しようごたるとも半分でございます。そういうことですね、中立な立場ということでしましたが、永田君反対でございますので、賛成の立場で討論しました。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第62号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、生涯学習センター太陽光発電設備設置他工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、運動公園太陽光発電設備等設置工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成25年度防災行政無線戸別受信機購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、同意第2号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第5回大津町議会定例会閉会します。

午後3時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月19日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 吉永 弘 則

大津町議会議員 源 川 貞 夫